

第4回幕別町議会定例会

議事日程

令和元年第4回幕別町議会定例会
(令和元年11月29日 10時00分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第8条、第11条）
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第1 会議録署名議員の指名
16 藤原 孟 17 東口隆弘 18 中橋友子
（諸般の報告）
- 日程第2 会期の決定
（諸般の報告）
行政報告（町長）
- 日程第3 議案第77号 幕別町債権管理条例
- 日程第4 議案第78号 幕別町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
- 日程第5 議案第79号 職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第80号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う一般職非常勤職員に係る関係条例の整備に関する条例
- 日程第7 議案第81号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う行政事務の委託等に係る関係条例の整備に関する条例
- 日程第8 議案第82号 幕別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第83号 特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第84号 幕別町議会議員の期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第88号 指定管理者の指定について
- 日程第12 議案第89号 令和元年度幕別町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第13 議案第90号 令和元年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第91号 令和元年度幕別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第92号 令和元年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第16 議案第93号 令和元年度幕別町簡易水道特別会計補正予算（第3号）
- 日程第17 議案第94号 令和元年度幕別町公共下水道特別会計補正予算（第3号）
- 日程第18 議案第95号 令和元年度幕別町個別排水処理特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議案第96号 令和元年度幕別町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第20 陳情第5号 「日米共同訓練の規模縮小とオスプレイ参加の中止を求める意見書」の提出を求める陳情書
- 日程第21 陳情第6号 「日米共同訓練に参加する米軍輸送機オスプレイの補給拠点として陸上自衛隊帯広駐屯地を使用しないことを求める意見書」の採択及び関係諸機関への提出に関する陳情書
- 日程第21の2 陳情第7号 幕別町行政区設置条例に関する陳情書

会議録

令和元年第4回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 令和元年11月29日
- 2 招集の場所 幕別町役場3階議事堂
- 3 開会・開議 11月29日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (19名)

議長 寺林俊幸

副議長 中橋友子

- | | | | | |
|---------|---------|---------|---------|---------|
| 1 石川康弘 | 2 小田新紀 | 3 内山美穂子 | 4 藤谷謹至 | 5 小島智恵 |
| 6 若山和幸 | 7 岡本眞利子 | 8 荒 貴賀 | 9 酒井はやみ | 10 野原恵子 |
| 11 田口廣之 | 12 谷口和弥 | 13 芳滝 仁 | 14 千葉幹雄 | 15 小川純文 |
| 16 藤原 孟 | 17 東口隆弘 | | | |

- 6 地方自治法第121条の規定による説明員

町 長 飯田晴義

副 町 長 伊藤博明

教 育 長 菅野勇次

農業委員会会長 谷内雅貴

代表監査委員 八重柏新治

企画総務部長 山岸伸雄

住民福祉部長 合田利信

経 済 部 長 岡田直之

建設部長 笹原敏文

会計管理者 萬谷 司

忠類総合支所長 川瀬吉治

札内支所長 原田雅則

教 育 部 長 山端広和

政策推進課長 谷口英将

総 務 課 長 新居友敬

地域振興課長 亀田貴仁

糠内出張所長 天羽 徹

税 務 課 長 高橋修二

住民生活課長 佐藤勝博

防災環境課長 寺田 治

保 健 課 長 白坂博司

土 木 課 長 小野晴正

水 道 課 長 山本 充

保健福祉課長 林 隆則

学校教育課長 宮田 哲

生涯学習課長 石田晋一

学校給食センター所長 鯨岡 健

監査委員会事務局長 石野郁也

- 7 職務のため出席した議会事務局職員

局長 細澤正典 課長 半田 健 係長 遠藤寛士

- 8 議事日程

議長は議事日程を別紙のとおり報告した。

- 9 会議録署名議員の指名

議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。

- 16 藤原 孟 17 東口隆弘 18 中橋友子

議事の経過

(令和元年11月29日 10:00 開会・開議)

[開会・会議宣告]

○議長（寺林俊幸） ただいまから、令和元年第4回幕別町議会定例会を開会いたします。
これより、本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長（寺林俊幸） 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（寺林俊幸） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員に、16番藤原議員、17番東口議員、18番中橋議員を指名いたします。

[会期の決定]

○議長（寺林俊幸） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本定例会の会期は、本日から12月20日までの22日間といたしたいと思います。
これにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)
○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日から12月20日までの22日間と決定いたしました。

[諸般の報告]

○議長（寺林俊幸） ここで、諸般の報告をいたします。
監査委員から、地方自治法第199条第9項の規定による財政援助団体監査結果報告書及び同法第235条の2第3項の規定による例月出納検査結果報告書が議長宛てに提出されておりますので、お手元に配布いたしました。
次に、11月13日、全国町村議会議長会創立70周年記念式典及び第63回町村議会議長全国大会と第44回豪雪地帯町村議会議長全国大会がNHKホールにおいて開催され、私が参加をしております。その議案の抜粋をお手元に配布してありますので、後ほどごらんいただきたいと思います。
これで、諸般の報告を終わります。

[行政報告]

○議長（寺林俊幸） ここで、町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。
飯田町長。
○町長（飯田晴義） 令和元年第4回町議会定例会が開催されるに当たり、この1年間、町政各般にわたり、議員の皆さまから賜りました温かいご指導とご協力に対しまして、心から感謝とお礼を申し上げます。
新たな時代の幕開けとなりました令和元年も残すところ、あとひと月余りとなりました。
おかげさまで計画いたしました各種施策や事業等につきましては、議会をはじめ、町民の皆さまのご理解とご協力をいただきながら、順調に進められたものと考えております。
ここに、改めて感謝を申し上げますとともに、引き続き、残された行政課題の解決に向け取り組んでまいります。

以下、当面する行政の執行につきまして、ご報告をさせていただきます。

はじめに、役場庁舎建築において採用した免震オイルダンパーの取り替え工事について申し上げます。

昨年 10 月 16 日、KYB 株式会社及びその子会社であるカヤバシステムマシナリー株式会社が製造・販売した建築物用の免震オイルダンパーの一部について、性能検査記録データの書き換えにより、国土交通大臣認定の性能評価基準に適合していない不適合品があったことが公表され、本町役場庁舎に納品された免震オイルダンパー 12 本全てが不適合品であったことが報告されたところであります。

その後、安全性の検証を行い、「極めてまれに発生する地震動に対して倒壊・崩壊しないものであり、震度 6 強から 7 クラスの地震に対して倒壊の恐れがない」ことが確認されていたものであります。

町といたしましては、実際の製造を行っていたカヤバシステムマシナリー株式会社に対し、これまで交換作業の早期着手と完了を強く求めてきたところでありますが、11 月 20 日に来年 2 月 8 日から 16 日にかけて 12 本全ての取り替え工事を行うとの連絡があったところであります。

取り替えに使用される新たな免震オイルダンパーにつきましては、国の指導に基づきこれまでの検査体制を改め、性能検査に用いる検査機の不正防止処置を施した上で第三者機関の検査員による全数検査を通過したものを使用することとしており、検査データの書き換えだけでなく性能評価基準への確実な適合など、品質確保の強化が図られたものとなっております。

また、工事につきましては、閉庁日に資材の搬入、搬出を行い、開庁日においては来庁者に影響が及ぶことのないよう十分留意しながら進めていくこととしており、工事にかかる全ての費用につきましては、全額カヤバシステムマシナリー株式会社が負担することとなっているものであります。

町といたしましては、工事が終了するまでの間、しっかりと管理、監督を行い、確実な施工となるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、とちち帯広空港の運営委託について申し上げます。

帯広市は、国、北海道、旭川市とともに、令和 2 年からの北海道内 7 空港の一括運営委託に向けた手続を進めてきましたが、このたび、各審査を経て、本年 10 月 31 日に北海道エアポート株式会社を帯広空港運営事業者として指定し、帯広市と実施契約が締結されたところであります。

今後につきましては、来年の 1 月 15 日から北海道エアポート株式会社による道内 7 空港のビル経営が行われ、令和 3 年 3 月 1 日からは、滑走路などの空港施設も含め、一体的な運営が開始される予定となっております。

また、本町は、現在の運営事業者である帯広空港ターミナルビル株式会社の株式を 104 株保有しておりますが、新たな運営事業者が帯広空港ターミナルビル株式会社の全株式を取得し、ビル施設等の経営を行うこととなりますことから、本定例会の補正予算に株式譲渡に関する売払収入を計上させていただいたところであります。

次に、忠類地域における企業誘致について申し上げます。

本年 3 月に、株式会社クボタ道東支社大樹営業所から、営業所の規模拡大を図るため、忠類地域に移転したい旨の相談を受け、これまで相手方と協議を進めてきたところでありますが、今月 21 日に忠類栄町 362 番地 1 及び 362 番地 2 の忠類インター線と忠類上当間線に面した約 1 万 2,000 平方メートルの町有地に立地することで、協議が調ったところであります。

進出企業の事業内容といたしましては、農業機械の販売・修理を計画しており、地域農業の振興はもとより、地域経済の活性化や雇用の場の創出などが期待されるところであります。

売却に当たりましては、当該土地に布設されている水道管を移設する必要がありますことから、令和 2 年度中に移設工事を行った後に契約を行う予定としていただいております。

次に、忠類ナウマン象化石骨発見 50 周年記念事業について申し上げます。

忠類ナウマン象の化石骨は、昭和 44 年 7 月 26 日、道路工事現場で作業員に発見され、ことが 50 年の節目に当たることから、当時の状況を顧みて忠類ナウマン象の学術的価値と歴史を再認識することを目的に 50 周年記念事業を開催してまいりました。

記念事業では、化石象と現代象の「象」つながりとして、忠類小学校で育てたカボチャを札幌円山動物園の象にプレゼントする「かぼちゃプロジェクト」を実施したほか、ナウマン象とマンモス象がともに発見されている本町と北広島市のつながりから北広島マンモス象の実物大模型をお借りし、10月5日から11月4日までの間、ナウマン象記念館で特別展を開催いたしました。

期間中に「忠類どんとこいむら祭り」が開催されたこともあり、3,181人の方にご来館いただき、ナウマン象とマンモス象の魅力を伝えることができたものと考えております。

さらに、10月27日には、50年前の発掘に携わった北海道教育大学名誉教授の木村方一氏、11月2日には、ナウマン象と思われていた歯の化石をマンモス象のものと同定した滋賀県立琵琶湖博物館館長高橋啓一氏をお招きして、記念講演会を開催いたしました。

また、10月29日から11月2日までの5日間、50年前と同じ化石骨発見現場において、ナウマン象の足跡化石の発掘調査を行い、ナウマン象の足跡と思われる痕跡が確認されたところであります。

記念事業に当たりましては、北海道博物館をはじめ、足寄動物化石博物館、北広島市エコミュージアムセンターなど、ご協力をいただきました関係者の方々に感謝とお礼を申し上げる次第であります。

町といたしましては、今年度の調査結果を踏まえ北海道博物館など関係機関と協議を行い、新たな歴史的発見に大きな期待を抱きながら次年度以降の調査研究につなげてまいりたいと考えております。

次に、本年度の農作物の作況について申し上げます。

本年は、6月下旬の日照不足や7月上旬の降水量不足、さらには8月の高温など作物の育成にとって厳しい気候でありましたが、農業者の皆さま方の的確な肥培管理により、おおむね平年並みの生育状況であったと伺っております。

主な作物について申し上げます。

秋まき小麦は、製品単収が約10.7俵と平年よりやや多い収量で、品質も収穫時の好天により全量1等の品質を確保したところであります。

馬鈴しょは、大玉傾向で、収量は平年よりやや多く、品質は天候不順の影響を受けたものの、平年並みとなる見込みであります。

てん菜につきましては、順調に生育し、平年以上の収量になる見込みですが、糖度につきましては、16.5%と平年並みとなる見込みであります。

豆類は、播種後の天候不順により生育に遅れが生じておりましたが、夏以降に回復し、平年並みの収量及び品質となる見込みで、特に小豆につきましては、全国的な品薄状態のため高値で取引されていると伺っております。

野菜のうち、長芋は、平年並みの収量及び品質となる見込みで、ゆり根につきましては、2L以上の規格が多く、平年を上回る収量及び品質となる見込みであります。

飼料作物につきましては、牧草は、天候不順の影響を受け、収量は平年を下回っておりますが、飼料用とうもろこしは、倒伏被害も少なく、平年を上回る収量及び品質となる見込みでありますことから、良質な越冬用粗飼料の確保がなされたものと考えております。

このように農作物全体の収量及び品質が総じて平年並みとなる見込みでありますことは、生産者の日々の努力と、各農協や普及センターなど農業関係団体の指導のたまものであると、改めて敬意を表する次第であります。

次に、公共工事の発注状況について申し上げます。

11月末現在での公共工事の発注済額は13億215万円で、発注率にいたしますと87.6%となっており、前年度からの繰越事業を含めて、計画しておりました工事の大部分を発注し終えたところであります。

発注済みの工事につきましては、工事の早期完成とともに労災事故の防止など、安全管理の徹底を図るとともに、今後の発注工事におきましても、発注条件の整備など安全な工事の遂行に万全を期してまいりたいと考えております。

次に、新年度予算編成の取組について申し上げます。

国は、「経済財政運営と改革の基本方針 2019」に基づき、持続的かつ包括的な経済成長の実現と財政健全化の達成を両立することとしており、地方財政においては、地方一般財源の総額について、2021年度までは2018年度地方財政計画と実質的に同水準を確保するとしております。

また、歳出改革の取組を継続する方針とは別に、消費税率引上げの需要変動に対応する影響の程度や最新の経済状況等を踏まえ、適切な規模の「臨時・特別の措置」を講じることとしており、今後の予算編成過程において検討するとしております。

町の新年度予算編成につきましては、年末に向けて国の予算案や地方財政計画、地方債計画などが示された後に予算編成作業が本格化いたしますが、こうした国の動向を十分注視するとともに、地方財政に関する施策の情報収集に努め、今後の社会経済などの先行きを見据えた予算の編成を行ってまいりたいと考えております。

以上、当面する諸課題等につきましてご報告をさせていただきましたが、議員の皆さまには、引き続き町政の執行に対しまして一層のご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げます、行政報告とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） これで、行政報告は終わりました。

[委員会付託]

○議長（寺林俊幸） 日程第3、議案第77号、幕別町債権管理条例を議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第77号、幕別町債権管理条例について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の1ページ、議案説明資料の1ページをお開きください。

はじめに、本条例の概要についてご説明申し上げます。

議案説明資料の1ページをごらんください。

「1 制定趣旨」についてであります。

町が保有する債権を確実に徴収することは、納付の公平性はもとより、自主財源の確保を図る上で非常に重要であります。

また、町の財政を健全に保ち、町民負担の公平性を確保するためには、債権の管理について法令等に基づき適切に取り扱うことが必要でありますことから、債権管理に関する事務処理基準を明確化するため、本条例を制定しようとするものであります。

次に、2と3では、本条例での定義を記載しております。

債権とは、地方自治法第240条に規定する「金銭の給付を目的とする地方公共団体の権利」を指すもので、町が収入すべき権利を持つ金銭債権の全てを指しております。

幕別町における主な債権は、各種の税、介護保険料、保育所保育料など、公法上の原因によって発生する債権で、法律に滞納処分規定のある「強制徴収公債権」。

農業集落排水処理施設使用料など、公法上の原因によって発生する債権でありながら、法律に滞納処分規定のない「非強制徴収公債権」。

へき地保育所保育料、公営住宅使用料、学校給食費、水道使用料など、私法上の原因によって発生する債権で、法律に滞納処分規定のない「私債権」に分類されます。

次に、「4 債権管理の流れ」についてであります。

滞納処分規定のある「強制徴収公債権」と滞納処分規定のない「非強制徴収公債権」及び「私債権」に分けて記載いたしております。

（2）非強制徴収公債権と私債権は、強制徴収公債権とは異なり、滞納処分規定がないことから、裁判所による強制執行等によらなければ債権回収ができないものであります。

また、「私債権」は、「時効の援用」の申し出によって、消滅時効が成立することから、本条例で

は、一定の事由に該当する場合にあっては、債務者の時効援用の申し出がなくても債権を放棄することができる旨を定めております。

2 ページには、本条例の条ごとの説明を記載しております。

議案書にお戻りいただき、1 ページをごらんください。

条文に沿ってご説明申し上げます。

第1条は、条例制定の目的を定めております。

第2条は、定義規定であります。

第3条は、債権管理に関する事務処理は、法令等の定めがある場合を除いて本条例の定めによるものとなります。

第4条は町長の責務を、第5条は台帳の整備を、第6条は、債務者に関する情報の利用及び提供について、債権管理を所管する担当部署間において可能とすることを定めるものとなります。

2 ページになります。

第7条は督促について、第8条は延滞金及び遅延損害金について、第9条は滞納処分等について規定しております。

第10条は、非強制徴収公債権と私債権について、督促後においても履行されない場合の強制執行等の措置について定めております。

ただし書きでは、徴収停止や履行延期の特約等の措置をとる場合など特別の事情があると認める場合は、この限りでないとしております。

3 ページになります。

第11条は、町の債権について、債務者の信用不安が生じていると判断した場合などの履行期限の繰り上げについて定めております。

第12条第1項は、債務者が他の執行機関から強制執行などを受けたことを知った場合の配当要求などの措置について、第2項は、債権保全のため担保の提供等の措置について定めております。

第13条は、履行期限後、相当の期間を経過しても未納の状態にある非強制徴収公債権及び私債権について、法人が事業を休止した場合や債務者が所在不明になった場合などには徴収を停止できる旨を規定するものとなります。

第14条は、非強制徴収公債権及び私債権について、債務者が生活困窮などの場合の履行期限の延長等について定めるものとなります。

4 ページになります。

第15条は、非強制徴収公債権及び私債権について、履行延期の特約等の措置を受けた債権等の免除について定めるものとなります。

5 ページになります。

第16条第1項は、非強制徴収公債権及び私債権について、本条例に沿った適正な債権管理の上で、あらゆる手段を尽くしても徴収が不可能な債権や損害賠償金などについて、一定の要件を満たす場合は放棄することができる旨を定めるものとなります。

債権の放棄は、議会の議決案件を定めた、地方自治法第96条第1項、第10項の「法律若しくはこれに基づく政令又は条例に定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること」に相当することから、第2項において、債権の放棄をしたときは、議会に報告しなければならないと定めるものとなります。

第17条は、条例の施行に関し必要な事項の制定を、町長に委任するものとなります。

附則についてであります。

第1項で、本条例の施行期日を令和2年4月1日からとするものとなります。

6 ページになります。

第2項は、幕別町税外諸収入金の徴収に関する条例を廃止するものとなります。

これまで、分担金、使用料、手数料等の町税以外の収入金の徴収に関して、督促、延滞金、滞納処分等を定めていた幕別町税外諸収入金の徴収に関する条例は、債権管理条例に引き継がれることから

廃止するものであります。

第3項から第5項までの規定は、当該条例の廃止に伴う経過措置について定めるものであります。

第6項は、本条例の制定に伴い、幕別町特定公共賃貸住宅管理条例の第16条中、「幕別町税外諸収入金の徴収に関する条例」を「幕別町債権管理条例」に改め、第7項で当該条例の一部改正に伴う経過措置について定めるものであります。

第8項は、幕別町農業集落排水処理施設管理条例の第24条中、「幕別町税外諸収入金の徴収に関する条例」を「幕別町債権管理条例」に改め、第9項で当該条例の一部改正に伴う経過措置について定めるものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案については、委員会付託のため質疑を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件については、委員会付託のため質疑を省略することに決定いたしました。

議案第77号、幕別町債権管理条例は、総務文教常任委員会に付託いたします。

日程第4、議案第78号、幕別町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例から日程第7、議案第81号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う行政事務の委託等に係る関係条例の整備に関する条例までの4議件を一括議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第78号、幕別町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例、議案第79号、職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部を改正する条例、議案第80号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う一般職非常勤職員に係る関係条例の整備に関する条例、議案第81号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う行政事務の委託等に係る関係条例の整備に関する条例について一括して提案理由をご説明申し上げます。

議案書は7ページ、議案説明資料は5ページになりますが、はじめに条例の概要をご説明いたしますので、議案説明資料の5ページをごらんください。

一括してご説明いたします4議案は、平成29年5月に公布された「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」の施行に伴うものであります。

「1 制定趣旨」についてであります。

地方公共団体においては、行政需要の多様化に対応するため、臨時・非常勤職員の活用が進み、とりわけ、教育、子育て等の分野では重要な担い手となっております。

しかしながら、臨時・非常勤職員の現行制度においては、任用の根拠となる法律の適用が自治体によってさまざまな状況にあることから、地方公務員法等が改正され、令和2年4月1日から会計年度任用職員制度が新たに導入されることとなったところであります。

この制度により、現在、本町で嘱託職員や臨時職員として任用している職の多くが会計年度任用職員に移行することとなりますことから、「職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。」と規定する地方公務員法の定めに従い、給与及び費用弁償に関して本条例を制定し、あわせて勤務時間、休暇等に関しては、既定の条例を改正しようとするものであります。

「2 制度概要」についてであります。

会計年度任用職員は、勤務時間に応じて、フルタイムの職員とパートタイムの職員に区分されますことから、この表に記載のとおり規定しようとするものであります。

本町では、国が法律の解釈や運用の考え方を示した「事務処理マニュアル」を参照し、加えて他の自治体との均衡等を考慮し、常勤職員と同じ勤務時間のフルタイム職員には、給料、手当のほか退職

手当を給付いたしますが、常勤職員の勤務時間よりも短いパートタイム職員には、退職手当を除いて、フルタイム職員と同等の給与を「報酬」として給付しようとするものであります。

「3 条例概要」についてであります。

給料は、職種に応じて給料表を適用するものであります。

6 ページになります。

パートタイム職員の報酬は、フルタイム職員の金額を日額または時間額に換算し、支給するものであります。

期末手当は、一定の条件のもとで支給するものであります。

以降、表においては条ごとの説明を記載しております。

議案書にお戻りいただき、7 ページをごらんください。

条文に沿ってご説明申し上げます。

第1条は、条例制定の趣旨を定めております。

第2条は、給与の定義と支払い方法を定めております。

第3条は、フルタイム職員の給料を定めております。

第4条第1項は、フルタイム職員の号給は、規則で定める基準に従い決定することとし、第2項で採用困難職についての特例を定めております。

8 ページになります。

第5条は給料の支給を、第6条は通勤手当を、第7条は時間外勤務手当を、第8条は休日勤務手当を、第9条は夜勤手当を、第10条は宿日直手当を定めており、フルタイム職員の給与は、いずれも幕別町職員の給与に関する条例を準用するものとするものであります。

第11条は、勤務1時間当たりの給与額等を算出する際の端数処理を定めております。

9 ページになります。

第12条は、フルタイム職員の期末手当は、任期の定めが6月以上の者を対象に、職員給与条例の規定を準用し、常勤職員と同等の算定とするものであります。

第13条はフルタイム職員の勤務1時間当たりの給与額の算出方法について、第14条はフルタイム職員の給与の減額について定めております。

10 ページになります。

第15条は、パートタイム職員の報酬について定めております。

第1項は月額、第2項は日額、第3項は時間額により報酬を定める場合の算出方法を、第4項は算出の基礎となる「基準月額」について定めております。

第16条は、パートタイム職員の時間外勤務に係る報酬を定めております。

11 ページになります。

第17条はパートタイム職員の休日勤務に係る報酬を、12 ページになりますが、第18条はパートタイム職員の夜間勤務に係る報酬を、第19条はパートタイム職員の勤務1時間当たりの報酬額等を算出する際の端数処理を定めております。

第20条は、パートタイム職員の期末手当は、任期の定めが6月以上で、かつ1週間当たりの勤務時間が一定以上の者を対象に職員給与条例の規定を準用し、常勤職員と同等の算定とするものであります。

13 ページになります。

第21条はパートタイム職員の報酬の支給を、第22条はパートタイム職員の勤務1時間当たりの報酬額の算出方法について、14 ページになりますが、第23条はパートタイム職員の報酬の減額について定めております。

第24条は、会計年度任用職員の給与から控除することができる保険料等は、職員給与条例を準用すると定めております。

第25条は、パートタイム職員の通勤に係る費用弁償は、職員給与条例を準用すると定めております。

第 26 条は、パートタイム職員の公務のための旅行に係る費用弁償は、幕別町職員等の旅費に関する条例の例により算定し、支給するとするものであります。

第 27 条は、委任規定を定めております。

15 ページになります。

附則についてであります。

第 1 項は、改正条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行するとし、第 2 項において、経過措置として、現在勤務している非常勤職員が引き続き会計年度任用職員として採用された場合の給料月額または基準月額については、現在の賃金月額等をしんしゃくし、任命権者が別に定めるものとするものであります。

別表第 1 は給料表を、16 ページになりますが、別表第 2 は職種の区分に応じた適用号給表であります。

次に、議案第 79 号、職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

議案書は 17 ページ、議案説明資料は 7 ページになりますが、はじめに条例の概要をご説明いたしますので、議案説明資料の 7 ページをごらんください。

「1 改正趣旨」であります。

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の勤務条件は、新地方公務員法の規定により条例で定める必要がありますことから、所要の改正を行うもので、「2 改正概要」に記載のとおり、勤務時間と休暇の規定を追加するものであります。

8 ページになります。

第 2 条は、1 週間の勤務時間を定めておりますが、第 5 項として、パートタイム職員の勤務時間の規定を加えるものであります。

9 ページになります。

第 3 条及び第 4 条は、週休日及び勤務時間の割り振りを定めておりますが、パートタイム職員の規定を加えるものであります。

10 ページになります。

第 7 条の 2 及び第 11 条は、条例に会計年度任用職員の規定が加わることなどから文言の整理をするものであります。

第 13 条は、会計年度任用職員の病気休暇のうち、公務上の負傷等の場合は無給の休暇とするものであります。

11 ページになります。

第 14 条は、会計年度任用職員の特別休暇のうち、無給の休暇とするものについては規則で定めるとする規定を追加するものであります。

第 15 条、第 15 条の 2 及び第 16 条は、これまで規則で定めておりました規定をそれぞれ第 2 項として追加し、無給の休暇とする旨を定めるものであります。

議案書にお戻りいただき、18 ページをごらんください。

附則につきましては、本条例の施行期日を令和 2 年 4 月 1 日からとするものであります。

次に、議案第 80 号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う一般職非常勤職員に係る関係条例の整備に関する条例についてであります。

議案書の 19 ページ、議案説明資料の 12 ページをお開きください。

本条例は、ただいまご説明いたしました議案第 79 号、職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例のほか、会計年度任用職員制度導入に伴い、一般職非常勤職員に係る七つの条例の一括改正を行うものであります。

以下、条文に沿いましてご説明いたします。

議案説明資料の 12 ページをごらんください。

整備条例第1条は、「幕別町職員定数条例の一部改正」についてであります。

第1条は、定義規定であります。

このたびの地方公務員法の改正で、「常時勤務を要する職に欠員を生じた場合において、緊急のとき又は臨時の職に関するときは、6月を超えない期間で臨時的任用を行うことができる」と臨時的任用が厳格化されたことから、定数条例の対象となる「一般職の職員」から臨時の職として任用された臨時的任用職員を除く旨の改正を行うものであります。

第2条は、職員定数を定めております。

これまでも、厳しい財政状況の中、適正な職員定数の管理に努めてまいりましたが、会計年度任用職員制度の施行に伴い、一部職員の任用替えを行うことから、町長の事務部局の職員の定数を現行の212人から220人に改めるものであります。

14ページをごらんください。

整備条例第2条は、「幕別町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正」についてであります。

第2条は、人事行政の運営の状況の報告を定めております。

毎年報告している人事行政の運営の状況の対象職員に、フルタイム会計年度任用職員を加える改正を行うものであります。

15ページになります。

整備条例第3条は、「幕別町職員の分限についての手続及び効果に関する条例の一部改正」についてであります。

会計年度任用職員につきましても、本条例が適用されることとなりますことから、「会計年度任用職員については、休職の期間を任期の範囲内とする」規定を加える改正を行うものであります。

16ページになります。

整備条例第4条は、「幕別町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正」についてであります。

第4条は、減給の効果を定めております。

会計年度任用職員につきましても、本条例が適用されることとなりますことから、減給の対象にパートタイム会計年度任用職員の「報酬」を加える改正を行うものであります。

17ページになります。

整備条例第5条は、「幕別町職員の育児休業等に関する条例の一部改正」についてであります。

第7条は、育児休業中の職員の期末手当等の支給について定めております。

育児休業中に一定の要件のもとに支給される勤勉手当の対象に、会計年度任用職員を含めないこととし、第8条では、年度単位で任用される会計年度任用職員には復職時の号給の調整の必要がないことから、各関係条項から会計年度任用職員を除く改正を行うものであります。

19ページをごらんください。

整備条例第6条は、「幕別町職員の給与に関する条例の一部改正」についてであります。

今回の改正に合わせて、第2条第1項に第12条の2で規定している夜勤手当を追加し、第2項として支給方法の規定を加えるものであります。

第13条と20ページの第20条は、文言整理であります。

第22条の3として、会計年度任用職員の給与については、さきにご説明いたしました議案第78号、幕別町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例で定めるため、本条例の規定は適用しないことを定める改正を行うものであります。

21ページになります。

整備条例第7条は、「幕別町職員等の旅費に関する条例の一部改正」についてであります。

フルタイムの会計年度任用職員に本条例を適用させるため、所要の改正を行うものであります。

議案書にお戻りいただき、22ページをごらんください。

附則につきましては、本条例の施行期日を令和2年4月1日からとするものであります。

次に、議案第81号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う行政事務の委託等に係る関係条例の整備に関する条例についてであります。

議案書の23ページ、議案説明資料の25ページをお開きください。

本条例は、これまで本町において非常勤職員と位置付けていた職のうち、行政事務の委託等に移行する職の整備のため、関係する五つの条例の一括改正と一つの条例の廃止を行うものであります。

はじめに、本条例制定に至った経緯をご説明申し上げます。

このたびの地方公務員法の改正により、特別職の非常勤職員となる者の要件が、「専門的な知識経験又は識見を有する者が就く職であって、助言、調査、診断等を行う者に限る」とされ、その任用が厳格化されたところであります。

これに伴い、これまで本町において非常勤職員としていた職のうち、その職務の内容から、服務規定に基づく義務を課す必要性が低く、任用の厳格化に伴い要件に該当しない職については、「私人」と位置付けざるを得ないことから、条例で定めている職について所要の改正を行うものであります。

以下、条文に沿いましてご説明いたします。

議案説明資料の25ページをごらんください。

整備条例第1条は、「幕別町行政区設置条例の一部改正」についてであります。

本町の行政区の公区長は、特別職非常勤職員の任用要件の厳格化により、特別職非常勤職員に該当しない職となることから、第3条を改め、行政区内の住民から当該行政区の代表として推薦のあった者を「公区長」と呼称し、規則に定める事務を依頼することができるようにするものであります。

これに伴い、第4条の所管事務と、26ページになりますが、第5条の補助機関の規定を削るものであります。

第4条として、これまで規則で規定しておりました行政区運営費の交付規定を条例に追加するものであります。

27ページになります。

整備条例第2条は、「幕別町公営住宅管理条例の一部改正」についてであります。

公営住宅の管理については、これまで特別職非常勤職員として公営住宅管理人を置いておりましたが、任用要件に該当しない職となることから、第58条第3項と第4項を削り、第58条の2として、個人または団体へ管理に関する事務を委託することができるようにする規定を加える改正を行うものであります。

28ページになります。

整備条例第3条は、「幕別町町営住宅条例の一部改正」についてであります。

町営住宅の管理についても、公営住宅同様、個人または団体へ管理に関する事務を委託することができるようにする規定を加える改正を行うものであります。

29ページになります。

整備条例第4条は、「幕別町特定公共賃貸住宅管理条例の一部改正」についてであります。

同様に、個人または団体へ管理に関する事務を委託することができるようにする規定を加える改正を行うものであります。

30ページになります。

整備条例第5条は、「特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正」についてであります。

31ページ下段の行政区公区長と、32ページ下段のダム管理主任技術者及び英語指導助手の職について、特別職非常勤職員に該当しない職となることから、別表から削る改正を行うものであります。

議案書にお戻りいただき、24ページをごらんください。

下から3行目になりますが、整備条例の第6条は、「幕別町交通安全指導員設置条例の廃止」についてであります。

道路交通の安全を保持するため、特別職非常勤職員として交通安全指導員を置き、歩行者に対して正しい歩行の指導をするなどの業務を行ってまいりましたが、任用要件に該当しない職となることから、私人への業務委託に移行することとし、同条例を廃止しようとするものであります。

附則につきましては、本条例の施行期日を令和２年４月１日からとするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） お諮りいたします。

ただいま議題となっております４議件については、委員会付託のため質疑を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 78 号から議案第 81 号までの４議件については、委員会付託のため質疑を省略することに決定いたしました。

議案第 78 号、幕別町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例から議案第 81 号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う行政事務の委託等に係る関係条例の整備に関する条例までの４議件については、総務文教常任委員会に付託いたします。

[付託省略]

○議長（寺林俊幸） お諮りいたします。

日程第 8、議案第 82 号から日程第 10、議案第 84 号までの３議件については、会議規則第 39 条 3 項の規定によって委員会付託を省略し、本会議で審議したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、日程第 8、議案第 82 号から日程第 10、議案第 84 号までの３議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長（寺林俊幸） 日程第 8、議案第 82 号、幕別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例から日程第 10、議案第 84 号、幕別町議会議員の期末手当に関する条例の一部を改正する条例までの３議件を一括議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第 82 号、幕別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第 83 号、特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第 84 号、幕別町議会議員の期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、一括して提案理由をご説明申し上げます。

議案書の 25 ページ、議案説明資料の 33 ページをお開きください。

はじめに、議案第 82 号、幕別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

人事院は、国家公務員法に基づき、本年 8 月 7 日に国会及び内閣に対し、国家公務員の給与に関する勧告を行ったところであります。

勧告の内容は、公務と民間の給与比較の結果、昨年に引き続き月例給と特別給、いわゆるボーナスであります。このいずれも民間が公務を上回っていることから、それらを引き上げるというものであります。

月例給は、初任給及び若年層の俸給月額を引き上げ、平均では 0.1%の引き上げ、また、特別給は、支給月数を年間で 0.05 か月分引き上げ、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分するというもので

あります。

本町の職員給与につきましては、従前から国家公務員の人事院勧告の内容に準じて改定を実施してきたところでありますことから、本年度におきましても、国に準じて本条例の改正を提案するものであります。

議案説明資料の 33 ページをごらんください。

はじめに、改正条例第 1 条についてであります。

勤勉手当及び行政職給料表に関して改正を行うものであります。

以下、条文に沿いましてご説明申し上げます。

第 17 条は、勤勉手当について定めております。

第 2 項第 1 号において、再任用職員以外の職員に支給する勤勉手当の 12 月の支給率を「100 分の 92.5」から 0.05 月分引き上げ、「100 分の 97.5」とするものであります。

34 ページになります。

別表第 1 は、行政職給料表で全部改正としております。

民間の初任給との間に差があることを踏まえ、大卒程度で 1,500 円、高卒者で 2,000 円、初任給を引き上げ、これを踏まえて、30 歳台半ばまでの職員が在職する、給料表の 1 級から 5 級までの一部の号給を改定するものです。

次に、改正条例第 2 条についてであります。

議案説明資料の 38 ページをごらんください。

勤勉手当の支給率を規定している第 17 条第 2 項第 1 号において、再任用職員以外の職員に支給する勤勉手当の支給率を令和 2 年度以降、6 月及び 12 月ともに「100 分の 95」に改めるものであります。

議案書 28 ページをお開きください。

附則についてであります。

第 1 条第 1 項において、この条例の施行期日を公布の日からとするものであります。

ただし、改正条例第 2 条の規定の施行期日は、令和 2 年 4 月 1 日からとするものであります。

同条第 2 項は、人事院勧告に基づき、改正条例第 1 条の適用期日を平成 31 年 4 月 1 日に遡及して適用させようとするものであります。

これらの給与改定を行うことにつきましては、11 月 25 日に幕別町職員組合と協議が調っているところであります。

なお、この改正によります本年度分の影響額は、時間外勤務手当と共済費を除いて、特別会計も含めた総額で 569 万 3,000 円であります。

次に、議案第 83 号、特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

議案書の 29 ページ、議案説明資料の 39 ページをごらんください。

本条例につきましては、一般職の職員の給与改定に伴い、特別職の職員の期末手当の支給率を一般職と同様に 0.05 か月分引き上げようとするものであります。

以下、条文に沿いましてご説明いたします。

議案説明資料の 39 ページをごらんください。

はじめに、改正条例第 1 条についてであります。

第 4 条第 2 項において、12 月の期末手当の支給率を「100 分の 222.5」から 0.05 月分引き上げ、「100 分の 227.5」とするものであります。

40 ページになります。

改正条例第 2 条についてであります。

期末手当の支給率を規定している第 4 条第 2 項において、令和 2 年度以降の 6 月及び 12 月に支給する期末手当の支給率を、ともに「100 分の 225」に改めるものであります。

議案書の 29 ページをごらんください。

附則についてであります。

本条例を令和元年12月1日から施行し、ただし、改正条例第2条については、令和2年4月1日から施行するとするものであります。

この改正による本年度の影響額は、合計で12万2,000円であります。

次に、議案第84号、幕別町議会議員の期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

議案書の30ページ、議案説明資料の41ページをごらんください。

ただいまご説明いたしました議案第83号と同様に、議会議員の期末手当の支給月数を合計で0.05か月分引き上げようとするものであります。

以下、条文に沿いましてご説明いたします。

議案説明資料の41ページをごらんください。

はじめに、改正条例第1条についてであります。

第2条第2項において、12月の期末手当の支給率を「100分の222.5」から0.05か月分引き上げ、「100分の227.5」とするものであります。

42ページになります。

改正条例第2条についてであります。

期末手当の支給率を規定している第2条第2項において、令和2年度以降の6月及び12月に支給する期末手当の支給率を、ともに「100分の225」に改めるものであります。

議案書の30ページをごらんください。

附則についてであります。

本条例を令和元年12月1日から施行し、ただし、改正条例第2条については、令和2年4月1日から施行するとするものであります。

この改正による本年度の影響額は、合計で21万4,000円であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、一括して質疑を許します。

（質疑なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第82号、幕別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第83号、特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第84号、幕別町議会議員の期末手当に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

会議の途中ですが、この際、11 時 15 分まで休憩いたします。

11 : 03 休憩

11 : 15 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

[委員会付託]

○議長（寺林俊幸） 日程第 11、議案第 88 号、指定管理者の指定についてを議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第 88 号、指定管理者の指定について提案理由をご説明申し上げます。

議案書の 39 ページ、議案説明資料の 54 ページをお開きください。

はじめに、議案書の 39 ページをごらんください。

本議案は、幕別町百年記念ホールの指定管理者の指定について、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものであります。

指定管理者の候補者は、中川郡幕別町字千住 180 番地の 1、特定非営利活動法人まくべつ町民芸術劇場理事長蓑島住雄氏であります。

指定の期間は、令和 2 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 7 年間であります。

次に、議案説明資料の 54 ページをごらんください。

「1 指定管理者が管理を行う施設の概要」についてであります。

幕別町百年記念ホールは、平成 6 年度から 7 年度にかけて建設され、客席数 800 席を擁するホールをはじめ、さまざまな研修室などから成る生涯学習施設であります。

55 ページをごらんください。

「2 指定管理者が管理を行う業務」についてであります。

指定管理者は、文化・芸術の鑑賞事業の企画運営をはじめとする「1 事業に関する業務」と、施設の維持管理などの「2 施設の管理に関する業務」を行うと定めております。

「3 特定非営利活動法人まくべつ町民芸術劇場の概要」についてであります。

昭和 60 年に町民有志によって結成された、まくべつ町民芸術劇場は、平成 18 年 10 月に特定非営利活動法人として認証を受け、平成 20 年 4 月から現在に至るまで、百年記念ホールの指定管理者として、管理運営はもとより、芸術・文化事業を企画し、その普及・発展に努められております。

本年 3 月末の資産総額は 1,502 万 7,168 円、平成 30 年度の収入総額は入場料のほか、指定管理料などを含め 9,900 万 910 円、職員は理事 6 人、監事 2 人、職員 6 人であります。

事業内容は、百年記念ホールの指定管理者として、生涯学習の推進などに取り組まれております。

次に、指定管理者の候補者選定の経過について申し上げます。

候補者の選定は、幕別町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の規定に基づき、10 月 15 日に公募を行い、1 団体からの応募をいただきました。

候補者の選定を公平かつ適正に行うため、幕別町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則の規定に基づき、有識者と利用者の 5 名を含む 10 名で組織する選定委員会を設置し、当委員会で定めた候補者選定基準に基づき、資格審査と書類審査を経て、11 月 18 日に提案者からのプレゼンテーションを行い、候補者を選定いたしました。

応募された特定非営利活動法人まくべつ町民芸術劇場は、これまでの同ホールの指定管理者として 11 年余りの実績を有しており、こうした経験と実績を基礎として、ホールの設置目的に合った施設利用が促進され、ひいては町の文化振興の実現が期待できるという審査結果から、同法人を指定管理者の候補者として選定したものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案については、委員会付託のため質疑を省略したいと思います。
これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件につきましては、委員会付託のため質疑を省略することに決定いたしました。
議案第 88 号、指定管理者の指定については、総務文教常任委員会に付託いたします。

[付託省略]

○議長（寺林俊幸） お諮りいたします。

日程第 12、議案第 89 号から日程第 19、議案第 96 号までの 8 議件については、会議規則第 39 条第 3 項の規定によって委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、日程第 12、議案第 89 号から日程第 19、議案第 96 号までの 8 議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長（寺林俊幸） 日程第 12、議案第 89 号、令和元年度幕別町一般会計補正予算（第 7 号）を議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第 89 号、令和元年度幕別町一般会計補正予算（第 7 号）について、ご説明申し上げます。

別冊でお配りしております議案書の 1 ページをごらんください。

今回の補正予算は、予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 億 432 万円を追加し、予算の総額をそれぞれ 158 億 5,379 万 8,000 円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、2 ページから 4 ページに記載しております「第 1 表 歳入歳出予算補正」のとおりであります。

5 ページをごらんください。

「第 2 表 債務負担行為補正」「1 追加」であります。

はじめに、「食の自立支援サービス業務委託料」であります。

現在、65 歳以上のひとり暮らし、または高齢者のみの世帯に属する方を対象として、幕別地域では、毎日、昼食と夕食を、忠類地域では、火曜日、木曜日、土曜日に夕食を利用者の希望に応じて提供しているところであります。

加えて、幕別地域においては、糖尿病や腎臓病などにより、栄養管理が必要な方を対象に、管理栄養士の管理のもとで個々の状態に合わせた食事を提供しております。

高齢者の栄養管理に資するため、令和 2 年 4 月からは、幕別町全域において、全ての利用者を対象に管理栄養士による面談の後に、個々の状態に合わせた食事を、毎日、昼食と夕食を提供できるよう、業務委託契約を締結するため、令和 2 年度から令和 4 年度までの 3 年を期間として、債務負担行為を設定しようとするものであります。

限度額につきましては、1,786 万 8,000 円に消費税及び地方消費税を加算した額とするものであります。

次に、「百年記念ホール指定管理者業務指定管理料」であります。

先ほどご提案いたしました「百年記念ホールの指定管理者の指定」に関して、同施設の指定管理料を令和2年度から8年度までの7年を期間として、債務負担行為を設定しようとするものであります。

限度額につきましては、5億7,652万7,000円に消費税及び地方消費税を加算した額とするものであります。

それでは、歳出からご説明申し上げます。

9ページをお開きください。

1款1項1目議会費21万4,000円の追加であります。

議会議員の期末手当の支給率引上げに伴う追加であります。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費485万5,000円の追加であります。

いずれも現計予算に不足が見込まれますことから、所要の費用を追加するものであります。

7目近隣センター管理費85万円の追加であります。

はじめに、燃料費の補正であります。

燃料価格の変動と使用量の増加に伴う追加で、同様にその他の目においても燃料費の補正をするものであります。一般会計全体では総額で1,715万3,000円の追加をするものであります。

修繕料は、今後の予算に不足が見込まれますことから、追加するものであります。

10目協働のまちづくり支援費2,250万円の追加であります。

マイホーム応援事業の申請者が見込みを超えておりますことから、追加するものであります。

11目支所出張所費17万5,000円の追加、12目総合支所費9万1,000円の追加であります。

いずれも複写機借上料の追加であります。

14目交通防犯費159万8,000円の追加であります。

19節は、予約型乗り合いタクシーの利用者の増加に伴い、追加するものであります。

10ページになります。

19目電算管理費103万円の追加であります。

令和2年4月から施行される会計年度任用職員制度に伴い、7節「賃金」を廃止し、8節「報償費」から28節「繰出金」までの節の番号を一つずつ繰り上げる対応が必要となりますことから、システム改修費用を追加するものであります。

2項徴税費、2目賦課徴収費250万円の追加であります。

所得更正などに伴う町税の還付金の追加であります。

6項1目監査委員費8万円の追加であります。

費用弁償の追加であります。

11ページになります。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費327万3,000円の減額であります。

特別会計繰出金であります。

3目障害者福祉費9,351万8,000円の追加であります。

13節から20節につきましては、利用者数の増加などに伴う追加、23節は、前年度の障害者自立支援給付費等国庫負担金に係る精算還付金であります。

6目老人福祉費181万2,000円の追加であります。

12ページになります。

28節は、特別会計繰出金であります。

7目後期高齢者医療費39万3,000円の減額であります。

特別会計繰出金であります。

8目介護支援費21万4,000円の追加であります。

委託件数の増加に伴い、追加するものであります。

2項児童福祉費、2目児童医療費45万7,000円の追加であります。

前年度の養育医療費国庫負担金に係る精算還付金であります。

3目施設型・地域型保育施設費 380万7,000円の追加であります。

4節及び7節は、代替保育士賃金等に不足が見込まれますことから、追加するものであります。

13ページになります。

6目児童館費 303万3,000円の追加であります。

11節は、つくし学童保育所遊戯室の床修繕費用を追加するもの、23節は、前年度の学童保育所運営費に係る国庫負担金の精算還付金であります。

4款衛生費、1項保健衛生費、4目診療所費 6万3,000円の追加であります。

5目環境衛生費 66万4,000円の減額であります。

28節は、特別会計繰出金であります。

6目水道費 308万3,000円の減額であります。

特別会計繰出金であります。

14ページになります。

6款農林業費、1項農業費、2目農業振興費 666万8,000円の追加であります。

支援対象者の増加に伴い、追加するものであります。

3目農業試験圃場費 5万円の追加であります。

4目農業施設管理費 129万1,000円の追加であります。

合併浄化槽の修繕費用を追加するものであります。

7款1項商工費、3目観光費 36万4,000円の追加であります。

道の駅・忠類に係る施設管理経費の追加であります。

15ページになります。

8款土木費、1項土木管理費、1目道路管理費 2,258万3,000円の追加であります。

道路のり面の雑木処理や雨水ますの清掃の強化により、道路管理業務量が増加したことなどから、町道維持管理費の本年度上期の精算に係る委託料の追加であります。

2項道路橋梁費、3目道路維持費 634万5,000円の追加であります。

14節は、道路側溝の堆積土砂の除去に要する重機の借上料を追加するもの、15節は、歩道及び車道の補修工事と街路樹の剪定工事等の増加に伴い追加するものであります。

3項都市計画費、1目都市計画総務費 327万1,000円の追加であります。

特別会計への繰出金であります。

16ページになります。

9款1項消防費、2目非常備消防費 19万6,000円の追加であります。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費 28万2,000円の追加であります。

3目教育財産費 1,000万円の追加であります。

学校施設などの修繕、補修工事に要する費用を追加するものであります。

4目スクールバス管理費 807万3,000円の追加であります。

行事運行分に不足が見込まれますことから、追加するものであります。

6目学校給食センター管理費 953万3,000円の追加であります。

細節60は、食材料単価の高騰に伴う追加であります。

17ページになります。

2項小学校費 833万4,000円、3項中学校費 360万円、4項幼稚園費 7万5,000円、いずれも燃料費の追加であります。

18ページになります。

5項社会教育費、2目公民館費 13万3,000円、3目町民会館費 65万8,000円、4目郷土館費 12万8,000円、5目ナウマン象記念館管理費 20万3,000円、6目集団研修施設費 15万1,000円、7目百年記念ホール管理費 60万5,000円の追加であります。

6 項保健体育費、2 目体育施設費 256 万 6,000 円の追加であります。

燃料費のほか、所要の修繕料を追加するものであります。

19 ページになります。

12 款職員費、1 項 1 目職員給与費 1,188 万 8,000 円の減額であります。

2 節給料は、人事異動及び人事院勧告に基づく給与改定に伴う増額の一方、年度途中での退職者 4 名に伴う減額の結果、節総額としては減額するものであります。

3 節職員手当は、同様の事由から細節 14 期末勤勉手当が減額となりますが、細節 11 時間外勤務手当につきましては、4 月執行の統一地方選挙と 7 月執行の参議院議員通常選挙のほか、さまざまな事務量の増加に伴う追加であります。

4 節と 19 節も、同様の事由などから減額するものであります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

次に、歳入をご説明申し上げます。

6 ページまでお戻りください。

11 款 1 項 1 目地方交付税 6,545 万 6,000 円の追加であります。

普通交付税の追加であります。

14 款使用料及び手数料、2 項手数料、2 目民生手数料 21 万 4,000 円の追加であります。

介護予防プランの作成に係る手数料の追加であります。

15 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目民生費負担金 3,921 万 3,000 円の追加であります。

障害者自立支援給付費及び障害者医療費に係る国の負担分であります。

2 項国庫補助金、2 目民生費補助金 563 万 3,000 円の追加であります。

障害者の日中一時支援事業に係る国の補助金であります。

7 ページになります。

16 款道支出金、1 項道負担金、1 目民生費負担金 1,960 万 6,000 円の追加であります。

障害者自立支援給付費及び障害者医療費に係る北海道の負担分であります。

2 項道補助金、2 目民生費補助金 281 万 6,000 円の追加であります。

障害者の日中一時支援事業に係る北海道の補助金であります。

4 目農林業費補助金 500 万 1,000 円の追加であります。

環境保全型農業直接支援対策事業に係る北海道の補助金であります。

17 款財産収入、2 項財産売払収入、3 目有価証券売払収入 316 万 6,000 円の追加であります。

帯広空港ターミナルビル株式会社の株式譲渡に係る株券売払収入であります。

8 ページになります。

20 款 1 項 1 目繰越金 6,321 万 5,000 円の追加であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

若山議員。

○6 番（若山和幸） 16 ページ、学校給食センター管理費の細節 60 給食材料費について、確認と質問をさせていただきます。

私の記憶では昨年も給食材料費が補正されていたと思うのですが、近年、連続のように補正されていると記憶しているのですが、まず、ここ近年、3 年ほどでいいですから、補正の内容等をお聞かせください。

○議長（寺林俊幸） 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長（鯨岡 健） 給食材料費の過去 3 年の補正額でございますが、平成 28 年度が 336 万 5,000 円、29 年度が 1,049 万円、30 年度が 1,268 万 7,000 円の増額補正をしております、3 年間では年々増加している状況であります。

○議長（寺林俊幸） 若山議員。

○6番（若山和幸） ことしの場合は消費税も上がりましたが、軽減税率ということで食品は軽減されている状況でありますけれども、食材がいろいろ値上がりしているのだと思いますが、大まかにどのようなアップ率なのかを教えてくださいと思います。

○議長（寺林俊幸） 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長（鯨岡 健） 学校給食費は、米飯、麺、パンの主食と野菜や肉類、缶詰、冷凍食品などを材料とした主菜、副菜、汁物から副食と牛乳とで構成をされております。

現行の給食費は平成26年度から設定されておまして、当時の食材単価と本年度の食材単価を比較した1食当たりの主食費、副食費、牛乳代金、それぞれの上昇率と上昇額で説明をさせていただきます。

小学校の主食費が7.08%の上昇で3.01円、中学校の主食費が7%の上昇で3.6円、副食費では、小学校が12.98%の上昇で20.37円、中学校が12.95%の上昇で25.64円、牛乳代金が小中学校ともに12.03%で5.12円の増加であります。主食、副食、牛乳の全てで現在、上昇をしているというような状況にあります。

○議長（寺林俊幸） 若山議員。

○6番（若山和幸） 分かりました。

そこで、私が一番気になる場所なのではございますけれども、今後どのように給食費を考えておられるのかを、あれば聞かせていただきたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 教育部長。

○教育部長（山端広和） 今後どのように考えていくのかという部分でございますけれども、ただいま所長のほうから申し上げましたとおり、ここ数年、不足が生じておまして、一般財源で賄っているといったことから、本年度も質や量を落とさずコスト削減に努めてまいりましたけれども、こうした状況を踏まえ、給食費の見直しについて検討しなければいけない時期に来ているのかなというふうに考えております。

○議長（寺林俊幸） ほかにありませんか。

野原議員。

○10番（野原恵子） 19ページの職員給与費なのではございますけれども、この説明の中で、途中退職者が4名ということでした。その退職の理由、説明できる範囲でお願いしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 総務課長。

○総務課長（新居友敬） 個人的な理由ということでございまして、言ってみれば一身上の都合というような理由での退職でございます。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○10番（野原恵子） 皆さん一身上の都合で退職ということになると思うのですが、例えば、子どもさんが生まれるですとか、ほかの転職ですとか、いろいろ理由はあると思うのですが、こういう中で、今、健康管理ですとかそういう点での不安がなかったのか、そういうこともちょっと心配されるのですが、今の説明はちょっと不十分かなと思ひまして、その理由などをお聞かせ願ひたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 総務課長。

○総務課長（新居友敬） 済みません。健康管理上というか、先ほど子どもが生まれたから退職されたとか、そういうところではありません。

あとちょっと1点、伊藤副町長が実際になられたときに、職員を退職して副町長になったという、それが1名含まれております。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○10番（野原恵子） では、3名の方なのではございますけれども、やはりそういう点では、職務上の関係で心配されるような心身の退職とか、そういうことがちょっと危惧されたものですから、そういう状況はなかったのかどうか知らせられる範囲でお願いしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 総務課長。

○総務課長（新居友敬） 先ほどの一身上の都合というのは、皆さんそうなのですけれども、その中で1名の方はちょっと心身的な都合ということで、長期休養に入っていた方も中にはおりました。その方も職場復帰されておりましたけれども、やはりご自身の判断によって、今回退職されたというところでございます。

○議長（寺林俊幸） ほかにありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） ほかに質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第90号、令和元年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）から日程第19、議案第96号、令和元年度幕別町水道事業会計補正予算（第1号）までの7議件を一括議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第90号、令和元年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

別冊でお配りしております議案書の1ページをごらんください。

はじめに、改元日前までに議決された平成31年度幕別町国民健康保険特別会計予算における元号の表示を、「令和」とすることを明示するものであります。

今回の補正予算は、予算の総額から歳入歳出それぞれ233万1,000円を減額し、予算の総額をそれぞれ30億5,966万2,000円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、2ページ、3ページに記載しております「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりであります。

はじめに、歳出からご説明申し上げます。

5ページをお開きください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費233万1,000円の減額であります。

人事異動や人事院勧告に基づく給与改定に伴う給料の減額、時間外勤務手当の増額等に係る人件費の補正であります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

4ページをごらんください。

4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金327万3,000円の減額であります。

5款1項1目繰越金94万2,000円の追加であります。

以上で、国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第91号、令和元年度幕別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

13ページをお開きください。

はじめに、改元日前までに議決された平成31年度幕別町後期高齢者医療特別会計予算における元号の表示を、「令和」とすることを明示するものであります。

今回の補正予算は、予算の総額に歳入歳出それぞれ54万8,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ4億564万9,000円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、14ページ、15ページに記載しております「第1表 歳

入歳出予算補正」のとおりであります。

はじめに、歳出からご説明申し上げます。

17 ページをお開きください。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 54 万 8,000 円の追加であります。

人件費の補正であります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

16 ページをごらんください。

3 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金 39 万 3,000 円の減額であります。

4 款 1 項 1 目繰越金 94 万 1,000 円の追加であります。

以上で、後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第 92 号、令和元年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）について、ご説明申し上げます。

23 ページをお開きください。

今回の補正予算は、予算の総額に歳入歳出それぞれ 168 万 4,000 円を追加し、予算の総額をそれぞれ 27 億 2,754 万 1,000 円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、24 ページ、25 ページに記載しております「第 1 表 歳入歳出予算補正」のとおりであります。

はじめに、歳出からご説明申し上げます。

28 ページをお開きください。

1 総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 135 万 4,000 円の追加、3 項介護認定審査会費、1 目東十勝介護認定審査会費 39 万 7,000 円の追加、29 ページになりますが、4 款地域支援事業費、3 項包括的支援事業・任意事業費、3 目地域包括支援センター運営費 6 万 7,000 円の減額であります。

いずれも、人件費の補正であります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

26 ページをごらんください。

1 款保険料、1 項介護保険料、1 目第 1 号被保険者保険料 1 万 5,000 円の減額であります。

現年度分の減額であります。

2 款分担金及び負担金、1 項負担金、1 目認定審査会負担金 39 万円の減額であります。

前年度からの繰越金の確定によるものであります。

4 款国庫支出金、2 項国庫補助金、3 目地域支援事業交付金 2 万 6,000 円の減額、27 ページになりますが、6 款道支出金、2 項道補助金、1 目地域支援事業道交付金 1 万 3,000 円の減額であります。

いずれも、地域包括支援センターに係る交付金であります。

8 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金 176 万 1,000 円の追加であります。

3 節は、地域包括支援センターに係る減額で、5 節は、人件費分に係る補正であります。

9 款 1 項 1 目繰越金 36 万 7,000 円の追加であります。

以上で、介護保険特別会計補正予算（第 4 号）の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第 93 号、令和元年度幕別町簡易水道特別会計補正予算（第 3 号）について、ご説明申し上げます。

38 ページをお開きください。

今回の補正予算は、予算の総額に歳入歳出それぞれ 282 万 1,000 円を追加し、予算の総額をそれぞれ 4 億 4,445 万 3,000 円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、39 ページ、40 ページに記載しております「第 1 表 歳入歳出予算補正」のとおりであります。

はじめに、歳出からご説明申し上げます。

42 ページをお開きください。

1 款水道費、1 項水道事業費、1 目一般管理費 282 万 1,000 円の追加であります。

2 節から 4 節までは、人件費の補正であります。

11 節は、所要の費用を追加するものであります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

41 ページをごらんください。

3 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金 308 万 3,000 円の減額であります。

4 款 1 項 1 目繰越金 590 万 4,000 円の追加であります。

以上で、簡易水道特別会計補正予算（第 3 号）の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第 94 号、令和元年度幕別町公共下水道特別会計補正予算（第 3 号）について、ご説明申し上げます。

48 ページをお開きください。

今回の補正予算は、予算の総額に歳入歳出それぞれ 327 万 1,000 円を追加し、予算の総額をそれぞれ 10 億 150 万 7,000 円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、49 ページ、50 ページに記載しております「第 1 表 歳入歳出予算補正」のとおりであります。

はじめに、歳出からご説明申し上げます。

52 ページをお開きください。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 171 万 3,000 円の追加、2 款事業費、1 項下水道施設費、1 目下水道建設費 16 万円の減額であります。

いずれも、人件費の補正であります。

53 ページになります。

2 款事業費、2 項下水道管理費、1 目浄化センター管理費 103 万 1,000 円の追加、2 目札内中継ポンプ場管理費 68 万 7,000 円の追加であります。

いずれも、電気料を追加するものであります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

51 ページまでお戻りください。

4 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金 327 万 1,000 円の追加であります。

以上で、公共下水道特別会計補正予算（第 3 号）の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第 95 号、令和元年度幕別町個別排水処理特別会計補正予算（第 1 号）について、ご説明申し上げます。

60 ページをお開きください。

はじめに、改元日前までに議決された平成 31 年度幕別町個別排水処理特別会計予算における元号の表示を、「令和」とすることを明示するものであります。

今回の補正予算は、予算の総額に歳入歳出それぞれ 88 万 6,000 円を追加し、予算の総額をそれぞれ 2 億 382 万 6,000 円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、61 ページ、62 ページに記載しております「第 1 表 歳入歳出予算補正」のとおりであります。

はじめに、歳出からご説明申し上げます。

64 ページをお開きください。

2 款事業費、1 項排水処理施設費、1 目排水処理建設費 88 万 6,000 円の追加であります。

人件費の補正であります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

63 ページをごらんください。

3 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金 104 万 6,000 円の減額であります。

4 款 1 項 1 目繰越金 193 万 2,000 円の追加であります。

以上で、個別排水処理特別会計補正予算（第１号）の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第 96 号、令和元年度幕別町水道事業会計補正予算（第 1 号）について、ご説明申し上げます。

70 ページをお開きください。

はじめに、改元日前までに議決された平成 31 年度幕別町水道事業会計予算における元号の表示を、「令和」とすることを明示するものであります。

補正予算第 2 条は、収益的事業会計であります第 3 条予算に対する補正で、収益的支出のみの補正であります。

第 1 款水道事業費用既決予定額 5 億 4,674 万 9,000 円に補正予定額 427 万 5,000 円を追加し、5 億 5,102 万 4,000 円と定めるものであります。

次に、補正予算第 3 条は、資本的事業会計であります第 4 条予算に対する補正で、資本的支出のみの補正であります。

第 1 款資本的支出既決予定額 3 億 3,379 万 2,000 円に補正予定額 76 万 2,000 円を追加し、3 億 3,455 万 4,000 円と定めるものであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額を過年度分と当年度分の損益勘定留保資金をもって補填するものでありますが、本補正により、不足する額は 2 億 192 万 8,000 円に、過年度分損益勘定留保資金は 5,041 万 3,000 円に、さらに当年度分損益勘定留保資金は 1 億 5,151 万 5,000 円に、それぞれ改めるものであります。

次に、補正予算第 4 条は、第 6 条予算に定める流用を制限した額を 4,212 万 5,000 円に改めるものであります。

はじめに、収益的支出からご説明申し上げます。

71 ページをお開きください。

1 款水道事業費用、1 項営業費用、2 目配水及び給水費 220 万 9,000 円の追加、5 目総係費 206 万 6,000 円の追加であります。

いずれも、人件費の補正であります。

次に、資本的支出についてご説明申し上げます。

72 ページをごらんください。

1 款資本的支出、1 項建設改良費、1 目配水管整備費 76 万 2,000 円の追加であります。

人件費の補正であります。

以上で、特別会計等補正予算全体の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、一括して質疑を許します。

（質疑なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第 90 号、令和元年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 91 号、令和元年度幕別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 92 号、令和元年度幕別町介護保険特別会計補正予算(第 4 号)は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 93 号、令和元年度幕別町簡易水道特別会計補正予算(第 3 号)は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 94 号、令和元年度幕別町公共下水道特別会計補正予算(第 3 号)は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 95 号、令和元年度幕別町個別排水処理特別会計補正予算(第 1 号)は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 96 号、令和元年度幕別町水道事業会計補正予算(第 1 号)は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました

[陳情付託]

○議長(寺林俊幸) 日程第 20、陳情第 5 号、「日米共同訓練の規模縮小とオスプレイ参加の中止を求める意見書」の提出を求める陳情書及び日程第 21、陳情第 6 号、「日米共同訓練に参加する米軍輸送機オスプレイの補給拠点として陸上自衛隊帯広駐屯地を使用しないことを求める意見書」の採択及び関係諸機関への提出に関する陳情書の 2 議件を一括議題といたします。

ただいま議題となっております陳情第 5 号及び陳情第 6 号の 2 議件は、総務文教常任委員会に付託いたします。

ここで、追加日程配布のため、暫時休憩いたします。

12 : 04 休憩

12 : 05 再開

○議長(寺林俊幸) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

[日程追加]

○議長（寺林俊幸） ただいまお手元に配布いたしました追加日程のとおり、陳情書が提出されました。

この際、これを日程に追加し、本会議で審議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、陳情書を日程に追加し、本会議で審議することに決定いたしました。

[陳情付託]

○議長（寺林俊幸） 日程第 22、陳情第 7 号、幕別町行政区設置条例に関する陳情書を議題といたします。

ただいま議題となっております陳情第 7 号は、総務文教常任委員会に付託いたします。

[休会]

○議長（寺林俊幸） お諮りいたします。

議事の都合により、明 11 月 30 日から 12 月 10 日までの 11 日間は、休会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、11 月 30 日から 12 月 10 日までの 11 日間は、休会することに決定いたしました。

[散会]

○議長（寺林俊幸） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、議会再開は、12 月 11 日午前 10 時からであります。

12 : 06 散会

第 4 回幕別町議会定例会

議事日程

令和元年第 4 回幕別町議会定例会
(令和元年12月11日 10時00分 開会・開議)

開会・開議宣告（会議規則第 8 条、第11条）

議事日程の報告（会議規則第21条）

日程第 1

会議録署名議員の指名

1 石川康弘 2 小田新紀 3 内山美穂子

日程第 2

一般質問（6 人）

会議録

令和元年第4回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 令和元年12月11日
- 2 招集の場所 幕別町役場3階議事堂
- 3 開会・開議 12月11日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (19名)

議長 寺林俊幸

副議長 中橋友子

- | | | | | |
|---------|---------|---------|---------|---------|
| 1 石川康弘 | 2 小田新紀 | 3 内山美穂子 | 4 藤谷謹至 | 5 小島智恵 |
| 6 若山和幸 | 7 岡本眞利子 | 8 荒 貴賀 | 9 酒井はやみ | 10 野原恵子 |
| 11 田口廣之 | 12 谷口和弥 | 13 芳滝 仁 | 14 千葉幹雄 | 15 小川純文 |
| 16 藤原 孟 | 17 東口隆弘 | | | |

- 6 地方自治法第121条の規定による説明員

町 長 飯田晴義

教 育 長 菅野勇次

企 画 総 務 部 長 山岸伸雄

経 済 部 長 岡田直之

会 計 管 理 者 萬谷 司

札 内 支 所 長 原田雅則

企画総務部参事 川瀬康彦

総 務 課 長 新居友敬

糠 内 出 張 所 長 天羽 徹

防 災 環 境 課 長 寺田 治

保 健 課 長 白坂博司

商 工 観 光 課 長 西嶋 慎

都 市 計 画 課 長 吉本哲哉

保 健 福 祉 課 長 林 隆則

副 町 長 伊藤博明

代 表 監 査 委 員 八重柏新治

住 民 福 祉 部 長 合田利信

建 設 部 長 笹原敏文

忠類総合支所長 川瀬吉治

教 育 部 長 山端広和

政 策 推 進 課 長 谷口英将

地 域 振 興 課 長 亀田貴仁

税 務 課 長 高橋修二

こ ど も 課 長 西田建司

農 林 課 長 香田裕一

土 木 課 長 小野晴正

水 道 課 長 山本 充

生 涯 学 習 課 長 石田晋一

- 7 職務のため出席した議会事務局職員

局長 細澤正典 課長 半田 健 係長 遠藤寛士

- 8 議事日程

議長は議事日程を別紙のとおり報告した。

- 9 会議録署名議員の指名

議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。

- | | | |
|--------|--------|---------|
| 1 石川康弘 | 2 小田新紀 | 3 内山美穂子 |
|--------|--------|---------|

議事の経過

(令和元年12月11日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○議長（寺林俊幸） これより、本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長（寺林俊幸） 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（寺林俊幸） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、1番石川議員、2番小田議員、3番内山議員を指名いたします。

[諸般の報告]

○議長（寺林俊幸） ここで、諸般の報告をいたします。

第3回定例会で決定した議員派遣のうち、十勝町村議会議長会議員研修会及び高校生出前講座に係る議員派遣結果報告書が議長宛てに提出されておりますので、お手元に配布いたしました。

後ほどごらんいただきたいと思います。

これで、諸般の報告を終わります。

[一般質問]

○議長（寺林俊幸） 日程第2、これより一般質問を行います。

一般質問は、通告順に行います。

質問の内容については、会議規則第61条第2項の規定によって、通告した要旨の範囲内といたします。

次に、発言時間について申し上げます。

一般質問についての各議員の発言は、会議規則第56条第1項の規定によって、答弁を含め60分以内といたします。

最初に、小川純文議員の発言を許します。

小川純文議員。

○15番（小川純文） 通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

本町における社会資本整備の今後のあり方について。

我が国の社会資本整備は、高度経済成長期において集中的に行われてきたことから、今後、急速に老朽化することが喫緊の課題とされております。このことから、国では維持管理や改修・更新のあり方として長寿命化方策を示すなど、老朽化対策の取組を進めております。

本町においても、これまで整備してきた道路や公園、上下水道といった多くの施設が、整備後相当の年数を経過しており、近い将来における維持管理費や改修・更新費用の増加が懸念されます。

また、これらの施設はいずれも住民生活を足元から支える重要な施設であり、適切な維持管理と改修により安全性や信頼性、強靱性が強く求められているものであります。

今後、ますます少子高齢化が進展し、人口減少が進むことが考えられます。持続可能なまちづくりを進めるためにも、より一層、計画的な社会資本整備に努めなければならない、その動向に住民も関心を抱いているところであります。

ついては、以下の点について伺います。

(1) 上下水道事業の今後のあり方について。

①水道管、下水道管の老朽化の現状は。

②老朽化した管路の更新について、どのような計画としているのか。

(2) 道路の維持補修や改修等の今後のあり方について。

①道路の老朽化の現状、点検、補修の状況について。

②十勝中央大橋を含む広域農道の道道昇格による道路整備について。

③道路の維持補修と改修について、過去3年間の実績と今後の計画について。

(3) 町発注の主な工事について、町内業者の過去3年間の受注実績はどうなっているか。

以上であります。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 小川議員のご質問にお答えいたします。

「本町における社会資本整備の今後のあり方について」であります。

我が国の社会資本整備は、道路や港湾、上下水道といった住民生活や社会経済活動を支える基盤施設として、高度経済成長期以降、急速に整備が進められてきました。

その結果、建設後50年以上が経過する施設の割合が急激に高まることが想定されており、今後15年以内に道路橋で6割、港湾施設で5割、下水道管渠で2割を超えるなど、急激な老朽化の進行が課題となっております。

国では、これまで老朽化や長寿命化対策を進めておりましたが、平成24年12月に発生した中央自動車道笹子トンネルの天井板崩落事故を契機として、その取組を強化し、長寿命化のための戦略的な維持管理と更新の推進に取り組んでいるところであります。

ご質問の1点目、「上下水道事業のあり方について」であります。

一つ目の「水道管、下水道管の老朽化の現状は」についてであります。

上水道の管路につきましては、平成31年3月末現在、口径20ミリメートルから400ミリメートルまでの管路が350.8キロメートル布設されておりますが、標準的な耐用年数とされる40年を経過した経年化管路は全体の16.6%を占めており、そのうち、漏水発生の可能性が高い塩化ビニール管が55.0%を占めております。

次に、下水道の管路につきましては、平成31年3月末現在、口径150ミリメートルから1,700ミリメートルまでの管路が167.1キロメートル布設されておりますが、標準的な耐用年数とされる50年を経過した経年化管路はなく、40年を経過した管路も全体の0.9%と少ない状況にあり、管路の大半が強度の高い遠心力鉄筋コンクリート管となっております。

二つ目の「老朽化した管路の更新について、どのような計画としているのか」についてであります。

老朽化した管路の更新につきましては、人口減少により水需要の伸びが期待できない中、本町だけでなく上下水道事業を行っている多くの市町村が抱える共通の課題であり、個々の事業経営とも密接に関わる非常に重要な課題であると認識しているところであります。

はじめに、上水道の管路の更新につきましては、現状では道路改良等に合わせた布設替えなどを中心に行っておりますが、既に耐用年数を超過している管路の半数が塩化ビニール管であることから、基幹的な管路や塩化ビニール管などを優先的に漏水発生の少ない水道用ポリエチレン管などに更新するなど、管路も全体の中で重要度の高い管路から、順次計画的に整備していかなければならないものと考えております。

次に、下水道の管路の更新につきましては、国土交通省では平成28年度から下水道ストックマネジメント支援制度をスタートさせ、管路を含めた下水道施設全体の老朽化の進展状況を考慮し、リスク評価等による優先順位づけを行った上で、施設の点検・調査、修繕・改築等をまとめた下水道ストックマネジメント計画を策定し、事業を実施することとしております。

本町では、平成30年度に同計画の基本計画を策定し、今年度、施設の修繕・改築5か年計画を策定した上で、令和2年度以降、順次、施設の修繕・改築工事を実施していく予定であり、管路につま

しても、今後、この計画に基づき実施してまいりたいと考えております。

ご質問の２点目、「道路の維持補修や改修等の今後のあり方について」であります。

一つ目の「道路の老朽化の現状、点検、補修の状況は」についてであります。

道路の老朽化の現状についてであります。現在の町道は、路線数が 1,029 路線、延長は 882 キロメートルとなっており、その内訳は市街地が 149 キロメートル、郊外地が 733 キロメートル、舗装率は全体で 60.9%、市街地で 96.7%、郊外で 53.6%となっております。

本町の市街地は、他の自治体と同様に高度経済成長を背景として、旧市街地の周辺に徐々に市街地が拡大されてきたものであり、幕別市街では昭和 38 年から緑町団地、札内市街では昭和 33 年から春日団地の造成が始まり、昭和の終わりのころには現在の約 7 割の団地が形成されております。

このことから、市街地道路については整備後 30 年以上経過している道路がおおむね 7 割、また、郊外道路についても、整備後 30 年以上経過している道路がおおむね 5 割となっており、整備後相当年数を経過した道路が多いことから、今後、安全な道路環境を維持する上で、日常の町道管理業務により実施しているパトロールの報告や住民からの通報あるいは公区長からの通報など、その都度、担当職員が現地を確認・点検し、危険な箇所、損傷が激しい箇所などから順次補修工事を実施しているところであります。

二つ目の「十勝中央大橋を含む広域農道の道道昇格による道路整備について」であります。

十勝中央大橋を含む広域農道につきましては、音更から幕別、帯広、中札内に至る延長 46.5 キロメートルの「十勝中央地区広域農道」として整備された道路であり、このうち、十勝中央大橋を含む国道 38 号から音更町の道道帯広浦幌線までの区間については、昭和 63 年 11 月に供用を開始し、31 年を経過しております。

当初の計画では、1 日当たりの交通量を 3,929 台としておりましたが、平成 30 年度の調査において 1 日当たり 7,928 台を記録しており、当初の計画に比べ、大幅に交通量が増加しているところであります。

こうした状況から、本町では道路を共同管理している音更町とともに、交通量に見合った道路整備を目的として、国道 38 号から音更町の道道帯広浦幌線までの区間について、道道への昇格要望を平成 24 年から北海道に対して行っております。

本年 9 月には、音更町内の道東自動車道において「（仮称）長流枝スマートインターチェンジ」の設置へ向けた準備段階調査が採択され、今後、事業化へ向けての検討が進められることとなり、開通後には交通量のさらなる増加も見込まれることから、引き続き北海道に対して道道への昇格を強く要望してまいりたいと考えております。

三つ目の「道路の維持補修と改修について、過去 3 年間の実績と今後の計画について」であります。

はじめに、過去 3 年間の実績であります。維持補修の実績は、歩車道の舗装補修工事及び道路附帯施設の補修工事とし、改修の実績は、改良舗装工事及び舗装強化工事とし、それぞれを各年度ごとに集計したものであります。

維持補修の実績としましては、平成 28 年度は 166 件、5,771 万円、29 年度は 140 件、5,774 万円、30 年度は 160 件、5,872 万円となっております。

改修の実績としましては、平成 28 年度は 9 路線、2 億 4,729 万円、29 年度は 11 路線、2 億 7,958 万円、30 年度は 10 路線、2 億 3,620 万円となっております。

次に、今後の計画についてであります。維持補修につきましては、これまで同様、パトロールの強化や住民通報、公区長からの通報等について緊急性を勘案し、適正な維持補修に努めるとともに、道路の老朽化対策について、先進自治体の取組を調査・研究してまいりたいと考えております。

また、改修につきましては、未舗装道路の整備のほか、2 次改築が必要な路線も出てきておりますことから、各道路の状況や公区要望、地域間の均衡のほか、交付金事業や交付税措置のある有利な起債事業の活用による財源確保に努め、3 か年実施計画に位置付けながら計画的に実施してまいりたいと考えております。

ご質問の３点目、「町内業者の過去３年間の受注実績はどうなっているか」についてであります。

町発注の工事につきましては、主に指名競争入札により発注しており、入札参加者の指名に当たりましては、「指名競争入札参加者に関する指名基準」に基づき指名委員会において決定しております。

指名基準におきましては、「契約の適正な履行の確保を図ることができる範囲内において、町内に本店または支店を有する「地場業者」（いわゆる「町内業者」）の育成に努めなければならない」とされていることから、指名基準に合致する町内業者を入札参加者として指名しているところであります。

町内業者の過去３年間の受注実績につきましては、入札による工事の件数と契約金額で申し上げますと、平成 28 年度については、全体で 148 件、27 億 679 万 1,040 円のうち、町内業者の受注が 133 件、金額で 25 億 7,599 万 2,240 円、率としては 95.17%を占めております。

これを主な工種別に申し上げますと、土木工事が 49 件、7 億 7,625 万 8,640 円、建築工事が 19 件、9 億 5,860 万 8,000 円、水道及び個別排水工事が 48 件、4 億 2,336 万円 6,000 円となっており、全て町内業者が受注しております。

平成 29 年度は全体で 116 件、14 億 4,901 万 4,400 円のうち、町内業者の受注が 105 件、金額で 13 億 5,990 万 3,600 円、率としては 93.85%を占めており、主な工種別では、土木工事が 49 件、7 億 3,017 万 7,200 円、建築工事が 14 件、2 億 9,094 万 1,200 円で、水道及び個別排水工事が 32 件、1 億 4,460 万 1,200 円となっており、全て町内業者が受注しております。

平成 30 年度は全体で 102 件、12 億 3,099 万 4,800 円のうち、町内業者の受注が 93 件、11 億 6,566 万 5,600 円、率としては 94.69%を占めており、主な工種別では、土木工事が 39 件、6 億 1,075 万 800 円、建築工事が 9 件、2 億 6,073 万 3,600 円、水道及び個別排水工事が 34 件、2 億 1,205 万 8,000 円となっており、全て町内業者が受注しております。

これらのことから、過去３年間の受注実績といたしましては全体で見ましても町内業者が 9 割以上の受注となっており、主な工種別においては、全て町内業者が受注している状況となっております。

町といたしましては、今後におきましても町内業者の育成を念頭に、適切な入札の執行に努めてまいりたいと考えております。

以上で、小川議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 小川議員。

○15 番（小川純文） 再質問させていただきます。

本町における社会資本整備ということで、社会資本整備となりますと非常に幅広くなるわけでありますけれども、今回は上水道と道路ということでお聞きをしていきたいと。

なぜかといいますと、それ以外のものでいきますと、建物でいきますと団地の関係も今後においていろいろな、これから桂町団地ですとか、あかしや南団地の計画もいろいろお聞きしておりますし、春日東団地のほうもある程度一段落をしたということで、若干の今後の見通しが出ている。また、学校設備の関係におきましても、学校施設の長寿命化計画ということで、計画を策定した後に、今後、順次学校の改築に当たっていくということで、現段階としてはある程度の指針が見えているということで、その中でいろいろ考えていったときに、道路の現状とその指針がまだちょっと不明確な部分が多いのかなと。また、上水道、下水道についても、ちょっと不明確な部分が多いと。

ただ、今、町長の答弁書の中で、下水道についても今後の整備計画はある程度示されておりますし、まだ経過年数がそこまでも至っていないということで、下水道については、まずは今のところはまだ一安心というか、今後に向けてということで、大丈夫かなと思っているところではございますけれども、まず、上水道の関係についてお聞きをさせていただきたいと思います。

上水道でございますけれども、これは本当に昭和 40 年代後半から上水道の布設が始まりまして、もう 40 年以上の管の経過をしているところもあるということで、やはりこの昔の時代は、今は主要幹線というものは、ダクタイル鋳鉄管ですか、よく聞く言葉でございますけれども、そういうものが非常に使われているということでございますけれども、この当初の時代においては、やはり塩化ビニール

の管が主力で布設工事の中で使用されてきているというふうにお聞きしてきております。その中で、やっぱり経過年数による鑄鉄管のほうにしても接合部分の関係だとか、塩化ビニール管でありますと、本当に経年をしてきた中での劣化度合いというものが非常に大きくなると思います。

その中で、本当に水道、当初の中で40年以上のものが、もう非常に塩化ビニール管が多いということでございますけれども、これから整備が必要なのは、やはり30年、40年以降の部分に近々に迫ってくるものがあるのではないかなというふうに考えるわけでありましてけれども、その中でダクタイル鑄鉄管と主に使われています塩化ビニール管の今後整備が必要となってくる30年以上のものは、割合として、この350キロの総延長の中でどのぐらいの管距離を持っているのか、お知らせをいただきたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 水道課長。

○水道課長（山本 充） ダクタイル鑄鉄管、あと塩化ビニール管の30年以上の延長等につきましては、まず、町長の答弁にもございましたとおり、40年を超えるダクタイル鑄鉄管につきましては1万7,356.2メートル、塩化ビニール管につきましては3万2,077メートルとなっております。

また、30年を超えるものにつきましては、30年から40年の間のものにつきましては、ダクタイル鑄鉄管で6,138.5メートル、塩化ビニール管で5万9,852.1メートルという数字となっております。

以上でございます。

○議長（寺林俊幸） 小川議員。

○15番（小川純文） 今、お話にありました中で、要するに非常に経過年数がたってきているものが、350キロの中で、鑄鉄管で約24キロぐらいかな、塩化ビニール管が約90キロ以上あると。イコール塩化ビニール管が30年以上経過しているものが3分の1まだ現存としてあるという数字になってくるというふうに思います。

塩化ビニール管は、接合部がボルト的な要素を使ったものでの接合もありますけれども、場面によってはのり剤みたいなもので接合されている部分もあるというふうにお聞きしますし、近年、非常にどこの地帯でも不意に地震が起こるという中におきましては、非常に危険度の高いものであるのではないかなと。いろいろと災害が発生した中での、特に地震、浸水にしてもそうなのですが、特に地震のときには、水道管の欠損によりまして、住民生活が回復するまで、ライフラインの回復までに非常に時間がかかるという状態が生まれてきております。

幕別町におきましては、基本となる給水施設のほうは、企業団から引っ張っている給水施設のほうでは日新の貯水池も、先般、耐水工事をしていただきましたので、そういう部分については大丈夫かと思っておりますけれども、やはり町の中に多くめぐらされている管路の問題が、今後やっぱり防災においても、これはやっていかなければならないものではないかなというふうに思うところでございます。

そういうものを含めた中で、答弁の中にもいろいろと状況を見ながら随時やっているということでもありますけれども、この管の老朽化、今後10年後を見ていったときに、経過年数の塩化ビニール管もまだまだこれは増えてくると思います。そういう中で老朽化、今後10年後にはどのように進んでいくのでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 水道課長。

○水道課長（山本 充） 老朽化につきましては、10年後につきましては、塩化ビニール管等を含めると、やはり40%程度の割合となっております。

管路の更新につきましては、法定耐用年数が基準の一つの目安となりますけれども、この法定耐用年数につきましては、減価償却費を計上するための経理上の処理として、地方公営企業法において定められたものでありまして、他の事業体では、この法定耐用年数以上に実際に使用している管路、実例等がございます。多くの水道事業体につきましては、管路の種類や布設環境等を踏まえまして、実使用年数というものを更新の基準として定めて更新を図っております。

本町といたしましても、この実使用年数というものを勘案いたしまして、今後の更新を進めていくと。また、漏水調査等を実施しておりますので、そういったことの多発区間等も考慮した中で、今後、

計画的に更新を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（寺林俊幸） 小川議員。

○15 番（小川純文） 使用実績に合わせてということでございますけれども、特にこれ、枝線のほうはよろしいのですけれども、枝線も大事でございますけれども、特に幹線を中心とした配管の部分の塩ビ対策というものを早急にしていかないと、やっぱり幹線がいけますと、枝管が何ぼしっかりしていても配水にならないということでございますので、特に幹線を中心に、今お話しされたことがどれくらいの規模で、どのくらいかけて整備していくのかということが、現段階としてはちょっと明確というか、ある程度、事業計画的なものが見えてこないという状況の中で、本当にこの上水道の整備というのは、やっぱり水でございますので、生活水でございますので、非常にせっぱ詰まっている問題であると思います。

その中で、こういうものについての具体的な方策というものは検討されているのか。また、本当に年次計画等々も定まっているのか。また、下水道のようにストックマネジメント制、老朽化対策事業等々の適用があるのかないのか。そこら辺を含めてのお考えをお聞かせください。

○議長（寺林俊幸） 建設部長。

○建設部長（笹原敏文） 先ほどもちょっと水道課長のほうから説明がありましたけれども、基幹的な管路、町で言いますと最大口径が 400 ミリになっていまして、基幹的なというふうな捉え方で言うと、おおよそ 150 ミリ以上のものというふうに捉えています。

そのぐらいの口径になりますと、ほとんどがダクタイル鋳鉄管、一部塩化ビニール管が残っておりますので、そうしたところにありましては、先ほど漏水発生の少ない水道用のポリエチレン管というものに布設替えをしていると。これについては、接合部分を溶着という方法で接合しておりまして、耐震性能の高い管路となっております。そうしたやり方で布設替えのほうを今後も進めていきたいなというふうに考えています。

また、下水道と同じような国の支援制度というものが、水道に関しては、更新に関してはございませんので、水道事業経営全体を見ながら、過度な負担とならないような経営状態を維持しながら、更新計画をその都度つくりながらやっていきたいというふうに考えています。

○議長（寺林俊幸） 小川議員。

○15 番（小川純文） 現代はいろいろ技術も上がって、そういうふうに耐震性能が高いということでございますけれども、やはり本当に古い水道管については、やはり今後の中での不安要素がまだ多々ある中で、随時という形ではなく、やはり工事も結構メーター単価も水道においても非常にかかるわけです。町の中で水道の工事をしておるところをたまに見ますけれども、本当に何ぼも進んでいないような感じも見受けられます。この割合でいきますと、まだかなり更新をしていかなければならない状況にあらうかと思っておりますので、この点について、本当にもう少し水道事業会計がまだ健全なうちに、早期に取り組む課題ではないかなというふうに考えておりますけれども、その点についてはどうでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 建設部長。

○建設部長（笹原敏文） 先ほど申し上げましたように、財源が、国からの支援制度というものが残念ながらございませんので、そうしたことによらない手法といいますと、どうしても自前の水道事業経営の皆さんからいただいている料金収入の中で行っていくということになりますので、そこを十分考慮した上で、工事のほうは進めていかなければならないかなと、まず思っています。

あと、昨年度で 87% ぐらいの有収率になっていまして、ここ数年、少しずつ改善の傾向が見られておりまして、毎年毎年漏水調査を実施しながら、大きなところの漏水を止めながらやっておりますので、そうしたこととあわせてやっていきたいというようなことと、あと実使用年数の話もありましたけれども、基本的には使えるものは使えるだけ使っていくという考え方で、ただ、漏水発生の頻度が大きいようなところですかというところは、やはり改修をしていこうというようなことで、なるべく過度な負担にならないで、効率的に改修をしていこうというような考えで、今後も進めてい

きたいというふうに考えています。

○議長（寺林俊幸） 小川議員。

○15 番（小川純文） 町内でも地盤のいいところ地盤の悪いところ、いろいろあると思いますので、そういうものも考慮しながら、やはり早急に管路の更新計画というものをもう少し長期的な展望の中で策定をしていって、それに向けて順次計画的に進めていかないと、これは本当に老朽化に対して更新が全然追いついていかない、老朽化のほう为本当に進んでいくと後々非常に大きな資本整備が必要になってくるということも懸念されるので、その点については、近々に総体的な計画の見直しを進めていただきたいというふうに思います。

それでは、ちょっと道路のほうに移りたいと思います。

道路の維持補修や改修の今後のあり方についてということで、ご答弁をいただいたのですが、道路についても総体で町道が 882 キロ、約 900 キロあるということでございます。

ここで、いろいろ道路の老朽化の現状、点検補修ということでお伺いしたのですが、答弁書の中では、経過年数整備後 30 年以上、どちらにしてもたっていると、それが半分以上あるというご答弁でございますけれども、これ、公区長会議等々を開いても、各地区からの公区からのご要望の中で、町にお願い、要望が上がっているのは一番やっぱり道路整備、街の中の公区でありますと、団地内道路が何とかならないのかと。また、郊外ですと、郊外型道路、わだちが何とかならないのかと、一番要望件数が多いと伺っております。

その中で、こういうものを集計をして、要するに道路の老朽化の現状という中で、公区要望、また、ここでもいろいろご意見があった場合には、現地を点検、確認ということと、道路の維持パトロールをされているということの中で、道路の老朽化の現状の把握の基本的な累積したものが、現段階としてきちんとできているのかどうかについて、お伺いをしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 土木課長。

○土木課長（小野晴正） 現在の道路の老朽化についてその状況の把握ができているかというご質問ですけれども、数値的な部分として現在捉えているものはございません。

今ご質問にありました内容のように、各年度に公区長会議が行われたりだとか、各年度、ことしも住民のほうから要望が 114 件ありまして、そのうち道路補修に係るものは 79 件ございました。公区の要望といたしましては、20 公区のほうから要望をいただいているような状況でございます。

今年度、補修工事として行っている部分は 134 工事というようなことで、全体的な老朽化の部分で数値的に捉えている部分といたしましてはありませんが、実態としてはそういうことになっているような状況でございます。

○議長（寺林俊幸） 小川議員。

○15 番（小川純文） まだその道路の老朽化、傷みのデータバンク的なものはまだできていないということでございますけれども、ここに書いてある危険な箇所、損傷が激しい箇所などから順次補修工事と。危険な箇所、これについては本当に当然すぐやらなければならないというふうには思うわけでありまして、やはり危険になる前にも少しずつ手をかけていかないと、約 900 キロもあるわけですから、全然追いつかないのではないかなと。そのためには、やはりいろいろな要望または現地調査、パトロールの中で発生してきたやっぱり補修、改良まではいかなくても補修的要素の部分というのは、できるだけちょっとデータ化をして、その中で本当に順次やっていくのだというものを持っていかないと、非常に進まないのではないかなと。

これは、その中で 2 番目の次の道路の関係で、広域農道の関係はちょっと後にしまして、三つ目の改修の実績のほうでございまして、改修の実績としては、道路改修等々で約年間 2 億 5,000 万円前後の実績でやられていると。また、道路補修のほうについても 6,000 万円を切る中での道路補修工事がついていまして、これは補修工事を含めまして改良工事、道路の抜本的な改良工事もあると思っておりますし、オーバーレイという舗装の強化工事も改修工事の中に含まれていくのではないかなというふうには思いますけれども、特に近年はトラック等の積載も大きくなってきています。大型トラックで

も積載が 10 トンではなくて 13 トン 14 トンになってきていますし、トレーラーにおいてはもう 20 トンを超えるという道路走行がなされている。

だから、町道の場合におきましては、路側帯からの路肩に対する距離が道道よりは狭いという中で、非常に道路の傷みが多くなってきているという中で、いろいろ過去 3 年の実績を見ても、大体安定的にこれをやっていると言ったほうがいいのか、これだけしか予算がないと言ったほうがいいのか、これに対する、まだ金額のほうの話の前に、この金額で、そういう補修だとか改良が間に合っているのか、間に合っていないのか、そこら辺についてのお考えをいただきたいと思います。

○町長（飯田晴義） これは先ほど上水道の話も同じなのでありますけれども、一番の悩みの種というのは財源が調達できないということでありまして、財源があつて潤沢に道路整備あるいは水道管の整備ができるのであれば、現況がどうあるかというところ、データを含めてつまびらかに調査をした上で、順位づけをして整備をしていくということになるのでしょうかけれども、その調査をしたはいいのですけれども、なかなか実施段階での財源がないというところが、非常に私たち、悩みの種でありまして、その結果、全体の財政運営の中でどこまで道路整備に使えるかといった 3 か年実施計画上の調整をした上で、現状においては 2 億 5,000 万円ベースでやっていかざるを得ないということでありまして、これはほぼ、現状の道路を見たときには十分とは言えませんが、ほぼ要求を満たしているぎりぎりのラインであろうというふうに思っているわけでありまして、これはできる限り今後財源を見つけるといいますか、今、頭の中にありますのは、公適債と言われる公共施設の適正な整備事業債という交付税措置のある起債がありますので、再来年度までという年限はありますけれども、恐らくこれは延びるだろうということも想定されますので、こういった財源を活用できるのであれば、まずは全体的な調査をした上で、この整備に乗っていくことができるのかどうなのかといったことも検討しながら、町内の道路の整備率を上げていきたいと、そんなことで、今、考えているところであります。

ただ、これが果たして公適債に乗れるかどうかという問題も一つありますので、ここを先進市町村の例を参考にしながら、あるいはこういった事業手法がとれるのか、全部を改築しなければならないのか、パッチワーク的に部分的なオーバーレイでもやれるのかどうなのかということもありますので、その実施がどういうやり方ができるのかということの研究も含めて、この公適債の活用について取り組んでいきたいというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 小川議員。

○15 番（小川純文） 今、交付税措置のある国の支援ということで、町長が話されていましたが、これも本当に平成 29 年、30 年ぐらいから、この制度が、長寿命化計画で始まっていると思いますけれども、これに対する、ですからいろいろな道路の傷みについてのデータバンクができているのかということ先ほどもお聞きしたのですけれども、まだできていないということで、本当にこれ、交付税措置でありますので、有利な財源だと私も思っていますけれども、その段取りがまだできていないという中で、もう少し、2 年か令和 3 年度ぐらいで一区切りの段階が来るのではないかなというふうには認識しておりますけれども、それまでに本当に間に合うのかどうなのか。

やっぱりそういう有利な補助制度を活用した中で進めていかないと、町長のお話にもありました 2 億 5,000 万円の改良費、2 億 5,000 万円といいますと、大体道路改良、メーター当たり約 20 万円から 25 万円ぐらい一般的にはかかると言われております。それを大体勘案していくと、年間に 1,500 メーターできるかできないかという量になってくのではないかなと。例えばの話ではございますけれども、それで本当にこの改良が進んでいくのかというふうになったときに、非常に懸念を覚えるわけでもございますし、舗装強化にいたしましても、約メーター当たり 4 万円から 5 万円ぐらいかかると聞いております。これで改修補修費といたしましても 6,000 万円ぐらいやっているという話になりましたら、1,500 メーター程度で終わってしまう。オーバーレイでもそのぐらいかかるという状況でございますので、これについては本当に財源を求めて、以前のようにやっぱり改良費で 3 億円以上、維持費でも以前はやっぱり 8,000 万円、9,000 万円、1 億円ぐらいいっていたと思いますけれども、近年

は人件費の高騰、資材費の高騰、いろいろなものが重なっておりますので、本当に進んでいかないという状況にありますので、その点に向けての町の考えをお聞かせください。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 地方財政運営の財源の確保については、いろいろな場面で要請をしているわけではありまして、特に私が、これは恐らく我が町だけの要請だというふうに思っておりますけれども、かつて平成 20 年に臨時交付金という制度がありまして、これは道路だけではなくて建物も、いろんな維持補修に使えた臨時交付金がありました。本町には年額で 3 億 6,000 万円程度入ってきましたので、これをどうにか復活をさせてほしいと。これは非常に住民の細かな要望に応えるすばらしい交付金であるということでもありますので、そんな要望をしてきておりますけれども、これを十勝的な要望として国に訴えていくことで財源を調達したいというふうに思いますし、あと、今の公適債の財源がどう使えるかということもありますし、あるいは忠類であれば過疎債の活用もできますので、そういうあらゆる財源の調達をしながら効率的、効果的に整備を図っていききたいというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 小川議員。

○15 番（小川純文） 今、若干一つ言い忘れておりまして、この道路維持補修費の中で、平成 30 年度から予算措置が減額になっている事例もあるわけで、それまでは大体 5,200 万円ほど当初予算があったのですが、平成 30 年度から 4,500 万円まで下がっているという、費用がかかる中で下がっているということは、非常に今の財政状況というものを勘案している部分もあるのかと思いますけれども、この多大な町道を整備していく中においては、ちょっと非常に後退してきているなという感じでございますので、これについても今後の新年度予算の中では、やはり今のいろんな費用がかかる中で道路整備のあり方というものも、できれば大いに検討をいただきたいなというふうに思っているところでございます。

その中で、広域農道の関係でございます。広域農道におきましては中札内から音更までということで、今、答弁書の中でも音更のスマートインターチェンジの関係で、国道 38 号線から道道移管というものをお願いしているということでございますけれども、この道路は、今度スマートインターチェンジができれば、空港アクセス道路という位置付けもできるのではないかなと。帯広市、中札内部分においては、割かし現状とまた路盤のいいところをある程度走っていて、幕別町が非常に山、坂、谷を走っている。音更町も結構そういう部分は多いのですけれども、それによる傷みが非常に多い現状にあると思います。これは、国道からだけではなくて、やっぱり 1 市 3 町が連携した中で、広域農道を本当に十勝の中の一つの高速道路と連結した交通アクセスという位置付けの中で、連携してこれは整備計画を持って、道道移管になるよういろいろと考えていって進めてほうがいいのではないかと。また、それに対する道の考え方は現状どのようになっているのか、そこら辺の考え方についてお聞かせください。

○議長（寺林俊幸） 建設部長。

○建設部長（笹原敏文） 道道昇格の考え方といたしまして、現状でかなり交通量が多い、そして、それによって道路が狭小、狭いですとか道路の傷み方がかなり激しい、なので道路整備をしてほしい、基本的な考え方としては、こういった理由から道道昇格をしていただきたいという要望をするというものです。それからいきますと、今おっしゃいました町内にある広域農道の中でも、一番それに合致するところが、現段階では国道から北側の音更町の道道までの中央大橋を含んだ区間が道道昇格に必要なところだろうということで、今、現段階では要望させていただいているという状況です。今後においては、スマートインターチェンジの開設が実現するですとかという交通環境の状況が変化した場合にありましては、同様な場面が想定されますので、その場面によりましては、道道の昇格ということも十分考えられるのかなというふうには考えています。

あと、道の考え方といいますか、現状の捉え方としましては、今要望している区間というのは、もともと帯広の圏域の中で環状線のルートの一部であるということで、今現在、札内新道と言われる延長上、みずほ町から東工業団地の区間 2.5 キロぐらい道道昇格をしていただいて、今現在、整備を進

めているという状況になっておりまして、そうした整備状況も加味しながら、昇格については今後検討していきたいというような見解が示されているという状況であります。

○議長（寺林俊幸） 小川議員。

○15 番（小川純文） 道道昇格も簡単にいく話ではないとは思っておりますけれども、やはりそういう大きな交通アクセスが変わるという状態の中におきましては、やはり位置付けというものもできるのかなと思いますので、やっぱりそこら辺は連携をもって図っていきたいというのは大きなことだと思いますので、今後ともご検討をますます進めてほしいと思います。

それと、最後に町内業者への受注の関係でございます。

28 年度からの数字をいただきました。28 年度は庁舎建設の後のいろいろな関係等々、また、札内支所関係もあったのかということで、非常に大きな金額になっておりますけれども、それからだんだん 20 億円台から 14 億円、12 億円とトータル、建築、土木、いろいろ総体のものを含めて金額が下がっております。

30 年、31 年度、令和元年度、今はもう冬が来ましたのでこれからこういう工事は無いとは思いますが、今年度の総額的には、どのぐらいの工事費になっているのでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 建設部長。

○建設部長（笹原敏文） 入札に関わるものでいきますと、総体の金額としては 11 億 7,176 万円という現段階での発注金額としてはなっている状況にあります。

○議長（寺林俊幸） 小川議員。

○15 番（小川純文） 11 億円で減ってきている。これは、トータル、いろいろ建設事業のほうが非常に減ってきている部分が非常に影響しているのかなと。ただ、特に土木工事等々、道路関係等々、水道関係でいくと大体横ばいという形で来ておりますので、その中で幕別町内の業者育成ということでございますけれども、これ、いろいろお話を聞きますと、建設・土木関係業というのは、循環型産業だというふうにならいろいろな会社の社長さんもお話をいただくわけでありましてけれども、予算をもらったらそれをいろんな原材料費を調達して、労務費、あと機械費、リース料、いろいろかけて物をつくっていったら終わるということで、幕別町は非常に建設業協会の会員さんも他町村に比べて多い。また、それに関する骨材屋さん、幕別町に結構集中をしております。また、2 次製品をつくっているブロック関係の工場も幕別町に非常に多いという中で、十勝の中でこの土木・建設関連の仕事が、本当に幕別町内でいろんなところに波及、町内でも波及効果が大きいというところでございます。

ですから、イコール一つの循環型産業でもあるのではないかなというふうにも思っているところでありますけれども、年々総括予算が下がってきている中で、今後、先ほど言いました公営住宅の関係、学校の関係でまた建設費が、建築の部分が非常に大きくなっていく中で、この社会資本整備、道路、上下水道、今後どのようにお考えいただいているか、お考えをお聞きしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これは 10 年先まではなかなか建設事業を見通すことは難しいのでありますので、3 年から 5 年先を見通した中で、3 か年の実施計画を策定させていただいているというところでありまして、その際にやはり一番はばらつきが出ないように、各年度ほぼ平準化していくことが必要である、大切であろうという認識を持っておりまして、そこでいかに、その中でも土木・建築あるいは上下水の多様な業者がおりますので、そこがある程度平準化された形での受注ができるようにということも考慮しながら、事業内容を検討しているところであるわけでありまして、本当に財源が潤沢にあれば何も悩まないのでありますけれども、今、策定中の 3 か年実施計画においても、来年度以降、ほぼ平準化するような形での事業予定、事業計画を組んでいるところであります。

それともう一つ、今、悩みとしては、土木が非常に減りつつある。建築については今後、学校の大規模改修が入ってきますので、スタートができればかなりの額が各年度出ていくだろうというふうだと思いますけれども、やはり土木工事が非常に少なくなっております。

それをいかにカバーできるのかといっても、なかなか仕事をつくるということもできませんので、

そこで一つは、これは町発注ではないのでありますけれども、北海道発注、特に本町の基幹産業である農業基盤整備、これが平均して7地区をずっと将来に向かってやっていくと、実施をしていくということでもありますので、何とかそういう中で町内業者の方に頑張ってもらって受注をしていただければと、そんなことも建設業界に対してはお願いを、他力本願になるかもしれませんが、そんなことも業界に対してはお願いをしているところであります。

○議長（寺林俊幸） 小川議員。

○15番（小川純文） 今、町長からお話いただきました、本当にNN予算の関係でございます。

これについては、十勝管内は近年、非常に新規予算がついていないということで、今、町長が言われた畑総事業も、あと4年ほどすると終わってしまうのではないかなと。新規事業がついていないということは立ち上がっていないということは、測量していろいろというのがありますと、下手したら空白の期間が2年3年できる可能性も今後においてはあるということを町長も認識されていると思います。その中で、本当に社会資本整備、幕別町内の建設産業の育成という中で、やはり厳しい財源の中でも活路を求めているのだと思うわけでもありますけれども、町長のそれについてのお考えをいただきたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） NN予算については、全国レベルで補正を含めて平成21年ベースまで戻ってきているわけでもありますけれども、いかんせん道内のバランスを見ると、特定の地域に行っていない。主に3振興局管内というふうな、そんなことも言われておりますけれども、しっかりそこは、私たち十勝がかなり厳しい状況にありますけれども、十勝圏活性化推進期成会をはじめとして、一丸となって、農業団体も含めて国に対して要請をしてまいりたいというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 小川議員。

○15番（小川純文） これから新年度予算のいろいろな策定に入っていくと思いますけれども、社会資本整備を含め、また、幕別町内、地場業者の育成を含めた中での予算措置を考えていただきたいなところを申しまして、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 以上で、小川純文議員の質問を終わります。

この際、11時10分まで休憩いたします。

11：02 休憩

11：10 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、岡本眞利子議員の発言を許します。

岡本眞利子議員。

○7番（岡本眞利子） 通告に従いまして、質問をさせていただきます。

1、幕別町におけるSDGsの取組について。

2015年9月、国連サミットで採択された「SDGs（持続可能な開発目標）」は、17の大きな目標とそれらを達成するための具体的な169のターゲットで構成され、国連加盟193国が2016年から2030年の15年間で達成するために掲げられたものであります。

持続可能な開発を達成するためには、経済、社会、環境という三つの主要素を調和させることが欠かせないとされています。

日本においても、政府は、2016年5月、総理大臣を本部長とし全閣僚を構成員とする「SDGs推進本部」を設置し、同年12月には日本の取組の指針となる「SDGs実施方針」を定めました。

本年10月1日に施行された「食品ロスの削減の推進に関する法律」も我が国における取組の一つであります。

全国の自治体において、SDGsの理念を踏まえた取組が進められてきています。

幕別町においても、SDGs 推進に取り組むべきと考えますが、見解を伺います。

2、多胎児出産・育児に対する支援について。

人口動態調査によると、2017 年の我が国における多胎児の分娩件数は 9,914 件で、分娩件数に占める割合は、1.04%となっています。2005 年の 1.19%をピークに 2011 年には 0.96%まで下がりましたが、その後は微増に転じています。

これは、不妊治療での複数の胚移植や排卵誘発剤などが影響しているのではないかと推察されています。さらに、高齢の出産になるほど多胎児の割合は高まり、多胎児の 7 割が体重 2,500 グラム未満の低出生体重児と言われ、医療や発育への支援が必要なケースも多いといえます。

出産後のストレスや一時的に経済的負担が重いこともあり、多胎児出産には、単胎児出産と同様のサポートのみではなく、多胎児に対しての具体的な支援策が必要であると考えます。

そこで、以下の点について伺います。

- ①本町の多胎児出産の現状は。
- ②多胎児出産及び育児に係る課題と対策。
- ③多胎児家族に対する本町独自の支援。
- ④多胎児育児の不都合の解消支援について。

以上であります。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 岡本議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、「幕別町における SDGs の取組について」であります。

SDGs とは、持続できるという Sustainable(サステイナブル)の S、開発という Development（ディベロップメント）の D、目標である Goal（ゴール）の複数形 Goals（ゴールズ）の頭文字 G と語尾の s の略語であり、日本語訳として「持続可能な開発目標」とされております。

この SDGs は、2015 年 9 月の国連総会における「持続可能な開発サミット」において、貧困や格差をなくし、気候変動、健康増進、教育の拡充、経済成長などの課題解決に向けて、国連加盟国が 2016 年 1 月から 2030 年末の達成を目指して取り組む国際的な目標として採択されたものであり、17 の目標と各目標を達成するために定めた 169 のターゲット及び 232 の指標で構成されているものであります。

国においては、平成 28 年 5 月に内閣総理大臣を本部長として全閣僚を構成員とする SDGs 推進本部が設置されたほか、同年 12 月には、「持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者を目指す」ことをビジョンとする SDGs 実施指針が策定されたところであります。

この実施指針では、各地方自治体は各種計画や戦略、方針の策定や改訂に当たっては、SDGs の要素を最大限に反映することが奨励されており、平成 29 年 6 月に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生基本方針 2017」においても、地方公共団体における持続可能な開発目標の達成に向けた取組の推進が示されております。

自治体における SDGs を導入する背景として、高齢化、人口減少に伴い、それを放置すると環境、雇用、交通、医療、教育など地域の公共サービス等の維持が困難になることが予測され、これらを克服するための新たな切り口として、SDGs の理念が重要であると認識いたしております。

また、今後、新たな施策や計画の樹立及び修正等の必要性を検討するに当たり、SDGs の主要原則である「普遍性」「包摂性」「参画型」「統合性」「透明性と説明責任」の五つの原則を考慮し、取り組むことが必要であると考えており、現在策定している次期「幕別町まち・ひと・しごと創生総合戦略」においては、各種施策と SDGs との関係性を視覚化するとともに、SDGs の理念に合致する農業の安定性の向上や魅力ある教育環境整備などの取組を位置付け、これらの施策の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

今後につきましては、国や自治体のみならず、民間企業などさまざまな主体での取組が加速してい

くものと考えておりますので、本町といたしましても、SDGs に掲げる目標の達成を念頭に置いた取組を着実に推進し、持続可能なまちづくりのツールとして有効に活用していきたいと考えております。

次に、「多胎児出産・育児に対する支援について」であります。

厚生労働省の子ども・子育て支援推進調査研究事業における各種報告書では、出産後の具体的なイメージがないまま多胎育児が始まることが多く、母親の体力の回復も不十分な状態で多胎児の育児に臨み、周囲の人の理解不足や困難感、疲労感、睡眠不足等が増す一方の中で、2人以上の乳児を抱え外出もままならない状況に陥り、地域社会から孤立する傾向にあるとされております。

本町では、妊娠期から出産、子育て期にわたって切れ目のない支援を行うため、平成29年度から役場、札内支所及び忠類ふれあいセンター福寿の3か所に「子育て世代包括支援センター」を設置し、母子保健及び育児に関する相談支援体制の充実に努めているところであります。

ご質問の1点目、「本町の多胎児出産の現状」についてであります。

本町の多胎児出産の現状については、直近3か年で申し上げますと、平成28年度はゼロ件、29年度に双子が2件、30年度に双子が1件、さらに、本年7月に双子が1件となっております。

ご質問の2点目、「多胎児出産及び育児に係る課題と対策」、3点目、「多胎児家庭に対する本町独自の支援」と4点目、「多胎児育児の不都合の解消支援について」は、関連がありますので、あわせて答弁させていただきます。

はじめに、妊娠期においては、多胎妊娠に対する戸惑いや出産、育児に関する不安を抱えておられることから、保健師が母子健康手帳を発行する際に多胎妊娠に関する専用冊子を配布し、妊娠中の過ごし方や出産準備、子育てに至るまでの具体的な状況を説明するとともに、子育て応援サポートブック「まくはぐ」により出産、育児に関する各種サービスについても情報提供を行っております。

また、多胎の妊婦は早産の割合が高いことから、保健師が妊娠28週目以前から妊婦宅を訪問するとともに、既に多胎児の育児を終えた家庭からの育児用品の提供情報などを伝えております。

次に、出産後においては、早産による低出生体重児の割合が高いことから、入院中の段階で保健師が病院を訪問し、助産師等とカンファレンスを行うことで情報共有を図るとともに、退院後、速やかに新生児訪問を行い、必要に応じて病院との連絡調整役を担うなど継続的な支援に努めているところであります。

さらに、心身の状況等に応じて「産前産後サポート事業（ママカフェ）」に参加いただき、保健師、助産師の専門職によるサポートを行っているほか、「産後ケア事業」では、助産師が戸別訪問し、保健指導等を行うアウトリーチ型に加え、今年度からは、ゆっくりと休養をとりたい母親向けに、産後ケアセンターにおいて休息や入浴、食事の提供が受けられるデイサービス型も対象とすることにより、産後も安心して子育てができるよう支援の充実に努めたところであります。

なお、産後ケアセンターを利用する場合、1回の利用につき多胎児加算として、2人目以降の乳児1人当たり2,200円が利用料金に追加されますが、住民税課税世帯については2,000円を、住民税非課税世帯については全額を町で負担しております。

次に、子育て期においては、子育て支援センターでの一時保育やファミリー・サポート・センター事業による子どもの預かり、保育所・学校等への送迎等による育児負担を軽減するための支援のほか、多胎児の先輩ママとの交流機会の橋渡しや町外の多胎児サークルを紹介するなど、孤立感や不安の解消に努めているところであります。

現在、国では、多胎妊産婦への負担感や孤立感の軽減を図るため、令和2年度から多胎児家庭向けの補助制度を創設する方針を示しており、今後は、国の動向を注視するとともに、本町のファミリー・サポート・センター事業において、家事支援の実施に向けた研究を進めるなど、多胎児家庭を含め、多子世帯の支援の充実に努めてまいりたいと考えております。

以上で、岡本議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長(寺林俊幸) 岡本議員。

○7番(岡本眞利子) では、再質問をさせていただきます。

まずはじめに、SDGs の取組についてであります。最近では SDGs という言葉をよく耳にしますが、この SDGs とは、貧困や格差、気候変動などの人類及び地球の持続可能な開発のために達成すべき課題と、その具体的な目標のことです。

経済成長と雇用をはじめ、循環型社会、貧困、平和など、多岐にわたる分野の 17 のゴールから構成されており、各国は、目標達成に向け、2030 年までに取り組むこととしております。

達成するためには、具体的な 169 のターゲットが挙げられておりますが、特にこの中のゴール 11、住み続けられるまちづくりという項目は、自治行政と最も関連が深いものと思われます。自治体行政の参画を抜きにしては、達成は不可能と言えるのではないかと思います。自治体の役割は、大きなものでもありつつ、単独でできるものではなく、民間企業、有識者、NPO、関係団体など、協力も必要とされるかと思えます。

私も、これまでの議会で、幾つかの質問をさせていただきました。例えば、ゴール 14 の「海の豊かさを守ろう」という目標がありますが、海洋プラスチック抑制、プラスチックの減量について、また、ゴール 12 の「つくる責任 つかう責任」とありますが、これには、食品ロスということで、いかに食品ロスを減らすかということで、町としても啓発に努めていると認識はしております。さらには、本町として、次期総合戦略の素案をまとめる中で、SDGs の取組を盛り込んだということで、前向きに進んでいるのではないかとこのように感じるところではあります。

しかし、SDGs の達成に向けての最も大切なものは、町民一人ひとりの日々の生活そのものが SDGs の目標達成につながってくるということを理解していただくことだと思います。

そこで、この SDGs をどうやって町民生活に浸透させていくつもりなのかをお伺いいたします。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 非常に難しい質問であります。

SDGs については、2015 年に国連で決められて、もう 4 年がたっているわけなのですが、なかなか国民、町民に浸透していないというのが実態であろうというふうに思っております。これを事細かく説明する機会を設けても、なかなか、それ何のことみたいな、そういう程度の認識なのかなというふうに、現状においてはそう思っております。

そういう意味では、今回こういう質問をしていただいたのは非常にありがたいことでありますし、これが一つのきっかけになろうと思っておりますし、今後、町としても、これ手法は難しいのでありますけれども、こういうことがあって、国連で決められて、各自治体も、あるいは、いろんな団体も含めて、町民みんなでこれに取り組んでいくことで、みんなが貧困から脱して、不平等をなくして幸せな生活ができるのだよと、そんなことをお話しできるように、機会を捉えて説明する機会を設けたいなど。別に説明するのではなくて、機会を捉えてそういう話もしていきたいなというふうには思います。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○7 番（岡本眞利子） 今、町長から答弁いただきましたが、確かに本当に難しい問題だと思うのですが、これ一つ一つが私たちの生活に密着しているものだと思います。

したがって、私も、以前の質問の中にも、食品ロスということで、本当に食べることに、人間に一番大事なことというの、食べることに、いかに食品ロスを減らすかということで質問をさせていただいたわけなのですが、町としましては、毎回毎回、広報の中にも、この食品ロス削減に向けて取り組むというようなことも、本当に町民に知っていただくということで広報の中にも挟まれておりますが、このように私たちのできることから一つ一つ、うちの町はこのように推進をしているのだということをぜひともやっていただきたいという思いで、今回この質問をさせていただきました。

町長、どうでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 先ほど申し上げましたように、これが一つのきっかけにもなっている、ある議員がこういう質問をしましたよということは、きっかけにはなっているのだというふうに私も思っており

ますし、我々答弁側としても、再認識をさせていただいた機会であります。

先ほど申し上げましたように、何とんでも、全ての町民、国民がその気持ちにならなければ進んでいけないことでもありますので、それは先ほど申し上げたように、しっかりと我々もこの精神というものを、計画もそうですし、あるいはいろんな会議があれば、こういったことに取り組んでいきたいと思います。というところをお話しさせていただければというふうに思います。

○議長(寺林俊幸) 岡本議員。

○7番(岡本眞利子) 今の町長のお答えをいただきまして、私も安心したところであります。

総合戦略の中にも、もう SDGs も反映をされたということがありますので、これ以上どうのこうのということはないのですけれども、例えば、2030 年度までに雇用創出、地元の文化、製品の販売促進につながる持続可能な観光業を促進するための施策を立案し、実現していくというようなことはいかがでしょうか。

○議長(寺林俊幸) 飯田町長。

○町長(飯田晴義) 我々、SDGs があるなしに関わらず、常にそういう思いで各種施策を推進させていただいているわけであります。

ただ、観光業につきましては、なかなかこれ簡単にはいかないわけで、頑張っても、成果として現れるかということはあるかもしれませんが、やはり観光については、プレーヤーたる一般住民の方、事業者の方の理解を、協力を得ながら町も一緒になって取り組んでいかなければならないというふうに思っております。

○議長(寺林俊幸) 岡本議員。

○7番(岡本眞利子) では、今後も持続可能なまちづくりを実現するために、さまざまな場面で SDGs の考えを反映していただき、誰一人も取り残さないという理念のもと、推進をしていただきたいと思います。

では、次、多胎児出産・育児に対する支援ということで、質問をさせていただきます。

近年、双子や三つ子など、多胎児の子育て支援が広がりつつあります。

多胎児ならではの育児を学ぶ場や大変さを共有できる機会が少なく、親は孤立がちになり、痛ましい事件も起きております。

そこで、多胎児家族、多子家族が、安心して子育てができる環境を整備する必要があると考えます。

本町の多胎児出産の現状をお聞きしたところでありますが、平成 28 年はゼロ件、そして 29 年が 2 件、30 年が 1 件、ことしが 1 件ということで、思ったよりうちの町は少なかったのかなという感想があり、お隣の町なんか、他町村では、もっと数が多かったと思いますが、そんなようなこともありまして、私、今回この質問をするに当たりまして、いろいろ調べてみたのですけれども、我が国の出産数を調べますと、多胎児の割合は、30 歳以上で 2.0%、40 歳から 44 歳までが 2.71%、そして 45 歳以上が 5.95%と、この数字を見ますと、いかに高齢出産が多いかが分かります。

高齢になって、単胎児出産にしてもリスクが大きく、さらに多胎児出産はハイリスクが伴うということでもあります。

そこで、多胎児は、妊娠届時から行政は把握ができ、出産や育児に伴う困難を予想した支援を行うことができるわけですが、妊婦からはどのような相談があり、支援されたのかをお伺いいたします。

○議長(寺林俊幸) 保健課長。

○保健課長(白坂博司) 具体的な相談内容というのは、ちょっと私のほうで今把握しているものというのはないのですけれども、多胎児に関しましては同時に 2 人、3 人とお子さんを育てなければいけないということなので、通常の単胎とは、やはり負担というのが大きいというふうには思っております。よく聞かれるのは、例えば授乳する際に、単胎ですと一人のお子さん、夜泣きしたときに授乳すればまた寝ていただいてとかあるのですけれども、双子、三つ子になると、順番に例えば授乳していくということで、ほとんど寝られなくなってしまうとか、そういった身体的な負担だとかストレスが大きいというようなことで相談をいただいております。それに関しましては、先ほど言った専

門の冊子、こちらにも、同時に授乳させるにはどうしたらいいかだとか、そういったようなアドバイスだとか、そういったものも記載されている冊子になっておりますので、そういったものを活用しながら、不安というのでしょうか、ご相談内容について、こちらのほうからいろいろアドバイスをさせていただいているというような状況であります。

○議長(寺林俊幸) 岡本議員。

○7番(岡本眞利子) 私も、今回、この質問に当たりまして、いろいろ調べてみたのですが、今、課長がおっしゃいました冊子は、「ふたご手帖」のことですか。

○議長(寺林俊幸) 保健課長。

○保健課長(白坂博司) 私ども、こういった、ちょうどこれ「ふたごの子育て」という冊子なのですが、けれども、こちらのほう、70ページ程度の冊子になっておりまして、中身としては、つくっているのが、産婦人科ですとか、小児科ですとか、あと母子健康に関する専門家ですとか、あとは実際に双子を産んで育児経験された保健師なんかが携わってつくっている冊子となっております、こちらのほうに妊娠期から子育てにわたるまで、こういったことで悩まれるだとか、苦労があるだとか、それについてどういうふうに解決していったらいいよだとか、あとは先輩ママさんのお声なんかも交えながら、いろんな場面場面に応じたアドバイスができるような冊子となっておりますので、こちらのほうをお配りさせていただいているというところです。

○議長(寺林俊幸) 岡本議員。

○7番(岡本眞利子) そこはちょっと私も認識不足だったところがあるのですが、今回、私も「ふたご手帖」を取り寄せたのですが、ちょっと届かなかったのですが、

本当に、双子のお母さんにしてみると、「まぐはぐ」をもらったのだけれども、この「まぐはぐ」の中には、多胎児ということは一切書かれていないということで、もちろんどこを見ていいのかわからないというようなお声もいただいたのですが、多胎児がうちの町ではそんなに多くはなかったということもあり、多胎児に特化したものがなかったのかな、また、後でちょっと質問もさせていただきますが、このファミリー・サポートの中にも、一つもそういうことは書かれていないというような状況なのなのですが、その中で、お母さんとしたらすごく不安なわけです。

今回お聞きしたところによりますと、一軒の病院に行きましたら、単胎の妊娠ということで安心して、普通の妊娠ということで分かったそうですけれども、違う病院で見ましたら双子だということが分かったそうですけれども、そのときの大きな負担が今でも忘れられないということで、そして双子だということ自体から、これから育てていくのにどうしたらいいのだろうということを不安に感じられたということでお聞きしたのですが、

そのようなことは、やはり一番特有の妊娠経過ということで、多胎の妊娠経過ということで、一番お母さん方は不安に思うと思うのですが、専門職の関わりということで、とても重要に感じます。

そこで、保健師さんの訪問は、どのくらいの頻度で訪問をされているのかお伺いいたします。

○議長(寺林俊幸) 保健課長。

○保健課長(白坂博司) 基本的に、保健師の訪問となりますと、妊娠中に妊婦訪問、そして出産後に、産後、産婦訪問と新生児訪問ということで、原則一度、訪問させていただいているのですが、多胎児に関しまして、やはりかなり親御さんの負担も大きいということなので、こちらとしましては、頻回に通うということになっているのは、それは回数が例えば2回です、3回ですということではなくて、その状況に応じて回数を増やして対応していると。

あとは、通常ですと、単胎の場合には保健師さん1人に対して1人を固定して妊娠期から訪問させていただいているのですが、多胎に関しては複数の保健師が携わることで、より手厚い対応をさせていただいているというような状況であります。

○議長(寺林俊幸) 岡本議員。

○7番(岡本眞利子) 保健師さんが訪問しているということで、妊婦訪問、また、生まれてからということで、産後にということで行かれているということなのなのですが、お聞きすると、本当に、

1回は生まれる前に来てくれました、生まれてからも一回来てくれましたという話は伺ったのですけれども、それに対して、本当に親身になってという状況ではなく、本当に機械的に来ていただいたというような状況というようなこともあったというようなこともお聞きしたのですが、やはり単胎の場合よりは多胎の場合が非常にお母さんに負担が多い、ですから本当に、今、課長がおっしゃったように1人の保健師さんだけではなくて何人もの方が関わって、いろんな情報をお母さんに、母子に伝えるということがとても重要かと思うのですが、その点は、今後はその状況を見ながらということもあると思うのですが、やはり母親の負担ということをもう少し考えていただきたいと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 保健課長。

○保健課長（白坂博司） 今までも、先ほどお話ししましたように、頻回には訪問しているのですけれども、そういった訪問をする中で、信頼関係を築いた中で、親の気持ちに寄り添った支援というのは、今後も引き続き続けていきたいというふうに考えております。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○7番（岡本眞利子） では、その点につきましては、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

それで、多胎児妊娠と分かった段階で本当に苦労するのですけれども、早産になる確率がとても高いということで、妊娠中には37週で管理入院というようなこともあるそうですが、町としては、そういうときに、どのように対応しているのか、支援をしているのかをお伺いいたします。

○議長（寺林俊幸） 保健課長。

○保健課長（白坂博司） 入院した場合ということなののですけれども、確かに早産の確率が高いということで、その際には、先ほど町長のほうの答弁にもございましたけれども、入院中の早い段階で保健師が病院のほうを訪問させていただきまして、医療と保健の役割を確認した上で情報共有を図るとともに、退院後には速やかに新生児訪問を行うなどして、必要に応じて病院との連絡調整役を担いながら、継続的な支援に努めているというようなところであります。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○7番（岡本眞利子） 本当に多胎児の場合は、もう早くからということで管理入院になることがとても多いということでもあります。

また、妊婦健診も、単胎の妊娠とは違って、14回の健診だけでは不足、数も多いということなのですが、その点に対して町としては何か支援はされているのか、お聞きいたします。

○議長（寺林俊幸） 保健課長。

○保健課長（白坂博司） 妊婦健康診査なののですけれども、確かに公費負担で14回受診券を配ってお受けしていただいているのですけれども、町としましては、さらにそれに上乗せをしまして、上限額2万円なののですけれども、そういった形で14回を超えた分について町のほうから助成をさせていただいているというような状況であります。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○7番（岡本眞利子） やはり多胎児の場合は、本当に何度も病院で健診をしなければいけないということで、負担も大きいということでもあります。そういうところも、さらに拡大をしていけたらなというふうに感じるところであります。

また、産前の多胎の父母向けの教室などはいかがでしょうか、開催されているのでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 保健課長。

○保健課長（白坂博司） 産前のそういった教室ということなののですけれども、多胎児には限らないのですけれども、「パパママ教室」というものを開催しておりまして、妊娠・出産・育児に関する正しい知識の普及を図って、妊婦同士の交流や情報交換を行う場として実施をさせていただいているというところであります。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○7番（岡本眞利子） 妊婦さんにしても両親にしてもそうなののですけれども、1人目は単胎で、また、

2人目が多胎児ということもあるかと思うのですが、また逆に、一番最初の子どもが多胎児だった場合、とても不安が大きいところで、両親としても、どのように2人を本当に育てていけばいいのかというようなこともありまして、両親の、父母向けの教室というのは大変必要ではないかなと思います。確かに人数的にも少ないのかと思いますが、単胎の両親と、また、多胎の両親とでは、なかなか状況も違ってくるのではないかなと思います。

病院で出産したときに、そういうサークルなどがあるよというお話は伺ったりはしているそうなのですが、町の支援策として、人数が少ない中でも保健師さん、助産師さんが、お父さん、お母さんを目の前にしていろんなお話をしていただくというような機会を設けていくのもまた必要ではないかなと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 保健課長。

○保健課長（白坂博司） 先ほどのパパママ教室自体が、当然、保健師、あとは助産師も参加しておりまして、専門的な指導、アドバイスというのは、こちらのほうでさせていただいているというような状況であります。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○7番（岡本眞利子） 今、私が言ったのは、もちろんパパママ教室でそういうお話をされているということなのですが、それがうまい具合に、両親そろって、父母がそろって相談に行けるというような可能性もそんなに高くはないわけでありますので、できれば相手の都合なども聞きながら、少人数で話ができて、いろんな質問ができるような状況にさせていただきたいということを申し上げたのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 保健課長。

○保健課長（白坂博司） パパママ教室も、実は夜間に開催するなどしておりまして、お父さんも実際参加していただいているというところで、その中で、例えば沐浴だとか子どもの抱き方だとか、そういったことをお父さんに学んでいただいたりだとか、あとは先輩のお母様方から、お父さんにどういうふうにサポートしていただきたかったかというような声を直接お届けするなど、そういった形も行っているところであります。

あと、パパママ教室以外にも、先ほど言ったような訪問、妊婦訪問、産婦訪問を含めてなのですが、そういった訪問の中で、マンツーマンというのでしょうか、小さい中で、きめ細かなアドバイスというのはさせていただいているというようなところであります。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○7番（岡本眞利子） その点につきましては、分かりました。

では、ちょっと視点を変えまして、子育て支援センターについてお伺いをさせていただきます。

育児不安等についての相談などの事業を行っているわけですが、30年度では延べ利用者数5,977人が利用しているそうですが、その中で多胎児についての相談は何件くらいあったのかをお伺いいたします。

○議長（寺林俊幸） こども課長。

○こども課長（西田建司） ただいまご質問の育児相談、そういったものの件数なのですが、具体的に多胎に関わるケースというのは、今こちらのほうではちょっと把握はしていないのですが、先ほど多胎の出生数もお話ししたとおり、その件数もちよっとないものですから、直接ご相談を受けているということは、今こちらのほうでは聞いておりません。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○7番（岡本眞利子） ですから、件数が少ないから、どうしていいかが分からないということが、その声だと思うのです。件数が少ないからいろんなところに載せていないのかもしれないのですが、やはり多胎のお母さんにとっては、いろんなことがあった段階で相談をしたい。そのときに役場に、保健師さんにかければいいのかもしれないけど、どうしていいのかが分からない、スマホを見る時間もないというような、そんな状況の中で、相談はどのようにしたらいいのかということが、保

健師さんからもっともっと詳しく伝達をしていただくことができないのかなというふうに感じたところではありますが、いかがですか。

○議長（寺林俊幸） こども課長。

○こども課長（西田建司） 先ほど、保健課長のほうからもお答えしましたように、今、保健師のほうで、妊娠期から深く関わってきているところでございます。

そういったことから、今後も、子育て期にもつなげて保健師との連携を図りながら、多胎児家庭の育児に対しても、そういった対話の中からの確にニーズのほうを把握していきたいというふうに考えております。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○7番（岡本眞利子） 多胎児、それで細かな相談も、これからは受ける体制をつくっていただけないということ。

では、多胎児家族への支援ということでお聞きしたいと思います。

多胎児は単胎児に比べると低出生体重児の割合が多く、国の調査によりますと、単胎児では2017年で8.17%、多胎児では2017年に71.65%、多胎児ならではの困難さに直面する保護者も多いかと思います。発育が遅れている場合などは、母親は退院できても多胎児だけが退院が長引くという、家族の負担は重くなります。

また、母子ともに退院した後も、生後1か月までは授乳が、例えば1人1日10回と考えると、その倍、20回になるわけです。そして、さらに夜泣きが続いたりすると、24時間寝ることができないわけです。

現代では、核家族化や、地域の人間関係の希薄化といった社会環境の変化も加わり、母親の抱える不安は、孤立は大きいものと思われれます。

そこで、町のファミリーサポート事業についてであります。この事業の利用状況ですが、平成30年度は「まかせて会員」が35名、「おねがい会員」が46名、この会員数は変化はありましたでしょうか、お聞きいたします。

○議長（寺林俊幸） こども課長。

○こども課長（西田建司） 令和元年度の11月現在の数字になりますが、まかせて会員が38名、おねがい会員が63名ということで、いずれも会員の増というふうになっております。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○7番（岡本眞利子） では、ちょっと増えているということですね。

これ、ことしの9月4日から9月20日まで講習会が行われまして、そのように人数も増えたということですが、まかせて会員とおねがい会員のバランスのほうについてはいかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） こども課長。

○こども課長（西田建司） 今のところ、育児の援助を受けたい者、おねがい会員、こちらのほうの要望にはある程度応えられているような形になっているのかなというふうに認識しております。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○7番（岡本眞利子） その中で、多胎児の利用はありましたでしょうか。

○議長（寺林俊幸） こども課長。

○こども課長（西田建司） 現行の援助活動内容の中では、多胎児のご利用はありません。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○7番（岡本眞利子） 多胎児の人の支援ということに関しては、確かに、お出かけするときに預けて、そしてお出かけができるようにとか、そういうようなときに利用が、これファミリーサポートというのはできるのだと思うのですが、多胎児の親にすると本当に、先ほど課長もおっしゃっていましたが、一人泣くと一人も泣く、一人にミルクをやると一人もまたミルク、そして、おしめを取りかえるとまたおしめをとというようなことで、2倍になっているわけなのですけれども、その点に关しますと、まかせて会員のほうでも家に来ていただいて派遣サポートというようなことはできないのかなというふ

うに感じるのですが、その点はいかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） こども課長。

○こども課長（西田建司） ファミリー・サポート・センター事業なのですが、これまでの援助活動内容については、まかせて会員の自宅での子どもの預かり、そして保育所や学校等の送迎という、大きくこの二つでありました。

しかし、先ほど冒頭の町長からの答弁にもございましたとおり、本町のファミリー・サポート・センター事業において、家事支援の実施に向けて研究を進めるということで、外出することが困難な多胎児家庭等で家事支援を必要とする家庭に対して訪問型の家事支援というものを行う研究を行いたいというもので、事業拡充については、さらにニーズを把握し、本年度末に実施する、まかせて会員の意向調査、こういったものの聞き取りや、ほかの先進地を参考にするなど、多胎児家庭のみならず多子世帯に対する支援策を研究してまいりたいというふうに考えております。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○7番（岡本眞利子） そうですね。育児支援、家事支援ということが、とても大きなものになると思います。所によっては、本当にそのように育児支援や家事支援をしていただけるという町村もあるようですが、うちの町としても、ちょっと前進をしていただきたいなと思います。

その中でも、多胎児を育てる親を対象に支援団体が行った全国アンケート調査がありまして、1,591人から回答されたそうですが、「トイレにも行くことができない」「4日間、シャワーも浴びることもできない」「一人夜泣きが始まると、もう一人がまた夜泣きをする」「24時間寝ることができないのが一番つらい」というようなお声をいただいたそうなのですけれども、現実、私も多胎出産された方のところに1時間いきましたが、1時間の間に本当に一人が泣き一人が泣きというようなことで、どっちかを泣かせたままにしておくというような状況でありますので、本当に派遣で家事サポートなどをしていただける人がいると、とても楽だというようなお話も伺いましたので、そのようなこともしっかりと拡充をしていただきたいなというふうに思うところであります。

また、一番何が大変かという、乳幼児健診のときに2人を連れて健診に行くのが一番つらいというふうにおっしゃっていました。というのも、町には相談しましたということで、まずご主人にお休みをとっていただかなければいけない、または家族の誰かに寄り添ってもらわなければいけないということで、そのときは、なかなかそういう状況がつかなくて相談をしたら、とにかく役場まで来てくださいと、とにかく来てくださいといっても、2人を連れていくのがすごく大変なのですね、チャイルドシートに乗せて行くというのが本当に苦労したということで。そしてまた、健診を受ける場所に来て誰も迎えてくれるわけではないので、本人が一人ひとりというふうにして連れて健診を受けたということで、そういうときに誰か一緒に寄り添ってくれる、付き添ってくれるサポートをしていただけたらというような声も伺ったのですが、そのようなことはいかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） こども課長。

○こども課長（西田建司） 健診時のそういった多胎の方を見られる環境づくりということなのですが、先ほどファミサポの事業拡充のことでちょっとお話しさせていただきましたが、またそういったニーズだとか、そういった研究のほうを進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○7番（岡本眞利子） ぜひ、そうですね、本当に使いやすいようなファミサポの体制をつくっていただきたいと思います。

そしてまた、多胎児ばかりではないのですけれども、ベビーカーにも配慮のできる町をぜひともつくっていただきたいなというふうに思うところであります。ベビーカーというのも、多胎の場合は横のベビーカー、縦のベビーカーとありますが、あまり車に乗る場面もいい顔をされず、折り畳んで車に乗せるということ自体も大変だということで、あまりいい顔もされなかったというようなこともお聞きしたりしておりますが、国土交通省でもベビーマークが全国統一化をされておりますので、我が町の公共施設や、また、交通機関などにも啓発を行っていただき、周囲の人に助け合いの気持ちが生

まれるような町として推進をしていただきたいと思います、いかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 子どもは宝でありますので、町民みんなが温かく見守るような、そんな雰囲気ができればなど、それに向けて努力したいというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○7番（岡本眞利子） そうですね。出生数もすごく減ったということもありますので、我が町の子どもは未来の宝ということで、本当に大事に育てていきたいというふうに思うところであります。

最後になりますが、国会では、改正母子保健法、産後ケア法が成立いたしました。厚生労働省でも、また来年の予算にも多胎児家族向けの補助制度を創設するという方針でありますので、町としても、使える制度をしっかりと使っていただき、きめ細やかな切れ目のない支援をしていただきたいということをお願いしまして、私の質問を終わります。

○議長（寺林俊幸） 以上で、岡本眞利子議員の質問を終わります。

この際、13時まで休憩いたします。

12:01 休憩

13:00 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、谷口和弥議員の発言を許します。

谷口和弥議員。

○12番（谷口和弥） 通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

1、スポーツ合宿や大会等の幕別町開催について。

ことし11月20日に決勝戦が行われた「第50回記念明治神宮野球大会」で、昨年、ことしと「アスリートと創るオリンピックの町創生事業」の一環として、幕別町で夏合宿を行なった慶應義塾体育会野球部が勝利し、大学野球日本一の栄冠に輝きました。また、それに先立って10月のプロ野球ドラフト会議では、慶應大学からは同大学としては1回のドラフト会議としては過去最多となる4選手が指名されました。指名された4選手とも、幕別町合宿に参加経験のある選手であり、チームや個人の野球選手としての目標達成に、少しでも幕別町が関わったことに、「スポーツ合宿誘致実行委員会」の委員の皆さんへ感謝をすると同時に、町民全体の喜びとなることを願っているところであります。

さて、幕別町は2016年、人口の現状と将来の姿を示し、今後、目指すべき将来の方向を提示する「幕別町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。その戦略の計画期間が、2019年度をもって満了を迎えるに伴い、「アスリートと創るオリンピックの町創生事業」も含め、引き続き人口減少対策と地方創生を推進するための「第2期幕別町まち・ひと・しごと創生総合戦略」（案）が、審議会で議論されているところです。

ついては、以下の点について伺います。

①昨年度からの「慶應大学夏合宿」や、今年度開催された「車いすラグビーの日本選手権大会予選リーグ」が、幕別町で開催されることとなった経緯は。

②「アスリートと創るオリンピックの町創生事業」にある「スポーツ合宿・大会等受入者数」の2018年度の数値目標の達成状況と評価は。

③スポーツの合宿開催地としての幕別町の優位性を、どのように捉えているのでしょうか。また、さまざまなスポーツ団体などから合宿地を選んでもらうための今後の課題は。

④慶應大学の合宿が、今後も幕別町で開催されるよう望む町民の声は多く聞かれています。慶應大学との窓口である町としては、その手応えをどう感じているのでしょうか。

⑤夏季オリンピック競技の幕別町応援大使の3選手は、まだ東京オリンピック代表に決定も内定もしていない状況です。町も先頭に立って激励すべきと考えるが、いかがでしょうか。

2、「幕別町防災訓練計画」の総括と今後の課題について

幕別町では2015年4月、災害応急対策を円滑に実施するために、関係機関と共同で行う、防災に関する知識及び技術の向上と住民に対する防災知識の普及を図ることを目的とした「幕別町防災訓練計画」を策定しました。同計画は2015年度から2019年度までの5か年で実施され、ことし11月30日の農業者トレーニングセンターを指定避難所とした公区の訓練で、同計画の全てを終了する予定です。

については以下の点を伺います。

①指定避難所ごとに300人以上の参加住民数をめどに実施規模が決定されましたが、住民参加状況はどうであったでしょうか。また、地域における自主防災組織の結成状況はいかがでしょう。

②「幕別町防災訓練計画」を実施したことにより判明した「幕別町地域防災計画」の検討課題は。

③「令和元年台風19号」は日本国内に大きな被害をもたらしました。国土交通省によると、一連の豪雨は13都県を大雨特別警報の発表対象にし、7県71河川140か所を堤防決壊に至らしめました。また、地すべり・崖崩れなどの土砂災害は953件と、台風に伴う土砂災害としては、1981年の統計開始以来、最大の発生件数となっています。指定避難所の水没や、警戒区域以外でも多数土砂災害があったという報道がされているところです。

幕別町において、ハザードマップ改訂や指定避難所の見直し、町内に52か所ある土砂災害危険箇所の点検などを実施する考えは。

以上であります。

(13:06 中橋副議長退場)

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 谷口議員のご質問にお答えいたします。

ご質問は、教育委員会と町にわたるものでありますので、私からはご質問の1点目につきまして、答弁をさせていただきます。

「スポーツ合宿や大会等の幕別町開催について」であります。

スポーツ合宿の誘致につきまして、本町のスポーツ振興はもとより、未来ある子どもたちに本物のプレーを見せることは、将来の人材育成に及ぼす影響ははかり知れないもので、さらには交流人口の拡大や地域の活性化につながるものと認識しているところであります。

町におけるスポーツ合宿の誘致に向けた可能性につきましては、平成24年度に「幕別町魅力発信・観光プロモーション事業」の中で、スポーツ合宿の誘致に向けた可能性について、町内の体育施設の実態調査や宿泊施設へのヒアリング調査を実施しているところであります。

(13:07 中橋副議長入場)

調査では、札内川河川緑地や幕別運動公園、集団研修施設こまはたの体育館については、サッカーやラグビー、野球、バスケットボール、バレーボール等の合宿を実施するには十分な体育施設を有しているという結果から、札内、幕別、駒島における体育施設の優位性が確認されました。

また、平成30年度からは「アスリートと創るオリンピックの町創生事業」に取り組み、スポーツ交流人口を増やすため、スポーツ合宿や全国規模の大会誘致に向けた受入れ拠点となる体育施設の整備を図るとともに、町出身のオリンピック選手などと連携して、町の特徴を生かした情報発信を行うこととしているところであります。

ご質問の1点目、「「慶應大学夏合宿」や「車いすラグビーの日本選手権大会予選リーグ」が、幕別町で開催されることとなった経緯は」についてであります。

はじめに、慶應義塾体育会野球部の夏合宿の経緯についてであります。

例年、慶應大学の野球部では、8月に静岡県伊豆市で夏季キャンプを実施しておりましたが、本州に比べて気候の涼しい十勝管内での合宿場所を模索していたところ、同大学のOBを通じて幕別運動公園野球場使用についての問い合わせがあったところであります。

これを受け、合宿誘致を受け入れした場合の協力体制を町部局と調整するとともに、関係団体に対し運動公園野球場の使用に当たって支障がないか確認を行い、方向性が見出せたことから、平成30

年度に幕別町観光物産協会や体育関係団体などで組織する「幕別町スポーツ合宿誘致実行委員会」を立ち上げ「慶應大学夏合宿」の誘致につなげてまいりました。

次に、車いすラグビー日本選手権大会予選リーグの経緯についてであります。

本年2月に、パラスポーツの普及を図るため「アスリートと創るオリンピックの町創生事業」の一環として、管内の小中学生を対象に「パラリンピック実践教室」を開催し、車いすラグビーとボッチャの2種目の競技を実施したところであります。

この実践教室で、指導をお願いした札幌と十勝を拠点に活動する車いすラグビーチーム「SILVERBACKS」では、道東十勝に障がい者スポーツの理解を広げたいとの思いから「第21回車いすラグビー日本選手権大会予選リーグ」開催の要請があり、「幕別町スポーツ合宿誘致実行委員会」で検討の上、実施に至ったところであります。

ご質問の2点目、「「スポーツ合宿・大会等受入れ者数」の2018年度の数値目標の達成状況と評価は」についてであります。

平成28年1月に策定しました「幕別町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本目標「十勝・幕別への人の流れをつくる」におきまして、「スポーツ合宿・大会誘致受入れ者数」を示しており、数値目標270人に対して、30年度の実績は、北海道帯広工業高等学校野球部合宿で25人、北海道池田高等学校スケート部合宿で22人、慶應義塾体育会野球部合宿で42人、中学生年代のクラブチームで争う日本クラブユースサッカー選手権(U-15)大会で210人、合計299人で、進捗率は111%となっております。

この実績に対する評価といたしましては、幕別運動公園野球場や陸上競技場を中心にスポーツ施設が充実していることから、十勝管内はもとより、管外や道外からもスポーツ合宿や大会を受け入れる環境にあるものと考えております。

また、慶應義塾体育会野球部合宿においては、昨年度、野球教室とオープン戦のみの開催でありましたことから、町民との交流機会が少なかったと感じておりましたが、本年度は、パークゴルフ家族大会に参加し、親子や中高生とプレーを通じた交流を図ったほか、小中学生を対象とした学習指導を行い、夏休みの宿題をサポートするなど、幅広い世代の町民と交流を深めることができたと認識しております。

ご質問の3点目、「スポーツ合宿開催地としての幕別町の優位性をどのように捉えているか、また、合宿地に選んでもらうための今後の課題は」についてであります。

はじめに、「スポーツの合宿開催地としての幕別町の優位性をどのように捉えているか」であります。

施設面での優位性ではありますが、2年連続で慶應義塾体育会野球部が幕別町において合宿を行っており、部員に協力いただいたアンケート調査では、野球場を中心とした運動公園内の施設について、「整備された大変よい施設であった」と回答をいただいております。

また、過去から十勝管内の高等学校野球部が幕別運動公園野球場において夏季合宿を行っており、来年9月には高松宮賜杯第64回全日本軟式野球大会2部の開催が予定されるなど、管内外から大変高い評価をいただいているところであります。

さらには、平成29年度から3年連続で「日本クラブユースサッカー選手権(U-15)大会」が幕別運動公園陸上競技場でも開催され、本年度は予選と決勝戦が行われたほか、Jリーグ加盟を目指す社会人サッカーのクラブチーム「北海道十勝スカイアース」の練習や試合会場として使用されるなど、フィールドのよさが広く認められたものと認識いたしており、野球場及び陸上競技場を核に、受入れを行う施設としては優位性があると考えているところであります。

次に、「合宿地に選んでもらうための今後の課題は」についてであります。合宿する大学などの要望に応えるための低価格で利用できる宿泊先や宿泊先からスポーツ施設までの移動手段、ユニフォームなどの洗濯、トレーニング環境の整備といった費用負担面のほか、スポーツ施設の優位性や温泉など観光資源を宣伝するなど、本町の知名度を向上するための情報発信面の課題があると認識いたし

ております。

今後、課題解決に向けて、官民協働で組織しています「幕別町スポーツ合宿誘致実行委員会」などのご意見をいただきながら、進むべき方向を協議してまいりたいと考えております。

ご質問の4点目、「慶應大学の合宿が今後も幕別町で開催されるよう望む町民の声は多く聞かれる、町としては、その手応えをどう感じているか」についてであります。

前段申し上げましたが、慶應義塾体育会野球部が2年連続幕別町で合宿を行っており、部員44人中43人から回答のあったアンケート調査では、合宿で利用した練習会場の問いでは「大変よかった」「よかった」と回答したのが39人で、宿泊先のサービスなどの問いでもほとんどの部員が「大変よかった」「よかった」と回答し、合宿全般において大変満足していただいたものと捉えているところであります。

また、町民におきましては、パークゴルフ家族大会の参加や小中学生を対象とした学習指導などを通じ、ふだん野球をしたことがない人も交流を深めることで、慶應義塾体育会野球部に対する興味関心が徐々に浸透してきていると考えており、今後も引き続き、同野球部が幕別町で合宿を実施していただけることを期待しているところであります。

ご質問の5点目、「夏季オリンピック選手の3選手は、東京オリンピック代表に決定も内定もしていない状況である、町も先頭に立って激励すべきと考えるがどうか」についてであります。

幕別町から「2016 リオデジャネイロオリンピック競技大会」に出場し、町民に夢と希望を与えてくれた、福島千里選手、山本幸平選手、桑井亜乃選手の3人が、来年日本で開催されます「東京 2020 オリンピック競技大会」に向けて最終調整を行っております。

過去の例から申し上げますと、オリンピック競技大会への出場が確定した段階で、オリンピック出場選手を応援する会実行委員会を立ち上げ、大会 PR 用応援グッズの作成、出場選手の壮行会や競技出場時のパブリックビューイングなどを行い、町を挙げて応援をしてまいりました。

平成30年12月から5回にわたって議論を行った「町民と考えるオリンピックの町ワークショップ」からいただいた5項目の提言の中に、「多くの人がオリンピックとの親近感を持つことで、現役オリンピックが5人いることの強みをこれまで以上に町民全体で共有し、常にオリンピックを「応援する」雰囲気醸成しよう」という項目があります。

この提言を受け、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、町のホームページやSNSを活用し、選手の最新情報や大会スケジュール等を広く発信するなど、町全体でオリンピックを「応援する」機運を醸成してまいりたいと考えております。

以上で、谷口議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 谷口議員のご質問にお答えいたします。

次に、「「幕別町防災訓練計画」の総括と今後の課題について」であります。

本町では、平成27年4月に策定した「幕別町防災訓練計画」に基づき、27年度から31年度までの5か年で地域防災訓練を実施し、本年11月30日の農業者トレーニングセンターを指定避難所とする訓練を最後に全て計画どおり終了したところであり、災害発生時における的確な避難行動を習得するとともに、自分や家族を守る「自助」の意識と地域の協力となる「共助」の理解が進むなど、防災活動の意識の醸成に努めてきたところであります。

ご質問の1点目、「指定避難所ごとに300人以上の参加を目途に実施規模としたが、住民参加の状況はどうであったか、また、自主防災組織の結成状況はどうか」についてであります。

はじめに、地域防災訓練の住民の参加状況についてであります。

「幕別町防災訓練計画」では、幕別、札内及び忠類地区の市街地を中心に、各公区の対象人数の2割の方が参加することを想定し、300人以上となるよう実施規模を定めており、14か所の指定避難所において87公区、延べ2,464人の方に参加をいただきましたが、全体では10.1%の参加状況となっております。

訓練日の設定については、できるだけ多くの町民が参加できるよう、日曜日の午前中に設定したところではありますが、連休と重なったことや台風により延期を余儀なくされたことに加え、少年団活動や部活動などで小中学生や高校生など、若い世代の参加が少なかったことなどが、想定数を下回った要因と捉えております。

一方、訓練参加者からは、「大規模な災害が増える中で訓練が役に立った」との感想が多く寄せられ、基本的な避難行動及び避難所の入所を体験できたことにより、地域による防災力向上につながったほか、訓練を機に毎年自主的に防災訓練を実施する公区や避難所を同じくする複数の公区が連携防災組織を設立し、合同訓練を継続実施するなど、自主的な活動が芽生えてきております。

次に、自主防災組織については、本年 11 月末現在で 113 公区のうち、47 公区で組織され、組織率は 41.6% ありますが、全世帯数に対する組織されている公区の世帯数の割合では、66.5% となっております。

地域別で申し上げますと、幕別市街地が 20 公区中 9 公区、札内市街地では 41 公区中 28 公区、忠類地区では 14 公区中 10 公区で組織されており、幕別地域の農村地区にあっては組織化されている公区はありませんが、農事組合の活動や農作業の共同作業など、日常的に住民相互の結びつきが強いことから、組織はなくとも共助の意識が根づいているものと考えております。

ご質問の 2 点目、「「幕別町防災訓練計画」を実施したことにより判明した「幕別町地域防災計画」の検討課題は」についてであります。

これまで「幕別町防災訓練計画」に基づき、5 か年計画で地域防災訓練を実施してきたところではありますが、この訓練において「幕別町地域防災計画」に変更を加えるまでの課題はありませんでした。

しかしながら、前段で申し上げましたとおり、自主防災組織の育成については、幕別及び札内の市街地においては、まだ組織化が進んでいない公区もありますことから、地域の防災力を高めるための啓発等が重要であると考えております。

このことから、本町における防災、危機管理体制の対応能力及び地域防災力の向上を図るため、令和 2 年 4 月から、防災・危機管理に対する専門知識や実務経験を身につけた地域防災マネージャーの資格を有する者を、防災専門の職員として新たに任用を予定しており、発災時はもとより、平常時における自主防災組織の育成、組織化や地域と連携した防災体制の強化を図るべく支援を行うなど、地域防災力の強化を通じ、災害に強く安心なまちづくりを目指してまいりたいと考えております。

ご質問の 3 点目、「ハザードマップ改訂や指定避難所の見直し、52 か所ある土砂災害危険箇所の点検などを実施する考えは」についてであります。

ハザードマップにつきましては、各河川の流域ごとに想定し得る最大規模の降雨に対応した浸水想定区域を一枚の図面にあらわしたものでありますが、令和元年 8 月 6 日に北海道が管理する途別川の区間において、浸水想定区域の見直しが行われましたことから、令和 2 年の出水期までにハザードマップの見直しを行う予定ではありますが、これに伴う指定避難所の見直しはありません。

また、土砂災害危険箇所については、地震によって地盤が緩み、その後の降雨で 2 次的な土砂災害が発生する危険性がある場合には、人家が存在する土砂災害危険箇所において、不安定土砂の有無や斜面の変状などを、北海道が主体となって徒歩及び目視により緊急点検を行っております。

さらに、町においても異常降雨や降雪により土砂災害が予想される場合には、地域住民及び関係機関と協力して、危険箇所の監視及び巡回等を行っているところであります。

今後におきましても、災害を未然に防ぐとともに、住民が安全に避難がなされるよう、気象庁の土砂災害警戒判定情報や北海道の土砂災害警戒情報システムによる崩落や土石流などの危険度レベルに関する情報の迅速かつ正確な発信に努めてまいりたいと考えております。

以上で、谷口議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○12 番（谷口和弥） それでは、再質問をさせていただきたいと思います。

一つ目のスポーツ合宿や大会等の幕別町開催についてであります。

最初に、慶應大学夏合宿、それから車いすラグビーの日本選手権大会の予選リーグの誘致、これがどういう経緯で行われたかということをお聞かせいただきました。この経験が、これから非常に大事になるものではないかなというふうに思っている質問であります。OBからの打診であったり、問い合わせであったり、一つの事業を通して大会をこの地でやらせてもらえないかということの要請を受けたり、そういうご縁の中でこの二つの大会が、事業が誘致できたということが分かったわけでありまして。本日にこういうご縁を大事にしながらやるということ、さまざまところで意識しながら、幕別町ということを広めていくことが大事なのだということが、また一つ分かる事例ではなかったのかなというふうに思います。このことについては、また必要があれば後でまた引用させていただきたいなというふうに思います。

二つ目であります。

スポーツ合宿・大会等受入れ者数の28年度数値目標の達成状況と評価であります。

299人、目標270人に対して111%、平成30年度については超過しているということの答弁をいただいたわけでありまして。この事業は、平成30年度から令和2年度までの3か年の事業であるというふうに認識しています。また、今年度、令和元年度はプラスの目標があり、さらに令和2年度はプラスが目標になって、そして数値が上がっていくということが資料の中で分かっております。それで、大会人数のことは分かりました。

それで、この「アスリートと創るオリンピックの町創生事業」は、国からの約4,800万円の、3か年で受けての事業だということでお認識しておりますけれども、この基本目標のほかに、数値目標のほかに、スポーツ指導者の雇用人数、健康ポイントラリー全達成者数、地場産畜産物を活用したアスリート食のレシピ数、こういったほかにも三つの項目がこの事業の基本目標数値があるわけですが、けれども、これらのところ30年度はどうだったか、また31年、だから令和元年度ですね、今12月になったわけですが、目標達成の見込みのことなど、数値を押さえていらっしゃれば、お答えいただきたいなというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（石田晋一） ただいま谷口議員からいただきました質問にお答えしたいと思います。

平成30年度の数値目標の達成という実績なのですが、アスリート食につながる部分については実績がございません。あと、指導者の雇用につながる部分につきましても、こちらの関連事業としては実績がない状態です。

もう一点、健康ポイントラリーのほうにつきましては、事業を実施しております。参加人数につきましては、済みません、ちょっと手元に資料がございませんので、ちょっとこの場で回答することができません。申しわけございません。ちょっとお待ちください。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○12番（谷口和弥） 知りたかったことは、このオリンピックの町創生事業の3か年計画が、順調に進んでいるかということの確認をさせていただきたかったなというものでありました。やはりこの町にとって、そういうまちづくりをしていくぞということの目標を立てたわけですから、そしてそれはやっぱりよその町にも目を引く、そういう事業だというふうに思ったものですから、大事だなということの中で聞かせていただいたわけでありまして。令和2年度までの目標達成に向けて、しっかり取り組んでいただきたいということと、それからお聞きしたいことになりますけれども、この3か年計画4,823万円でありまして、これ目標を達成できなかった場合、何かペナルティー、そういったものがあつたりする、そういう性格のものなののでしょうか、いかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 政策推進課長。

○政策推進課長（谷口英将） 交付金上、目標設定に対して目標に達しない場合、そういったペナルティーはございません。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○12番（谷口和弥） 分かりました。それは、先ほど申し上げましたとおり、繰り返しになりますけれども、

ども、そうであっても目標達成に向けて邁進していただきたいというふうに思います。

3 番目であります。

スポーツ合宿地としての幕別町の優位性を、どのように捉えているかということの質問でありました。答弁の中で再三繰り返されていることは、幕別運動公園野球場や陸上競技場を中心に、スポーツ施設が充実しているということが挙げられているわけであります。それはそのとおりなのだというふうに、使ってくださった方たちが言っているわけですから、大いに参考になる、それを参考にしてもそういったことが言えるのではないかなというふうに、それは推察いたします。

それで、町長は9月の定例会の行政報告で、町としては昨年から実施している合宿と誘致の課題、効果等の検証を行い、今後のスポーツ合宿の誘致につなげてまいりたいということを報告されていて、そして初回質問で申し上げました「第2期幕別町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の中でも、そのことは反映されていて、まだこれは案ですからあれですけども、令和6年度に向けて、今よりもずっとまた大きな合宿の数値が提案されるのかな、そのような資料を令和6年にはもっと大きな、ずっと大きな人数になっていく、そのような数値が示されているところでありました。

それで、合宿をこれから積極的に誘致をしていきたいのだという姿勢であることは、ご答弁いただいたとおりでありますけれども、ちょっと例を挙げさせていただきます。北海道のスポーツ合宿先駆地として、北見市、網走市などのオホーツク圏が大変有名だということは、きっとご存じなのだというふうに思います。2012年に国土交通省の関係で出された、北海道のスポーツ合宿状況という、そういう名目での資料があって、オホーツクエリアが注目されていて、北見市、1985年から合宿誘致スタート、今34年目で、2018年度は197チーム、4,125人を受け入れている。どのような競技が多いのか。ラグビー、関東リーグや関西リーグ、高校や大学に至っては幅広い競技で、そのようなことがある。網走市は1988年から合宿の実行委員会を設立して31年目、2018年には62団体、1,823人を受け入れていると、ここにはラグビーのトップチームが来ている、そのようなことが出されていました。だから、どちらの町も今回のワールドカップの成果には町を挙げて喜んでいる、そのようなことがホームページでも書かれているところです。

そして、この二つはそういうすみ分けができていることもあって、合宿チームがたくさん来ていてと、北見市では6億円以上の相乗効果、美幌町でも、隣町にも効果があって1,000万円以上の恩恵といっちはあれですけども、町に経済効果が来ていると。網走市でも6億円以上の経済効果があって、隣町、津別町では3,000万円以上の経済効果がある、そういうようなことも紹介されているところでもあります。

幕別町で、単独で何か大きな合宿を行ってもらおうということなどにも、なかなか困難なものもあると思うものですから、そういったことでは、十勝圏域でこういうスポーツ合宿誘致の取組など、何か考えを示せるもののおありでしたらば、お聞かせいただきたいなというふう思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 今、合宿誘致の関係で、網走、北見の例をお話いただきましたけれども、確かに近隣町村と、近隣の自治体と連携することによって、より多くの合宿を誘致できる、またその経済効果についても波及していくというようなことはあるかと思います。ただ、本町の場合、今現在、先ほどから答弁に申し上げましたとおり、まずは野球ということで、慶應大学の野球部ということで行っておりますけれども、そういったことを、また近隣の他市町村と連携をしながらやっていくような手法も、できればもうちょっと拡大をしていくような可能性としては、あるのかなというふうには思っております。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○12番（谷口和弥） 可能性としてはあるということの御答弁でした。その辺はやはりちゃんと探っていっていただいて、幕別町に経済効果がある仕組みをつくっていただきたいなというふうに思いますし、私が一番思うことは、幕別町の優位性とは何かと思ったときに、スポーツ施設を単独で見していっ

たらば、いろいろな町のスポーツ合宿誘致のパンフレットや、ホームページを見ますけれども、決定的なものというのはないのだろうな、スポーツ施設、ハードな面でいったらば、それよりもすぐれたところというのはたくさんあって、どうしても幕別町でならない理由なんていうのは、あまりないのかな。ただ、私が今回、慶應大学の合宿の風景なども、何度か足を運ばせていただいて見せていただきましたけれども、地元の歓迎の姿勢が選手たちにちゃんと伝わるような、そんな取組をしている、そういう熱意が伝わっていくことが、幕別町の合宿の最大の務めなのではないかなと、そういう印象を持っていたところです。

それで、どうなのでしょう、スポーツ合宿の誘致実行委員会が設立されて、1回目の慶應大学を迎えるに当たって誘致されましたけれども、十分な体制というか、私から見ると、それから実行委員長ともちょっと懇談をさせていただきましたけれども、やはり職員の大変な奮闘なしにはできなかったということを言っています。このことは、誘致委員会をはじめとする職員の皆さん方を評価する立場で発言させていただいていますけれども、そういう中では、今後も継続していくに当たっては、そういう形ですと行くのであれば、それはもう大変な負担がかかってしまうことであろうと。地元での官民の受入れの姿勢をちゃんとつくっていかないことには、先ほど申し上げました、幕別町の一番の強みは、歓迎の意思がちゃんと伝わることと私は考えているものですから、そういう道筋につながらないというふうに思うものですから、何としてもそれをつくっていくことが必要なのではないかなと思うのですけれども、その辺、教育長はどのようにお考えになりますでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 議員が言われますように、今回の合宿の誘致に関わって、もうこの実行委員会を組織しております皆さま方、あるいはほかのボランティア的なといひましようか、そういった方々のご支援、ご協力もいただきながら、官民一体となって取り組んだところであります。対応していません、教育委員会の職員につきましても、ずっと張りついていたような状況で、体制としてはかなり厳しいといひましようか、大変だったという思いはございます。これは、今後、合宿誘致に当たっては、さらに官民の連携を深めながら、町民の皆さんにもいろいろとご協力をいただかなければならない場面というのがあるかと思しますので、そういったことも含めて、協議をといひましようか、連携をさせていただきたいなというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○12番（谷口和弥） ぜひ広げていっていきべきだということを、念押しさせていただきたいと思ひます。

そして、合宿の課題としては、いろいろと安い、低価格で利用できる宿泊先や、移動手段の手伝い、洗濯のこと、トレーニング環境の整備といったこと、それから観光、そういった面も答弁の中ではありましたけれども、ほかの自治体の資料と見比べていく中では、ひとつこれも重要なこと、スポーツの世界ですからと思うものがありました。それは、医療機関との連携です。長期間、宿泊所暮らし、あるいはけがをする、そういったときの対応で、こういったのがありますと、こういったスポーツ選手として安心できるそういう医療機関があって、けがへの対応でも十分ですというようなことなども示されると、より一層いいのかなというふうに思ひますし、それからスポーツ合宿誘致に熱心なところ、さっき言ひました北見市、網走市、それから千歳市や釧路市もホームページの中で大きく掲載もされ、立派なパンフレットもつくられ、そして釧路市に至っては、東京オリンピックやパラリンピックに参加する事前合宿の準備もありますよといった、そんなプロモーションビデオなどもホームページで用意しながら積極的な受入れをしようとしている、そういったことなども、参考にしていただくことは重要なことと思ひて発言させていただいていますけれども、そういったことの方角づけはいかかでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 今、医療機関との連携というようなお話もございましたけれども、たまたまうちの町には町立の病院もないというようなことで、医療機関のご支援をいただくということになれば、

また改めて検討しなければならない今後の課題かなというふうには思っております。そういったことも含めて、さらに民間と実行委員会の委員の皆さまとも、いろいろな協議をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○12 番（谷口和弥） しっかり協議をしていただきたいものというふうに思います。

それで、慶應大学の合宿が、今後も行われるかどうかというその手応えですけれども、手応えということのお聞きの仕方もちょうといろいろ考えたのですが、大変満足していただいて、そして今後も来てもらえる可能性がかなりあるのだぞということの答弁であったというふうに思います。手応えとなってくると、かなりまたは相手のあることですし、確証もないと答弁もできない中身なのかな。それでどうなるかということはまだ分からないということですね。分からないということは、引き続きこの幕別町の合宿誘致委員会をはじめとして、また熱意でもって、歓迎の意思をしっかり示していただくことがつながるのだらうと思うものですから、そのことを伝えて、継続していただきたいというふうに思います。

改めて、お聞きしますけれども、合宿にまた来年も来ていただける可能性というのは、大分かなりあるのでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） これは、今お話にあったように相手のあることですので、また相手の状況も刻一刻と変わるようなこともございますので、その辺はちょっとはっきりしたお答えはできないということなのですけれども、うちの町といたしましては、さまざまな効果が期待できるということでありますので、引き続き合宿に向けて熱意を持って取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○12 番（谷口和弥） 初回質問の中で、幕別町が少しでも関わったということを書かさせていただきましたけれども、慶應大学の野球部さんのほうで、幕別町は縁起のいい場所だと、日本一にもなったし、ドラフトでもたくさんの選手が実現できたしと、そんなことが心に少し残ってくれば、刻んでもらえたならばいいなというふうな思いで、来年も来てくれることを強く願いたいというふうに思います。

5 番目です。夏季オリンピックの3 選手、決定も内定もしていない状況で、町も先頭に立ったということを行ったわけでありますけれども、落選が決まったわけでもない、まだその競技団体がその選手を決定していないという状況です。この時期が競技によってはさまざまだし、選手によっては、また早まったり、遅まったりということがあったりするのだと思うのですけれども。

それで今、町民の感情としては、きっとあまりこういったことの話題がなくて、広報等の表紙写真や中身の中では、オリンピック事業のさまざまなことの中で顔は見るけれども、さあ、次、東京オリンピックに何としても幕別町出身の選手に出てほしいんだなというな雰囲気の話題というのは、薄いのではないかなというふうに思うのです。そこを、決定したら云々ではなくて、決定しているのは代表として選ばれたら云々ではなくて、今、選手は一生懸命最終的な調整に入っているのだというふうに思うものですから、スポーツですから、年齢的なことのピークなどもいろいろあったりする、どうなるか分からないけれども、それを応援大使として活躍していただいている、そういう町でありますから、早い段階から応援することが必要なのではないかなというふうに思っているのです。まず、その必要性のことについて改めてどう考えていらっしゃるのか、具体的には考えていることがあれば、ご答弁をいただきたいなというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 早い段階から応援をとということでございます。答弁でも申し上げましたけれども、まずは町全体で応援していくのだというようなこと、これがワークショップの提言にもございましたけれども、そういったことが、機運を盛り上げるということが大切なのだらうなというふうに思いますので、まずは町のホームページだとか SNS を活用した中で、そういった機運を盛り上げていきたいというふうに思っております。その必要性については、これは本当に認めるところでございます

ので、そういったことにさらに取り組んでいきたいというふうに思っております。

先日、10月の末になるのですけれども、オリンピックとのふれあいイベントというのを行いました。その中で、福島選手、山本選手、桑井選手、3名の選手がおいでいただきましてこのイベントにご協力をいただいたのですけれども、その後、町長と私で激励をするような機会もございまして、直接、激励をしたところでございますけれども、さらにそれを先ほども申し上げましたように、町全体に広げていきたいというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○12番（谷口和弥） 東京オリンピックには、3人の現役オリンピック選手が、幕別町出身のオリンピック選手が今、向けて頑張っているということのお話の継続でありますけれども、高木姉妹を含めて5人の今、応援大使が委嘱して奮闘していただいているところでありますけれども、この応援大使の今後の考え方についてお尋ねしたいと思うのです。

スポーツ選手ですからと、オリンピックに引き続き出られてと、現役オリンピックでずっといてくれれば一番いいのだけれども、そうでない日もやがて来るだろうと。それは、ずっと出てもらいたいという気持ちはあるのだけれども、そんなときがやっばり来ってしまうわけで、そのときにこの応援大使は、別にオリンピック選手ということで指定してなっていたいただいているわけでない。今は、全員がオリンピックですけれども。例えば、引退されて後、オリンピック選手の代表からは落選してしまった後、これらの選手にはどういうふうな応援大使の委嘱についてはなっていくのでしょうか。引き続き、現役オリンピックでなくなっても、引退選手であっても、この町のために応援大使を委嘱し続けることが、私は望ましいのではないかという立場から、教育長にお尋ねをしているところであります。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 応援大使は町部局の担当になります。今は、オリンピック選手5人をお願いをして町のPRをしていただいているということでありまして。そこはやはり町のPRをするだけの知名度があるということも、当然そこに着目してPRをしていただいているということがあります。ただ、これは文書の定めるとして、オリンピック選手でなくなったらしませんよとか、どういう人ならするという明確なものはありません。いずれにしても熱意と知名度をもって、幕別町を応援していただける方であれば、私は応援大使に値するものであろうというふうに思います。そこは、個々にその方の状況を見ながら、判断をさせていただかなければならないなというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○12番（谷口和弥） 了解しました。その答弁は、私としてもすごく納得のできるもので、例えばご本人が、いろんな事情の中で委嘱をもう受けられないかということの話であれば、それは別なのでしょうけれども、そうでない限りこれまでの貢献を、これまで同様に貢献していただけるような委嘱を続けるべきと、そのように考えているところであります。

二つ目の幕別町防災計画について質問させていただきます。

もう時間ありませんので、気がついたところ、人数のことなど、一つ目については分かりました。いろいろちょっとあるけれども、でも二つ目、三つ目のほうに行きたいと思います。

幕別町防災計画を実施して、判明したことはあるかということの問いについては、この訓練の中ではなかったということの答弁でした。非常に限定されたものだし、そして事前の説明や5回にわたる実行委員会が実施されたということを知っているところであります。そういう周到な準備の中で、この訓練が成功裏に終わったという認識に立っていききたいというふうに思います。

それで、地域防災マネージャーを来年度、来年4月から採用するということがありました。どういう役割をする、こういう役割をする人は必要なのだろうと思うのですけれども、どういう役割をするのか、もう少しお聞かせいただきたいなというふうに思うのですけれども、どうでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 防災環境課長。

○防災環境課長（寺田 治） 地域防災マネージャーでございますけれども、新年度採用予定しているのですけれども、主に地域に出向いて、今一番課題となっている地域の防災力を高めるようなそうい

った活動を、今していただこうと考えております。具体的なメニューについては、これから考えていきたいなと思っていますけれども、第一にまず地域に出向いて、地域の方とお話をして防災力を高める、そのような活動を主にしていただこうと考えております。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員

○12 番（谷口和弥） ③番目、令和元年台風 19 号、このことに関わって再質問させていただきます。

幕別町においては、ハザードマップの改訂については今後近々あると、そして避難所の見直しについてはそういうことがあつての考えはないと、変更は考えがないということが答弁であつたところでございました。それで、今回の議会が主催した、議会報告会の中でもあつたのですけれども、避難所のことについては、幾つか苦言がありました。私もそれはそうだなという中身のものであつたものですから、ここで質問させていただきます。

一つは、地震避難所、札内北小に共栄町の一部が、それから札内北コミセン、西町の一部、北栄町全体が、地震避難所になっているのです。要するに、ここの地域の中には、国道を越えて北小に向かう、北コミセンに向かう、そういうことになるわけなのです。避難所の配置については、人口の張りつき具合とか、地域的なことがいろいろあつたと思うのだけれども、現実的ではないのだと。そこに国道を越えてどんな道路状況になっているか分からない中で、国道を越えて北小に向かう。例えば、北栄町から北小に向かう、北コミセンに向かう、そういったことになるのだつたらば、自分で違うところに、例えば山の上に行くだとか、そういうことでの避難を考える、そういったことになる。

それから、洪水時の避難所です。洪水避難所が札内北小、共栄町の一部や新北町、北町、桜町、西町の一部、共栄の一部、それから札内区、千住の一部になっています。その札内北小というのは、平成 28 年の台風災害のときに、避難勧告が札内の国道北側に随分出されましたけれども、その地域の中に北小があるのですよね。要するに、避難勧告が札内川が氾濫するという、決壊するという恐れがあつたときには、北小もその中に、洪水被害を受ける中にある、そういうことになってしまうというふうに考えるのです。そのことに対する不安が出されました。防災のしおりを見ると、平成 14 年度のしおりと、平成 17 年度に出されたしおりが違って、平成 17 年度のしおりに札内北小が避難地域として加わっていくのです。この辺のところで、どういう経過で北小が洪水時の避難場所になったのか、それから北小で本当に大丈夫という判断があるのか、変える余地がないのか、このことをお尋ねさせていただきますと思います。

○議長（寺林俊幸） 防災環境課長。

○防災環境課長（寺田 治） 北小の洪水時の避難所の設定のお話だと思いますが、古いほうのハザードマップでいうと、北小は浸水区域に入っていたのですけれども、平成 29 年の新しいマップでは、浸水区域から外れたと。これは、ハザードマップ自体が河川管理者のほうで、つまり十勝川、札内川を管理している国土交通省さんのほうで、浸水想定区域図というものをつくります。私どもは、その区域図を一枚の図面に張り合わせてかぶせるのですけれども、その想定区域図の精度が変わったことによって、浸水区域から外れたと。具体的に言うと、大きなメッシュで浸水想定区域図をつくっていたのが、細かなメッシュで精度がよくなったことによって外れたのだよという説明を受けておりますので、私ども最新のハザードマップで、避難所を設定しているということでございます。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員

○12 番（谷口和弥） 時間がないので、最後に一言、発言させていただいて終わりたいと思います。

防災計画、ことしの訓練を終えて新たに自主防災組織ができたところの担当者の方からの言葉です。そうやって、町の熱心な指導のもとで地域の防災の処理はできたのだけれども、自主組織ができたのだけれども、じゃあ来年どうしていいか分からないと、最初の一步の踏み切り方が分からないと、そういう声でありました。しっかりと援助していただくこと、状況を各自主防災組織の状況を見て、援助していただくことを行っていただきたいものというふうに思います。

以上で終わります。

○議長（寺林俊幸） 以上で、谷口和弥議員の質問を終わります。

この際、14 時 10 分まで休憩いたします。

14 : 01 休憩

14 : 10 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、小島智恵議員の発言を許します。

小島智恵議員。

○5 番（小島智恵） 通告に従いまして、質問させていただきます。

1 点目、時間外勤務の縮減を（RPA の導入）についてであります。

厳しい財政状況のもと、将来的に人口減少、労働力不足、高齢化の進展など課題が多い中、引き続き質の高い公共サービスを効率的、効果的に提供することが求められております。

最近では政府主導により働き方改革の取組が進められておりますが、依然として町職員の時間外勤務は多いのではないかと思料いたします。

また、時間外勤務に伴い夜間照明を使用する時間も長くなり、よく目にとまるため、電気料増加について懸念する町民の声もあります。

業務効率化を図るべく、3 月一般質問では RPA などの導入について提案しておりますが、株式会社 HARP など 5 社が共同で行った共同利用型 RPA 実証実験（平成 30 年 10 月から翌年 3 月に行っている実験）では、北海道をはじめ、道内 9 自治体が協力し、自治体の定型的な業務を対象に業務の効率化の可能性を検証し、業務によっては最大 9 割低減できることが確認されました。

幕別町におきましても業務効率化を図り、時間外勤務の縮減、住民サービスの向上に向けて、以下お伺いいたします。

①平成 30 年度の職員 1 人当たりの年間平均残業時間と時間外手当の総額は。時間外勤務の実態、縮減の取組は。

②精神面での休職者数や配置転換は。

③ふるさと納税のワンストップ特例申請処理や給与支払い報告書の入力支援などで、RPA、AI-OCR の導入を。

④節電などコスト削減の取組、職員への意識づけは。

2 点目でありまして、キツネの駆虫薬散布についてであります。

有害鳥獣となる鹿、キツネ、鳥類、熊、さらに外来種のアライグマは近年問題視されており、農林業などの被害は著しく、駆除により対策が講じられております。

そうした中、「キツネを駆除することにより、ネズミが増え農業被害が増加するので、駆除ではなく駆虫薬（虫下し）の散布で対策してはどうか。駆除を続けると将来的に生態系が崩れるのではないかと危惧する声が農業者の方より聞かれております。

エキノコックス症対策の駆虫薬は、人への感染リスクを下げる試みが国内外で行われており、道立衛生研究所及び北大の研究グループでの調査研究活動では、根室市で実施しキツネの感染率を下げる効果が確認されております。道のガイドラインに基づき、道内の一部自治体、十勝管内では鹿追町が駆虫薬の散布を実施しており、以下お伺いします。

①キツネ、野ネズミの生息状況及び駆除数。

②キツネの駆除を続けた結果、生態系が崩れる恐れはないか。

③将来的に駆虫薬を散布する考えは。

であります。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 小島議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、「時間外勤務の縮減を（RPA の導入）」についてであります。

将来の人口減少が予想される中、AI・RPA の導入については、より業務を効率化し、余力化できた時間を付加価値の高い業務や新業務に充てることで、住民サービスの向上を図るとともに、働き方の見直しにより総労働時間を短縮し、ワーク・ライフ・バランスの実現を目指すものであります。

総務省では、有識者による「地方自治体における業務プロセス・システム標準化及び AI・ロボティクスの活用に関する研究会」を立ち上げ、地方自治体が住民生活に必要な行政サービスの提供や、住民への直接的なサービスなどを職員でなければ行えない業務に注力できる環境の整備について議論が行われ、本年5月に「業務プロセス・システムの標準化・共同化」及び「AI・RPA 等の ICT 活用」に関する検討手法が示されたところであり、これを受け、地方自治体においても AI・ロボティクスの実証実験が開始されているところであります。

ご質問の1点目、「平成30年度の職員1人当たりの年間平均残業時間と時間外手当の総額は、時間外勤務の実態、縮減の取組は」についてであります。

はじめに、平成30年度の職員1人当たりの年間平均残業時間につきましては、対象職員198人で時間外勤務の総時間数が3万5,309時間であり、1人当たりの平均残業時間は178時間、時間外手当の総支給額につきましては8,420万3,403円であります。

平成30年度の時間外勤務の実態といたしましては、特殊要因として胆振東部地震に伴う災害対応や平昌オリンピックで活躍された高木姉妹の祝賀パレードや報告会の準備、実施に要した業務等があったところでありますが、29年度との比較において、総時間数で2,283時間、6.1%減少したところであります。

また、時間外勤務の縮減につきましては、平成29年度から実施しているノー残業デー実施と実施日における職員への周知強化及び夜10時以降の時間外勤務における事前協議制の導入などを行うとともに、所属長に対しましては、課員とのコミュニケーションを図り、時間外勤務が一人に偏ることがないように勤務状況の把握に努め、課内、部内での協力体制をとるよう課長連絡会議等を通じ、周知徹底しているところであります。

今後とも、職員の健康維持やワーク・ライフ・バランスに留意し、時間外勤務の縮減に努めてまいりたいと考えております。

ご質問の2点目、「精神面での休職者数や配置転換は」についてであります。

平成30年度において、精神面の疾患により医師の診断書の提出が必要となる6日以上病気休暇を取得した職員は8人で、そのうち、病気休暇が90日を超え休職となった職員は3人であり、本年11月末現在において、引き続いて1人が休職しているところであります。

また、長期療養から職場に復帰する際には、本人との面談や主治医からの意見を聞きながら、本人に負担がかからないよう、休職期間中においてリハビリ勤務を実施し、職場復帰に際しては、疾病の背景、状況等を考慮し、復帰後の配置場所についても決定しており、職場復帰しやすい環境に努めているところであります。

ご質問の3点目、「ワンストップ特例申請処理や給与支払い報告書の入力支援などで、RPA、AI-OCRの導入を」についてであります。

ワンストップ特例制度とは、寄附者本人が確定申告を行わなくても、ふるさと寄附の寄附金控除を受けられる仕組みであり、ふるさと寄附業務では、寄附者から町に提出された「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」とマイナンバー書類、身分証明書及び申請サイト管理画面との照合、管理簿への申請内容の転記業務を主に12月から1月までの2か月間、平成30年の例で言いますと、30年1月から12月までの寄附件数2万2,265件の29.2%に当たります6,508件を、職員による手作業で行っているところであります。

RPA の導入による業務の自動化により、正確性の向上や入力ミスの減少、繁忙期における総労働時間の縮減が見込まれる一方で、寄附金税額控除に係る申告特例申請書が紙媒体で提出されますことから、RPA による業務を行うためには OCR 等によるデジタル化が必要不可欠であり、実証実験を行った

他の自治体においては、筆記が判別できない場合も多く、エラーを確認する時間が増えるといった課題もあるとお聞きしております。

また、給与支払い報告書は、前年1月1日から12月31日までの間に、事業所等が給与を支払った場合、事業所等が支給した者の1月1日に居住する市町村に提出しなければならない書類であり、市町村では提出された給与支払い報告書等に基づき、住民税を課税しているところでもあります。

課税業務における給与支払い報告書の入力作業につきましては、受領後から確定申告期間内の短期間において処理しなければならないことから、職員の時間外勤務の縮減と業務の効率化を図るため、現在、入力業務につきましては、外部委託をしているものであります。

HARPなど5社が行った「自治体における共同利用型RPAの実証実験結果」の報告では、各事業所から提出される給与支払い報告書は、事業所によっておのおののシステムで作成していることから、OCR処理時に読み取り位置がずれ、識字率が大きく落ちることや、各事業所が摘要欄に記載するさまざまな情報の中から、適正な課税のために必要な情報だけを取り出すための対応などの課題が示されているところでもあります。

これらのことから、RPAやAI-OCRの導入が自治体業務の効率化に一定の効果があることは認識しているところではありますが、現状におきましては、OCRの精度や費用対効果の課題もありますことから、今後、さまざまなシステムの情報や他の自治体の動向を見ながら研究を進めてまいりたいと考えております。

ご質問の4点目、「節電などコスト削減の取組、職員への意識づけは」についてであります。

節電の取組につきましては、夏期においては、エコボイドの活用を図り室内の温度調整を図るとともに、会議室等のエアコンの利用については、室温により制限を設けております。

また、冬期の暖房につきましては、地中熱ヒートポンプを主暖房とし、基本的な運転をタイマーで制御しており、その日の寒暖により、灯油暖房を利用し、小まめな温度調整を行っているとともに、特に寒い日を除き、閉庁日は基本的に暖房を停止しているところでもあります。

また、照明につきましては、昼休み時間の消灯や、夜間においても必要最小限の点灯としていたるとともに、毎日、夜10時に警備員による見回りを行い、照明の消し忘れがないか確認を行っております。

これらの節電に対する取組については、日ごろから、グループウェアや課長連絡会議などで周知を図っているところではありますが、今後におきましても、職員一人ひとりが節電はもちろん、経費の節約に対する意識を持って業務に取り組むよう、周知徹底を図ってまいりたいと考えております。

次に、「キツネの駆虫薬散布について」であります。

鳥獣は、自然環境を構成する重要な要素の一つであります。その一方で、特定の鳥獣による生活環境、農林水産業及び生態系に係る被害が深刻化している状況にありますことから、国では、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」いわゆる鳥獣保護管理法に基づき、「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」を定め、個体群管理、生息環境管理及び被害防除対策など総合的な鳥獣の保護及び管理を推進しているところでもあります。

本町におきましても、鳥獣による農業被害が深刻な状況にありますことから、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」いわゆる鳥獣被害防止特措法に基づき、「幕別町鳥獣被害防止計画」を定め、エゾシカ、キツネ、カラス、ハト、ヒグマ、アライグマを対象鳥獣に指定し、銃器やわなによる捕獲など、総合的かつ効果的な被害防止策を講じております。

ご質問の1点目、「キツネ、ネズミの生息状況及び駆除数」についてであります。

はじめに、「キツネの生息状況及び駆除数」について申し上げます。

キツネの生息状況につきましては、北海道エゾシカ管理計画に基づき、道が実施しております「エゾシカライトセンサス」の際に町内全域で確認しており、農業被害も平成28年度から急激に増加しておりますことから、町内に広く生息し、生息数は横ばい、もしくは増加傾向にあるものと認識しております。

キツネの駆除数につきましては、平成22年度から対象鳥獣に指定し、昨年度は171頭を、22年度

からの累計では1,640頭を、年平均では182頭を有害鳥獣として捕獲しております。

次に、「ネズミの生息状況と駆除数」について申し上げます。

ネズミの生息状況につきましては、殺鼠剤空中散布の可否を判断するため、町有林で実施しております「野ねずみ発生予察調査」において、毎年度発生を確認しておりますことから、町内全域に広く生息しているものと認識しております。

また、ネズミは、鳥獣保護管理法及び施行規則において、農林業の事業活動に伴い捕獲することがやむを得ない鳥獣に指定されているため、許可を受けずに捕獲できますことから、駆除数は確認できませんが、カラマツなどの人工林に甚大な被害を及ぼすエゾヤチネズミにつきましては、森林病害虫等防除法及び北海道防除実施基準に基づき、発生が予想される町有林において、殺鼠剤の空中散布による駆除を実施しております。

ご質問の2点目、「キツネの駆除を続けた結果、生態系が崩れる恐れはないか」についてであります。

鳥獣被害防止特措法では、「国及び地方公共団体は、被害防止施策を講ずるに当たっては、生物の多様性の確保に留意し、鳥獣の特性を考慮した適切な施策を講ずることにより保護が図られるよう十分配慮するものとする」と定められております。

このため、本町におきましても、法に基づき、「幕別町鳥獣被害防止計画」において、キツネの年間捕獲計画数を定めており、また、鳥獣保護管理法及び鳥獣被害防止特措法に基づく捕獲許可についても、被害防止を達成するため必要最小限の捕獲頭数や許可期間であることを条件に、町が許可しているところであります。

なお、キツネの個体数に影響を及ぼす要因としては、狩猟や駆除による捕獲、餌資源の変化、疾病の流行などが考えられますが、道立衛生研究所などによる調査では、キツネの個体数減少への関与として最も疑わしいのは疾病の流行であり、また、キツネの個体数減少と野ネズミの密度が直接的に関与している可能性は低いと考察しておりますことから、キツネの駆除により生態系が崩れることは、結論づけることができないと考えております。

ご質問の3点目、「将来的に駆虫薬を散布する考えは」についてであります。

エキノコックス症は、エキノコックスの幼虫がエゾヤチネズミなどの肝臓に寄生し、これを捕食したキツネや犬の腸内で成虫となり卵を産み、便とともに排せつされた卵が人の口から入り感染するので、エゾヤチネズミと同様に人の肝臓にも寄生し、潜伏期間を経て、重い肝機能障害を引き起こす病気であります。

本町におきましても感染を予防するため、「北海道エキノコックス症対策実施要領」に基づき、狂犬病予防事業での周知、パンフレットの配布、小学3年生と中学2年生を対象とした無料検診、生ごみの適正処理、野犬掃討などの対策を講じているところであります。

ご質問の駆虫薬の散布につきましては、人体や動物用の蠕虫（ぜんちゅう）駆除剤として市販されているプラジクアンテルを駆虫薬としてキツネに摂取させ、キツネの感染率を下げることにより、人への感染リスクを下げる感染予防対策の一つで、平成9年ころから北海道大学が中心となり調査研究しており、現在は道内10町村において実施されているものです。

また、駆虫薬の散布によって感染率がゼロになることはなく、散布後、一定期間で散布前の感染率に戻るため、最低月1回の継続散布が必要であり、食品衛生法でプラジクアンテルの残留基準値が定められておりますことから、飼養家畜の誤食、農産物や河川等への影響に配慮するとともに、その安全性や有効性、費用対効果を検証する必要があります。

このため、本町といたしましては、引き続き「北海道エキノコックス症対策実施要領」に基づく対策を継続するとともに、駆虫薬の散布を含め、感染予防の先進事例につきまして調査研究してまいりたいと考えております。

以上で、小島議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 小島議員。

○5番（小島智恵） 再質問させていただきます。

ことし3月の一般質問でも時間外勤務の縮減（RPAの導入）については取り上げてきた経緯もありまして、時間外勤務も増えれば増えるほどに財政負担のほうも当然大きくなるということではあるのですが、ことし4月には働き方改革関連法案の一部が施行されて、働き方改革というのもスタートしております。本町としまして、現実的に結果を出せるような取組というのも重要になってきているのではなかろうかというふうに思っております。

答弁で平成30年度の職員1人当たりの年間平均残業時間を出していただきました。178時間、また、時間外手当の総額は8,420万3,000円余りということで、平成29年度と比較すると総時間数というところでは6.1%減少しているという答弁でありました。

それで、あくまで減っているというふうな答弁だと思うのですが、過去には、例えば平成28年度なんかはもう1億円台にまで時間外勤務の総額が上ったというところで、そういったこともありまして、そして、ことしなんかはどうなのでしょう、職員費が昨年12月補正されましたけれども、2,817万9,000円ということで、それだけ見込んでの数字というふうには思うのですが、そうなりますと、ことしについてもまた増えてきているのではないかというような感じは受けるのですが、ことしは平成30年度と比べましてどういった動向になっているのか、分かる範囲でお聞きしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 総務課長。

○総務課長（新居友敬） 平成30年度と平成31年度における時間外勤務の違いといいますか、その辺でいきますと、やはり特殊要因的に平成31年度におきましては選挙が3回ございました。これが一つ大きな時間外の要因となっているというところでございます。また、平成30年度にも特殊要因としてはございましたけれども、やはりその差が今回は、平成31年度はちょっと大きくなってきているかなというところでは、平成30年度よりも31年度のほうが多少、時間外のほうは増えてくるのではないかなという見通しでございます。

○議長（寺林俊幸） 小島議員。

○5番（小島智恵） 特殊要因、よく聞くのですが、ことしについても少し増えるのではなかろうかという話ではあったのですが、ノー残業デーも毎週水曜日実施しているというふうに言われていますけれども、放送アナウンスがかかりまして、その後も遅くまで残っている職員もいたりということで、町民の方の目もあるのですが、夜中まで結構電気をこうこうつけて残業していると。そうかと思えば早朝に、また随分早くに出勤してきているという、そういう職員もいるというふうな話も聞くのですが、実際のところそういった深夜勤務の状況については把握していませんでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 総務課長。

○総務課長（新居友敬） ノー残業デーに関わらず、夜10時以降に時間外をする場合は、これ協議制をとっておりまして、夜10時以降に時間外をする者は事前に総務課のほうに報告をするというようなことで取り組んでおりますので、そういった実態は把握しているところでございます。

ただ、勤務の内容が、それが毎日続いているかということではなくて、やはり今、突発的に調査物があって、その期限がないでありますとか、そういった状況のときにはそういった深夜までかかる場合もあるということでございます。

○議長（寺林俊幸） 小島議員。

○5番（小島智恵） そういったときに、夜中の例えば0時過ぎまで、もう本当に深夜なのですが、そこまで残ってやっているということなのでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 総務課長。

○総務課長（新居友敬） 業務の内容によってはそういう場合も、多くはないのですが、あります。

○議長（寺林俊幸） 小島議員。

○5 番（小島智恵） 結構夜中まで残ってしまうと。当然、睡眠時間が少ない中でということで、またそして朝から出勤して日勤業務に入られるということでもありますから、当然人間の体ですから、そんなことをしていると日中眠気が来てうとうとしたり、頭が働かないということで、それこそ作業効率の悪さというのも出てくるのではないかとは思うのですけれども、そういった深夜勤務の実態が0時過ぎでもあるということでありましようけれども、そのことについてはどういうふうに考えていますでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 総務課長。

○総務課長（新居友敬） 先ほども申したとおり、これが毎日続くというような状況ではないということころはご理解いただきたいのですが、ただ、やっぱりそういうときもあるということで、実際には管理職がそういった職員の業務内容を把握していただいて、例えば次の日、そういった状況であれば休暇をとっていただくとか、そういった配慮をしながら業務を行っているというのが現状だということでございます。

○議長（寺林俊幸） 小島議員。

○5 番（小島智恵） あまり0時過ぎまでというのも、ちょっとどうなのかなというふうに思うのですけれども、本当に緊急的な、必要な業務は例外ではあるのですけれども、例えば最大夜0時までにするとかともう決めてしまうというのですか、そういったきちんと時間を意識するという意味でも、もう0時までというふうな形で決めるとか、そういったところでの具体的な対策というのは考えられていないのでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 総務課長。

○総務課長（新居友敬） 事前協議制としていることについては、基本的には夜10時までということでは考えてはおります。ただ、先ほども申したとおり、やむを得ない事情、やむを得ない突発的な業務の場合は、これはもういたし方ないということで考えております。

○議長（寺林俊幸） 小島議員。

○5 番（小島智恵） 時間を意識して、めり張りをつけて、集中して取り組んでいただいたほうが効率的ではなかろうかと思うのですけれども、ちょっと強烈な事例もお伝えしますけれども、大阪府の寝屋川市では、パソコンが自動で午後6時に強制終了、シャットダウンするシステムを自治体で初めて導入しました。これは残業の事前申請をしていないと、午後4時ぐらいからパソコン画面に残業するには承認が必要だというお知らせが出始めて、その後も30分とか1分間隔に表示されていって、午後6時には強制終了ということになるようなのですけれども、この寝屋川市でも、そういったノー残業デーなどそういう抑制を促してはきたのですけれども、長時間労働は減らずということで、このような強制的なシステム導入を決めたということでもあります。実際に、月当たり100時間以上の残業、2017年の延べ人数が215人だったのですけれども、それが翌年111人へと半減したということで、災害対応もあった中で削減率は大きかったと、職員意識が変わってきているというふうなことであります。

それで、滋賀県大津市でも昨年10月から同様のシステムを本格実施しておりまして、1人当たりの残業時間数が約10%削減されたそうであります。

今後、大阪府でも来年度中にそういった同様のシステムを導入するようなのではございますけれども、結構ある意味そういった強制力を伴うような実行力も持っていないと、本当に残業を減らすということには、なかなかつながらないのかなというふうには思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 企画総務部長。

○企画総務部長（山岸伸雄） 今、議員からお話あります残業に関することなのではございますけれども、今まで課長から答弁したとおりでございます。指摘あるように、やはり長時間残業するということは、次の日の業務効率ということから見ても、これはふさわしくないものだというふうに私どもも考えております。

今ご紹介の大阪などの取組については、新聞なんかで私も承知しておりますけれども、まずはやはり課長がお話したように、事前協議制というのをとっておりますので、そこをもっと厳格化してや

っていくことがまず先だろうと。システムを導入して強制的に切ったり云々するのは、これはシステムの的には多分できるだろうなというふうには思っているのですが、その前にやる必要があるのではないかと。そうではなく、職員の意識の改革というのがまずあって、そういうシステムの強制終了とかなんとかとかいうのにもつながっていくのかなというふうに考えておりますので、私どもとしては、やっぱり意識改革、しっかりと時間内で仕事はするのだと、最大でも、どんな遅くても10時までには仕事が終われるような体制を、管理職も含めてそういう意識を持ってやっていたことが大切だというふうに考えております。

○議長（寺林俊幸） 小島議員。

○5番（小島智恵） 努力されるということですから、きちっと数字で結果を出していただきたいというふうに思います。

②の精神面の休職者数のところなのですが、あまり詳しい、個々の内容に関わるので、個人情報、デリケートなこともあるので、深く聞けませんけれども、公にできる数字を出していただきました。精神面での病気休暇90日以上が3人、引き続き1人が休職中といった状況ではあります。

長時間労働等の累積によって、そういう健康管理にも影響を与えかねないとは思っているのですが、その辺の問題意識、どのように持っていらっしゃるのでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 総務課長。

○総務課長（新居友敬） こういう精神的疾患を患った職員においては、どうしてこういうふうになったかということでは、やはり仕事の面は当然あるのかなというところはあるのですが、やはり家庭面であるとか本人の健康面であるとか、そういったところが複合してこういった精神的にダメージを負ったと、そういうところは主治医ともお話しした中で、主治医としてもやはりその原因について特定するというのはなかなか難しいというところはございまして、やはり本人のともとも健康状態にもよりますけれども、そういったところが原因しているのではないかなというところは医者からお聞きしております。ただ、やはり仕事面でも当然そういったところが入ってきているというところは確かにあるということは認識しているところでございます。

○議長（寺林俊幸） 小島議員。

○5番（小島智恵） 分かりました。

次に、RPA、AI-OCRのところに入っていきますけれども、十勝管内の関連ですと、報道があったところなのですが、昨年はJAおとふけで取り入れられたり、自治体で言うと芽室町さんが来年度から試験的に導入、再来年度から本格導入の予定ということにはなっているのですが、総務文教常任委員会でも道内視察研修を行ってきたところでありまして、共同利用型RPAの実証実験の結果の説明を受けたり、デモンストレーションも見てきたのですが、費用としましても、このRPAもOCRも導入ソフトが約100万円ぐらいといった話でありまして、費用対効果も見えていかなくてはいけませんけれども、元を取れるかもしれないといった印象を受けたところであります。中でも実証実験では、ワンストップ特例のところでは音更町が参加をしていて削減率97%、給与支払い報告書のほうは滝川市がパンチ日数、手入力のところは削減率45%ということで、業務効率化の効果が期待されるところであります。

答弁をお聞きしましたが、このことにつきましては識字率の問題、手書きの文字が読み取れないのが多いといった課題だとか、あと給与支払いについては読み取りの位置がずれるなどの問題もあるということで、研究を進めたいといったところでとどまっているかと思うのですが、実証実験の結果説明を受けた際にも、そういったOCRの識字率の課題はやっぱりあるという説明は受けております。はじめは数%といった形で低いのですが、どんどん学習させていくことによって九十数%まで識字率が向上するというところでありまして、また、給与支払いのところでも、できるか分かりませんが、例えば事業所さんからのご協力も得まして、統一した、そういった枠を使用するだとか、そのお願いをするだとかいうところでもできるのかもしれない。そういったところを一つ一つクリアしていけば、もしかしたらできるのではないかなという思いもあるのですが、いか

がでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 企画総務部長。

○企画総務部長（山岸伸雄） RPA の件で、議員がおっしゃっているのは北海道全体でやっている HARP という構想だというふうに思っております。これは、確かに構想自体は理にかなっているなというふうにも、私どもも思っております。今後、自治体がそういう RPA 等を入れていく際には、やっぱり単体の自治体において、それぞれのシステムにおいて RPA をさせるということになると、これはやっぱり相当の投資になりますし、無駄なことになるのかなというふうには捉えております。

ただ、しかしながら議員がおっしゃったとおり、現状の RPA のシステムでやれることというのはまだ限られておりまして、例えば今、給報の話で言いますと、様式自体は国で定められておるのですけれども、ほとんどがこれ、民間事業者から私たちの町に給与報告というのがまいります。その際に、民間事業者においては紙で提出する事業者もありますし、パソコンで新たにつくって提出される事業者もあるということで、書いている内容は全部、全国统一ですからそのまま使えるのですけれども、ただ、コンピューターというのはそこまで応用性がないところで、A という欄を見る場合には、A という部分だけしか見ないとか、その升の中だけしか見ないと。だから、それがちょっとでもずれていると、もう認識しないといったようなこともある。これは、実態として HARP の報告書なんかにも書いてあります。そういう様式を統一化だけでなく、やはり提出する際も機械に対応した様式にきちっとしていただくことが、そういう RPA を導入する中においては大変重要であるというふうに思います。

また、識字率の問題におきまして、議員がおっしゃるとおり、枠内にきれいに書いていただければいいのですけれども、はみ出たりするとなかなか読んでもくれない、小さい文字、大きい文字、いろんな書き方がありますので、癖字なんかはなかなかまだ判明してくれないと。それらを全て最後は人間の目でチェックするのですけれども、その作業がやはりまだまだ膨大であるといったところにおいては、もう少し時間がかかるのかなと。

ただ、導入する際は、そういう自治体、各それぞれの自治体がばらばらに導入するのではなく、やっぱり広域的な取組というのは重要であるというふうに考えております。

○議長（寺林俊幸） 小島議員。

○5 番（小島智恵） 課題、いろいろあるのでしょうけれども、その給与支払いの、現在本町で委託している会社があると思うのですけれども、その会社なんかは実際、芽室町さんが提携して今やろうとしているのです。ですから、HARP に限らず、その枠にとらわれず、町独自でも動ける部分もあるのではないかなというふうには思っているところであります。

あと、視察研修で実証実験の結果をお聞きして、結果がよかった業務についてまずは挙げてはみたのですけれども、ほかにも私なんかは知り得ないような事務的な業務といいですか、それは全庁的に見なければいけないのでしょうかけれども、そういった定型的単純作業がもしかしらあるのではないかなと、自動化できると思うのですけれども、例えばですけれども、エクセルをコピーして張りつけていく作業だとか、ひたすら手入力していく作業だとか、町職員の外側の人間ですから何でもかんでも分かっているわけではないのですけれども、もしかしらいろいろ調査していくと、そういった定型的単純作業のところがあるのかもしれないというところで、そこはもちろん RPA、OCR、自動化に置き換えられるものですから、そういった業務効率化というところで、まだまだ可能性はあるのではないかなということでもあります。今回取り上げた以外にも、もっともっと調査というか検証を行っていただきたいなというふうに思うのですけれども、いかがですか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 私たちは RPA だったり、要は ICT 化について否定をしているわけではなくて、これはやっぱり省力化がかなう、そして、そこに経費の節減あるいは人員が必要なくなる、あるいは違うところに正職員の仕事が向くと、そういった効果があれば取り組むべきだというふうに思っているわけでありまして。今回の質問の中ではふるさと寄附の質問がありましたけれども、お答えしたように

2 か月といっても実質 40 日間で処理する件数が 6,500 件ほどであります。これ現状、臨時職員にやってもらっているわけなのですが、フルにやっているわけではなくて、他の業務もやりながら十分こなしていける量なので、それは別にこれを導入したからといっても経費の節減に向かうわけでもないわけで、そういう仕事というのはひょっとすると今やっている中でほかにもあるかもしれませんので、導入がなじむような業務であれば、そこはしっかりと導入していくという考えで、これからも研究を進めていきたいというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 小島議員。

○5 番（小島智恵） 分かりました。いずれにしましても、将来的なところでの人口減少、労働力不足など今後問題が出てくるでしょうから、本当に使わざるを得ないような状況になるやもしれないのですけれども、早いうちに取りかかったほうがメリットも得られるのではないかとということで、前向きなお話でしたので、そのまま受けとめさせていただきたいというふうに思います。

次に、節電などのコスト削減、職員の意識づけというところですがすけれども、町民の方でも見ている方は見ているということで、夜間電気がこうこうとついているけれども電気料はどうなっているのだと心配する方もいるのですけれども、夜間の照明、LED にはなっているのですけれども、答弁では必要最小限の点灯をしているというふうな話ではあったのですけれども、私もたまにですけれども、張りついて見ているわけではないのですけれども、見ている範囲では結構広い範囲で電気がついているなというような印象は受けております。部分的につけたり消したりできるように、そういうふうにつくりになっているのかということもあるのですけれども、実際に使わないところはきちんと消すという、そういう個々の職員の意識、実際きちんとされているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 総務課長。

○総務課長（新居友敬） 基本的に、時間外勤務をやる場合においても必要のないところの電気については全て消灯する、仕事をするデスクのところの電気だけはつけるというような体制は、各部署に周知を図って、それぞれの部署のところで小まめな点灯、入り切りができますので、そういった周知を図って節電に努めております。

○議長（寺林俊幸） 小島議員。

○5 番（小島智恵） 実際、見た感じだと結構な範囲でついているという印象があったものですから聞いたのですけれども、あとパソコンの電源なんかも切らないで外の業務に出てしまっているという職員もいるようでありまして、まだまだ努力の余地はあるのではないかなというふうには思っております。さらなる一人ひとりの職員意識の向上が必要だと思うのですけれども、いかがですか。

○議長（寺林俊幸） 総務課長。

○総務課長（新居友敬） 節電に対する取組については、照明だけではなくていろんな、暖房、冷房の関係も当然ございますし、パソコンの関係もございます。それぞれ職員一人ひとり経費の節約に対する意識を持って今後業務に取り組むよう、我々も周知を図ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（寺林俊幸） 小島議員。

○5 番（小島智恵） ちょっとお時間が迫っているので、次の質問に移りたいと思います。

キツネの駆虫薬散布についてなのですけれども、キツネによる農業被害というのにはあるのですけれども、しかしながら一方で違った意見も聞いていまして、キツネを一方的に駆除し続けると、キツネが減って野ネズミが増えてということで、主に酪農業の方からのお話ではあるのですけれども、野ネズミ被害ということで、牛の餌を食べたり、牛舎などでのふん害、また、トラクターなど機械関係の配線をネズミが食べてしまって動かなくなるといった話も聞いたのですけれども、答弁ではキツネの数とネズミの密度、直接的な関与が低いというふうな話であったのですけれども、ちょっとその話とは相反する内容だなとは思ったのですけれども、実際キツネなんかはネズミをやっぱ餌にしているのではないかなというふうに思います。エキノコックスの感染経路の図なんかを見ても、キツネがネズミを食べるという、そういう一つのサイクルに組み込まれているのですけれども、そう

いったところで関与が低いとも、そこまではっきりと言えないのではないかなというふうには思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 農林課長。

○農林課長（香田裕一） キツネとネズミの関係ですけれども、キツネに関しましては、本町におきましては毎年 180 頭ほど駆除しております。それにも関わらず毎年 1 月に実施しております鳥獣被害実態調査ではキツネの農業被害というものは減っておらず、昨年度も 700 万円ほどの被害があったところであります。

それに反しまして、ネズミの被害というものは、さほど農業被害としては上がってきておらず、平成 29 年度と平成 30 年度において数件発生しているところです。

このため、鳥獣被害防止計画におきましてもキツネの捕獲頭数も年間 400 頭と定めておりまして、それに合わせて鳥獣被害の許可申請をしてきたときにも 1 人当たりの捕獲頭数も定めておりますので、生態系に関する影響というものは低いものと考えております。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 小島議員。

○5 番（小島智恵） ご答弁でもキツネの生息状況のところで横ばい、もしくは増加傾向にあるということでありましたけれども、実際聞いたお話ですと、増えていると言っている人もいるし、減っていると言っている方もいらっしゃって、本当に増加しているのかどうか、その辺のきちんと把握するべく根拠というのは、どういうふうには行われているのでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 農林課長。

○農林課長（香田裕一） キツネの生息数につきましては、実際のところは把握し切れておりません。

ただ、しかし道が実施しておりますエゾシカライトセンサスの際に、エゾシカを確認する際にキツネ等の生息も確認しておりまして、その頭数が今年度におきましては町内で 16 頭確認しております。昨年度が 13 頭、その前の年が 21 頭ということで、さほど変化はないものと考えております。先ほどの町長の答弁で、キツネの生息数につきましては、これらをもとに道立の衛生研究所が独自に調査しておるもので、それも推測の域を脱しないものと考えております。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 小島議員。

○5 番（小島智恵） どうなのでしょう、地域性とかそういったこともあるのでしょうか。キツネの巣がやっぱり近くにあれば、もちろん増えているのではないかなというような周りの印象もあったりして、そういったこともあるのですけれども、生息数のところもきちんと把握していかないと、それこその方が言われているような、もし減っているというようなことがあれば、そういったネズミの増加というふうにもつながっていく。もしかしたらキツネも、分からないですけれども、絶滅するかもしれない。鳥獣被害という観点で、農業の被害があるから駆除するという考えのもとで今はされていると思うので、そのまま一方的に続けていけばそういった可能性もないとも言いきれないのかなというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 農林課長。

○農林課長（香田裕一） 先ほども町長の答弁にもありましたとおり、法に基づきまして、基本的に鳥獣保護管理法がありますので、それに基づいて自然動物というものは保護する対象となっております。それに反しまして、農業被害が深刻な状況の場合に限り有害鳥獣として駆除できるというものになっておりますので、年間の頭数を際限なく駆除した場合には、そういう影響が生じるかもしれませんけれども、本町におきましては頭数を定めて駆除しておりますので、影響は少ないものと考えております。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 小島議員。

○5 番（小島智恵） 先日、12 月 1 日曜日ですけれども、帯広では住宅地、市街地にヒグマがあらわ

れて大々的なニュースになりましたけれども、そういった命の危険が差し迫る場合は駆除もやむを得ないと思いますし、あと鹿だとか外来生物のアライグマなんかも増えてきて、それももう明らかに農業被害が問題になっていると、そういったことに関しては駆除の考えが必要かと思いますが、キツネに関しては結構、自治体によって考え方の違いが出てきているようであります。鹿追町なんかは駆除ではなく共存という、そういった考えのもとで駆虫薬散布も行っているのですけれども、札幌市も住宅地にキツネがあらわれたとしても、あらわれて市民から駆除、殺処分してほしい、捕獲してほしいなんていうご意見をいただいたとしても、共存を図ることを基本とされているようであります。駆除は実施しないという考えをお持ちであります。そういった共存の考えについては、本町としてはどういった考えをお持ちでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 野生動物は規制に限らず、熊であろうが、これは共存していくのが本来の姿であります。

ただ、やはり現実に農業被害が出ているわけでありますから、それを放置するということにもならないわけで、エゾシカばかりが騒がれているようでありますけれども、本町における調査からいうと、平成 30 年、エゾシカで 1,900 万円の農業被害、これに対してキツネは 710 万円あるわけです。ですから、これは決して無視できる数字ではないというわけでありますので、そこは本当に無制限に捕獲をしているわけではなくて、この農業被害というのを、平成 28 年から急激に 500 万円台になってきた、それまでは 200 万円になるかならないか、これが増えてきたということはやはり放置できない。そういうことから捕獲をしているということでありますので、無制限に捕獲をしている、あるいは共存を目指していないのだということではなくて、共存を目指した中で適正規模というか、被害がないように捕獲をしているということであります。

○議長（寺林俊幸） 小島議員。

○5 番（小島智恵） 共存を目指しているという、そういった考え方を確認することができました。

鹿追町なんかでも市街地含めた観光地の中にキツネがあらわれてくるということで、同じように農業被害の多く出るところに関しては、箱わなをかけたりして駆除しているようなのですけれども、あくまで駆除ありきではなく共存、そういった中で駆虫薬散布も行い、実際に効果もありということであります。委託料のほうも鹿追さんに聞いてみましたら、大体、検体の調査も含め 70 万円ぐらいというふうな話も聞いていますけれども、エキノコックス症対策という観点で幕別も町内、本町や札幌内においても市街地にキツネがあらわれたりして、私も時々見たりしますし、町民のほうからもお話を聞くことがあります。一番は人への感染の危険性、人ではなくて豚とか、あと身近にいる飼い犬にも感染するというふうなことは聞いております。この駆虫薬散布については調査研究をしていくというふうなお答えではあったのですけれども、前向きに取り組むような考えはないのか伺いしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） どれほどの効果があるのか、答弁で申し上げましたけれども、一月に 1 回程度駆虫薬をまかなければ効果が上がってこないということもありますので、そこは先進事例も含めて、これが実際にエキノコックス防止の上で効果があるとするならば、そこは前向きに考えなければならないというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 小島議員。

○5 番（小島智恵） エキノコックス症は、十数年ぐらい潜伏期間を経て症状が出たりということで、結構長いスパンで、これ考えなくてはいけないのかなというふうに思います。もちろん駆虫薬の費用等もかかるものですから、そういったことも吟味しながらご検討いただければというふうに思います。

理事者の皆さまのさらなるご努力にご期待を申し上げ、終わりたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 以上で、小島智恵議員の質問を終わります。

この際、15 時 20 分まで休憩いたします。

15：10 休憩

15：20 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、酒井はやみ議員の発言を許します。

酒井はやみ議員。

○9番（酒井はやみ） 通告に従いまして質問します。

1、2050年までに温室効果ガス実質排出ゼロの目標設定を。

記録的な猛暑や暴風雨、台風、干ばつなどが世界や日本を襲い、深刻な被害をもたらしています。誰もが地球温暖化による気象変動を実感し、町民の多くが災害や農作物への影響など、我が事として危機感を抱いています。

2015年COP21「パリ協定」では、産業革命前と比較して1.5度の気温上昇に抑えんとしました。1.5度の上昇であっても、深刻な熱波、嵐、水不足、山林火災、食料生産の不安定化などが生じるとされていますが、現在提出されている各国の温室効果ガス削減目標の合計では、21世紀末には約3度の気温上昇が起これと予想されています。国連は、このままの状態が進むと、「今世紀末に海面上昇が1.1メートル、世界全体の漁獲量が最大24.1%減少する」と予測しています。

こうした危機感から、ことし9月に行われた「国連気候行動サミット」では、若い世代を中心に世界各地で760万人のデモが行われ、16歳の環境活動家グレタさんの発言が反響を呼びました。77か国が2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにすることを表明し、真剣な取組が始まっています。

幕別町でも、平成18年に策定した地域新エネルギービジョンの目標を大幅に達成し、温室効果ガスの排出を抑えてきました。

しかし日本政府は、温室効果ガス排出量世界第5位、国民1人当たりの排出量世界第4位でありながら、実質排出ゼロの期限を示さず、石炭火力発電所の増設や輸出を計画しています。地方自治体からも、実質排出ゼロの目標を掲げた積極的な取組を起こし、政府の姿勢を改めさせることが求められています。

町は、気候変動をめぐる世界情勢を踏まえて、今後、温室効果ガス削減に向けてどう取り組もうとしているのか、以下の点を伺います。

①幕別町の温室効果ガス排出量の推移と現状は。

②町として、2050年までに、温室効果ガス実質排出ゼロの目標と計画を持つ考えは。

2、町のごみ処理のあり方について、町民が考え意見を言える場を。

報道によると、十勝圏複合事務組合一般廃棄物中間処理施設「くりりんセンター」を285億円かけて建て替えることが検討されています。今後20年、30年にわたって現在と同規模のごみを焼却して処理するあり方を続けるのかが問われています。

以下の点を伺います。

①建て替えによる町民の負担は。

②町民が建て替えについて意見を言える場は。

③可燃ごみを抜本的に減らすため、生ごみや紙おむつを資源化する考えは。

④地球温暖化対策が焦眉の課題となっている今、町としてごみ処理のあり方を見直す検討委員会を設置する考えは。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 酒井議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、「2050年までに温室効果ガス実質排出ゼロの目標設定を」についてであります。

温室効果ガスの増加に伴う影響は、地球規模での大気や海洋の平均温度の上昇、南極や北極の氷や

山岳氷河などの広範囲にわたる減少、さらには世界平均海面の上昇等、地球全体の気候に大きな変動をもたらすものであり、「脱炭素社会」に向け世界規模で取り組まなければならない大きな問題と認識しております。

ご質問の1点目、「幕別町の温室効果ガス排出量の推移と現状は」についてであります。

環境省の部門別CO₂排出量の現況推計では、主要な温室効果ガスであるCO₂の本町の排出量については、平成26年度は約23万5,000トン、27年度は24万1,000トン、28年度は24万トンとなっております、ほぼ横ばいの状況となっております。

ご質問の2点目、「町として2050年までに、温室効果ガス実質排出ゼロの目標と計画を持つ考えは」についてであります。

温室効果ガス実質排出ゼロとは、日常生活や経済活動において避けることができないCO₂等の温室効果ガスについて、できるだけ排出量が減るよう削減努力を行い、どうしても排出される温室効果ガスについては、排出量に見合った排出権の購入や植樹、あるいは温室効果ガスの削減活動に投資などを行うことで、排出される温室効果ガスを相殺するという考え方であり、横浜市や京都市などの大都市では、2050年を見据えた長期的な目標を定めて取り組まれています。

本町では、平成18年2月に「幕別町地域新エネルギービジョン」を策定し、目標年度とする27年度でのCO₂排出削減量が、目標とした3,914トンを大きく上回る6,430トンの削減を達成し、総排出量は、前段で申し上げましたとおり24万1,000トンになったところでありますが、総排出量の推移では17年の総排出量23万6,000トンに対し5,000トン上回る結果となっているところであります。

本町における森林でのCO₂吸収量は約5万トンであり、実質ゼロを目指すには、従来の取組の延長では実現することが困難であり、世界全体での取組と想像を超えるような大胆な技術革新が不可欠で、これらを実現するためには、巨大な資金、技術力を有するビジネスの力を最大限活用することが重要とされておりますことから、本町においてもこのような技術革新の推移を見守りながら、国や北海道、管内市町村と連携を図り、町としてできる限りの排出削減に努めてまいりたいと考えております。

次に、「町のごみ処理のあり方について、町民が考え意見を言える場を」についてであります。

「新くりりんセンター」については、「環境への配慮」「安全かつ安定した稼働」「資源循環と省エネ・創エネへの対応」「災害に強い処理システムの確保」「整備から運転・維持管理までの経済性」の五つの視点のバランスを重視し、道内大学や全国都市清掃会議等の学識経験者で構成する「有識者会議」からの助言、提言をいただきながら、管内19市町村による「新中間処理施設整備検討会議」において協議を重ね、最終的なごみ処理方式の選定が終わったところであります。

ご質問の1点目、「建て替えによる町民の負担は」についてであります。

新たなごみの処理方式については、構成市町村の人口推計を基に施設規模が過大にならないように決定されたところであり、概算事業費となる約285億円に対する本町の費用負担額については、現時点で示されておりませんが、ごみの分別方法及び種類については現行と同じでありますことから、新たな町民の負担は生じないものと考えております。

ご質問の2点目、「町民が建て替えについて意見を言える場は」についてであります。

十勝圏複合事務組合では、本年度末を目途に新しいごみ処理施設の整備の基本的な方向性を示す「新中間処理施設整備基本構想」の策定を進めており、本町を含む十勝管内17市町村の住民の意見を基本構想原案に反映するため、今月20日から来年1月20日までパブリックコメントにより意見を募集し、十勝圏複合事務組合ホームページや町ホームページ、役場、札内支所及び忠類総合支所においても、基本構想原案が閲覧できる予定となっております。

また、17市町村全体を対象とする住民説明会が、建設予定地である帯広市では今月25日に、隣接する音更町では、これに先立って22日に開催される予定となっております。

ご質問の3点目、「可燃ごみを抜本的に減らすため、生ごみや紙おむつを資源化する考えは」についてであります。

可燃ごみの中には、生ごみが5割から6割含まれていると言われており、生ごみの減量化や堆肥化

を推進することによって、可燃ごみの総量を減らす効果が大きいものと認識しております。

このようなことから、本町では、平成元年度から生ごみ処理容器、13年度からは電動生ごみ処理機の購入経費の一部助成を奨励事業として実施したことにより、生ごみの減量化に一定の効果と普及が図られたことから、23年度をもって終了しておりますが、現在実施しております低コストの段ボールコンポストによる堆肥化の推奨や食品ロスの防止の啓発など、さらなる生ごみの減量に向けて検討を進めてまいりたいと考えております。

また、高齢化の進展に伴い大人用紙おむつの普及が拡大し、紙おむつメーカー各社が使用済みの紙おむつのパルプ化や固形燃料化などの取組を進めているほか、富良野市では紙おむつの一部を固形燃料化しておりますが、ペット用紙おむつや汚物の混入など、分別上の問題に加え、固形燃料の需要が少ないなど、資源化に向けては多くの課題があることから、本町においては、紙おむつの資源化は難しいものと考えております。

ご質問の4点目、「町としてごみ処理のあり方を見直す検討委員会を設置する考えは」についてであります。

本町では、一般廃棄物の資源化や減量化を推進するための方策等を審議する「幕別町廃棄物減量等審議会」を設置し、商工会や農協などの関係機関から9人の委員のほか、町民からの公募委員4人の方が参画されており、ごみの発生抑制や適正排出など、ごみ処理のあり方について審議をいただいているところであります。

以上で、酒井議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○9番（酒井はやみ） それでは、再質問させていただきます。

答弁では、平成27年度のCO₂削減目標を達成したとあるのですが、その後、新エネルギービジョンに続く計画や目標が見つけれなかったのですが、そういったものはありますか。もしなければ、その理由を教えてください。

○議長（寺林俊幸） 防災環境課長。

○防災環境課長（寺田 治） ご質問にありました新エネルギービジョン、平成27年で終了しまして、一定の効果、160%以上の効果が出たことから、それ以降の計画は現在つくっておりません。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○9番（酒井はやみ） その目標を大幅に達成したことで、今のところは町としては対策は必要ないということでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） つくっていないということなのですが、対策が必要ないわけではなくて、18年に策定しました新エネルギービジョン、これが大きく達成をしたことから、こういったことを今後も続けていくという考えのもとに、今後においてもCO₂の削減に取り組んでいくということでございます。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○9番（酒井はやみ） 国の地球温暖化対策推進法では、21条で「都道府県及び市町村は」、中略しますが、「温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画を策定するものとする。」とあります。そして、2項で「計画期間」や「地方公共団体実行計画の目標」「実施しようとする措置の内容」を定めるとあります。これは義務的な規定ではなく、努力規定だとは思いますが、国として位置付けられた方向性でもありますので、ぜひ温室効果ガス削減に向けた計画を検討していただきたいと思いますのですが、計画を明らかにしていく考えはありますか。

○議長（寺林俊幸） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） 繰り返しになりますが、目標については大きく達成したと。

それともう一つ、ごみの排出抑制、これはCO₂削減にもつながるのですが、今現在、第2期幕別町

ごみ処理基本計画、こういったものを作成しながら排出抑制、食品ロスを含めて取り組んでいるところでございます。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○9番（酒井はやみ） それでは、次の質問に移ります。

答弁では、従来の延長線では実質排出ゼロを目指すのは難しい、ゼロ宣言はできないけれども、できる限りやるという答弁だったかと思うのですが、そういう捉え方で間違いはないですか。

○議長（寺林俊幸） 防災環境課長。

○防災環境課長（寺田 治） おっしゃるとおりでございます。そういう捉えで構いません。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○9番（酒井はやみ） 今、世界で議論されていることは、この姿勢でいいのかということが問われているのだと思うのですが、今ちょうどスペインのマドリードで国連気候変動枠組条約第25回締約国会議（COP25）が開催されています。

このCOP25の報道を通して、私自身も温暖化が急速に、想像以上に進んでいるということに改めて強い危機感を感じているところで、今の世代、今を生きる大人として何をしなければいけないのか、考えているところです。まして、町の議員になってしまったということもありまして、この会議が開かれているときに町の議員として何をやっていたのかというふうに後の世代から言われたくないなということもあって、今回このテーマを取り上げたわけです。

この会議で国連のグテーレス事務総長が述べた「今のままの努力では全く不十分だ」という危機感を持った発言が、世界で衝撃を持って受けとめられています。国連のグテーレス総長は、「自然災害はより壊滅的となり、人的、財政的なコストの負担が増加している。干ばつは驚くべき早さで進んでおり、毎年、気候変動に関連した大気汚染は、700万人を死に追いやっている。人間の健康と安全保障にとって劇的な脅威となった」と警告を発しています。この発言のもととなった国連環境計画の報告書では、「各国が国連に提出している排出削減目標をやり遂げても、パリ協定が目標としている1.5度未満の上昇に抑えるどころか、気温上昇を3.2度に抑えることにしかない。1.5度未満の上昇に抑えるには、30年までに温室効果ガス排出を2010年比45%にし、2050年までには実質ゼロにする必要がある」と訴えています。会議の中で、訴えに応じて、今、各国が目標の前倒しを表明するなど、積極的な決意と行動が広がりつつあります。

十勝でも、1か月に何回も台風が来たり、5月に38度を超える日があるとか、集中豪雨で冠水するなど、他人事ではなくなっています。こうした現状や国際的な情勢の中で、幕別町が行政としてどういうイニシアチブをとるのか期待したい思いもあるのですが、どういうふうにお考えでしょうか。

話題になったグレタさんをはじめ、今回も日本も含めて世界で若者たちが立ち上がってグローバル気候マーチが行われています。若い人たちが、みずからの国の被害をリアルに伝えて取組を呼びかけしています。こうした世代の思いにも応えて、町として、実施するに向けて名乗りを上げてほしいという思いになるのですが、町としてはこの会議を受けてどういうふうにご考えておられるか、お聞かせください。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） まさに、今、COP25はスペインのマドリードで始まっているわけで、そこで出てくる、特に後進国と言われているところが非常に温暖化の影響を受けているのだという声なども聞いてくるわけで、今、先ほど700万人の死亡だとか、2,000万人が災害によって住む所を追われているだとか、そんなニュースも飛び込んでくるわけでありまして、そういう中で一番排出量の多い、例えばG20が4分の3を占めているわけでありまして、そしてまた、アメリカがこのままだと、2020年の11月には離脱すると、そんなことがあるわけで、本当に使っているところがしっかりとその気になっていない、その最たるところがアメリカでありますし、また、日本としても暗いニュースというか、私からすると残念なニュースは、化石賞をいただいたということで、火発をさらになくすということと言えないばかりか火発のシステムを輸出すると、そんなことから化石賞をいただいて、いただいた

というか、不名誉なものをいただいたわけで、ひょっとしたらこの COP 開幕中に 2 回目の化石賞をもらうのではないかと、そんな話まで出ているわけであります。

この温室効果ガスの削減については、本当に全世界的に、特に先進国がしっかりと取り組まなければならないことでありますし、我が国で言うと、国がやっぱりその気になっていかないと、なかなか難しい話であります。ただ、町は何もしないのかということではなくて、答弁の中で申し上げましたように、我が町の森林が吸収できる量が 5 万トンしかないのです。24 万トンのうちの 5 万トンしか吸収できないわけでありますから、これをたくさん森林を増やして、吸収量を増やすということは、まずもう今の現状では不可能。では何かを減らすのかということも、決め手がないのも実情であります。例えば、エコカーを導入するといっても、あるいは燃料をかえるといっても、これ、なかなか簡単なことではないわけであります。そういう中で本当に微々たることしかできませんけれども、姿勢だけは持ちながら取り組んでいきたいというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○9 番（酒井はやみ） 私が紹介しようと思っていたことをたくさんお話ししてくださったので、共通した認識だなというふうにも思ったのですが、ただ、町として難しいという面はあるのですけれども、そうしたら今は何をやるのかということ、はっきり打ち出していく必要があると思います。先ほど計画を立てる予定は今ないということだったのですが、それでいいのかということをも改めて検討する価値があるのではないかと思います。

そして、町としてやっぱりイニシアチブをとっていく意義というのは、一つは今、町民一人ひとりも温暖化への危機を持っていると思うのです。ただ、個人としては車に乗るのを控えようとか、ごみをなるべく出さないようにしようとか、それとしては大事なのですけれども、それで、そうやっていて全体的な、抜本的な削減に進むのかということには不安を覚えると思います。やっぱり全体の状況をつかんで、必要なイニシアチブを思い切ってとっていく行政の積極的な政策が待たれていると思いますし、少し困難がある政策であったとしても、それを打ち出すことによって、町民からも理解され、町民の積極的な協力も引き出せると思います。

もう一つ、自治体としてイニシアチブをとる意味なのだと思いますけれども、先ほどお話があったように、日本政府の姿勢を変える力になると思います。化石賞の 2 回目に選ばれるかという話もあるのですけれども、日本は全く世界の流れに背を向けている状態でして、これを後押しできるのは地方自治体しかないという状況でもあると思います。

今、COP25 に応えて次々とうちの自治体でも実質排出ゼロを目指すと言乗りを上げる自治体が増えています。昨年までは山梨県、一つの自治体だったと思うのですけれども、ことしに入ってから次々と増えていて、11 月 27 日には岩手県、11 月 29 日は豊田市や岩手県の 9 市町村、昨日は奈良県の生駒市など、今、10 都府県 11 市 4 町 3 村の合計 28 自治体が排出ゼロの目標を発表しています。人口で言うと 4,500 万人を占める地域となっています。

逆に言いますと、自治体からそうした動きが起これない限り、日本政府の姿勢は変わらない、そういう意味では自治体にも問われる責任が大きいと思います。町として、難しいとするだけでなく、実質排出ゼロに向けて、今これをやるとする計画を検討する考えを求めたいと思うのですが、その考えはいかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 計画を形としてつくることは、私は可能だろうと。ただ、その計画の内容が伴うかということが一番大切でありますし、それと実行できるかということも問われるわけであります。先ほど申し上げたように、実行できないのだという中で計画をつくる意味合いというのはあまりないのかな、それよりもやれることをやっていく、先ほど来出ています、エコカーを買ったり、燃料を転換したりだとか、ごみを出さないようにしたりとか、やれることを町民一人ひとりがやっていく、事業所にも協力を求めていくといったことが大切だろうというふうに思っているところであります。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○9 番（酒井はやみ） そうした内容でも結構だと思うのですが、やっぱり今どうしようとしているかというのが町民に見えることが大事かなと。そして、町民はこういうことができるよということもあわせて提起していくことができればいいのかなというふうに思っています。

次の質問に、次の項目に移ります。

町のごみ処理のあり方についてなのですが、質問の最初の町民の負担はという質問の趣旨は、財政的な負担が町や町民にどれくらいかかるのかということだったのですが、はっきりした分担金があるかないかということと、新たな町民の負担はないということと言われたのですが、この負担はないというのは、財政的な新たな負担も発生しないということなののでしょうか。それとも、分担金はまだはっきりしていないということなののでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 事業費はおおむね 285 億円という金額は出ておりますけれども、これに伴って各構成市町村の負担額が幾らになるかということとは分かっていない、決まっていないので、その金額をお示しすることはできないという意味であります。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○9 番（酒井はやみ） 分かりました。

建設費は、土地、外構を含めて 285 億円と報道されています。これは税抜きの価格なので、消費税 10%だとすると 313 億 5,000 万円で、今、17 市町村で使うということなのなのですが、将来的には十勝全域で使う可能性もあるということで、十勝 34 万人で割ると、単純に 1 人当たり約 9 万 2,000 円、4 人家族だと 36 万 9,000 円ぐらいの規模になるのかなというふうに思います。さらに、この金額が変動する可能性も新聞では報道されていました。そして、建設費のことはその内容なのですが、さらに維持管理も毎年かかると思います。維持管理費のことについて議論はされているのでしょうか。伺えるならお願いします。

○議長（寺林俊幸） 防災環境課長。

○防災環境課長（寺田 治） 新中間処理施設の建設に当たっては、平成 28 年度に今の施設をさらに延命化させるか、それとも新しく建て替えるかというところで検討が始まって、その中で、今の施設を延命化させて使うよりも、新たな施設を建てたほうが維持管理も含めて有利になるという結果から、更新という形になったところでございます。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○9 番（酒井はやみ） 分かりました。

これだけの費用をかけて、新しい施設をつくっていくということなのなのですが、2027 年に稼働して、大体 40 年ぐらいを想定していると議事録ではあったのですが、2067 年ぐらいまで使い続けるという計画になっているかと思います。2067 年といえば、私は 93 歳で、ことし年生まれた子は 48 歳になるくらいまで、この維持管理費も払いながら使い続けるという想定です。この議論は 28 年から 3 年かけて進められてきて最善とされて、ことし音更と帯広で住民説明会を開くという段階になっているわけなのですが、市町村段階での議論の場がないので、私も含めて町民は時々新聞報道で経過を知るしかないのが現状かというふうに思います。今、差し迫る温暖化の対策に本格的に取り組まなくてはならないとか、ごみの最終処分場が 20 年後にはいっぱいになると言われているプラスチックの問題など、大量生産や大量消費の社会のあり方が根本から問われているときに、今後、四、五十年のごみの処理のあり方、お金の使い方を決めるという重大な決定に、どう責任を負えるのか自分でも不安を覚えます。

町民の皆さんからも、報道を見て、個人や町の負担はどうなるのか、ごみ袋の値段は上がるのか、大量のごみを燃やし続ける政策でいいのか、最終処分場がいっぱいになったらその先どうするか検討されているのかなど、疑問や関心の声が寄せられています。環境問題や町の将来のあり方など、大きなテーマを抱えた問題ですので、この決定について町民がなるべく議論に参加する手立てをとることが必要ではないかと思いますが、その必要性についてはどう考えておられますか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これは17市町村で構成する一部事務組合の事業でありますので、一部事務組合が主体となって情報提供し、説明会も行う。町としては、補完的な役割を担って、情報も提供しなければならないという立場にあるかというふうに思いますので、決して一部事務組合で何もしないわけではなくて、先ほどの答弁でも申し上げたように、パブリックコメントも一月募集しますし、説明会も22日にやるということでもありますので、そこは、では各市町村でやればいいのかということもあるかもしれませんが、そこまでは各市町村でやるということにも恐らくならない。説明会を開いてもほとんど来ない。例えば、陸別、広尾あるいは新得でやったとしても、ほとんど何も関心を持っていない方が多いのかな、ちょっと言い過ぎかもしれませんが、ほとんど説明会をやったかいないというか、それでまずは建設地である帯広市でやって、それとすぐ音更町でありますので、音更町でも説明会をやりますよと。芽室町も西士狩地区に近いのでありますけれども、ここはそこに住んでおられる地域住民の方に個別に対応する、説明するというようなことで、芽室町は開催をしないということになっておりますので、決して何も組合側がやっていないわけではなくて、情報も提供している、意見を言える場も提供しているということでもありますので、そこはご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○9番（酒井はやみ） 関心がないという方ももちろんいるかと思うのですが、関心を持てる状況にないということも現状としてあるかと思っておりますので、関心を持っていただくためにもという意味でも、もうちょっときめ細やかな説明会や意見交換会が必要なのではないかなというふうに私は思います。

幕別町で予定されていないのですけれども、芽室町では個別にということだったのですけれども、人口が比較的多い幕別町での開催が予定されなかったことについては何か理由があるのでしょうか。それとも、今後そういう計画が持たれる可能性があるのでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 町長、しばらくお待ちください。

酒井議員に申し上げます。

一般質問は、町の一般事務に限られるものでありまして、他の地方公共団体、一部事務組合の事務についての質問はすることはできませんので、注意いたします。

酒井議員。

○9番（酒井はやみ） では、町として、そうした独自に説明会をするということは考えられませんか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これも先ほど申し上げましたように一部事務組合の事業でありますので、法的なことを、ちょっとかたいことを言うと一部事務組合がやる仕事については町にはもう権限が残っていないということですね。そこにもう移るわけですよ。ですから、我々が責任を持って説明会を主催するというのは、ちょっと筋違いのことです。ですから、補完的に情報は提供しているということで、先ほど説明を申し上げたところであります。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○9番（酒井はやみ） そうしたら、町民は、新聞やパブリックコメントや、パブリックコメントは町民側から言うことなのですが、情報を知ることでは新聞と2か所での開催地へ出向くという範囲でしかないということですか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） そういうことになります。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○9番（酒井はやみ） 分かりました。

では、次の質問に移ります。

「可燃ごみを抜本的に減らすため、生ごみや紙おむつを資源化する考えは」ですが、ごみの減量化

の大事さは強調されてきていますが、実際にごみの減量につながっているかという点、全国的にもですが、幕別町でも遅々とした歩みに思えます。昨年度の家庭系ごみの量は、一昨年と比較して、幕別地域で 99.7%、忠類地域では 104.1%となっています。町民のごみ資源に対する意識が高まっているかという点、プラごみの捨て方に問題があると指摘されるという状況にもあります。このままでは町のごみ処理基本計画で掲げる、平成 28 年度比で平成 37 年には 7.4%削減するという目標の達成すら危ういような気がします。この状況から思い切った減量に向けて議論する必要があるかなというふうに思います。

生ごみの減量化については、いろんな取組がほかの市町村でもされていまして、福岡県の大木町では生ごみを分別してバケツに入れて回収する場合は回収費用を無料としていて、翌年には焼却ごみが 40%減らされるという結果があったという報道もありました。そのほかにも、新潟県の長岡市で生ごみバイオガス化事業をしている報道などもあります。新しい世代に豊かな環境を引き継ぐためにも、生ごみの資源化について思い切った検討を始める必要があるのではないかと考えます。

また、紙おむつのリサイクルについても、これから高齢化も進んで紙おむつのリサイクルが重要になってくるということで、実行している自治体もあります。固形燃料の需要が少ないという答弁もありましたが、富良野市では公共施設にペレットストーブを導入して活用するという点もされています。こうした新たな事業についても検討の余地があるのではないかと思います。これについて来年度からとか、そういうことにはならないと思うのですが、腰を据えて検討していくという考えはありませんか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） ごみの減量化であったり、再資源化については、常に我々としては考えているところであります。今、他市町村の事例を紹介していただきましたけれども、やはり他ですばらしいことややっているな、ではうちでもやろうといったら、そこには設備を設けなきゃならないとか、多大な投資が必要だというケースがありますので、我が町なりにどういったごみの減量化であったり、再資源化ができるか、それがきちっと事業として成り立つかということが非常に大切でありますので、そういったことも含めながら、事案が出てきた場合には、その時々で検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○9 番（酒井はやみ） 最後の質問に移ります。

質問の中で「検討委員会を設置する考えは」と出したのですが、答弁の中で審議会を設置しているというふうにありました。私、これ初めてお聞きしたのですが、こういった頻度で開催されているか、最終の会議はいつ開かれているか、今、議論されていることはこういったことかなど教えていただけますか。

○議長（寺林俊幸） 防災環境課長。

○防災環境課長（寺田 治） 幕別町廃棄物減量等審議会でございますけれども、頻度としては年に 1 回か 2 回。最近でいきますと、ことしの 8 月。昨年の 3 月と、ことしは 8 月に開催しております。内容としましては、今、先ほどご質問ありました新中間処理施設の概要の説明ですとか、そういったところの報告事項、あとはごみの排出量の推移ですとか、そういったことの報告をさせていただいております。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○9 番（酒井はやみ） 議論の内容などはホームページなどで公開されていますか。

○議長（寺林俊幸） 防災環境課長。

○防災環境課長（寺田 治） ホームページでの公開はしておりません。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○9 番（酒井はやみ） 先ほど議論されている内容で、中間処理施設の説明、報告、ごみの排出量の推移

などを報告したとあるのですけれども、減量化について議論で意見が出ていることなどはありますか。

○議長（寺林俊幸） 防災環境課長。

○防災環境課長（寺田 治） この廃棄物減量推進審議会の中では、平成 29 年度に策定した第 2 期ごみ処理基本計画、こちらの策定についていろいろご意見をいただいてつくり上げたものでございまして、当然、減量対策については不法投棄の問題ですとかそういったこと、クリーン作戦もそうなのですから、この審議会の中で話題に上がったところでございます。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○9 番（酒井はやみ） 分かりました。

今の第 2 期ごみ処理基本計画は、平成 37 年までの計画だと思います。37 年以降どう具体化するのかは、最終年の 37 年になってからでは遅いと思います。生ごみの資源化や紙おむつのリサイクル、その他できることというのは、早くから考えて事業を検討、新しい対策も検討するには時間もかかると思いますので、できるだけ早くそういった検討も開始していく必要があるのではないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 防災環境課長。

○防災環境課長（寺田 治） 第 2 期のごみ処理基本計画、目標年 37 年でございますので、それ以降の計画につきましては、また近くなったら見直すところでございますが、議員おっしゃるとおり生ごみの減量のごみの総体の量を減らす一番のポイントとなるところでございまして、これまでコンポストですとか、そういったことで生ごみの減量に努めてきたところでございますが、引き続き生ごみの減量、特に水分をどうやって飛ばすかということも含めてちょっと検討していきたいというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○9 番（酒井はやみ） 温暖化や廃プラの深刻な環境問題や、焼却場建て替えの議論が起こっている今、改めて町民一人ひとりがごみへの関心を高め、考えるべきときだと思います。そして、できる限り多くの町民が議論の過程に参加することが主体的な自覚と行動につながり、希望の持てるごみ対策を進める近道だと思います。

誰もが住みやすい、これからの子どもたちも住みたいと思える町をつくっていくために、町としては、ぜひ町民の意見を酌み尽くす手立てを検討していただくことを期待して質問を終わります。

○議長（寺林俊幸） 以上で、酒井はやみ議員の質問を終わります。

この際、16 時 15 分まで休憩いたします。

16 : 06 休憩

16 : 15 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、中橋友子議員の発言を許します。

中橋友子議員。

○18 番（中橋友子） 通告に従いまして、質問を行わせていただきます。

私は、台風 19 号被害の教訓を生かし防災対策の強化と見直しを質問いたします。

10 月 12 日に日本に上陸した台風 19 号は、関東、甲信、東北で記録的な大雨となり、その影響は 14 都県、390 市区町村に及び、堤防決壊 71 河川 140 か所、浸水面積 2 万 5,000 ヘクタール、死者・行方不明者が 100 名を超える甚大な被害をもたらしました。神奈川県箱根町では降り始めからの降水量が 1,000 ミリを超え、観測史上初めての記録となっています。

大型台風の連続上陸の要因は特定されていないものの、気象庁では南海の海水温度の上昇を一因とし、地球の温暖化が進み出したことにより台風が発達するエネルギーが蓄積され、大型化すると推定されています。地球温暖化防止に向けては、「国連気候変動枠組条約締約国会議」が 21 世紀半ばまで

に二酸化炭素排出量をゼロにする目標を掲げ、達成を目指していますが、ヨーロッパ諸国で積極的な反面、日本やアメリカは消極的であり、早期に温暖化防止に向けて参加国の足並みがそろうことが期待されております。現状では、温暖化防止までは遠く、日本全土に台風が上陸し猛威を振るう可能性は大きく残されています。さらに台風の進路が北に移動し、北海道に上陸する可能性も大きくなってきています。

幕別町は、直近では平成 28 年 8 月の台風で大きな被害を受け、復旧と防災・減災に力を入れてきましたが、今回の台風 19 号の被害の実態を教訓に、今後も備えには万全を尽くし、防災・減災の対策を常に強化していくべきであると考えます。

以下、次の点を伺います。

①堤防、河川の治水対策。

町内の河川は、札内川、十勝川、猿別川、途別川の一部と国の直轄河川となっています。堤防破壊や越水、氾濫のない堤防整備や河川改修、床下げなどに万全の対策が求められていますが、国や道に対する働きかけも含めて現状を伺います。

②川幅の狭い支流は本流よりも決壊しやすいと指摘されています。支流に水位計を設置し、水位計を確認することは、避難行動に移る重要な判断材料になります。日常的に地域住民に水位計の数値を確認できるようにしていくことが避難を早め、救済に役立つことが実証されています。幕別でも生かすべきではないでしょうか。

③幕別町のハザードマップは、1000 年に一度の降雨を前提とする洪水浸水想定区域を定め、平成 29 年に更新されていますが、降水量は何ミリを想定して作成されたのか。台風 19 号に照らして見直す必要はないのか。また、「幕別町地域防災計画」や「防災のしおり」の見直しは必要ないか。

④人権が守られ、国際基準に基づいた避難所の水準を目指す考えは。

⑤今回の台風の犠牲者のうち、避難が遅れ、車中で亡くなられた人も多数でありました。命を守るための避難訓練の重要性が浮き彫りになっています。町が 5 か年計画で取り組んだ防災訓練は、今年度が最終年となっていますが、これまでの防災訓練で特に障がい者、高齢者など要支援者の参加状況など総括と教訓は。

今後は地震、水害など災害の種別や冬季や夜間などの災害を想定した訓練を継続し、「防災が文化」として根づくまで実施すべきではないでしょうか。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 中橋議員のご質問にお答えいたします。

「台風 19 号被害の教訓を生かした防災体制の強化と見直しについて」であります。

大型で強い勢力で上陸した台風第 19 号により、関東地方を中心とした広い範囲で記録的な大雨となり、河川の氾濫や土砂崩れ等により、多くのとうとい命が奪われ、いまだ行方不明の方もいるほか、住家被害が約 9 万棟となるなど人命、財産に甚大な被害が及んでおります。

気象庁では、極めて大規模な災害に発展することを予想し、大雨特別警報を 1 都 12 県に発表しておりましたが、避難の遅れなどにより多くの人命が失われる結果となり、早い段階での避難行動の必要性を改めて認識したところであります。

ご質問の 1 点目、「堤防破壊や越水、氾濫のない堤防整備や河川改修、床下げなどに万全の対策がとられているか、国や道に対する働きかけも含めて現状は」についてであります。

町内の河川のうち、国が管理する河川は十勝川水系に属し、十勝川、札内川と途別川及び猿別川の下流は、全て一級河川であります。

道が管理する河川は、一級河川が十勝川水系の猿別川及び途別川の上流のほか、上統内川やメン川など 16 河川があり、二級河川は当縁川水系の当縁川と忠類幌内川の 2 河川があります。

河川は、公共に利用されるものであって、その管理は洪水等による災害の発生を防止し、公共の安全を保持するよう適正に行われなければならないため、毎年、国や北海道に対し、河川断面の確保や

河道の土砂掘削、河畔林の伐採など、冠水被害対策について要望を重ねてきたところであります。

はじめに、国が管理する河川の十勝川では、JR 根室本線鉄橋上下流部の右岸側において、築堤盛り土工事が実施されているほか、十勝中央大橋下流部、千代田新水路実験水路部及び千代田大橋下流部において、河道掘削工事が行われております。

札内川では、JR 根室本線鉄橋下流右岸側において、水防資材の置き場として利用する水防拠点整備の工事が実施されたほか、札内川ゴルフ場付近の右岸側において、河道掘削工事が行われております。

途別川では、JR 根室本線鉄橋下流部において、築堤ののり尻を強化する築堤堤脚保護工事が実施されたほか、JR 根室本線から十勝川合流点までの区間の伐開工事が実施されました。

猿別川では、猿別水門と止若樋門の隣接部において、内水対策用の釜場を設置する救急排水施設設置工事が完成したほか、猿別水門では停電時でも門扉の自動降下が可能となる機能強化が行われており、さらに JR 根室本線鉄橋下流部では、伐開工事と河道掘削工事が行われております。

次に、北海道が管理する河川についてであります。平成 28 年の台風 10 号により越水被害が発生した旧途別川では、昨年度までに河川改修計画の検討が行われ、本年度は河川法に基づく河川整備計画の変更手続が行われているところであり、来年度から築堤かさ上げと河川断面の拡幅を行う河川改修事業に着手する予定と伺っております。

このほか、茂発谷川の河川改修事業、古舞川の河道掘削築堤整備、糠内川の河道掘削護岸整備が、それぞれ本年度実施されております。

国、北海道ともに、今後においても冠水被害対策を重点的に進めていくと伺っておりますが、町といたしましても引き続き国や北海道に対し、各期成会や関係機関と連携を図りながら河川改修等について、要請活動に努めてまいりたいと考えております。

ご質問の 2 点目、「支流に水位計を設置し、地域住民に水位計の数値を確認できるようにしていくことが避難を早め、救済に役立つことが実証されているが、幕別でも生かすべきではないか」についてであります。

国土交通省では、中小河川の水位観測網の充実を図るため、洪水時の水位観測に特化した低コストな水位計「危機管理型水位計」を開発、実用化し、「中小河川緊急治水対策プロジェクト」として、平成 30 年度から令和 2 年度を目途に、人家や重要な施設の浸水危険性が高く水位観測が必要な箇所において、自治体や住民が的確な避難判断ができるよう、全国約 5,800 か所に設置を進めているところでもあります。

町内においては、国が管理する河川では、十勝川に 4 か所、札内川に 2 か所、途別川に 1 か所、猿別川に 1 か所の計 8 か所を平成 30 年度に設置しており、北海道が管理する河川では、猿別川、茂発谷川、旧途別川の 3 河川に各 1 か所ずつ計 3 か所を平成 30 年度に設置し、途別川、糠内川、古舞川、千住川、メン川、当縁川の 6 河川に各 1 か所ずつの計 6 か所を令和元年度に設置予定であり、2 か年で合計 9 か所に設置される予定であります。

これらの危機管理型水位計の水位は、インターネット上で誰でも確認が可能となっており、洪水時において河川管理者が把握する水位データとして利用されるばかりでなく、自治体にとっては避難勧告等を発令する判断情報として、住民にとっては避難行動に移る情報として、大変有効な情報であると考えております。

さらに、国や北海道では、来年度以降において簡易型河川監視カメラを設置する予定と伺っておりますことから、危機管理型水位計と簡易型河川監視カメラにより、中小河川の監視が強化されることになるため、町といたしましても、こうした河川の水位情報を有効に活用して、住民を迅速かつ円滑な避難行動に導けるよう、防災活動につなげてまいりたいと考えております。

ご質問の 3 点目、「幕別町のハザードマップは 1000 年に一度の降雨を前提とする洪水浸水想定区域を定めているが、降水量は何ミリを想定していたのか、台風 19 号に照らして見直す必要はないか、また、「幕別町地域防災計画」や「防災のしおり」の見直しの必要はないか」についてであります。

現在のハザードマップにおける降水量については、72 時間の想定最大降雨で浸水想定区域の作成を

行っており、これを 24 時間雨量に置き換えますと、十勝川では 268 ミリ、札内川では 414 ミリ、猿別川では 370 ミリ、途別川では 428 ミリとなります。

また、ハザードマップについては、各河川の流域ごとに、想定し得る最大規模の降雨に対応した河川ごとの浸水想定区域を一枚の図面にあらわしたものであり、令和元年 8 月 6 日に北海道が管理する途別川の区間において、浸水想定区域の見直しが行われましたことから、令和 2 年度の出水期までにハザードマップの一部見直しを行う予定であります。

なお、「幕別町地域防災計画」及び「防災のしおり」の見直しにつきましては、近年の災害や台風 19 号の災害を踏まえ、国の防災基本計画等の変更が行われた際には、地域防災計画等の見直しが必要になるものと考えております。

ご質問の 4 点目、「人権が守られ、国際基準に基づいた避難所の水準を目指す考えは」についてであります。

避難所における国際基準とは、1997 年に複数の人道支援を行う NGO 組織と赤十字・赤新月運動によって計画された「人道憲章と人道支援における最低基準」として「スフィア・ハンドブック」にまとめ、1 人当たりの居住空間は 3.5 平方メートル、トイレは 20 人に 1 基、さらに男性 1 に対し女性 3 の割合で設置するなどの基準を定めており、平成 28 年 4 月に内閣府が作成した「避難所運営ガイドライン」では、避難所の質の向上を考えるとときに参考にすべき国際基準であるとしております。

本町では、発災直後に命を守るために多くの方が避難所へ集まることを想定し、必要最低限の避難スペースを基準に、それぞれの避難所における収容可能人数を算出しておりますことから、災害初動期から質の向上を確保することは難しいものと考えております。

しかしながら、災害初動期を過ぎた後、避難所生活では、ストレスによる心の問題やエコノミークラス症候群による健康被害が想定され、避難所内の生活空間の充実やプライバシーの保護に配慮した環境整備が必要でありますことから、段ボールベッドやパーティションを使いプライバシーの確保に努めるとともに、さらに長期化する場合は簡易ベッドを確保するなど、国際基準を参考に避難所の質の向上を段階的に図ることが必要であると考えております

ご質問の 5 点目、「これまでの防災訓練で特に障がい者、高齢者など要支援者の参加状況など総括と教訓は、今後は災害の種別や冬季、夜間などの災害を想定した訓練を継続し、「防災が文化」として根づくまで実施すべきでは」についてであります。

本町では、平成 27 年 4 月に策定した「幕別町防災訓練計画」に基づき、27 年度から 31 年度までの 5 か年で地域防災訓練を実施し、本年 11 月 30 日の農業者トレーニングセンターを指定避難所とする訓練を最後に、全て計画どおり終了したところであり、災害発生時における的確な避難行動を習得するとともに、自分や家族の命を守る「自助」の意識と地域の協力となる「共助」の理解が進むなど、防災の意識の向上が図られたものと考えております。

これまで 5 年間の訓練では、87 公区、延べ 2,464 人の方に参加をいただき、このうち障がい者や要介護認定者などの要支援者の方は 58 人、70 歳以上の高齢者の方は 1,017 人で、全体の約 43.6%となっておりますが、自力歩行が困難な障がい者や高齢者については、参加する意識があっても、身体的、年齢的な容態からやむを得ず参加できない方もおり、共助の体制の確立がこれからの課題と受けとめております。

また、訓練参加者からは、「大規模な災害が増える中で訓練が役に立った」との感想が多く寄せられ、基本的な避難行動及び避難所の入所を体験できたことにより、地域による防災力向上の一助につながったほか、訓練を機に、毎年自主的に防災訓練を実施する公区や避難所が同一である複数の公区が連携防災組織を設立し、合同訓練を継続するようになったことは、地域防災訓練を実施した効果によるものと捉えております。

しかしながら、災害時の被害を最小限に抑えるためには、地域住民による組織的な協力、防災活動が極めて重要な役割を果たすこととなりますが、幕別及び札内の市街地においては、自主防災組織の組織化が進んでいない地域もありますことから、日ごろからの防災意識の向上や地域の防災力を高め

るための啓発等が大変重要であると考えております。

このようなことから、谷口議員の答弁でも申し上げましたとおり、令和2年4月から「地域防災マネージャー」の資格を有する者を任用し、各地域に出向いて、地域と連携した防災体制の強化を図るとともに、地域が主体となり、ハザードマップを活用した避難行動やさまざまな災害を想定した訓練が行えるようお手伝いをしてまいりたいと考えております。

以上で、中橋議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18番（中橋友子） それでは、再質問を行わせていただきます。

本州を襲った10月12日ですから、まだそこから2か月しかたっていないのですが、しかし、あのときのマスコミ報道で私たちは災害の甚大さを受けたのですが、東日本大震災のときとはまた別な意味での衝撃的な被害であったと自分は思っています。というのは、台風の頻度が早過ぎる、多過ぎる、そしてその範囲が広過ぎるというようなことで、全く、異常気象を反映というふうには言われてはいますけれども、ここまでひどくなるものかというふうに震え上がる思いでした。

台風は1年間に大体上陸というのは、日本には平均では2.7個だったそうですが、今年は既に5個上がってきているということであります。年間に大体発生するのが25.6個ぐらいということでありましたが、ことしは10月までに既に第22号が出ておりましたので本当に、ひどくなれば回数が減るというふうに言われてきたのですが、それも違ってきていると。ひどくもなり回数も増えるという状況だと思います。

世界の平均気温は、これ先ほども質問にありましたけれども、1900年代に比べて1.1度上がっている。この直近の2011年から15年までの5年間でも0.2度アップしていると。二酸化炭素の濃度は20%高くなっている。こういったことが台風が猛威を振るうということになっています。幕別町の平均年間降水量というのが1,000ミリなのですが、この1,000ミリが1日で降るような、そんな台風の状況であったということです。

台風は大雨だけではありませんでした。ことしの5月には全国で30度を超える猛暑が訪れるということも、この異常気象の一端ではなかったかと思います。

幕別町では平成28年に台風被害があつて、たくさんの事業が取り組まれて、それに対する備えが進んできておりましたが、それが十分であるのかどうかという検証も含めて、今回質問に立てさせていただきました。

まず、第1点目なのですが、幕別から一人も災害で犠牲者を出さないということから、まず大きい河川の整備状況、それは国が管理するもの、北海道が管理するものというふうになり、川とは言えないような川も含めまして、普通河川はこのほかに幕別町では154河川あるということですから、これは水が流れていないようなものもありますけれども、一応川としては位置付けられているということであります。こういった幕別町の中に、どういった川がどう走っていて、どこが危なくてどこが住民は対策をとらなければならないのかというようなことも、いつも頭の中に入っているような状況がつくられればなというふうに思います。

1番目の質問では、国と道の事業については、願っていたとおり順調に事業が進んでいる報告であったと思います。これからというのはほんのわずかで、北海道が管理する河川の旧途別川の改修の検討が、本年度、整備計画が立てられて変更があり、来年度から築堤のかさ上げに入ることです。これは実際にどのぐらいの期間ででき上がるのか、まず伺います。

○議長（寺林俊幸） 土木課長。

○土木課長（小野晴正） 旧途別川の改修期間なのですが、先ほど中橋議員がおっしゃったとおりに来年度からやる予定にはなっているのですが、事業費は27億円ということで、今、想定はしているのですが、その期間は、予算の関係なのかなとは思っているのですが、いつまでという期間は明示されておりません。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18 番（中橋友子） 27 億円ということで、すごいお金がやっぱりかかりますね。どこかで期間が分かればというふうに思います。

ただ、報告いただきましたように、私もずっと幕別の河川をざっくりですけれども、回ってみましたら、柳の伐採も含めて本当にきれいになってきているのです。ですから、こういった災害に対応できるようなことがだんだん整ってきているなということを思いました。旧途別川も一刻も早く完了することを期待したいと思います。

次、②の支流に水位計であります、国がこの事業が有効だということで、治水対策のプロジェクトの一環として始めまして、全国 5,800 か所というお答えもいただきました。

幕別町には、国と道の関係では既に設定あるいはこれから 6 河川に 1 か所ずつ設置予定であり、合わせて 9 か所設置されるということでもあります。全てこれらはインターネット上で、つまりスマホなどでも誰でも確認ができて、どのラインになったら避難が必要だということまで含めて、これから避難計画などに生かされる仕組みになっていっているのでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 防災環境課長。

○防災環境課長（寺田 治） 危機管理型水位計の閲覧でございますけれども、誰でも川の防災情報から閲覧が可能です。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 土木課長。

○土木課長（小野晴正） 済みません。先ほどの質問の訂正なのですが、事業期間といたしまして、予定では平成 32 年から平成 40 年の 9 年間と予定されているということで書いてありました。済みません。訂正いたします。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18 番（中橋友子） 分かりました。先ほど言ったように、要するに誰でも見られるという仕組み、それがつくられていますし、また、これからもつくられていくということでもありますから、後ろのほうでもお尋ねしたいと思うのですが、それが住民の皆さんの避難の一つの指標になるような、そういった計画づくりが大事だと思うのです。ただ見て、ああ、増えてきたなということだけでは意味がない。やっぱり一定のところでの時点で、レベル 1 とかレベル 2 とかというふうになっていくのでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 防災環境課長。

○防災環境課長（寺田 治） 危機管理型水位計のほかに既についている水位計も閲覧ができる状態でございます。水位計を閲覧したときに避難勧告水位率とか、そういうラインが入っていますので、それを基準にタイムラインというものを作成しております。今回、危機管理型水位計では水位情報しか分からないものですから、今後そういったタイムライン的なものも必要になってくると考えておりますが、今のところまだそこまでの作成には至っておりません。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18 番（中橋友子） せっかくそういった情報網が整備されても、住民の避難に生かされるものにつながらないと、投資したものも何にもならないと思うのです。これは急いで整備すべきだと思いますが、大丈夫ですか。

○議長（寺林俊幸） 防災環境課長。

○防災環境課長（寺田 治） タイムライン自体は、国の直轄河川と道の指定河川というものにしかつくられていなくて、今、中小河川に危機管理型水位計をつけて水位の状況が分かるように水位計をつけてもらっているところです、これからつけるところもあるのですが、さらに、その場所に今度はカメラもつけていただくこととなりますので、状況を確認するだけの水位計とカメラになるものですから、中小河川については、そこに避難判断水位ですとか、そういう水位が設定されていない。

です。現況の水位と、あと堤防の高さも出ていますので、それを見て、我々もそうですけれども、今後雨がどれぐらい降るか、あるいは土壌の雨量指数というのも分かっていますので、それをもとに避難勧告とかを発令しようというふうに考えております。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18 番（中橋友子） 手順としては分かりました。ここにも簡易型河川監視カメラを設置予定と書いてありますので、今もパソコンを開くとインターネットで、例えば猿別川のところなら、ばんと川は映るのですけれども、それが大雨になって洪水の危険性といいますか、避難しなければならないようなときが来たときには、どのラインで避難しなければいけないのだというようなことが、前情報で住民にきちっと伝わっていくことが大事だと思うのです。違いますか。そういうふうにしないと意味がないということを私は言っているのです。どこでも、国がやること道がやること、幕別が直接というのはなかなか難しい面もあるかもしれないけれども、しかし、そういった水位計をつけて監視ができるのであれば、きちとしたその、ここまで来たら危ないよというのが幕別の防災担当のほうからしっかりと行けば、すばらしいシステムになるのではないのでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 防災環境課長。

○防災環境課長（寺田 治） その辺の水位については、今後、北海道の河川管理者とも、どの水位になったら危ないのかだとかというのを聞きながら検討していきたいと思います。

それともう一つが、危機管理型水位計のほかに気象庁の洪水マップというものがありまして、そのマップですと中小河川の色で危険度が分かるというマップがありますので、そちらのほうもぜひご紹介していきたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（寺林俊幸） お諮りいたします。

本日の会議は、中橋議員の質問が終了するまで時間を延長したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本日の会議は、中橋議員の質問が終了するまで時間を延長することに決定いたしました。

会議を続けます。

中橋議員。

○18 番（中橋友子） 分かりました。後ろのほうでも防災については、避難訓練の強化なども含めてそこで絡めてもう少し伺いたいと思いますので、ここではこのぐらいにしたいと思います。

ただ、水位計が今回の台風 19 号できちっと設置されていて、さっき言いましたように、住民にまでこの状況になったときに避難すべきだということが、整備を実際にされていた自治体がありまして、そこでは犠牲者がなかったという報道も今回されていますので、ぜひそういうことを生かしていただきたい、このように思います。

では次、3 番目です。ハザードマップの件です。

ハザードマップは 1000 年に一度ということで国土交通省がきちっと方針を出されて策定されたものであります。今回、札内川では 414 ミリ、猿別では 370 ミリ、途別では 428 ミリということなのですけれども、これを想定されてつくられたと。ハザードマップは降水量だけではなくて、いろんな要件を加味されてつくっていると思いますので、それだけではないと思うのですけれども、ただ、今回のように物すごい雨が降ったということになったときに、今のハザードマップは、例えばここは 50 センチの浸水区域ですよ、あるいは 3 メートルですよ、それ以上ですよということなのですけれども、今回のようなことが起きたとしたら、それはそのままでもいいのでしょうか。もっともっと被害が広がるという危険性はありますか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） それぞれの河川管理者がどうなるかということ、それを重ねて一枚のハザードマップをつくっているわけなのですが、これは大丈夫かというと、24時間で十勝川で268ミリ、札内川414ミリ、猿別川370ミリ、途別川428ミリと今回の台風19号に照らし合わせると、24時間1,000ミリぐらい降っているところがあるわけでありますから、大丈夫かと本当に私も言いたくなるわけなのです。

ただ、問題は、では何ミリを根拠にしてハザードマップをつくるかということがあるので、そこは河川管理者の役割なので、私たちは本当にこれで大丈夫か、異常気象なのだからもっと高目の設定ができないのかということは十分に議論しなければならないのでしょうかけれども、逆に言うと、つくるほうからすると、根拠となる雨量を何ぼにするかというデータも私はないのかなと。まさか本州の雨量を当てはめて、ここに置き換えるということにもなりませんから、これは非常に難しい作業なのかなと。雨量だけ見たら本当に本州と比べたら少ないのではないかとは言いたくなるのですけれども、ではこっちで1,000ミリがいいのかといたら、やっぱり役所のやることですから根拠のないものをベースにした数字はつくれないというところに私はちょっともどかしさがあるのかなと、そんな思いもしているわけではあります。ただ、我々としては、本当に今の降り方で言うともっと高目設定というのはできないのかということはいきにかけていきたいなというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18番（中橋友子） よく分かります。こんな1,000ミリというのは自分たちも考えてもみませんでしたから、だから当然そういうお答えにもなると思うのですけれども。

ただ、住民というのは、町から渡されたハザードマップとか、それから防災のしおりとか、やっぱりこれ命綱なのです。だから、雨が降って本州のほうで事故があって開くのですよ。広げて、うちの町もしあんなったらどうなるのだろうというときに、黄色い色分けとか茶色い色分けとか、札内の9割が浸水してしまうのですけれども、そういったことを見ている。これ大事なことですから、やっぱり本当の危険を回避するマップになってほしいと。

もう一つマップで言いますと、これは国に対してぜひ要望を出していつてもらいたいなというふうに思うのですけれども、結局住民がそれを読み取る、周知、これは町でやるべきだと思うのです、教育も含めて。ですけれども、上からつくってきているものですから、こういう色づけはあるのだけれども、さっきの話にもちょっと似ますけれども、この時点になったらここに避難するのだという避難経路だとか、避難のタイミングだとかというのはやっぱり読み取れないのです。だから、特に土地勘のない人たちは、あれを見てこういうふうになったら困ると思うのだけれども、次の行動に移せないということがありますので、ハザードマップを見直せるのでしたら、これ自治体の職員の皆さん、役場職員の方なんかもそこの中に入れていただいて、本当に住民に生かされるものにつくりかえていくというような、そのぐらいの姿勢を持って国に当たっていただきたい。私、できれば住民も入れていただきたいと思うぐらいなのですけれども、それは無理でしょうから役場職員ぐらい入れていただけないでしょうか。どうでしょうかね。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これ、地方自治体の職員が入って、これは少ないのではないかと、多いのではないかと議論をする場ではなくて、科学的に出した数字をそのまま図面に落としているという作業でありますから、それに対してこれは少ないぞというからには、それなりの根拠をこちらから逆に持たなくてはいけないので、そこはやっぱり感覚の問題ではなくて、きちっとした雨量を想定したときに浸水想定区域がどうなるかということに基づいて、それを重ね合わせてハザードマップになっているわけですから、私はそれぞれの河川管理者がやる水位計については、なかなかそれを反論する証拠というのはないわけで、難しいというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18番（中橋友子） せっかくできるマップですから、一つで何役も果たしていただけるようなものになっていったらいいなと思うわけです。少なくともこのマップを読み取るための出前講座だとか、や

っていらっしゃるのだと思うのですけれども、学校教育だとか、それから生涯学習などには入れていくべきだと思うのですけれども、やっておられますか。

○議長（寺林俊幸） 防災環境課長。

○防災環境課長（寺田 治） 出前講座については、実はすごく要望が多くて、ことしは 17 回、去年は 15 回だったのですけれども、ことしはもう 17 回の要請がありまして、こういったハザードマップを使った水害編の出前講座も開いているという状況でございます。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18 番（中橋友子） 分かりました。さらに進めていただきたいと思います。

次、4 番目なのですけれども、いよいよそういう災害が起きてマップでいろんな状況を掌握した上で、今度避難ということになるのですけれども、今回の台風 19 号でも、あるいは特に東日本大震災のときの状況が大きいのですけれども、いわゆる二次災害、避難をしてから命が奪われてしまうということが後を絶ちませんでした。東日本では、推定では 400 人を超えたと言われています。

そこで、町としては、できることを町でやっていかなければいけないわけですから、避難の直接の指示やどこにどうするかというのは、町が主導権を持ってやっていかなければならないと思います。そうした場合に、今の避難基準、幕別町は先ほどもありましたけれども、平成 17 年につくられて皆さんにお渡ししているのですけれども、私はここで人権を守って国際基準に見合うような、そういったことを描いて仕事に当たってほしいということを求めたのですけれども、幕別町の、例えば、ここで避難所の基準だとか、そういうのは最小限度というお答えでした。これ、最小限度の基準、例えば面積にしたら幾らとか、ざっくりありますか。

○議長（寺林俊幸） 防災環境課長。

○防災環境課長（寺田 治） 1 人当たり 2 平米で計算しております。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18 番（中橋友子） 最低限、畳ちょっと 1 枚ぐらいですね。国際基準は畳 2 枚なのですよね。

それで、畳だけではなくて、そうしたら、いわゆる今、特に多様性やジェンダーということが問題になっていて、いろんなプライバシーを守るとか、あるいは温かい食事の提供だとか、全国からたくさんいろんな教訓が生み出されています。そういったものをぜひ私は取り入れる努力をしていただきたいと思うのです。スフィア基準というのは、町長がお答えいただいたとおり 20 年前に世界で人道支援をやっておられる方たちの経験に基づいてつくられたもので、必ずこうしなければならないというものではないのですけれども、そうした経験で積み上げられたからこそ本当に人権を守られる中身になっているのだと思うのです。

私はやはり、今の幕別町の 2 平米ということをおっしゃられましたけれども、さらにお答えにあったように、トイレの数が 20 人に 1 人だとか、あと女性と男性の場合、女性のほうが 3 倍多くつくらなければなりませんよですとか、たくさんあります。それで、こういうことを目指しながら二次災害を防ぐ、同時に避難所が狭いがために二次災害につながったということもなくさなければなりませんし、また、今回の教訓では、避難所が遠過ぎて行けなかったとか、それから避難所がいっぱいで入れなかった、あるいは避難所そのものが浸水してしまった。特に避難所の弱者対応が不備で自宅に戻ってしまったというようなことが実際、19 号のさまざまな結果をひもときますと出てきています。だから、やっぱりこういうのを本当に真剣に学んで、国際基準人道支援まではいかなくとも、そういうところを目指して、ぜひ幕別町の今の基準でよしとしないで、変えていく姿勢を持っていただきたいのですけれども、どうですか。

○議長（寺林俊幸） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） 避難者の二次災害といいますか、エコノミークラス症候群、こういったことに陥らないようにするのは、もちろん大切なことだと思っております。

ただ、町長答弁でも申し上げましたとおり、まずは自分の命を守る、避難していただくという、こ

れが一番大切でありますので、特に水害にあつては、早い段階から避難情報を早くにお知らせすることができると。今のレベル5ということで、特に気象庁からの情報をもって速やかに行動していただくと。本当に命を守る行動をとっていただくのが大事だと思っております。

ただ、避難所生活においては、とにかくプライバシーのほうとか、そういった観点は重要になってくるものでありますけれども、まずは命を守っていただくと。そして、落ちついてきた後に避難生活者のニーズを十分に把握しながら、避難生活において二次災害に陥らないような体制を整えていきたいと考えております。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18番（中橋友子） 失礼しました。段階的に改善されていくように求めたいと思います。今まずは逃げるのということをおっしゃられましたので、5番目に入りたいと思います。

5番目は、防災を文化に位置付けてということで書いたのですが、部長が今お答えになられたように、逃げないで亡くなられた方というのが物すごい数だったのですよね、全体の中でも。それで、やっぱりまずは、今回、防災無線を入れられますけれども、危険が迫らないうちに逃げるのだという、いわゆる避難のスイッチ、その人個人、個人一人ひとりに避難するぞというスイッチが入ることが大事だと思うのです。このスイッチをどこで誰が入れるのかという、そこになってくるのですけれども、それは日常的に防災訓練をして、危険度を自分たちで、みんなで共有しながら、ここだという学習を積み上げた上で逃げるというのもあるのですけれども、もう一つは、やっぱり行政側の姿勢、理事者の姿勢もすごく大事なですね。

今回、避難の途中で亡くなられた人が随分いる中で、結局、避難しなかったものですから、先ほど行方不明者も入れて100人近いということだったのですけれども、実際、逃げること、避難がうまくできなくて亡くなった方がここで39人いらして、自宅がもう逃げる前に浸水してしまったと、あるいは土砂崩れで破壊してしまったと、それから車に乗ったのだけれども車が水没したと、あるいは横転したというようなことで、特に70代以上の方たちが多かったわけです。こういう状況なのですから、ただ、全く被害も出ていない町村も、こういうときって比較して出しているところが多いのですよね。

それで、でも大事だなと思ったのは、やっぱり日常的に訓練がされているということと、一つは首長が直接マイクを持って避難しなさいというふうに行動をとっている町もあるのですね。それは1か所でしたけれども、全体としてはコミュニティ、地域で、そこで、いわゆる率先して活動する人、「率先活動町民の存在」というふうになっているのですけれども、そういう人たちがやっぱり組織されているところは、早目早目にきちんと声がかかって、そして高齢の方たちも、さっき課題として残っているということなのですから、ちゃんとリヤカーなどに乗せて避難しているのですね。

だから、やっぱりこういうふうになると、命を守るためにはまずハード面できることはハード面で頑張ってもらいたいということが1番からの質問なのですから、やっぱり逃げるにこしたことはない、逃げるが勝ちという、その意識を町民全員に持っていただくという取組を今までもされてきているのですけれども、もっともっと、今、地域づくり、地域のコミュニティ、自治づくりということも別な方面で議論にはなっていますけれども、こういう昔からつくり上げてきている住民の危機意識を持つ、ここでは公区づくり、「区長会が頑張っている」と書いてありますけれども、本州のほうでは、私よく分からなかったのですけれども、結（ゆい）の制度とか催合（もやい）の制度とか、それからいろんなものを支える職人、技能職人のグループだとか各町内の中にあつて、そういうところが継続して今回も避難をリードされて助けているのですね。だから、こういう事例を学びながら幕別町としても、徹底した避難のための訓練、学習、それから町からの手だて、応援ということをしつかりと構築をして、命を守る仕組みをつくるべきだと思うのですけれども、どうでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） おっしゃるとおりです。ことしまで5か年間で地域防災訓練をやってきましたけ

れども、結果的には10%ちょっとの参加率にとどまってしまいました。出てきてくれた方には本当に感謝を申し上げたいのですが、ただ、その避難訓練の様子を見てみると、ちょっと言葉は失礼かもしれませんが、緊迫感がないのです。5年間でやった避難訓練というのは、震度7の激震が起きたという想定でやっているのですが、震度7というと立ってられない、ぶっ飛ばされるような揺れなので、そういう揺れを体感していないだけに、何かお年寄りが集まっておしゃべりをしながら久しぶりだねみたいな感じで避難していると、そういうようなムードが私は感じられたわけであります。ですから、もう少し本当にこんなに恐ろしいのだよということを分かってもらえるような、いろんなほかの事例なども紹介しながら、まずは緊迫感を持ってもらって、自分の命を守るのだよということをしつかりと習慣づけていただく。そして、自分が大丈夫であれば隣近所の方の様子を見てもらうということをやってくださいと、私、挨拶のとき必ずそう言っているのですけれども、なかなかやっぱり緊迫感を持ってやっていただけないところに問題があると思いますし、それと今の事例、隣近所というか中心的な方がいて一生懸命やっていたいていとありましたけれども、なかなか市街地では難しいわけで、人口規模の問題、市街化の問題もありますので、なかなか難しいのでありますけれども、来年4月からは専任の職員も任用しますので、そういった職員によって危機迫るようなお話をさせていただく中で、これはやっぱり自主的な組織をつくらなければいけないのだということを、一人ひとりに分かってもらうことをしていかななくてはならないのかなというふうに思います。一日、二日でできる話ではなくて、何年もかかるかというふうに思いますけれども、地道な活動、我々としての啓発活動に努めてまいりたいというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18番（中橋友子） 危機感をやっぱり持つというのは、本当に自分の命がそれで失われるのだということまでつながらないとだめなのだと思うのです。町長が言われるように、町で頑張ってもらいたいので、実は、そういった意味では地域でいろんな活動を幕別町内でも展開されていて、例えば私が住んでいます桂町は、札内の鉄南の14公区の中に入るのでありますが、毎年のように避難のための学習会があって、そしてそこで、それぞれの町内の、まだまだ緩いものがありますけれども、避難に向けての経験交流を語りながら、ただ、代表の方が本当に一生懸命なのです。そして、その方が、防災を文化にしましょう、位置付けましょうということで、繰り返し繰り返し、高齢なのですが、本当に熱心にやられると、もう私たちも頑張らなくてはというふうに思う。だから、町がそういったところに火をつけながら、地域も応援して、地域も頑張っていくという両面が、今、求められると。そうでなかったら文化なんかつくられないと思うのです。文化として息づかないと思うのです。ぜひそういう命を守る幕別町になることを期待して、質問を終わりたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 以上で、中橋友子議員の質問を終わります。

[散会]

○議長（寺林俊幸） 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、あすの会議は、午前10時から開会いたします。

17:16 散会

第 4 回幕別町議会定例会

議事日程

令和元年第 4 回幕別町議会定例会
(令和元年12月12日 10時00分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第 8 条、第11条）
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第 1 会議録署名議員の指名
4 藤谷謹至 5 小島智恵 6 若山和幸
（諸般の報告）
- 日程第 2 一般質問（4 人）
- 日程第 3 議案第85号 幕別町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第86号 幕別町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第87号 幕別町都市公園等条例の一部を改正する条例

会議録

令和元年第4回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 令和元年12月12日
- 2 招集の場所 幕別町役場 3階議事堂
- 3 開会・開議 12月12日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (18名)

議長 寺林俊幸

副議長 中橋友子

- | | | | | |
|---------|---------|---------|---------|---------|
| 1 石川康弘 | 2 小田新紀 | 3 内山美穂子 | 4 藤谷謹至 | 5 小島智恵 |
| 6 若山和幸 | 7 岡本眞利子 | 8 荒 貴賀 | 9 酒井はやみ | 10 野原恵子 |
| 11 田口廣之 | 12 谷口和弥 | 13 芳滝 仁 | 14 千葉幹雄 | 15 小川純文 |
| 17 東口隆弘 | | | | |

- 6 欠席議員

16 藤原 孟

- 7 地方自治法第121条の規定による説明員

町 長 飯田晴義

副 町 長 伊藤博明

教 育 長 菅野勇次

代 表 監 査 委 員 八重柏新治

企 画 総 務 部 長 山岸伸雄

住 民 福 祉 部 長 合田利信

経 済 部 長 岡田直之

建 設 部 長 笹原敏文

会 計 管 理 者 萬谷 司

忠類総合支所長 川瀬吉治

教 育 部 長 山端広和

政 策 推 進 課 長 谷口英将

総 務 課 長 新居友敬

地 域 振 興 課 長 亀田貴仁

糠 内 出 張 所 長 天羽 徹

住 民 生 活 課 長 佐藤勝博

防 災 環 境 課 長 寺田 治

福 祉 課 長 檜木良美

農 林 課 長 香田裕一

商 工 観 光 課 長 西嶋 慎

土 木 課 長 小野晴正

学 校 教 育 課 長 宮田 哲

生 涯 学 習 課 長 石田晋一

教 育 部 主 幹 鎌田 浩

- 8 職務のため出席した議会事務局職員

局長 細澤正典 課長 半田 健 係長 遠藤寛士

- 9 議事日程

議長は議事日程を別紙のとおり報告した。

- 10 会議録署名議員の指名

議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。

- | | | |
|--------|--------|--------|
| 4 藤谷謹至 | 5 小島智恵 | 6 若山和幸 |
|--------|--------|--------|

議事の経過

(令和元年12月12日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○議長（寺林俊幸） これより、本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長（寺林俊幸） 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（寺林俊幸） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、4番藤谷議員、5番小島議員、6番若山議員を指名いたします。

[諸般の報告]

○議長（寺林俊幸） ここで、諸般の報告をいたします。

事務局から諸般の報告をいたさせます。

○議会事務局長（細澤正典） 16番藤原議員から、欠席する旨の届け出がありましたので、ご報告いたします。

○議長（寺林俊幸） これで諸般の報告を終わります。

[一般質問]

○議長（寺林俊幸） 日程第2、昨日に引き続き一般質問を行います。

一般質問は、通告順に行います。

質問の内容については、会議規則第61条第2項の規定によって、通告した要旨の範囲内といたします。

次に、発言時間について申し上げます。

一般質問についての各議員の発言は、会議規則第56条第1項の規定によって、答弁を含め60分以内といたします。

最初に、荒貴賀議員の発言を許します。

荒貴賀議員。

○8番（荒 貴賀） 通告に従いまして、質問いたします。

新学習指導要領へ変わることに對する対応についてであります。

国連子どもの権利委員会は、日本の教育は「過度な競争教育」によるストレスによって、子どもたちの心や体の成長発達がゆがめられていると厳しく指摘しました。今日、事態はよくなるどころか、点数で評価する競争はますます強まり、こうしたもとでいじめや不登校など大きな社会問題になっています。さらに、教育への管理が厳しくなり、教員の業務が多忙化する中で、子どもたちと向き合う時間さえ確保できないなど深刻な状況にもあります。

2020年度から本格実施される新学習指導要領は、従来の各教科の上にプログラミングが加わるなど、内容の変更にとどまらず、新たに英語などが加わり、教師の負担を増やすことになります。

現場では学習指導要領が変わることから、移行期間の間に研修を重ね、試行錯誤を繰り返しながら進めているかと思いますが、教師用指導書・教科書などの教材は重要で、教育委員会のバックアップも欠かせません。

教師の負担軽減を図り、教職員の命と健康を守り、行き届いた教育環境の整備について、以下の点を伺います。

- ①教育委員会として、新学習指導要領の評価は。
- ②新学習指導要領に対する町の支援は。
- ③教職員の業務改善化、負担軽減を図る「校務支援システム」の全小中学校への導入の考えは。
- ④教員増と少人数学級の実現を国・道に求めること。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 荒議員のご質問にお答えいたします。

「新学習指導要領へ変わることによる対応」についてであります。

各学校において編成される「教育課程」の基準となります学習指導要領は、教育基本法に定める「教育の目的」の実現を図るため、社会や子どもたちの変化を踏まえて、おおむね10年に1度改訂され、平成29年度に改訂された新学習指導要領は、小学校では令和2年度から、中学校では3年度から全面实施することとなっております。

新学習指導要領では、小学校からプログラミング教育を進めることとしており、コンピューターで文字を入力するなどの学習の基盤として必要となる、情報手段の基本的な操作を習得するための学習活動や、プログラミングを体験しながら、コンピューターに意図した処理を行わせるために、必要な論理的思考力を身につけるための学習活動を計画的に実施することになります。

また、小学校における外国語活動では、3、4年生で35単位、外国語については、5、6年生で70単位が新たな教科として位置付けられ、教育委員会といたしましては、昨年度からの移行期間において、小学校教員の外国語の授業支援として、国際交流員2名による巡回指導に加え、英語指導助手1名を配置し、生の英語に触れることで、児童だけではなく、教員の英語力と指導力向上に努めてきたところであります。

ご質問の1点目、「教育委員会として、新学習指導要領の評価は」についてであります。

学習指導要領の改訂に当たっては、文部科学大臣の諮問機関であります中央教育審議会の議論の中で、判断の根拠や理由を明確に示しながら、自分の考えを述べることなどについて課題があることや、学ぶことと自分の人生や社会とのつながりを実感しながら、みずからの能力を引き出し、学習したことを生活や社会の中で課題解決に生かしていくという面に課題があるとされました。

平成29年3月に改訂となりました新学習指導要領では、これまで中心となっていた学習の内容、すなわち「何を教えるか」ということにとどまらず、教育課程全体や各教科等の学びを通じて「何ができるようになるのか」という観点から、育成すべき資質・能力を整理しております。

具体的には、三つの柱で整理されており、一つ目に、生きて働く「知識・技能」の習得、二つ目に、未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力など」の育成、三つ目に、学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力、人間性など」の涵養とし、児童生徒が学習に取り組む目的や意義を明確化したところであります。

その上で、こうした資質・能力を育むため、教育課程の編成に際して各学校の特色を生かした「カリキュラム・マネジメント」の実施に努めることや、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善に取り組むことなどを求めているところが、これまでの学習指導要領と大きく異なる点であります。

学習指導要領につきましては、教育課程の基準として、全国的に一定の教育水準を確保し、実質的な教育の機会均等を保障するものであり、現在の時代背景や課題を見据えて改訂された新学習指導要領は、将来、予想困難な時代になっても、子どもたちが変化を前向きに受けとめ、主体的に向き合い、その過程を通してみずからの可能性を発揮し、よりよい社会と幸福な人生のつくり手となっていくための指針となるものと考えております。

ご質問の2点目、「新学習指導要領に対する町の支援は」についてであります。

新学習指導要領では、小学校からプログラミング教育が導入され、さらに小学3、4年生では外国語活動、5、6年生では外国語が教科としてスタートいたします。

プログラミング教育につきましては、移行期間において、町教育振興会や十勝教育研修センター主催の研修会、各学校における校内研修の中で、ソフトウェアを活用しながら、教員みずからがプログラミング教育を体験したり、授業の中で取り入れるなどの取組を進めているところであります。

さらに、今月 13 日には、町と連携協定を締結しております北海道科学大学から講師を招き、「授業で簡単にできるプログラミング教育」と題して、教材等を使用しなくてもプログラミング的思考を学習できる授業手法やテクニックなどを学ぶための研修会を教育委員会主催で開催いたします。

今後におきましても、さまざまな教科の中で教員が無理なくプログラミング教育に取り組むことができるよう、より多くの研修機会の提供に努めるとともに、他市町村の事例などを参考に取組を進めてまいりたいと考えております。

また、外国語活動及び外国語につきましては、今後におきましても、引き続き北海道教育委員会の加配事業の活用や国際交流員の派遣、小中一貫教育における中学校教諭の小学校への乗り入れ授業を通して、小学校教員が外国語の授業に携われるよう支援を行うとともに、十勝教育研修センターや北海道立教育研究所で実施する研修講座の参加により、外国語指導に関する教員の資質向上に努めてまいります。

ご質問の 3 点目、「教職員の業務改善化、負担軽減を図る「校務支援システム」の全小中学校への導入の考えは」についてであります。

校務支援システムは、児童生徒の基本情報などの学籍管理のほか、成績や指導要録などの成績管理、児童生徒の健康診断等を記録する保健管理など、グループウェアの活用による情報共有を含め、業務全般を実施するための機能を装備しております。

文部科学省が公表した、「平成 30 年度学校における教育の情報化の実態等に関する調査」によりますと、小中学校における校務支援システムの整備率は、全国で 55.4%であり、北海道においては 44.6%となっております。

校務支援システムを導入するメリットにつきましては、一度入力したデータを複数の機能、帳票に連携させることにより、出席簿や通知表、指導要録などの帳票作成時における計算や転記によるミスを軽減することができるなど、情報の一元管理や共有が可能となり、業務の負担軽減に加え教育の質的向上が期待できると言われております。

一方で、システムを導入しても、教員によって活用する意欲などに違いがあることにより、「導入したのに使われない」「情報の共有を妨げ、情報が正確に伝わらない」などの弊害が生じている事例もあるところであります。

校務支援システムの導入に当たっては、さまざまな業務を見直すとともに、従来の無駄や非効率な部分を排除することが重要であり、加えて業務フローの見直しや規定の改定、各学校間における業務を標準化しなければ業務改善につなげることができないものと認識しております。

教育委員会といたしましては、教職員の働き方改革を進めていくため、校務支援システムの導入は有効な手だてであると考えておりますが、先進的な取組等を調査・研究した上で、今後、小中学校とも協議を重ねながら、校務支援システムの導入に向け、検討してまいりたいと考えております。

ご質問の 4 点目、「教員増と少人数学級実現を国・道に求めること」についてであります。

公立の小中学校の学級編制につきましては、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」により、1 学級の児童・生徒数について、昭和 55 年度に 40 人と定められ、その後、平成 13 年度の法改正により、特に必要と認められる場合には、都道府県教育委員会の判断で国の基準を下回る基準を設けることが可能となりました。

また、平成 23 年の法改正では、小学校第 1 学年の学級編成の標準が 40 人から 35 人に引き下げられ、教職員の基礎定数化が図られましたが、その後、法改正による引下げがないため、北海道では、小学校第 2 学年と中学校第 1 学年について、国の加配定数を活用し 35 人以下学級とする少人数学級実践研究事業を実施しております。

他府県においては、一部の学年で 30 人以下学級の取組を実施しているところもありますが、子ども

たちが全国どこに住んでいても一定水準の教育を受けられるように、そして教職員が児童生徒としっかりと向き合う体制を整備することが必要であり、そのために、国が教育予算を拡充し教職員定数の充実も含めた教育条件の整備を進めていくことが、子どもたちの豊かな学びにもつながるものと考えております。

北海道におきましては、35人以下の学級編制を小学校3、4年生へ順次拡大することについて検討するとの動きがあることから、北海道の動向を注視するとともに、教育委員会といたしましては、十勝管内教育委員会連絡協議会や十勝町村会、北海道十勝圏活性化推進期成会などの関係機関を通して、引き続き北海道に要望するとともに国への働きかけを訴えてまいりたいと考えております。

以上で、荒議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） それでは、再質問させていただきます。

答弁にもありますが、来年の4月から小学校で、再来年には中学校で実施されることになります。小学校や中学校、日々行われる学習指導の計画とその実践は、各小学校や子どもや地域、その実情に踏まえて編成される教育課程が土台となっています。その個別の教育課程を制作するに当たって、全国レベルでの大綱的な標準を示したのが、学習指導要領の文書でもあります。

現在の学習指導要領は、国の強い関与のもとでつくられ、内容的にも科学的にも統計的にも大変多くの問題を抱えているのではないかと危惧しております。小学校の指導要領見ますと、小学校3年生で年間980時間、小学校4年生以上で1,015時間と、大幅な授業時数の増加が見られます。これは、発達段階を考えていない詰め込み教育となっているのではないのでしょうか。この授業時数は、全国3割を超える自治体が白紙撤回を求めた1989年学習指導要領のときと同じ授業時数です。しかし、現行学習指導要領において、そのときの内容は既に詰め込まれており、そこに英語教育など、さらに量が増加し、質、量ともに限界を超えているのではないかと、教職員の運動からも叫ばれております。こうした詰め込み、授業時数について、教育委員会はどのように考えておられますか。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 今回の新学習指導要領につきましては、今、議員おっしゃられるように、授業時数が増えているということでございます。

このことに関しましては、過去からの流れとして、国が一旦ゆとり教育という流れをつくった時代がありましたけれども、その流れの中で、ゆとり教育に対しての反省というか、そういったようなことがあって、こういった形、こういう流れになってきたのかなというふうには認識をしております。学習指導要領につきましては、先ほど答弁の中でも申し上げましたように、中央教育審議会という諮問機関がございまして、その審議会の議論の中で、今の時代背景等々、今の課題等々を議論、精査した中で、必要と思われる資質、能力を育成するために作成されたものでございますので、教育委員会といたしましては、妥当なのだろうというふうには考えております。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） 近年、子どもたちの自己肯定感の低さが指摘されております。やはりそれは、日常生活や学習において大変厳しい状況にある、要は忙しさのあまりに子どもたちが自由な時間が持てないという状況があるのではないかと感じております。そうした過程で、やはり学習指導要領が定める詰め込みが大きく影響しているのではないかというふうに感じています。子どもたちの置かれている実情、そこを切り離して学習指導要領に沿った教育課程に向かわせるのではないかという危惧はあります。

私は、地域の実情に沿ってつくられるべきではないかと思っております。学習指導要領は国からおりてきているために、大きな変更はできません。しかし、できることはあるはずで、現場の教師の声に耳を傾けていただきたい、実はという声を受けとめる教育委員会として、そうした姿勢を求められているところですが、教育委員会はどのようにお考えですか。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 今、地域に沿ってというふうなお話もございましたけれども、学習指導要領、各学校で編成します教育課程の基準となる学習指導要領につきましては、教育の機会均等ということがございますので、地域ごとにばらばらな教育をするということでは、これは教育の保障というか、教育の機会均等ということにはならないというふうに思いますので、一定のやっぱり基準は必要だというふうに考えております。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） この間、学習指導要領はそうした文科省のもとで進められてきました。法的強制力というものがあると進められて、しかし各学校が子どもたちの、地域の実情に踏まえて教育課程を編成する際には、大綱的な標準とされてきました。教育課程の編成は、学校現場の教師集団によってつくられていきます。教育はどこに向かっていくのか、誰のためにあるのか、今、岐路に立たされていると感じています。学習指導要領の総則には、冒頭で各学校において、児童の心身の発達の段階や特性及び学校や地域の実情に十分考慮して、適切な教育課程を編成するということが書かれております。教育指導要領にも、進め方によっても、地域の実情を十分考慮して、教育課程に取り組みなければいけないということが、ここに定められておりますが、これについては教育長どのようにお考えですか。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 地域の実情に沿ってということでございますけれども、教育課程、当然、各学校で編成する際には、地域の特色ですとか、地域の例えば学校行事の中ですか、それぞれの地域ごとに特色を持った学校行事等も行っておりますし、そういった意味合いでの地域の実情に沿った形で教育課程の編成というのは、それぞれなされているというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） ぜひ教育委員会といたしましても、そうした学校独自の授業については、柔軟な対応を求めているいただきたいというところであります。この間、移行期間が設けられてきました。学校では業務をこなすために、1日の授業時間の変更、調整、各教科の見直し、長期休業の見直しなど、どうすれば授業時数を確保できるのかが取り組まれてきました。義務教育の任務の一つに、一般的に広い意味で、社会が求める生活と労働を担う基礎教育の達成水準を全員がクリアし、それ以上の達成を求めて、後期中等教育へと送り出していくことがあると考えています。

しかし、少なくない子どもたちがその達成基準を満たせぬまま、年齢制限のもとで学校を卒業しています。資質、能力を求めるあまりに、ついていけない子どもたちが増える現状について、教育委員会はどのようにおさえていますか。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 今のご質問は、未達成の子どもたちが後期中等教育に進んでいるというふうなことでございますけれども、学校の中では、そういった個に応じた指導といたしまして、心をかけておりますので、それぞれの子どもたちの特性に合わせて指導を行っておりますので、先生方もそういった意味で、それぞれの子どもたちの個に応じた指導を進める中で、そのようなことがないよう取り組んでいるというふうに考えております。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） 9月議会でも、学力テストの問題で大変現場が疲弊していますよという話をさせていただきました。同じようなことが今回の学習指導要領でもやはり大きな問題にもなってきます。先生たちはやはり子どもたちのために、自分たちの時間を削って準備ですとか、いろいろな一人ひとりの対応に当たっていただいています。本来であれば、もっとほかの授業に、ほかのことに費やすべきところがなかなかできていない中で、先生たちの苦労は本当に大変だなという思いをしてみました。やはり今の学習指導要領は、かなり行き過ぎているのではないかというのが実情にあります。

先ほどもお話ししましたが、1998年のときに、各自治体で600を超えるところで反対の、これ以上の詰め込みはいかがなものかという提案が出されました。そのときは撤回されてきましたが、この間、

そうしたものがゆとり教育を踏まえ過ぎて、こういったことが進められてきました。私はやはり子どもたち一人ひとりのことを考えた上で、過度な教育には多少の疑問を抱いています。今回にも、実践するにつきまして、可能な限り教育委員会として学校の先生方、そして教育課程をつくるときに、可能な限りの支援とご協力を求めているというふうに思います。

教員は専門職であって、上意下達で責任を持って仕事をすることができないということが、I L O のユネスコ教員の地位に関する報告でも明記されています。教師を教育の専門家として尊重し、教育運営のみならず教育政策の決定にも重要な役割を果たしていけるよう、教育委員会としても力を尽くしていただきたい、子どもの教育に直接かかわる教師集団、教師の創造的実践ができるよう、教育委員会の柔軟な対応と支援を求めているところですが、教育委員会としても、これからについて、支援のほうを求めたいところですが、どのようにお考えですか。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 議員おっしゃられるように、先生方の負担も増加しているというか、そういうようなところは、今回の学習指導要領の改訂の中でもあるのかなというふうには、我々も考えておりまして、それに対する教育委員会としての支援もできる限りの支援をしていきたいというふうに考えております。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） ぜひそのように求めたいと思います。

次に、新しく学習指導要領が変わるのに対して、町の支援についてお伺いしたいと思います。今でこそ、作業多忙な中で、これ以上はできるのかという不安の声が聞かれました。学習指導要領の実践に当たって、教科書に書かれた方向で進められます。授業の準備に当たっても、教師用の教科書、いわゆる赤本です。また、ポイントや時間数を細かく書かれた教師用の指導書、小学校の先生は一人で何でも教えなくてははいけません。自分の得意でない部分も教える必要があり、特に時間がとれない中で指導のヒントとなる指導書は大変大きな役割を果たしています。中学でも同じように業務が大きな負担を招き、指導書の役割は大変大きくなっています。特に今回、新しく教科が増えたり、内容が大幅に増えることとなり、指導書の役割が大きいと言えます。現場から上がっている要望書には応えられていますか、お伺いいたします。

○議長（寺林俊幸） 教育部長。

○教育部長（山端広和） 新学習指導要領に向けて、そういった教師用の指導書も含めたさまざまな部分での支援といえますか、あるかどうかということだと思っておりますけれども、例えば今、答弁でも申し上げました新学習指導要領の中で盛り込まれるのは、英語、それとプログラミング教育、この二つが大きなものだと考えております。

英語につきましては、先ほど答弁でも申し上げましたが、繰り返しになりますが、国際交流員ですとか、英語活動の指導助手、そういった人的な部分の支援をしていくとともに、例えばこれが新しい、先ほどの関連します指導書の部分でどうなのだというのを踏まえますと、今後、入れます教科になります外国語につきましては、発音も入った形の例えば DVD ですとか、CD ですとか、そういったものも附属して、附帯してつけるような形の内容としております。なるべく現場の先生方がそういった部分で負担感のないような形で取り組むことができるように進めているということと、先ほど来言っております、まず子どもたちが生の声、特に先ほどいいました交流員ですとか、特にそういった生の声を現場としては求めているということから、従来そういった形の巡回活動もしているところであります。

それと、プログラミング教育につきましては、こちらにつきましては、国のほうからも手引が来ておりまして、各学校にも配布しているところでございます。そうした中で、特に国のほうで推奨しているのは、無償のソフト等もございます。そういったものを活用しながら、プログラミング的思考、いわゆるどういった自分が意図する一連の行動を実現するために、どのような組み合わせが必要か、一つ一つの動きをプログラミングっていいですか、コンピューターを活用した中で、論理的に考えて

いく、そういった力を育てるといったことで、現状としてはそういった国のほうで推奨しております無料ソフトの活用、それと今回、明日、北海道科学大学の方によります講師を迎えて研修会を開いた中で、その中では特別な教材を使わなくても、プログラミング的思考を学習できる授業の手法やテクニックといったことも、研修として取り組む予定となっておりますので、そういった形の中で支援しているといった内容でございます。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） 今、英語とプログラミングについてお聞きしたところでありますが、それはちょっと、次のといっちはあれですね。今、実はお聞きしたのは、教師用の教科書を副教材が学校現場から求められているものは、しっかりと対応できているのかどうかをお聞きしたところであります。

○議長（寺林俊幸） 教育部長。

○教育部長（山端広和） 指導書の部分の要望ということでございますけれども、今現状では具体的な指導書の部分で、例えばですが、今、学校に配布している部分でいいますと、2クラス以上で1冊という形で配布しているところであります。具体的な中身的な要望というのは、特にこちらのほうとしては、こういった指導書というのは、指導書につきましては一定的な内容でございますので、具体的な内容、こういった支援をしてほしいという部分での指導書の具体的な中身については、ちょっと伺っていないところであります。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） 教師用の教科書と指導書というのが現場には、学校の先生もらっているのです。指導書がありまして、先生たちは教えるに当たって、どこにポイントを持ったらいいのかとか、どういったところに時間配分や、結構細かく書かれていたのです。結構1冊当たりの金額も大きかったものですから、なかなか簡単にはいかないというところもあるのかもしれないのですが、今までは要望した分は全てそろえていただいたという話がありました。特に今回大きく変わってくるのです。指導書、教科書というのは、全部の教科にあるのです。国語、算数、理科、社会、体育からもあるという話もしたのですけれども、そこはちょっとどうなのかかわからないのですけれども、すごく本当に全ての教科にあって、それこそやっていくに当たっては、大変大きく変わる、ここの指導体制が変わるときに変わるのだそうです。要は10年、要は改訂があるのであれば、5年に1度変わって、そのときに、それを見ながらどういった教え方をしていくのかというのをやっていくのです。高校の先生は、専門の分野で教えているので、その指導書や教科書についてはなくてもできるというところはあるのだそうです、まず高校の場合は。でも、小学校の場合は、先ほどお話ししたのですけれども、いろいろな先生たちがいろいろな教科をやらなくてははいけないのです。当然、教師になるとときには、それなりに物は来ていますけれども、やはり随時どんどんどんどん更新されていくのですね、教育内容というものは。そのときに、やはりどういったものが今必要なのか、どういったものを統計的に、要は思ったから教えるのではなくて、順次、子どもの発達状況に合わせてというのを、その学年学年で一定程度あるので、それに沿って一定程度のものを決めるのに、これが大変参考になるという話を現場の先生はされていました。やはり今回大きく変わる中で、これが全部入ってくるのかどうかというところで、大変危惧していたのです。結構金額大きいものですから、教科書、教師用教科書で7,000円、指導書で1万7,000円、理科ですけれども、ぐらいかかるのだそうです。全部そろえて、特に先生一人ひとり、今お話があったとおり、2クラスで一つになると、持ち寄らなければいけないのですよね。それは、中学校であればもしかしたら可能かもしれません。専門の、数学では数学というのを持っているのです。しかし小学校は違うのです、現実。全ての教科を持って、一定程度そのときそのときの準備をしていかななくてははいけないので、現実合わないのです。1冊だけでは何とか対応できないのです。要は一人ひとりの先生がその指導書を持って、そのときそのときの状況に合わせて対応できるように、教育委員会として配布していただきたいところなのですが、そこら辺を聞いていました。どうですか。

○議長（寺林俊幸） 教育部長。

○教育部長（山端広和） 大変失礼しました。

指導書につきましては、各教科全てについて措置しているところでございます。新たな学習指導要領に向けた指導書につきましても、配布をする予定としております。ただ、先ほど言いました1人1冊というようなお話なのかなと思いますけれども、なかなか先ほどもお話ししたように、お話もありましたように、1冊の単価、単価といいますか、経費的な部分もありますけれども、こういった活用で使われるかというのは、各学校の現場の先生方とも過去からそういった部分の経過を踏まえて、2クラスに1冊という形で。これは管内的にもなかなか1人1冊というのは、実態としては措置しているところはないのかなというのはございます。ただ、過去からの部分でそういったことで、なるべくそういった形で手厚く指導書でありますので、配布するようにはしておりますが、現状としてはそういった形で予定としております。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） 大変大きな役割を果たしてきているのです。やはりこれだけ業務が過密する中で、ここに頼らざるを得ないと言ったらあれですけども、ここに指導要領の重点が書かれていますので、ぜひ教育委員会としても対応していただければと思います。

先ほど部長のほうからお話ありました英語について、少しお聞きしたいのですが、新しく小学校で英語の教科が導入されることになりました。小学校の教師の多くが、英語の免許を持たない中で、現在の中1の内容、最も基礎となる学習を小学校におろすというようなことになっています、全体ではないですけども。そうした中で、やはり英語が早くから行うことにどうなのかというものがあります。英語の低年齢化で、子どもにとって大きな効果があるのか、効果が発揮できたのかという研究がとりたててないのです、私も探したのですけれども。日本の児童英語教育学会というところで、研究してまして、中学で教えても小学校で教えても、研究的にはそんなに大きな差がないというようなことで、むしろ塾通いが増えたり、子どもの自由な時間や遊び時間が減っていくので、ここでは塾に通う人たちができるということで、格差が拡大するのではないかなというようなことが言われていました。やはり小学校の先生たち、教師にとっても、負担が大変大きなものにもなります。しかし、導入される以上は何らかの手だてをとらなくてははいけません。今先ほど、教育部長が言われましたとおり、英語の加配や国際交流員を取り入れて対応していくというお話がありましたが、幕別町で小学校3年生、4年生、大体35単位です。5、6年生で70単位になりますが、こうした授業に対してどれぐらい入っていただけるのか、お伺いしてもよろしいですか。

○議長（寺林俊幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（宮田 哲） 国際交流員と英語指導助手の関係、あと小中一貫に伴いまして、乗り入れ授業も行っておりますので、そういった関係でございますが、乗り入れ授業につきましては、年間で学校にもよりますが、50時間から70時間の乗り入れ授業を行っている現状でございます。それ以外に、英語指導助手につきましては、ほぼ毎日学校のほうに訪問しまして英語の授業に携わっているという状況もございます。また、国際交流員につきましては、基本的に中学校がメインでございますので、小学校につきましては月2回程度学校に入って英語の授業を行っているというところでございます。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） 今、乗り入れ授業のお話や国際交流員は中学校がメインだというお話がありました。現実的に、1クラス35コマを英語に費やさなければいけないのです、小学校3、4年生。5、6年生でも70コマに英語を振り分けなくてはいけなくなります。年間50、60を入れたとして、どれだけ埋まると言えるでしょうか。小学校3年生、3年1組、3年2組、3年3組、各1学年で入ったとします。それが各学校にあったとします。年間に乗り入れて1回か2回あればいいのではないかなというところではなからうかと思います。特にそんなにクラスがないところは、もしかしたらもう少し入られるのかもしれませんが、やはりクラスが多くなると、現実的に当然割られていくので、回数が減ってきます。確かに全然ないよりはあるということがよいのですが、多くはやはり担任の先生が持たなくてはいけなくなるのです。やっぱりこういったところに、本当に本気で取り組むという姿勢と

いいですか、対応が求められるのではないかと思いますのですが、教育長、どのようにお考えですか。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 今、課長からご説明申し上げましたのは、総体の時間数でございまして、議員言われますように、これを各小学校で割ると、大分少なくなる、ほとんど入らないのではないかなというふうなお話ですけれども、決してそんなことはなくて、正確にはちょっと押さえてはおりませんけれども、3、4年生でいうと35時間、5、6年生でいうと70時間の外国語活動なり外国語がありますけれども、一定、今、小中一貫教育で取組を進めてます乗り入れ授業、中学校の英語の先生が小学校に入るということもやってございますので、そういったことも含めると、ある程度の時間を対応できているのではないかなというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） 乗り入れ授業なのですけれども、メインは中学校の先生です。加配で入られている英語の先生です。小学校には、小中一貫という理由で入っていただいているのです。学校の先生方の年間業務時数が小学校の場合は、子どもたちと同数にほぼなるのですよね。音楽とか英語とか別に単元をやっていただく場合は、その場合ではないですけれども、比較的800時間から900時間は年間でその時間を持たなくてははいけない。その中の英語で、年間35、70単元の中で、どれだけ入られるのかというのは、やはり正確に捉えていない状態で大丈夫と言われても、わかりましたというのは、なかなかいかないのですけれども、やはり英語はやはり新しく教科で加わってくるので、先生方が大変本当に大丈夫かなという思いがあるのです。

それこそ、先ほど部長が言われたとおり、音源DVDがあったらまた違うよねという話もあったりとか、もう少し国際交流員入っていただけないかなという話があったりとか、たくさんありました。やはりもう来年の4月からは、是が非でもやらなくてははいけないのです。今の中でもやられてはいるのですけれども、さらに年間で10コマ近く増やさなくてははいけなくなるのです、来年からは。今、大体小学校でされて30、20ぐらいで、小学校6年生でも40ぐらいしか実際に学校でやられていないので、来年からは35、70はやらなくてははいけないということになってきますので、やはりそうしたときに、教師の負担というのはやはり大きなものになってくるのではないかと思います。そうしたところで、やはり幕別町としても、英語についても何らかの手だてをとっていく必要があるのではないかと思います。

今、部長のほうから国際交流員という話もありました。新しく先生を雇うのが何よりも重要ですが、今ある制度を拡充できないかということで、ちょっとお話を聞きたいのですが、国際交流員、いわゆるALTのことだと思うのですけれども、幕別町で2名体制で入っているという形でありました。これ2名である必要について、何か理由があるのでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 教育部長。

○教育部長（山端広和） これはトータル的に学校数、当時は中学校という部分でスタートしております。その中で、学校数だとか熟度等も含めまして、小学校、いわゆる国際交流員ですので、授業だけではなくて幅広い、例えば幼稚園ですとか、そういった活動にも広げておりますので、そういったことで現状としては2名という形の経過をとっているという状況でございます。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） 今ある制度をやはりうまく使うって言ったらあれですけれども、利用して少しでもいろいろな教育に携わるところで、いろいろ分担作業ができればなと思ってちょっとお聞きしたところであるのですけれども、メインは中学校にということなので、幼稚園とかにも入るということで、全体的な英語教育を担っているということで、お聞きしたところであります。そうなってくると、2名がちょっと多いのか少ないのかについてもちょっと疑問だったものですから、お聞きしたところであります。

特に幕別町の場合、途中で交流員の方がやめられて、空白ができたという話も聞いておりまして、その働き方の環境については問題ないのかなというところもちょっとありました。この前、新聞であ

りましたけれども、国際交流員の派遣労働が報道されていました。雇用状況が悪くて、転職を繰り返すというようなことがあったものですから、幕別町でもそういうことがないように取り組んでいただきたいと思うのですが、ちょっとこれは指導要領とは全く関係ないのであれなのですけれども、ちょっと今部長のほうから答弁があったので、ちょっと触れさせていただいたのですけれども、その辺の雇用状況については、問題ないということでよろしかったでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 教育部長。

○教育部長（山端広和） 現状の部分においては、引き続き継続してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） 小学校の英語の内容が大変高度なものになっています。小学校で扱う英単語が600語から700語となっております。現行の中学校学習指導要領では、中学校1年生で1,200語といったところなので、やはり小学校で扱う量がかなり多くのウェートを占めているのではないかなというふうに感じています。また、中学校1年生でこれまで習っていた文法事項の一部が、小学校5年生、6年生で取り扱うというふうにもなっています。そうした問題でも、負担という部分ではやはりかなりのものがあるというふうに感じています。やはり小学校の導入の必要性について、疑問はあるところでありますけれども、やはり進んでいく以上は町としても手だてをとっていただきたいと思います。

やはり教員の過労死ラインで働いている授業時数の問題、本当に大変苦勞されています。多忙化で悩んでいるというお話も大変よく聞きます。英語教育になったことで、先生たちが英語を教えなくてはいけないということで、負担感は一層重くなっていますので、やはり英語については専門の教師の環境ができることを期待したいところであります。

次に、9月議会で小島議員がプログラミング教育についてお聞きしたので、そんなに多くお聞きすることはないのですけれども、先ほど無料ソフトということもありました。答弁の中でも、明日に研修会を持って進んでいくという話がありました。プログラミングといっても、パソコンを必ずしも必要とはしていません。カードや教材キット、ペンと紙で思考力を創意工夫ができるという話も聞いています。効果についてはいろいろありますので、やはり創意工夫については、これからも取り組んでいただければと思いますが、教材キットを導入している学校があるというふうにお聞きしましたが、幕別町ではどこにどのように取り入れられたのか、お聞きいたします。

○議長（寺林俊幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（宮田 哲） プログラミングに関わります教材につきましては、教育委員会では教材について導入したところはありません。先ほど来、お話ししておりますように、無料ソフトの活用について促しているというところでございます。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） わかりました。ほかの、幕別町内でキットを購入して取り組むというお話を聞いたものですから、どうなってるのかなと思ってちょっとお聞きしたところであります。わかりました。無料ソフトということでもありますけれども、やはりいろいろなものを活用して取り組んでいただければと思いますので、いろいろな方向性を求めていきたいと思います。

では、校務支援システムについてお聞きしたいと思います。町としても検討していきたいということでありました。検討するということでもありますので、具体的に動いてこられたのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 教育部長。

○教育部長（山端広和） これまで北海道のほうでも、校務支援システムを導入したのが、たしか平成23年か24年ごろだと思います。そうした経過もありまして、過去にうちのほうでも検討した経過はございました。しかしながら、当時は高等学校向けという形の内容であったこと等、なかなか導入市町村が少なかったということもありまして、そういった部分でまだ様子を、検討一度はしましたが、導入するにはちょっと早いかなということで、導入については見送っていたといった経過はございま

す。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀）現場の先生にとっても大変、音更町で完全に別システムが入っているのです。スズキ校務さんのところで入られてるそうなのですが、現場の声を反映して、かなり更新を繰り返して使いやすいという話を聞いています。経費が少しかさむというようなこともありますので、いろいろご検討させていただければと思います。

その中で、音更町で校務支援システムとは別に、管理職向けのソフトがあるとの話もお聞きしました。「学校のおしごと」というらしいです。中央コンピューターサービスが独自につくっているソフトなのですが、メール管理ソフトで教育委員会と学校でつないで、教育委員会から来る調査や報告書がかなり細かく細分化されて、見える化にすごく役立っているという話をされていました。大変、教頭の校務が多い中で、大変すごくこれが役に立っているのですという話をされていたので、ぜひ見落としや効率化にもいいということがありましたので、ぜひ調査・研究をしていただければと思います。

最後に、少人数学級にも行きたいと思います。答弁の中でも、道のほうでも3年生、4年生で議論が出て、進んでいくのではないかというお話がありました。先に述べた困難や課題は、やはり教師が増えれば多くは解決する問題なのです。これからも国や道に要望を行っていただき、町としてもやはり加配の可能性を探っていただきたいと思います。

特に今回学習指導要領がかわって、カタカナ英語は大変増えてきました。これからの時代の先端であるというような、教育長のお話にもありましたが、やはり時代の流れであるかのように加速している、流行のバスに乗り遅れるなというような、先を争って走らせているような感じになっていないのか、大変危惧しているところもあります。今の子どもたち、そこにいる子どもたちのことを考えて、内容については精査していただければと思います。特に今こうした現状の中で、子どもたちがすごく追い立てられているのではないかなというふうに見てとれます。毎日、宿題はどうの、家庭学習はどうのという中で、それだけしなくてはなかなか学校としても進められないという中があるのではないかというふうに感じていますので、やはり町としてもこうした学習指導要領のあり方、地域の実情に配慮した教育課程のあり方を、十分に検討されて取り組んでいただければと思います。

最後に、教育長からの今後の取組について、お願いいたします。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 子どもたちが忙しい、それから先生方も多忙であるというようなことを踏まえまして、全体の教育課程の編成についても、各学校で検討するように、教育委員会としても、そのことについては意を用いていきたいというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 以上で、荒貴賀議員の質問を終わります。

この際、11時10分まで休憩いたします。

11:02 休憩

11:10 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、野原恵子議員の発言を許します。

野原恵子議員。

○10番（野原恵子） 通告に従いまして、次の質問をいたします。

本町地域の活性化の手だてを。

幕別町は、農業を基盤として本町地域を中心に発展し、全道でも3番目に人口の多い町になっています。札内地域は商工業の発展に伴い、帯広市など近郊の職場への通勤や、病院、買い物に便利な地域として住宅が増加し、町民の73%の人が生活をしております。

本町地域は、幕別の発祥の地として発展し、役場、図書館、郵便局、JR 駅、JA、銀行、病院などが集積し、利便性のある町となっています。しかし、高齢化や雇用の場の減少、少子化の影響などで人口が減少しています。

若い世代から「これから 20 年後の幕別はどうなるのだろうか」「子どもの人数が減ってきて、地域では子ども同士で遊ぶことができなくなっている」「働く場があれば若い人も住んでもらえる」。また高齢の方は、「街を歩いても人影がまばらで寂しい」「町民が気軽に集まれる場所が欲しい」などの声が寄せられています。行政と地域が連携し、コミュニティを広げていくことが地域で生活するための大切な条件になります。

国は、「自治体戦略 2040 構想研究会」において取りまとめられた第 1 次、第 2 次報告を公表し、2040 年頃を見据えた自治体行政の課題と基本的な考え方を示しています。歴史ある町を守るため、主体性を持って「町づくり」を進めていくべきです。

以下、次の点について伺います。

1、商工会・JA・福祉団体などと「町づくり」について議論の場を設け、住民の意見を生かしていくこと。

2、6 次産業や農福連携など幕別の経済基盤を生かし、雇用の場を広げていくこと。

3、定住対策として、

①町の魅力を多様な方法でアピールし定住につなげていくこと。

②町出身者の大学生・専門学校生が町内で就職した場合、活用できる U ターン支援制度として「給付型の奨学金制度」を設けること。

4、庁舎内のロビー、パークプラザ、トレーニングセンターを活用し、町民のコミュニティの場を広げていくこと。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 野原議員のご質問にお答えいたします。

「本町地域の活性化の手だてを」についてであります。

国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、我が国の人口減少は、今後さらに加速し、団塊ジュニアと呼ばれる世代が高齢者となる 2040 年ころ、高齢者人口はピークを迎えることが見込まれております。

本町の人口は、平成 26 年 4 月末の 2 万 7,714 人がピークでありましたが、本年 11 月末では 2 万 6,638 人となっており、5 年半前のピーク時との比較では 1,076 人が減少している状況にあります。

このうち、幕別市街地は 339 人の減で減少数の 31.51%を占め、高齢化率においても、本年 11 月末現在で 43.35%となっており、幕別市街地の急速な人口減少や高齢化は、町内の中でもとりわけ深刻な状況にあり、今後、地域の担い手不足によるコミュニティ機能の停滞や、家族や地域による扶助機能の低下など、さまざまな課題に対応しなければならないと認識しております。

ご質問の 1 点目、「商工会・JA・福祉団体などと「町づくり」について、議論の場を設け、住民の意見を生かしていくこと」と、4 点目、「庁舎内のロビー、パークプラザ、トレーニングセンターを活用し、町民のコミュニティの場を広げていくこと」につきましては関連がありますので、あわせて答弁させていただきます。

全国の多くの自治体が、人口減少や少子高齢化に伴うさまざまな課題を抱える中、課題解決の一つの手法として、地域の課題や魅力を共有しながら、今後の地域のあり方について考えていくワークショップや特定のテーマに沿った意見交換会を実施し、地域づくり団体はもとより、住民と行政の協働によるまちづくりを展開しております。

本町においても、商工会の理事会や会員親睦会、3 農協の組合長等との農政意見交換会、老人クラブとの懇談、地域のイベントなどさまざまな機会を捉えて、まちづくりについてご意見を伺っているほか、まちづくりの基本となる総合計画や個別計画の策定において、ワークショップなどを通じて町

の意思形成過程の段階から町民の意思が反映されるよう、町と町民が協働して地域社会の発展を図る取組を推進しているところであります。

冒頭申し上げた本町地域の課題解決に対するアプローチの一つとして、まずは住民同士で地域が抱える課題や魅力、活性化のあり方などを気軽に話し合い、地域の特性を互いに理解・共有することから始めようと、本町地域にお住まいの公区長や自営業を営む方など5人の町民の皆さんに協力をいただき、去る11月16日に役場本庁舎において意見交換会を開催したところであります。

意見交換会は、本町と連携協定を締結している北海道科学大学の教授にコーディネーターとして進行していただき、参加者からは「本町地域は金融機関や公共施設等が集積しており利便性が高いことから、積極的に周辺地域から人を呼び込むための情報発信が必要」といった意見が寄せられた一方で、「今この地域に住んでいる人が楽しむことを大切に考え、気持ちを底上げしていくような取組が重要だ」といった、多様な意見をいただいたところであります。

今後におきましても、本町地域で活動する団体や本町地域に住む子育て世代など、幅広い住民の方々との意見交換を継続していく中で、地域の将来像を描き出すとともに、これを具現化するための施策の構築と、行政と住民、住民同士のつながりをつむぐ担い手の確保・育成を図ることにより、持続可能な本町地域の活性化につなげてまいりたいと考えております。

さらには、こうした意見交換を重ねていく中で、町民が気軽に集まれる場や子どもたちが集い交流する場として、「庁舎ロビー」や「幕別パークプラザ」「農業者トレーニングセンター」などの公共施設等がサロンやたまり場的に活用されるようになることは、素晴らしい限りであると考えております。

ご質問の2点目、「6次産業や農福連携など幕別の経済基盤を生かし、雇用の場を広げていくこと」についてであります。

企業を取り巻く環境は、人口減少社会の到来等による労働力不足や消費の減退・調達コストの増など、依然として厳しい状況下にあります。本町では、これまで工業団地を中心とした企業誘致、商店街空き店舗対策や中小企業融資、創業支援事業など、商工業の振興と雇用の創出に努めてきたところであります。

こうした中、町内において6次産業化を目指す農業者の動きが出てきたため、これを町として支援していくため、本年3月に「幕別町6次産業化・地産地消等推進戦略」を策定したところであります。

その後、間もなく、国の補助金を活用して、有機JAS認証農産物を用いて、6次産業化事業に着手した事業者がおり、令和5年度までに6人の雇用を見込んでいるとのことであります。

さらに、町の特産品研究開発事業を活用した取組としては、平成27年度の制度拡充後、新たに二つの食品が誕生し、販売されております。

次に、農福連携の取組としては、障がい者の就労支援関係者や農業関係者が集まり、それぞれの情報の共有や課題の解決方法等に関して協議し、農業の人手不足に対する障がい者の関わり方等について検討しているところであり、昨年度から、中札内高等養護学校幕別分校の生徒が町内の農家で就労体験を行うなど、農業と福祉の連携の可能性について取り組みを始めたところであります。

さらには、農業や介護分野における労働力の確保と雇用の場の創出として、本年度モデル事業として「幕別はたらき隊支援事業」を実施し、特に労働力不足が深刻である介護分野と農業分野を対象に「介護アシスタント」と「まくべつ援農隊」として、高齢者の生活スタイルに合わせ、元気な高齢者の働く場の提供と労働力不足に悩む事業者の橋渡しをすべく事業を実施しております。

今後におきましても、事業者が積極的に新しいビジネスや商品開発に取り組むことができる環境づくりと、金融機関やとち財団、管内自治体など関係機関と連携した支援体制の整備や情報発信を引き続き進めるほか、労働力が不足している業種を中心に、障がい者や高齢者など多くの世代が生きがいを持って働くことができる就業環境の創出に努めてまいりたいと考えております。

ご質問の3点目、「定住対策」についてであります。

一つ目の「町の魅力を多様な方法でアピールし定住につなげていくこと」についてであります。

幕別町では、幕別、札内、忠類の三つの地域が、それぞれ独自の自然・気候・地形・産業などを有しており、いわばそういった特性が相まって、町としての魅力を高めていくことが望ましいものと考えております。

さらには、定住対策、子育て支援、教育環境・保健福祉などの分野において、他市町村との差別化・優位性を図り、それを効果的に若者や子育て世代にPRしていくことが重要であると考えております。

本町の情報発信については、毎月発行している広報紙をはじめ、町ホームページや SNS、防災情報メール、忠類地域における地域おこし協力隊、防災行政無線のほか、各種施策を紹介する冊子や PR 用パンフレットなどを用いた手法が中心となっております。

このほか、十勝管内全市町村による定住自立圏や北海道などの関係機関と連携した広域的な取組、さらには幕別町応援大使の皆さんにもその活動を通じて、情報発信の一翼を担っていただいているところであり、あらゆる手法を通じ、継続的に情報を発信し続けてまいりたいと考えております。

二つ目の「U ターン支援制度としての「給付型の奨学金制度」の創設について」であります。

国においては、平成 28 年に「奨学金を活用した大学生等の地方定着促進要綱」を定め、地方自治体に対して奨学基金の造成を求め、現在 32 府県で、若者の地元企業への就職や、都市部の大学等から地方企業への就職等を促進するため、地元企業等に就業した大学生等に対する奨学金返還支援が行われておりますが、北海道ではまだ実施されておられません。

このため、道内で奨学金制度を運営する団体と奨学金問題に取り組む団体・個人などで構成する北海道奨学金ネットワークが、本年 3 月に北海道に対し、また 10 月には、北海道議会 5 会派に対し、奨学金返済支援の要望書を提出するなどの活動に取り組んでいるところであります。

現在、町では働く意欲のある若年未就業者を、町の臨時職員として採用し、事務補助などの仕事を通じて社会人として基礎的な素養を身につけるとともに、週のうち 1 日を求職活動や自己研修に充てることにより、民間企業等への就職の促進を図ることを目的とする緊急雇用対策事業を実施しているほか、町内企業や大学等と連携したインターンシップを通じて、企業と学生をつなぐ取組について検討を進めているところであります。

ご質問の「給付型の奨学金制度」につきましては、今後の北海道の動向を見定めるとともに、現在の売り手市場の状況下において、労働条件やあらゆる利便性がすぐれた大都市圏に集中している若者の就職志向を引き戻す魅力となり得るのかといった点や、給付額を幾らにするのか、どのような条件を付すのか、さらには就職した企業の負担をどうするのかなど、検討すべき課題も散見されますことから、他の自治体の事例も含めて研究してまいりたいと考えております。

以上で、野原議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○10 番（野原恵子） それでは、再質問を行います。

幕別町の第 6 期総合計画、地域特性を生かした商工業の振興、幕別町の現状と課題を分析しております。本町地域にとっては、その課題の分析、喫緊の課題であり、その具体化が早まることを求めています。

それで、この答弁の中にありましたけれども、ワークショップなど町と町民が協働して、地域社会の発展を図る取組を推進していると答弁されておりますけれども、その取組の中身、具体的にどのような取組を行っているのか、その点をお聞きしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 政策推進課長。

○政策推進課長（谷口英将） 答弁でワークショップという一つの事例を挙げさせて、答弁させていただきましたけれども、総合計画を策定する段階でも広く町民の方から、今後のまちづくりについてアイデアを出してもらうような形で、ワークショップを開催したところであります。

また、その前でありますと、例えば札内コミュニティプラザの建設の段階でも、こういった施設がいいのかというような形で、住民の方からワークショップを開いて、さまざまな意見をいただいたというような形で、時、折に触れて、まちづくりの関係で住民の方に広く意見をいただく場合は、こう

いったワークショップですとか、パブリックコメントもそうですけれども、そういった形で住民の意見をいただいているところであります。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○10 番（野原恵子） それでは、私のこの質問である本町地域の活性化の手だてについての、そういう意見交換会ですとか、そういう具体的な取組、ここでは公区長さんや自営業者など5人から意見を聞いておりますというご答弁もありましたけれども、そのほかに本町地域に限ってのそういう取組、そういうことは実際にされているのかどうか、そこをお聞きしたいと思います。この質問はその地域に限っての質問でありますので。

○議長（寺林俊幸） 政策推進課長。

○政策推進課長（谷口英将） 失礼いたしました。

答弁で申し上げた5人の方に協力いただいておりますのは、答弁のとおりなのですが、これ以外に本町地域に限ってワークショップ等を開催しているということは、今現時点においてはございません。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○10 番（野原恵子） 私は、やはりこの地域の活性化という意味では、そこに限った意見交換会、そういうことが大事ではないかというふうに思います。幕別全体では、実際にされているとは思いますが。しかし、この地域をどのように活性していくか、そういう視点での取組、それが必要ではないかと思えます。それで、商工会ですとか、農協ですとか、福祉団体での役員会の中で、そういうことをまちづくりについて意見を求める、そこも非常に大事だとは思いますが、やはり地域に、住民に密着しているさまざまな団体、今取り上げた三つの団体の中でも、青年部ですとか、それから女性部ですとか、観光物産協会ですとか、そういう団体があると思います。そういう中では、やはり地域の声ですとか、自分たちがこのまちづくりをどうしたいかとか、そういう意見があると思います。特に青年などは、柔軟な発想、それから今インターネットや何か活用が十分にできますので、そういう声を聞くことですか、それから女性部はやはり中小業者、商業者などは、家庭を持ちながら商業に従事しています。そういう中で柔軟な発想、そういうことをしっかりと聞いて、対策を求めていくことが必要ではないかと思いますが、そういう手だてを今までされているのかどうか、その点お聞きしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 経済部長。

○経済部長（岡田直之） 商工会ですとか観光物産協会、そういったところの意見交換でありますけれども、商工会におきましては、国道38号線のバイパスに関連をして、商工会の中で本町地区の活性化について意見交換、手だてを探るという取組がありますけれども、そこに直接町の職員が入っているというわけではありませんけれども、さまざま意見をお伺いしながら、現在、商工会で話が進められております。そのほかには、商工会の理事会にも私参加しておりますけれども、特に本町地区に限ったという議論はございませんけれども、全体的な議論の中では、やはり本町地区の活性化についてのご意見がありますので、その都度、観光物産協会も商工会もそうですけれども、意見交換をさせていただいている状況であります。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○10 番（野原恵子） 理事会は、定期的に開かれていると思います。そういう中で理事の方の意見も、それは本当に大事だと思います。けれども、やはり青年部が活性化され女性部が活性化され、そういう中で、この町についてどのように考え、どのように発展していきたいか、そういう意見をくみ上げていくことが、この町の活性化につながると思うのですが、そういう手だてをとっていくことが必要ではないかと思うのです。そういう中で、議論を重ねていくことで、この商業者の協働意識の向上ですとか、後継者の育成ですとか、そういうところに目を向け、そして意見を出してもらおう。そういう役割をしっかりとくみ上げて、まちづくりに取り組んでいく役割というのが、この町にあるのではないかと思います。その点が非常にこの答弁の中では見えてきません。どのようにこれから取り組

んでいくのか、そういうことをお聞きしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 最初の答弁の中で、11月16日に5人の方に集ってもらって、ざっくばらんに膝を突き合せて、気軽にいろんな意見を出してもらおう。そういうところから始めようやということで始まったわけでありまして、野原議員おっしゃるように、いろんな団体から出してもらうのは、それも結構なのですが、どうしても形式張って率直な意見が出てこないというところがあるので、それでまず5人の方にお声がけをして出ていただいた。その職業も、この中には商業の方もいらっしゃいますし、農業もいらっしゃいますし、行政区長もいらっしゃいますし、それに販売修理業をやっている方もいらっしゃるという、結構幅広い、女性も入った中で、ざっくばらんに意見を言っていた。欠点も含めて、欠点も辛辣な意見というか、そういうものも含めて言ってもらった上で、どういうまちづくりが必要なのかということを、その中で見出していければなというふうに思っています。さらにこの5人のメンバーでは足りないとするならば、これはそこに増やしていくことも可能であろうと。いずれにしても、中身の濃い議論することは、今一番必要でありますから、そういう意味で議論を始めたということでもあります。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○10番（野原恵子） はじめの一步、これ大事だと思います。では、これから出された意見をどのように具体化して関わる団体と深めていくのか。これ急がれる問題ではあるとは思っていますよね。この本町地域の、先ほど答弁の中にありましたけれども、高齢化率が43.35%、そういうところでは急がれる課題だと思うのですが、この11月16日のこの意見交換会を、これからどのようにつなげて深めていきたいと考えているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これは、もうさっきの答弁でお答えしましたけれども、そういう中で出てきた将来像、この町、本町地域の将来像、それをやっぱり皆さんで議論してもらって、一つの将来像を描いて、それを実現するためにどういった具体的な施策が必要だろうということも一緒に考えていく。そしてそこには、協力してもらえる部分もありましょうけれども、やはりそれを実現するためには、リーダー的な方も必要になってきます。これは行政ではなくて、民間の方で2人、3人という強力なリーダーも必要でありますので、そういう人たちの育成も含めて、そして町と一緒に描いた将来像というものを実現していければいいなというふうに思っております。

確かに今は、危機的な状況に陥りつつありまして、何とかしないとならないということは、これは間違いない。皆さんが考えておられる、認識していることでありますけれども、そう簡単にはこれは解決できるものではありませんので、やはり地域に住む皆さんが、自主的にこの町を、この地域をどうしていこうかという機運の醸成が必要でありますので、そこも機運を盛り上げることも含めて、この本町地区に住む皆さんとともに、取組を進めていきたいなというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○10番（野原恵子） 機運を盛り上げる、これ本当に大事だと思うのです。それで皆さんが、気軽に意見を出せる、本当に本音で話す、そこが私は大事だと思いますので、そういう条件づくりを進めていく、それから強力なリーダー、人づくり、これも本当に大事だと思うのです。1人か2人のリーダーがいることによって、いろいろなさまざまな政策を実現させていく。そういう手だてをやはりきちんととっていく。そのところがやはりまちづくりを進めていく大きな要になると思いますので、この11月16日の意見交換会、これは一つのネックになると思いますので、それをさらに広めていって、青年部ですとか、特に女性の意見、ここもしっかりとくみ上げていく。そのためには、やはり今ある組織の中では、商工会の青年部ですとか女性部ですとか、そういうところの日常的な活動の積み重ねの中で意見を出せるという、そういう流れの中での意見、これは貴重になると思いますので、ぜひそういうところに目を向けて、まちづくりのための施策を進めていっていただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 11月16日から議論が始まったばかりであります。この5人をベースとしながら、個別の団体からは、私もいろんな機会があって、お酒を飲みながらでもいろんな話をさせていただいておりますので、そういったところから出てきた意見も含めて、まずは5人の中でもんでいただく。不足するのであれば、そこに1人、2人と人員を追加していくことも可能でありますので、今本当に始まったばかりであります。この濃い議論を、まずは当面続けていっていただきたいなというふうに思っています。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○10番（野原恵子） まず、この5人で進めていくということで、そういう意見交換会の構成メンバーを当面は固定していくということですか。広げていくという考えは持っていないのでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 5人のメンバーが、そもそもかなりバランスがとれて、女性も入っております。商業者の女性も入っておりますので、私はある程度、意見を吸い上げられる、いろんな分野の意見が出てくる、そういうメンバー構成であろうというふうに思っております。ただ、話して議論していく中で、ワークショップを進めていく中で、この部分が足りないなということの認識に立てば、そこをメンバーとして補充して、議論をさらに深めていくということも必要であろうというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○10番（野原恵子） では、当面は5名ということでしたけれども、そういう方々、どういうメンバーかということはお聞きしませんけれども、そういう方々にしっかりと地域の声をくみ上げて、この意見交換会に臨んでいただきたいということを求めているっていただきたいと思います。それで必要であれば、広げていくということでしたので、やはりいろいろな声をくみ上げて、そういう意見交換会に参加する、そこが非常に大事だと思いますので、その手だてをとっていただきたいと思います。

次に、6次産業と農福連携ということなのですが、こういう中では取組が進められているということで、雇用も令和5年までに6人の雇用を見込んでいるということでした。ここは本当に大事にしていくことが大事だというふうに思います。それで、雇用面では、今、福祉の関係ですとか、農業者の関係のその中で、障がいのある方ですとか、高齢者の方、そういう方にも雇用拡大として、今対策をとっていているということでした。これは取組を始めたばかりだと思うのですが、こういう取組は本当に大事だと思ひまして、その中でもやはり課題が見えてくると思ひます。そういう課題が出た場合には、しっかりと障がい者ですとか、高齢者の方ですとか、そういう方々に意見をしっかりと聞きながら、さらに雇用の拡大が進めていく、広がっていく手だてをしっかりと求めていきたいと思ひます。

それで、一般質問の通告にはなかったのですが、きのうの新聞で、北電が道内全域で基幹の送電網の検討をするという新聞報道がありました。こういう中で、道東のエリアの増強案を策定すると報道されておりました。この間、議会でもバイオマスの設置など質問がされておりました。ですから、そういう点では雇用は少ないかもしれませんが、雇用を増やしていく大きな対策として必要ではないかというふうに思っております。農業委員会からの要望書ですか、意見書も、きょう見させてもらったのですが、バイオガスプラントの事業推進に対策をしてほしいという要望も出されておりました。ですから、働く場の拡大ということでは、雇用も1人だとか2人だとか少ないかもしれませんが、今、幕別町全体で多数の雇用というのはなかなか難しいと思うのです。ですから、1人でも2人でもここに定着して雇用を広げていくという、そういう意味では、今回の北電の送電網の検討、幕別町でもしっかりとその対策を進めていくべきではないかと思ひまして、お答えをいただけるのであれば、お答えをいただきたいと思ひます。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 今までは、北電に連携ができないということで、バイオガスのプラント建設につ

いては、ストップをしていたということでもありますけれども、新たな手法、変電所の設備を増強することによって、20 万キロ受入れが可能だと、そのような見込みが立ったということでもあります。ただ問題なのは、入札制度によって誰がその 20 万キロワットをとるかということになっているわけでありまして、我々言っているのは、一般競争入札みたいな形で行われると、資金力のあるところに全部持っていかれる。そうではなくて、再生エネを利用するということは非常に大切でありますけれども、やっぱり十勝の産業を考えたときに、毎日出てくる家畜ふん尿を、いかに適正に処理していくかということが一番大きな問題でありますから、これをやっぱり農業枠として 5 万キロでも 6 万キロでも、そういう農業枠を設定していただくと。これを農水省に対しても、経産省に対しても、今、要望しているわけでありまして、結果どうなるかわかりませんが、それをやってもらわない限りは、幾ら 20 万キロワット増えたとしても、今のこの十勝の基幹産業である農業の振興には、畜産の振興にはつながっていかないということで、ここはしっかり十勝全体で取り組んでいるところであります。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○10 番（野原恵子） 十勝全体で連携して取り組んでいく、それも本当に大事だと思います。取り組んできた結果が、北電が送電網を増強したということにもつながったと思うのですよね。ですから、そういうことを求めているしながら、幕別町では、今、平成 27 年度の段階では、19 戸がプラントを要望しているという資料もあるのですが、そういう要望もあるという中では、やはり町としても農水省に農業枠を求めていくと同時に、幕別町としてどのような手だてをとっていいのか、そこも含めてさらなる早急な検討をしていく、この枠を有効に使っていくことが必要ではないかと思いますが、その点はいかがでしょう。

○議長（寺林俊幸） 野原議員に申し上げます。一般質問につきましては、通告の範囲内を超えておりますので、注意いたします。

野原議員。

○10 番（野原恵子） 定住対策なのですが、幕別町は本当に本町地域は公共施設が集約していて、ということから見ると住みやすい町の一つではあると思います。それで、そういう中では、幕別町をどうアピールしていくかということなのなのですが、答弁では、町としての魅力を高めていくことが望ましい。この町の魅力、どのように町の魅力を、この本町地域の魅力を発信していきたい、どのように考えているのか。それから、他町村との差別化、優位性、これを図って効果的に PR していきたい、このように答弁されております。それでは、町としての魅力、それから差別化、どのようにお考えでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これは、今どこの自治体を見ても、金太郎あめのように同じようなことをやられているわけがあります。私は、町長に就任して以後、やはりほかでやっていることをやっても、これは魅力に感じてもらえない。やはりよその町から見て、幕別町に住んでみたい、あるいは住んでいる方が住み続けたい、そして亡くなる時には住んでよかったと、そういうふうにも思ってもらえることが大切であろうという思いでこの間の施策については、展開をしてきたわけであります。

これ皆さんもご存じのように、27 年には中学生までの医療費の無料化などもやらせていただきましたし、またこれは継続事業でありましたが、ほかにはマイホーム応援事業も、これは平成 24 年からやられていて、27 年のときには地域を拡大したということもやらせていただきました。あるいは、保育所、子育て支援、ともかく若い世代、子育て世代に住んでもらわなければ、将来はないということでもありますので、保育所での保育の充実の一環としては、温かいご飯を町で提供したでありますとか、エアコンも保育所、幼稚園に整備をいたしました。さらには、中学生の修学旅行の助成などもやらせていただいたと。もちろん妊娠なかなかしない方、あるいは妊娠するのだけでも流産してしまう方に対する支援も、この間やらせていただいたわけであります。

こういったことについては、ほぼほかでやられていないこと、いわゆる 1 市 3 町の中での競争でありますから、やられていないことをしっかりと組み立てて、それを PR していくことが、住んでみたい

ということにつながってくるだろうというふうに思っておりますので、今やっていること、さらにもし魅力となるようなことがあれば、組み立てることもあろうかというふうに思いますけれども、少なくとも今やっている施策については、かなりの部分、ほかからの優位性ある、あるいは差別化されているというふうに思っておりますので、あとはこれをどうアピールするか、分かってもらえるかということになりますので、従来の方法も含めて、機会あるごとにお話をさせていただきたい。

一例を申し上げますと、この間、ある病院の運営委員会の委員として出席したわけなのですが、そこに看護師長と言われる方が私のところに来まして、幕別町でマイホーム応援事業ってあるのだね、もうちょっと早く分かれば住んだのに、そんなことも言ってくださったわけなのでありまして、では私は看護師、保健師さんのところにちょっと私を呼んでと、PR しますからと、施策を説明しますから、そんなことも申し上げたわけで、このようにあらゆる機会を通じて、町の優位性、施策の優位性についてはPR してまいりたいというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○10 番（野原恵子） 町長のおっしゃるとおり、これ魅力ある施策だと思います。それで、私、幕別町本町地域なのですが、そういう中では、私、野菜を地方に送ったりですとか、地方から幕別町に来て野菜を食べてもらったりなんかすると、大変野菜がおいしいと言うのですよね。それで、キャベツでも大根でも、地方で食べるのと幕別で食べるのとでは味が違う。ですから、おいしい野菜のアピールというのを、私、本当に大事だと思っております。ですから、そういうところの魅力ですとか、それから特産品など、もっともっとアピールしていく、そういう手だてが必要ではないかというふうに考えております。

それで、今、町長が答弁されておりましたように、マイホーム応援事業、これ本当に地域を歩きますと、若い方もあまり大きな家ではないですけれども、小さい家なのですけれど、若い方が住まわれているのです。これも一定の定住の効果があつたのではないかというふうに思っております。それで、また今若い方も住み方のあり方といたしまして、このように家を建てる方もいらっしゃるのですけれども、家族構成によっては住み替えていく、そういうことも今若い方の住み方の一つになっているというふうにお聞きしているところでもあるのですね。それで、意識調査というふうになると大がかりにはなと思うのですけれども、若い方に接する機会があれば、住宅に対する考え方をお聞きすること、定住対策の一つとして必要ではないかというふうに思っております。そして、公営住宅なのですけれども、緑町の新緑町西、それから新緑町東、それぞれ令和5年、令和8年に建て替え計画されて、資料見るとそうなっているのですけれども、本当に古くて、住んでいる方が、歯抜けのようになくなっております。そうなりますと、住む人がいなくなると、住宅そのもの、地域、その周辺が整備されなくて、非常に閑散とした感じがあるのですよね。ですから、若者の意向も聞きながら、定住につなげていくということでは、公営住宅を前倒しして建て替えていく、こういうことも、今必要ではないかというふうに考えているのですが、前倒しは非常に厳しいかなというふうな思いもあるのですけれども、1か所でも2か所でも、やはり本町地域の定住につなげていくためには、そういう手だても必要ではないかと思っておりますが、その点はいかがでしょう。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 公営住宅については、低所得者向けの住まいということであります。やはりそういった方の意向が、どこに住みたいという意向が多いのかということがやはりありますので、果たして整備しても住んでいただけないのでは、ちょっと困るということがありますので、そこはどうしてもやっぱり生活の利便性の高い札内地域に集中をしているので、そこはバランスよくやっていく。こっちだけ前倒しというのはなかなか難しいだろうと。ただ、先ほど申し上げたマイホーム応援事業、これはちょうど5年間の終わりが令和元年度ということになりますので、今、見直し作業をやって、令和2年度から、また新たな制度のもとスタートさせていただきたいというふうに思っております。そういう中で、地域加算のかさ上げ、幕別、忠類の地域加算のかさ上げ、あるいは今空き家、もう老朽化した住宅が出てきてますので、それを取り壊してそこに建てる場合の加算なども、今検討してい

て、予算の中でお示しできると思いますので、そういった点でも、人が黙っていては住んでいただけない幕別、忠類には、なるべく誘導したいというふうに思っているところであります。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○10 番（野原恵子） マイホーム応援事業、ぜひ続けていっていただくことにちょっと希望があります。

また、定住対策の一環になるのかどうかなのですけども、私、産建委員会のときに、農協青年部と女性部との役員懇談会があったのですね。そのときに、女性部のお母さんたちなのですけども、子育てには男の子であっても家事はするように、それから人と人との話し合いをしっかりとできるように、そういうふうに育てていますという意見もありました。そして、パートナー事業として、農業の魅力ですとか農閑期の交流など、DVD にしていろいろな場で、農業の楽しさとかそういうものをしっかりと宣伝していくことによって、パートナーもそういう中で見つかるのではないかと、そういう意見もあったのですよね。ですから、私いろんな団体と色々な意見交換するということは大事ではないかというのは、こういうところなのですけども、こういう DVD などにはそんなに費用もかからず、時間もかからずできるのかなというふうに思ったのですけども、さまざまなやはり意見をくみ上げて、幕別町の魅力を発信し、定住対策につなげていくことを求めていると思います。いかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 幕別町の、あるいは本町地区の魅力を発信すること、これはとても大切なことであります。ただ、それが DVD にしてつくって編集をして、それを送るということになると、なかなかこれ簡単にはいかない。これ職員だけでできるか、委託をかけなければだめなのかとかということがあって、ここら辺の費用もありますので、考えられる一つの手法ではありますがですけども、これを今やりますということは、なかなか言えないかなと。少し検討時間が必要だろうというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○10 番（野原恵子） あと、この魅力発信ということでは、町長とか議長、参加されていると思うのですけども、東京幕別会ですとか、そういうところでやはり本町の魅力なども、ぜひ発信していただきたいと思います。また、北海道移住フェアという、そういうようなところでも、やはりしっかりと幕別町を PR していくいい機会でありますので、ぜひそこでも積極的にアピールしていただきたいと思います。

次に、給付型の奨学金制度のことなのですけども、今、大学生、専門学生の教育費の負担が大変重いということで、奨学金を借りている方が多いですね。そういう中で、やはり幕別町に帰ってきて、U ターンして帰ってきて、奨学金を払うという場合でも、やはり 5,000 円、1 万円払うということが、今の若い方の負担に大変重くなるということで、どうしても少しでも高い保障のあるところに就職をするという傾向があるという調査もありました。ですから、こういう質問をしたわけなのですけども、今、道とも連携もって進めていきたいということでしたので、ぜひ検討を進めていただきたいと思います。

次に、1 番と 2 番と答弁いただいたのですけども、4 番目の私の質問なのですけども、答弁の中では、ちょっと残念な答弁だったなというふうに思うのですよね。今、せっかく公共施設、これを十分にやはり活用して、地域のコミュニティの場で活用していくことが、今大事だと思っております、こういう質問いたしました。例えば庁舎内のロビー、ここには今びよくがありますよね。そこを中心にして、やはり庁舎の前を活用していくですとか、それからあそこのロビーのところをもうちょっと広げて、椅子や何かをもうちょっと多くすれば、仕切りをもうちょっとして、町民がそこで憩えるような、そういう場も必要ではないかというふうに思っております。それで、ロビーはちょっとあそこガラス戸もできて、仕切りもちょっとできたので、町民の方の声や何かも、仕事しているところへ通らなくていいのかなというふうにも思ったりもしております、あそこの工夫もされれば、びよくを利用して、あそこでちょっと食事して懇談したりという、そういうことも考えられるかなと

思っております。

それと、庁舎前を活用いたしまして、ぴよすくと連携して、障がい者の手がけた生産物ですとか、それから特産品などを、あそこで年に1回とか2回とか、あそこを使って交流の場にするとか、そういうことができるのではないかと、ぜひ検討していただきたいと思います。

それとかパークプラザ、あそこいつも冬は暖かくて、みんなが工夫すれば憩える場になるのではないかと思います。それで、小さな物産展を開くですとか、あと今、本町でも就労外国人が増えてきております。そして、国際結婚などでもやはり外国の方が住まわれております。ですから、そういう方々とこの幕別町の食文化ですとか、外国の方の食文化ですとか、音楽ですとか、そういうイベント的な、そういうところもあそこガラス戸で見えますから、見える文化交流、そういうことも行いまして、イベントを進めていくということでは、これから外国人も増えていくと思いますので、そういう活用の仕方があるのではないかとこのように思います。

それとあと、トレーニングセンターなのですけれども、改修されました。そして、今度、指定管理ということで、事業内容の中にいろいろ書かれておりますが、地元産食材等の販売、こういうことも書かれております。この自主事業というのは、教育委員会の承認を受けながら進めていくという、そういう押さえでよろしいのでしょうか。ということなのですけれども、やはり新しくなりましたし、ここも市民のコミュニティづくりの場としては有効ではないかと思っております。それで、食材だけではなくて、歌ですとか、それから絵画ですとか、書道ですとか、そういうような全体コミュニティ、人が集まれる場所として、有効に活用していくことが大事だというふうに思います。それで、教育委員会だけではなくて、いろんな部署と関りを持ちながら、コミュニティの場として活用していく、そういう手だても必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 今、さまざまなアイデアをいただきましたけれども、これは現状においても、できることなのですね。だめだということは、どこも言っていないわけでありまして、それは理想だと思っております。そういうことができれば理想なのですが、では、誰がやるのということが一番問題で、これ行政が旗振りしてやると、長続きしないのですね。やっぱり住民の中からプレーヤーという者が出てきて、住民の中から、そういう人たちが一生懸命やっていることで、そこに人が集まってくるといことになっていくので、仕掛けはできます、行政として仕掛けをすることはできますけれども、行政が主体でやると、私はそれはちょっと地域づくりからすると、外れているのかな、盛り上がっていかないのだろうなというふうに思っておりますので、そういう意味で1回目の答弁のときには、自然発生的にそういうサロンであるとか、たまり場みたいな活用できるわけですから、今でもできるわけですから、そういうものがたまり場であったり、サロンみたいな形で利用が、自然発生的にやられるのが、私一番理想であるというふうに思っている、そういうことで答弁をさせていただいたということであります。

それで、これを行政側が、こうやりますから、さあどうぞ来てくださいと言うと、なかなかこれは難しい。例えば野菜売るにしても、それは障がい者の会がやりますよと、庁舎前を使いたいのだと言えば、どうぞ。では、行政も何かお手伝いできませんかということになっていくのだろうと。そういうことでないと、なかなかこの地域づくり、地域おこしというのは、私は定着しないし、長続きしないのかな、そういう思いでいるわけであります。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○10番（野原恵子） 行政の役割として、それでは人づくりということ、どのように考えているのか。そういう場で活躍できる人たちを育てていく、そういう手だてをしっかりと持っていくことが必要ではないかと思うのですけれども、それは社会教育の部分になるのかもしれないですけれども、やはりそうやって人々が、そこに住んでいる人たちが、自分の意見を言えて、それをまちづくりに生かしていける、そういう確信、そういう思いが生まれてくれば、自然とそういう中で、ではこういう施設を使ってこういうことをやってみよう、そういうふうになると思うのですけれども、ではその人づくり

はどこですのか。自然発生的に生まれてくるのを待っているのか。そういう手だてというのは必要ではないのでしょうか。いかがですか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） まず5人の中で議論をしていただく、そこにさらに人が増えてくると、議論する仲間が増えてくる。そういう中で、私はリーダーというのは育っていくのだろうな、議論する中でですよ。それを社会教育で育てるとか、そういうことではないと思うのです。それぞれの分野の中で、一生懸命やる人、その分野の振興を図っていく人、そういう人たちがそういう団体の中で、育っていくのだろうと思いますし、そこで何か育成のための支援が必要であれば、そこは行政が関わってきたいということでもあります。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○10番（野原恵子） 町長のおっしゃるのは、そのとおりだと思うのですが、やはり人づくりというのは、いろんな議論する場があって、人は育っていくと思うのですよね。ですから、そういう場が幕別町では、私少なかったのではないかと。語弊があるのかなとは思いますが、各団体に関わる方々から意見を聞きますと、トップのほうの役員会では、皆さんそこはリーダーをとってやっていくのだけれども、それに関わるような部会みたいなのところありますよね。そういうところで発言する方が少ないと言うのですよ。だから、そういう発言、この発言間違っているかな、だけれども言ってみようか、そういうふうに人を育てていく、そういう手だてがあまりされていなかったのではないかと、私今回この質問しようと思って、いろんな方にお聞きしたのですが、そういう声が結構聞こえてくるのですよね。

ですから、そういう人たちが意見を言える、そういう人づくりというか、それが私、今必要なのではないと思うのです。それができれば、さまざまな意見が出てくるのではないと思うのですけれども、そういう手だて、私必要ではないかと思うのですが、いかがですか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 手だてというほど、私は大げさでなくてもいいのかなというふうに思います。いろんな団体、町が事務局やっていたり、あるいは関わっていたりする団体、非常に多いわけで、圧倒的に全体の中でいうと、もう7割とか8割とかあると思うのですよ。そういう中で、町職員が出席をする、あるいは私が出席するという中で、議論ができるようなひとつ材料を提供したり、何か問うてみたり、そういうことが日常的に行われていく中で、考えますから、考えることでリーダーが、その訓練をしていく中で育っていくのかなというふうに思います。そういう意味では、今後そういう事務局、あるいは呼ばれて行ったときの町の役割、町職員、私の役割というのは、もう少し人が育つ、人を育てるとそんな偉そうなことではないのですけれども、しっかりした議論ができるような人たちを、生み出していこうという意識を持って、いろんな材料を提供したり、議論をちょっと投げかけてみたりということは、やらなければならないなというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○10番（野原恵子） 私、町長の今答弁された、それをやはりしっかりと実践に結びつけて、やはりいろんな意見を言える、そういう人たちがいかに増えていくか、そのことによって、若い方もそれから女性も意見を言いながら、この町で豊かに暮らせる、その保障になると思うのですよね。それをどうやってつくっていくかということで、この幕別町のまちづくりということも、民主的に進められていく大きな要になると思いますので、ぜひそのところは、しっかりと対策を講じて、まちづくりに臨んでいっていただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 対策を講じるまでもなくて、そういう気持ちを持って住民の方々と接することが、その繰り返しが一番大事だろうというふうに思っておりますので、私も職員もそういう気持ちを持ちながら、団体との関わり合いを進めていきたいなというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○10 番（野原恵子） 分かりました。

それで、この質問の中の最後のほうに、自治体戦略 2040 構想研究会、このことにちょっと触れているのですが、この具体化としては、既に公共施設等の総合管理計画、これが実施され、そういうことも各自治体でも施策として出されてきております。そういうことと同時に、道州制の導入も提言されているということで、道州制の導入には、都道府県や市町村の統廃合が必要になってくる、そういう可能性があるで、幕別町独自の多様な自主的なまちづくり、そういうことを進めていくことが必要と思います。

これで終わります。以上です。

○議長（寺林俊幸） 以上で、野原恵子議員の質問を終わります。

この際、13 時まで休憩いたします。

12：11 休憩

13：00 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、小田新紀議員の発言を許します。

小田新紀議員。

○2 番（小田新紀） 通告に従いまして、質問をさせていただきます。

1 点目、中学校部活動実態調査を。

近年、中学校・高等学校等の部活動のあり方が問題視され、昨年 3 月にはスポーツ庁が、12 月には文化庁が「部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定するなど、国においても、部活動における生徒や教職員の負担軽減についての議論が重ねられてきています。

しかしながら、全国的にもまだまだ問題の根本的な解決には至っていないばかりか、その道筋もはっきりと見えていない状況ではないかと思われまます。

部活動は、日本において長い歴史があり、特効薬的な解決策を見出すことは簡単ではありませんが、まずは、全ての部活動における活動状況の実態を正確に把握するための調査を行うことから踏み出していくべきではないかと考え、次の 2 点について伺います。

（1）中学校部活動の活動状況の実態把握に向けての調査を行う考えは。また、その手法は。

（2）国や道のガイドラインをもとに、本町独自のガイドラインを作成する考えは。

二つ目の質問に移ります。

タンチョウヅルとも共生できる地域を。

昨年 2 月、札幌市街地において、3 羽のタンチョウヅルが悠々と歩いている姿が目撃されました。その光景は、SNS を通して国内外の方々が注目し、マスメディアにも取り上げられるなど話題となりました。

市街地にまでタンチョウが出現するようになったこと、活動地域が広がっていることは、長年の保護や繁殖活動の成果であります。その一方で、ごみ荒らし、交通事故、子どもたちとの接触、さらには農業被害などさまざまな懸念の声も出されています。

ついては、本町でも、今後増えていくことが予想されるタンチョウとより豊かな共生を目指すべきと考え、次の 3 点について伺います。

（1）本町におけるタンチョウの生息状況は。

（2）本町において予想される懸念は。

（3）懸念に対する対策方法は。

以上であります。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 小田議員のご質問にお答えいたします。

ご質問は、教育委員会と町にわたるものでありますので、私からはご質問の1点目につきまして、答弁をさせていただきます。

「中学校部活動実態調査を」についてであります。

中学校の部活動につきましては、学習指導要領において、生徒の自主的、自発的な参加により行われ、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質、能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意することとされております。

一方、部活動の時間が長時間に及ぶことで、生徒が学業や余暇活動に割くことのできる時間を確保しにくくなってしまったり、教員が部活動終了後に勤務時間を大幅に超過して授業準備等を行わざるを得なくなってしまうと、その問題点について指摘されているところであります。

部活動を実施する上では、生徒の学校生活等への影響を考慮した休養日や活動時間を設定し、けがの防止や心身のリフレッシュを図るほか、部活動だけではなく、多様な人々との触れ合い、さまざまな体験を充実させるなど、生徒のバランスのとれた生活や心身の成長に配慮が必要であります。

また、教員が健康でいきいきとやりがいを持って勤務しながら、学校教育の質を高められる環境を構築するためには、教員の部活動指導における負担が過度にならないように配慮し、部活動が持続可能なものとなるよう、合理的でかつ効率的・効果的に行われる必要があると考えております。

ご質問の1点目、「中学校部活動の活動状況の実態把握に向けての調査を行う考えは、また、その手法は」についてであります。

中学校部活動の活動状況につきまして、スポーツ庁が平成29年5月に公表した「運動部活動の現状について」では、調査が運動部に限定されておりますが、18年度と28年度を比較いたしますと、1日平均で、平日では34分から41分と7分の増、休日では1時間6分から2時間10分と1時間4分の増で約2倍という結果となっております。

本町における部活動の状況につきましては、学校や種目、行事、大会の前後等により違いがありますが、一例を申し上げますと、野球部やサッカー部、吹奏楽部で、平日は約2時間30分、学校休業日は約3時間実施しており、また部活動休養日については、全ての中学校において毎週1日以上及び月1日以上を設けております。

しかしながら、部活動のあり方を検討する上では、各種大会の開催状況等を含め部活動ごとの活動状況などを把握する必要性があると認識しており、今後、各中学校への聞き取り等による調査を行ってまいりたいと考えております。

ご質問の2点目、「国や道のガイドラインをもとに、本町独自のガイドラインを作成する考えは」についてであります。

部活動については、顧問となる教員の長時間労働につながるとともに、大会等で勝つことのみを重視した過度な練習は、生徒の心身のバランスのとれた発達を妨げるといった問題があることから、スポーツ庁及び文化庁においては、有識者会議の検討を経て、昨年3月と12月に「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」をそれぞれ策定したところであります。

また、北海道教育委員会においては、本年1月に「北海道の部活動の在り方に関する方針」を定め、適切な運営のための体制整備や部活動における適切な休養日等の設定、生徒のニーズを踏まえた環境の整備など、国のガイドラインにのっとり策定いたしました。

本町におきましては、昨年9月に「学校における働き方改革幕別町アクション・プラン」を策定し、定時退勤日や学校閉庁日の設定をはじめ、部活動指導に関わる負担軽減対策についても、部活動休養日の実施等を本プランに位置付け、取り組んでいるところでありますが、国のガイドラインは生徒の視点に立った学校の運動部活動改革の取組を示していることから、新たに「幕別町部活動の在り方に関する方針」を策定しなければならないものと考えているところであります。

策定に当たりましては、生徒のけがの防止や心身のリフレッシュを図る上で適切な休養日や活動時

間の設定をはじめ、各学校における部活動方針、大会等の見直しなど、今後、校長会や教頭会など関係者と協議を進めるとともに、部活動の負担が過度とならないよう配慮しながら部活動が持続可能なものとなるよう努めてまいりたいと考えております。

以上で、小田議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 小田議員のご質問にお答えいたします。

「タンチョウヅルとも共生できる地域を」についてであります。

タンチョウは、国の特別天然記念物で、国内希少野生動植物種、絶滅危惧Ⅱ類に指定された釧路湿原を中心に生息する野生動物で、大正13年に再発見されるまで絶滅したものと考えられておりましたが、その後の保護活動や給餌事業などにより、その数を急激に増やし、昨年度の調査では、飼育個体も含め道内で1,000羽を超えるまで回復したところであります。

一方で、生息地となる湿原の減少や個体数増加に伴う過密化などにより、伝染病の発生や給餌場周辺での農業被害の拡大などの恐れが生じたことから、国では、平成5年に「タンチョウ保護増殖事業計画」を、平成25年に「タンチョウ生息地分散行動計画」を定め、繁殖地や越冬地の分散を図ることにより、タンチョウが自然状態で安定的に存続できるような状態になることを最終目標に事業を実施しております。

これらの施策により、昨年は空知管内で初めて越冬を確認するなど、個体数の増加と生息地の拡大は順調に図られているところでありますが、近年は、農家敷地内や市街地での目撃情報も増えておりますことから、長年の保護活動や給餌場での人への馴れによる人間の活動領域への侵入や依存が増大しているものと考えられております。

ご質問の1点目、「本町におけるタンチョウヅルの生息状況は」についてであります。

本町におけるタンチョウの生息数は、毎年12月と1月に北海道が実施する「タンチョウ越冬分布調査」により把握しておりますが、平成12年度に旧忠類村で初めて2羽が確認されております。

年度により調査箇所数が異なりますことから、単純比較はできませんが、28年度は11か所で27羽、29年度は12か所で8羽、昨年度は10か所で、十勝管内で2番目の15羽を確認したところであります。

なお、道内の生息状況につきまして、個体数が増加傾向にあり、昨年度、空知管内で初めて越冬が確認されたように、生息地も徐々に拡大しているものと考えられております。

ご質問の2点目、「本町において予想される懸念は」についてであります。

タンチョウは、長年の保護活動と人工給餌により、その個体数を順調に増やし、生息地を拡大してきたところでありますが、一方で、それに伴う事故や過剰な人馴れを要因とした問題が生じているところであります。

生息が集中する釧路管内では、タンチョウの人馴れが進むことにより、人の生活に近い場所を利用する個体が増え、電線や車両との衝突事故や農作物の食害などの農業被害が増えており、また近年は、農家敷地内や市街地の目撃情報も増えておりますことから、牛や人への威嚇など人の生活に影響する新たな問題が懸念されております。

本町におきましても、平成24年ころから、小麦やデントコーンの食害などの農業被害が毎年20万円前後発生しておりますが、今後、個体数の増加や生息地が拡大することにより、これら農業被害の拡大や市街地への侵入などの新たな問題の発生も懸念されるところであります。

ご質問の3点目、「懸念に対する対策方法は」についてであります。

タンチョウは、「文化財保護法」に基づく特別天然記念物や「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に基づく国内希少野生動植物種に指定されているため、捕獲、採取、殺傷または損傷が原則禁止されております。

このため、農業被害対策といたしましては、有害鳥獣としての捕獲ができませんが、音やドローンなどで威嚇する追い払い、シートやチェーンなどによる物理的な侵入防止、タンチョウの誘引要因と

なるデントコーンの散乱を防ぐなどの対策が考えられます。

なお、市街地での対策につきましては、事例が少なく有効な対策が確立されておりませんが、餌づけなど野生動物の生態に悪影響を与える行為をしないよう、住民周知に努めてまいります。

以上で、小田議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 小田議員。

○2番（小田新紀） それでは、答弁に対して再質問させていただきます。

先日の決算委員会におきまして、同僚議員から本町の部活動の実態をというような質問があり、今現在把握はできていないというような答弁がございましたので、今回、このような質問をさせていただきました。また、以前に部活動問題について、私自身も質問をさせていただきましたが、そのときは教員の働き方に関してという視点で質問させていただきましたが、今回はいわゆる生徒の立場に立ってという部分での、本来部活動がどうあるべきかというような視点で質問をさせていただきたいというふうに考えております。

先日も本州のほうで、受験生の親が、高校の事例ですけれども、受験生の親が推薦をもらいたいために、部活の顧問の先生に接待商品券を渡して、それを受け取ってというような事例も、逮捕されたと、検挙されたというような事例もありました。そんな問題も、それはまれなケースだというふうには信じたいわけですが、そんな問題も出てくるほど、顧問の先生による指導の影響というのは非常に大きいというような側面もあるのかなというふうに思っています。だからこそ、町は先頭になってしっかりと考えていかなければいけないというふうに思うわけですが、まず調査、そしてガイドライン作成については、前向きに検討するというようなご答弁でございましたので、大いに期待したいなというふうに思うわけで、またその上で、少し具体的にという部分で質問させていただきたいと思います。

今後、調査に向けてということで、いろんな方法をご検討されていくのではないかなというふうに思うわけですが、差し当たってご答弁におきましては、各中学校への聞き取り調査というようなお話もありました。まず、その聞き取りという部分におきましては、対象ですね、どういった、先生方全員というような形なのか、あるいは校長先生、教頭先生といった管理職になるのか、またあるいは別の方法をイメージされているのか、まずそこを1点伺いたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（宮田 哲） 部活動の実態の調査でございますが、各学校において調査を行いたいというふうに考えておりまして、管理職が各部活動の顧問の先生に対しまして、聞き取り調査を行いたいというふうに考えているところでございます。

○議長（寺林俊幸） 小田議員。

○2番（小田新紀） それを集約していただいて、教育委員会のほうで把握するというような大まかな感じででしょうか。どの方法がいいというのは一概には言えませんので、私もベストが何がいいというのは分かりませんが、実際、学校の状況においては、本当にさまざまな先生方の意見というのがあるかというふうに思っています。これも一概には言えませんけれども、やはり部活をやりたい学校で教員になられたと、それを一番の理由としてなられたというような先生もおられます。それを否定するものではございませんけれども、そういった思いで部活動に関わってくださっている先生もいれば、一方では、やはり部活動、特に自分の専門ではない部活動でということで関わっている先生もおられると。そういった中で、子どもに対しての評価とか視点とか、部活動というものに対しての評価というのは、大分さまざまな結果が出てくるのではないかなというふうに思うわけですが、それを一つの学校の意見というふうなまとめ方というのは、私は今回はふさわしくないのではないかなという思いでいます。やはり一人ひとりの先生の意見を、実態調査ですので、一人ひとりの意見を拾い上げるというような、本当に小さな意見を拾い上げるというような、そういった調査方法のほうがよいのではないかなというふうに考えるのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 教育部長。

○教育部長（山端広和） 具体的な調査項目はまだ決まっておりません。聞き取りの手法でございますけれども、基本的には学校を通じて、学校校長あるいは教頭を通じて、顧問の先生の実態ということ把握したいというふうに考えておりますことから、ある程度そういった部分につきましても、把握できるのではないのかなというふうに考えております。

○議長（寺林俊幸） 小田議員。

○2番（小田新紀） 具体的な手法はこれからということですので、あまりここについては深くやりませんけれども、また部活動全体に対して、学校現場への聞き取りということも、当然まず第一にあるとは思いますが、保護者あるいは生徒自身へのそういった調査というの、実際どういうふうに思っているのか、どう考えているのかということも把握すべきかなというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 教育部長。

○教育部長（山端広和） 今、保護者、生徒への部分もどうであるかという部分だと思いますけれども、まずは学校を通じて調査項目も含めて、その中で必要性に応じて検討してまいりたいと思っておりますが、まずは実態という部分が把握していないものですから、まずそこからスタートなのかなというふうに考えております。当然、部活動の部分は、最終的には保護者あるいは生徒に対する理解といいますか、そういった取組についても、今後は周知という部分では必要になってきますが、調査の段階においては、まだ具体的に保護者、生徒に対する部分については、これから学校と協議しながら詰めていきたいと思っております。

○議長（寺林俊幸） 小田議員。

○2番（小田新紀） 私の個人的な見解でいきますと、調査だからこそ幅広くというようなことが必要で、我が町として本当に保護者一人ひとりがどんな考えを持っているか、どういう意見が多いかということも必要でしょうし、どんな考えがあるのかということ把握するという部分においては必要ではないかというふうに考えます。そのあたりは、今後ご検討いただければというふうに思いますが、その調査に当たってということで、とりあえず何でもいから、そういう言い方はされていないですけども、とりあえず何でもいから調査をするというようなスタンスであるべきではないというふうに考えておまして、こういった調査をすることによって、やはり部活動の問題を変えていくのだというような、町としてのしっかりとした姿勢が見えるような調査というのが必要ではないかというふうに思います。

また、それは学校の先生自体も本当に子どもたちにとって、この今の部活動のあり方でいいのかというような、保護者にとってもいいのかというような意見もあります。そういった先生方に対しても、幕別町教育委員会のほうで本気になって調べて、本気になって変えていくぞというような姿勢が示されるような調査であるべきということで考えるわけですが、今のお話を聞いていると、本当にまずはということだとは思うのですけれども、あまり表に見えないような状況の中で、言葉悪いですが、何となくちょっと校長先生、教頭先生に聞いてみるというようなふうに出てしまったわけですが、いかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） まず、調査の関係ですけれども、第一歩の調査としては、まず概略なのだろうなというふうには思いますけれども、ただ、小田議員言われますように、保護者がどういうふうに考えているのかですとか、先生方が本当にどういうことを思われているのかというようなことも必要だというふうには思いますので、部活動のあり方全体を問うような調査にしていきたいなというふうには思います。

ただ、もし保護者までその調査範囲を広げるということになれば、どういうふうにお配りをして、どういうふう回収をするのか。それがもし先生に負担がいくのであれば、これはまたちょっと先生の働き方改革の面でどうなのかということもありますので、そういったことも含めて、これから検討していきたいというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 小田議員。

○2番（小田新紀） はい。全体的な意図は分かりました。ただ、先ほども申し上げましたとおり、町のほうで部活動の問題を変えていくぞ、考えていくよ、そして抜本的に改革していくよという姿勢が見えれば、忙しい先生方も喜んで協力するというふうに思いますので、ご承知いただければと思います。

そういった中で、本町独自のガイドラインも作成する方向でということであるわけですが、やはりそのガイドライン作成するに当たっての、それを見据えた調査ということであるべきだというふうに思いますし、そのようにお考えになられているかなというふうには思うのですが、細かいところの評価はあれですが、今回、国あるいは道のほうで、学校の運動部、文化部含めてガイドラインを示されているということでもありますけれども、例えば、週1の休養日という部分でガイドラインとしては示されているわけですが、現在、教育長の考え方として、それが多いか少ないかという部分については、どのようにお考えになられているのでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 今現在、道のガイドラインなり、うちの町のアクションプランもそうですけれども、週1回の部活動休養日、そして月1日以上の日曜日とか、学校閉庁日の月1日以上の日曜日の休養日を設定するというようなことなのだと思いますけれども、この日数については、全体的にはやはり子どもたちの、他の例えば学習時間ですとか、余暇の時間ですとか、そういったことから勘案すると、若干まだ多いのかなという気はしております。

○議長（寺林俊幸） 小田議員。

○2番（小田新紀） 多いというのは。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 多いというのは、残った活動日が多いということで、休養日が若干少ないかなという感じでございます。

○議長（寺林俊幸） 小田議員。

○2番（小田新紀） 分かりました。私も週1以上とあるのですね。週1とはっきり示しているわけではないのですが、本当に最低ラインを国が示したというようなふうには受けとめておきまして、私もここから各自自治体が本当にうちの子どもたちにとって何日がいいのかという部分は、ガイドラインどおりではなくて、はっきりとした根拠を持って示していく必要があるかなというふうに思っています。個人的には週2から3というふうには思うわけですが、そこはいろんな意見を伺いながらという部分になると思います。そういったことを含めて、やっぱり医学的な見地であったりとか、科学的な見地というものも、運動部に限らずですが、そういった見地というのが必要だというふうに思うわけですが、そういった中で、今せっかく我が町が日体大等々と連携もされているわけなので、そういったところの力もお借りして、ガイドラインを一緒につくっていくというような体制づくりというのはいかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 国がガイドラインで示している週2日以上という、部活動の休養日に関して言えば週2日以上というふうなところを示されているのですが、このガイドラインを国が策定するに当たっては、そういった専門的な見地も含めた上で策定されたガイドラインだというふうには認識しております。我々町の段階で、例えば医学的な見地から何日がいいのだとかというようなところまでを根拠を持ってということになると、なかなか難しいなというふうには思いますので、やはりガイドラインを作成するに当たっては、国なり道の方針なりというのが基本的なところとしては、参考になるのかなという気はしております。

○議長（寺林俊幸） 小田議員。

○2番（小田新紀） 実際、現実、幕別町内の小学校の段階、各少年団ですね。それはちょっと運動に限ってしまいますけれども、特別な季節限定の種目を除いて、週1の休みというのは、要は週6な

り5やっているという団体というのは、ほぼほぼないというぐらいの実態ではあります。やはり週2から3日ぐらいの活動という中で、学校運動部、文化部、学校の中での部活動なので、またその性格性も違うというところで、単純には比較はできないというのは承知はしておりますけれども、やはり各スポーツを指導される、あるいは文化の活動を指導される、今の少年団の話はスポーツになりますけれども、スポーツを指導される各団体の指導者が、ほぼほぼそのぐらいにおさめているということも、一つのヒントにはなるのではないかなというふうに思いますので、そういったことも幅広く把握していただいて、ガイドラインを作成していただきたいということを期待したいと思います。

その一方で、これは我が町の中での意見ではなかったわけですが、全国的な中でこのガイドラインが話題になった時の話になりますけれども、悪用してという言い方をしたらあれですが、逆に言えば週1休みをとれば、正しいのだねというような使い方、それ以上の検討がない、各団体においてですね。週1休んでおけばいいのだね、土日どちらか3時間でおさめておけばいいのだねと。でも、それが本当にいいのかどうかというようなことが検討されないで、そのガイドラインというのを、そういうような使い方をされてしまうということもありますので、ただ、何を言いたいかといいますと、ただ数字だけを示すということではなくて、そこに含まれている思いや、この町の教育委員会としての姿勢とか、そういったことをしっかりと示したようなそんなガイドラインができればいいなというふうに期待しているわけですが、いかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 数字だけを示すのではなくて、教育委員会の姿勢ということでございますけれども、やはり考え方として、ガイドラインについては町がつくるのは方針という形にはなるかと思えますけれども、あくまでも子どもたちの体力的な関係ですとか、余暇活動、学業に対する時間をとる、その上で、自分たちが好きなスポーツであったり、文化であったり、部活動を行うということで、そういったバランスが大切だというふうに思いますので、一概に数字だけでは言えない部分はあろうかと思えますけれども、そういったことにも配慮しながら、方針については策定してまいりたいというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 小田議員。

○2番（小田新紀） 今、教育長おっしゃられたような思いを持ってやっていただければというふうに思います。教育現場におきまして、私はトップダウン的なことというのは、あまりふさわしくないとは思ってはいるのですが、部活動問題に関しては、先生方の中でもさまざまな意見があり、先ほど申し上げましたとおり、いろんな立場の先生方もおりますので、またその保護者の方もいろいろ子どもたちに対してもっとやってほしい、もっと勝たせてほしいというようなきつと意見も出るでしょう。子どもたちは当然、当然と言ったらおかしいでしょうけれども、かなりもっとやりたいと、たくさんやりたいというような意見がきつと多くなってくると思うのですよね。ただ、やはり子どもたちを守るという部分において、一概にこういう意見が多かったから、こういうスタンスでいこうかというふうにならないで、ある程度、今、教育長おっしゃったような思いを込められたような、ある程度トップダウン的なものをしっかりと学校現場に示していただけることを期待したいというふうに思います。

二つ目の質問に移らせていただきます。

タンチョウですね。昨年、市街地にということで、実際、当事者である私で申しわけありませんけれども、かなりの反響がありました。新聞、テレビ等々で報道されている部分はもちろんのことではありますけれども、私も詳しくはないですが、SNS でアップさせてもらったときに、実際、数字として出すと310万人の閲覧ですね。世界中です、これ、日本だけではなくて。延べ1,100万人ですね。延べで1,100万の閲覧。動画再生280万。ハッシュタグがあるのですが、幕別町とかそういうハッシュタグですね、それをクリックして見た方が4,000。今も増えているというような現状です。

いわゆるバズったというようなことを初めて聞いたわけですが、そういったことで、もともと

と幕別に住んでいた人とか、それから大学とかで札内を出て行った子とかが、コメントとかで懐かしいとか、幕別いいねとか、そういったすごく喜んでいただく意見が相当多かったのですけれども、その一方で、はっきりと心配だと、こういうことはあまり喜ぶべき話ではないというような批判的なご意見もいただきました。

そんな中で、私もちょっと運命的なものを感じ、調べさせてもらったわけです。そんな中で、まだまだ事例が少ないわけですので、我が町にとってもしかりした対策とか方針というのは、これからというふうに受け止めながら質問をさせていただきたいと思います。

専門家のお話によりますと、もともと十勝で発見されたのが、大樹、広尾あたりが最初だったのだけれども、広がりを見せたのが忠類というところが一番広がりを見せて、そしてうちの町は猿別川とか、途別川とか、そして隣接十勝川とか、そういったところでタンチョウが住みやすい環境があることによって、釧路に次いで十勝は圧倒的に多いということを聞きました。世界の中でも3,000ほどしかいないタンチョウが、半分北海道にいて、その一番手は釧路管内、二番手が十勝管内、そして十勝管内でも幕別が基本的には多いというようなことで、やはりうちの町にとってもひとつ考えていかなければいけない事案だというふうに考えております。

現在、生息状況について数字を出していただきましたが、単純に本当に全部が全部調べられるわけではないので、一定程度の概数というような形になるのかなというふうに思います。ただ、答弁でもございましたとおり、増えていく可能性があるというようなお話で、専門家の方も微増はあるということですが、その一方で、十勝管内で、もうほぼほぼ住む場所がなくなってきたというか、いっぱいになってきたと。ほかの管内のほうに見られるようになってきたというお話も聞いて、微増はあるけれども、個体数としてはそんなに今後大きくは増えることはないのかなということで、そういった押さえの中で質問をさせていただきます。

町のほうで越冬数の数字は出していただきましたけれども、幕別町の中で繁殖した、それから巣がある場所とか、そのあたりというのは押さえられていられるでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 農林課長。

○農林課長（香田裕一） タンチョウの繁殖場所ですけれども、先ほど町長が答弁しましたとおり、タンチョウの越冬分布調査というものが、環境省の委託を受けて北海道が実施しております。それに協力するという形で、本町の職員が同じ日に同じ時間に振興局のほうからの指示のもと、ルートを回って調査しているというもので、繁殖場所については本町では把握しておりません。

○議長（寺林俊幸） 小田議員。

○2番（小田新紀） その点については承知しました。

そういった中で、今後予想される懸念というか、心配といった部分で幾つかお示しいただきました。農家さんのほうで、主だった被害はないというようなことでありますけれども、ご答弁ありましたとおり、釧路管内のほうでは、やはり牛に対しての威嚇もありますし、牛を傷つけるというようなこともあったというような話も聞きました。それから、あと実際、特に札内の場合は、市街地に近いところに繁殖しているところがあるわけなので、市街地に出る可能性というのが今後も考えられると。一度タンチョウが行った場所は安心して来てしまうというようなことも教示されました。なので、そこで、市街地で今後、札内特有として出てくるということもあり得るわけですが、そのあたり、電線の心配というのもありましたけれども、そのほか市街地の中で、こんなことが懸念されるのではないかなというようなことで、町のほうで考えられていることはございますでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 農林課長。

○農林課長（香田裕一） 先ほど町長が答弁したとおり、市街地での事例というものは少ないのですけれども、釧路管内のほうで起きている事例といたしましては、道路のほうに出てきて、交通事故の可能性のあるというような問題が生じているというのは聞いております。

○議長（寺林俊幸） 小田議員。

○2番（小田新紀） こういった事例があったということは、そんなに数少ないので、承知していない

部分たくさんあるのですけれども、実際、昨年そういったところで出たときに、子どもたちがどういう反応するのかなという部分であったりとか、あとある方のご意見ですと、ごみとかという部分なんかも大丈夫なのだろうか、あさったりしないのだろうかというようなこともありました。また、それから一方で、根室管内であったそうなののですけれども、私ももともと本州の人間なので、タンチョウを見ると今でも感動してしまうのですけれども、それをやっぱり写真撮りたいと、車を止めて、そういったところで車による人身事故なんかも実際起きてしまったというようなこともありますので、そういった幅広い見方の中で、調査しておくということは必要なというふうに感じました。

今後、その対策方法にということに移りますけれども、やはり国の天然記念物ということもございますけれども、タンチョウを守るという視点も、人の生活を守るというのもありますけれども、タンチョウを守るという視点も、今後そういう視点で対策をしていかなければいけないかなというふうに思うわけですが、例えば、それこそ市街地のところに出たときには、専門家によれば追い払ってくれと。タンチョウにとっても、人にとっても市街地に出ることはやっぱりいいことではないので追い払ってほしい、ここは危ないよということで追い払ってほしいということですが、先ほど、ドローン等、あるいは音とかで威嚇する追い払いというのをご答弁でありましたけれども、追い払う方法によってはタンチョウを刺激してしまって、慌てて事故を起こす、あるいは人にぶつかってくる、牛に衝撃を与えてくるというようなこともあるというふうには聞いておりますが、その辺の把握というのは、方法というものでお考えがありましたら、お聞かせいただければと思います。

○議長（寺林俊幸） 農林課長。

○農林課長（香田裕一） タンチョウの被害対策ということで、農業被害対策に関しましては、環境省のほうからパンフレット等も出ておりまして、それに基づいて、先ほどお話が出ましたドローンですとかによる追い払い、それと物理的に侵入させないように、牛舎の入り口にチェーンを張ったりですとか、シートを、ネットを張ったり、堆肥場の場所を考えたりですとか、デントコーンの散乱対策、コーンサイレーズとかにネットを張るというような対策が考えられますので、今後これらについて農業者のほうに周知をしていって、対策等をとれたらというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 小田議員。

○2番（小田新紀） 今、農業者の方ということでありますが、市街地に対しての住民周知していくということでありますが、具体的にはこういった内容を、そしてこういった方法でというようなことはお考えあるでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 経済部長。

○経済部長（岡田直之） 住民に対する周知、市街地でありますけれども、基本は見守るということでありまして、今、農業被害と同じように町場に出てきたときにも追い払うしかできませんので、具体的にはそういった手法を伝えるとともに、タンチョウがここにいるという生物多様性というのですか、そういったことのすばらしさも、できればお伝えしながら共生できる社会が実現できればいいというふうに考えております。

○議長（寺林俊幸） 小田議員。

○2番（小田新紀） まさにおっしゃられたとおり、共生という部分もやはり必要だなと。害となる動物ではございませんので、やはりそこをいかに地域住民の人たちが、この町が共生していくということが私の質問のテーマでもあるわけですが、そこも専門家の話になってしまうのですけれども、今後のあり方として、やはり問われているということでもあります。タンチョウが住む条件として、餌があるかというようなことも当然、それから川沿いであったりとか、そういった湿地ですよね、そういった部分の自然環境、そして何よりも人がそれをどう捉えるかということとか、人がタンチョウがいることをよしとするかしないのかというようなことが問われると。そこら辺を飛んでくれだったらいいのではないの、そこら辺にいるくらいだったらいいのではないのというような捉え方で、今あったとおり、見守りつつ追い払うというような体制、あるいは農家の方々もそういったことで大切にしながら共生していくというようなことで、そういった部分では、町の考え方あるいは地域

の人の考え方、そういったことが問われてくる、ちょっと大きな問題になってしまっているところもあるのですよというような話があったわけです。

そういったところで、うちの町としても、まだまだご答弁あったとおり、事例が少ないということでございますので、またそれから喫緊の課題でもないということも承知はしております。ただ、今後やはり対策あるいは考えていかなければいけないことだなというふうに思いますが、そういった部分で、専門機関との連携という部分で、町としての何かお考えはあるでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 共生というお話が出ましたけれども、この共生とは何ぞやということが、私は非常に難しいなと思っております。ツルが人里に下りてくる、あるいは市街地へ入ってくる、それを見守ることが共生なのかといたら、ちょっと違うのだろうな。やはり入ってくるということは、そこには危害を加えるということも考えられるわけで、動物であったり、子どもに対してですね。ですから、そこはやっぱり住むところはしっかり分ける。分けながら、上空飛んでいくのは、あっちから来たね。あるいは畑の向こうのほうに行ったときには、ツルが休んでるなというふうに見守ることはいいのですが、一緒に住むということは共生ではないというふうに私は思っていますので、そういった中で、お互いが安全に暮らせるようにするために、人間が、ツルがですね、そのためにはどういったアドバイスというか方法があるのかということは、やっぱり専門家に聞かないと私だけでは分かりません。一番怖いのは、人慣れすることが一番怖いというふうに思っていますので、そうしない中で、それぞれの住むところを分かち合って、共存するという方法について、これはやっぱり専門家の意見を聞いた中で、どういった方法がいいのかということが見極めていかなければならないなというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 小田議員。

○2番（小田新紀） 今後、そういった専門家の意見というのは、私も本当に今回聞いて、本当に勉強になることばかりで、知らないことばかりで、よかったわけですがけれども、うちの町にも知られていない巣がやっぱりあるということで、一番心配されているのは、巣を見つけるといのは、なかなかそんな簡単に見つけられるものではない、我々の中ですね。知らない中で、道路の、町道の工事が始まってしまったりとか、あるいは今だとソーラーパネルを建てられる業者さんで、そういったところに知らないで建ててしまうというようなことも心配だというような意見もありました。本当に先ほども申し上げましたとおり、喫緊の課題ではないというふうには思いますけれども、こういった世界中に見ても珍しいというタンチョウが、この地域にたくさん増えてきているという現状については、今後把握して、緩やかな対策を立てていくべきかなというふうに考えます。

その上で、今、町長もおっしゃられたとおり、本当に隣同士一緒に住むということではないですから、でも、そういった夢のあるやはりタンチョウというような、個人的な思いはあります。観光客も、ある意味、観光資源にしてくれという専門家の話もあるわけですがけれども、そういったことも含めて、タンチョウとともに本当の意味で共生という、お互い安全に共生していくというような夢のあるそういったストーリーを描けるような、そんなまちづくりということになっていったらいいなというふうに願います。ちょっと最後に、そんな思いはいかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） タンチョウであるとか、ハクチョウは、見た目がきれいで観光資源になり得るものだというふうに思います。ただ、これはあくまでも野生動物で、私は熊も鹿もキツネも変わらないというふうに思いますので、そこはやっぱりしっかりと人間の住むところ、野生動物の住むところというのを隔てながら、緩衝地帯の中にあって、そこからきれいだねとか、かわいらしいねというふうに眺めるのが、一番好ましい姿であろうというふうに思いますので、そういった方法に進められるのであれば、取組を進めたいというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 小田議員。

○2番（小田新紀） 私もこのタンチョウの世界に足を突っ込んでしまいましたので、しっかりとこれ

で終わりにせずに、調査・研究をしながら、ともにいい町をつくっていこうというふうに考えておりますので、これで質問を終わります。

○議長（寺林俊幸） 以上で、小田新紀議員の質問を終わります。

この際、14 時 10 分まで休憩いたします。

13：55 休憩

14：10 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、藤谷謹至議員の発言を許します。

藤谷謹至議員。

○4 番（藤谷謹至） 通告に従いまして、質問をさせていただきます。

世紀の発見ナウマン象化石骨発見から 50 年、記念事業終了後の考え方について。

1969 年 7 月、旧忠類村晩成の道路工事現場で象の歯の化石が見つかった。翌年 6 月から本格的な化石発掘調査が開始され、日本で初めてのナウマン象 1 頭分の化石骨が発見された。全身骨格標本のレプリカは 23 体つくられ国内・国外にも展示されている。

今回のナウマン象化石骨発見 50 周年記念事業の中で、ナウマン象記念館で開催された特別展「忠類で発見された化石たち～忠類ナウマン象化石の里帰り～」では、北海道博物館に収蔵されている全 47 個の化石骨が十勝で初公開され、10 月 5 日から 11 月 4 日までの来場者数は 3,181 人に上り、年間入場者数は過去 10 年で最多を更新する見込みであると報道されました。

また、足跡化石の発掘調査では、新たに足跡化石と見られる二つの「くぼみ」も発見され、さらなる夢も膨らんでいます。

今後、再々発掘などナウマン象化石骨発見 50 周年記念事業後の考えを伺う。

①ナウマン象化石骨発見 50 周年記念事業の現時点での主な検証結果は。

②限られた日程で再発掘調査は予想以上に順調に進んだとされた。来年度以降の調査についての具体的な考えは。

③町内の小中学校での記念館利用実績とナウマン象化石骨の学術的価値を授業等にどう活用しているのか。

④1988 年に建設されたナウマン象記念館の展示物を含めた施設のリニューアルや学芸員の配置等を含め、今後いかにナウマン象化石骨の価値を高め活用し、地域振興へとつなげていくのか。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 藤谷議員のご質問にお答えいたします。

「世紀の発見ナウマン象化石骨発見から 50 年、記念事業終了後の考え方について」であります。

忠類ナウマン象化石骨は、昭和 44 年 7 月 26 日に発見され、ことしで 50 年の節目を迎えましたことから、当時を顧みて忠類ナウマン象の学術的価値と歴史を再認識し、さらなる地域振興を目的に、50 周年記念事業を開催してまいりました。

記念事業では、「象」のつながりから、札幌円山動物園の象に忠類小学校で育てたカボチャをプレゼントする「かぼちゃプロジェクト」を実施したほか、ナウマン象とマンモス象がともに発見されている本町と北広島市のつながりから、北広島マンモス象の実物大模型をお借りし、展示するとともに、北海道博物館に収蔵されている全 47 個の化石骨が里帰りをして、ナウマン象記念館で特別展を開催したところであります。

さらに、50 年前と同じ化石骨発見現場で行った、ナウマン象足跡化石の発掘調査では、ナウマン象の足跡化石の可能性のある二つの「くぼみ」が確認されるなど、新たな発見に期待をしているところであります。

ご質問の1点目、「ナウマン象化石骨発見50周年記念事業の現時点での主な検証結果は」についてであります。

忠類ナウマン象化石骨発見50周年を記念して、世紀の大発見で沸いた当時を振り返り、忠類ナウマン象の学術的価値と歴史を再確認することを目的に、記念講演や特別展などを開催してまいりました。

これら記念事業の検証についてであります。その一つとして、子どもたちの体験の場として実施した特別展の準備の中では、里帰りした化石骨の展示作業と北広島マンモス象の実物大模型の組み立てを忠類中学校の生徒47人に体験してもらったり、忠類小学校6年生14人には、マンモス象の模型の仕上げ作業に挑戦してもらうなど、忠類の宝物に触れる機会を与えることができたものと考えております。

さらに、化石象と現代象の「象」つながりとして実施した「かぼちゃプロジェクト」では、忠類小学校6年生9人が修学旅行の自主活動の中で、札幌円山動物園を訪れ、育てたカボチャを象にプレゼントするための寄せ書き目録を贈るとともに、象舎に足を踏み入れ、象の特徴や習性について学ぶなど、子どもたちへの貴重な体験につなげることができました。

また、50年前の発掘に携わった北海道教育大学名誉教授の木村方一氏、かぼちゃプロジェクトを提案した札幌市円山動物園飼育展示課調整担当係長の朝倉卓也氏、ナウマン象と思われていた歯の化石をマンモス象のものと同定した滋賀県立琵琶湖博物館館長高橋啓一氏をお招きし、記念講演会を開催いたしました。

講演会では、発掘当時の様子や象の歴史、忠類のナウマン象の価値などについて紹介され、改めて多くの方にその魅力やすばらしさを認識、あるいは再認識する機会になったものと考えております。

このような記念事業を実施した結果、忠類ナウマン象記念館の入館者は、10月5日から11月4日までの特別展期間中、3,181人の来館をいただくとともに、11月末現在の入館者数は、合併した平成18年度以降最多となる1万4,461人を記録し、大きな事業効果があったのではないかと推察いたしております。

ご質問の2点目、「来年度以降の調査について具体的な考えは」についてであります。

再発掘調査では、北海道博物館や足寄動物化石博物館など、多くの方にご協力をいただき、10月29日から11月2日に化石骨発見現場で行ったところ、足跡化石の可能性のある二つの「くぼみ」が発見されたことから、現地でシリコン型及び石膏型を採取し、調査写真とあわせて足跡化石専門家に分析を依頼いたしました。

今回、発見した二つの「くぼみ」の位置は、地表から1メートル前後下の地層で、その50センチメートル上からは昭和44年にナウマン象化石骨が、2メートル下からは平成20年にナウマン象の足跡化石がそれぞれ発見された層準に当たり、現状では、ナウマン象の足跡の可能性はあるものの、「くぼみ」の保存状態が悪く、現時点では具体的な動物の同定には至っていないところであります。

このため、同定に必要なデータを得るため、足跡と思われる二つの「くぼみ」の進行方向となる北東方面の山側を調査し、「3歩目」あるいは「4歩目」が発見され、さらに保存状態がよければ、具体的な動物名、肩から腰までの体長、年齢などを明らかにできる可能性がある、今回ご協力いただいた北海道博物館からお聞きしております。

このことから、足跡が同一個体と確認することができれば、道内初の事例となるため、「3歩目」「4歩目」を発見する調査を行い、ナウマン象の生態解明に近づく手がかりを得たいと考えているところであります。

ご質問の3点目、「町内の小中学校での記念館利用実績とナウマン象化石骨の学術的価値を授業等にどう活用しているか」についてであります。

はじめに、町内の小中学校での記念館の利用実績についてであります。本年度、小学校では社会科や生活科、総合学習の授業の中で2校76人が「忠類ナウマン象化石の里帰り展」や施設の見学を行っており、中学校では総合学習の授業の中で1校47人がナウマン象特別展示の準備に携わるなど、記念館を利用し、さらに今後、小学校1校116人が社会科の授業で利用する予定となっております。

次に、ナウマン象の化石骨の授業への活用についてであります。社会科副読本において、小学校3年生では、「わたしたちのまち みんなのまち」の中の「忠類はナウマン象発掘の町」で、ナウマン象の復元骨格の写真やナウマン象の大きさを、小学校4年生では、「郷土を開いた人々と時代の移り変わり」の中で、ナウマン象記念館や化石発掘の様子を掲載し、それぞれ授業の中で学習しているところであります。

今後におきましても、本町におけるナウマン象化石骨の学術的価値をより多くの子どもたちに知ってもらうため、またふるさと教育としての横断的な教材として、社会科副読本による授業をはじめ、総合学習の授業や学校行事などで記念館を利用するなど、地元にある生きた教材の活用について、工夫してまいりたいと考えております。

ご質問の4点目、「ナウマン象記念館の展示物を含めた施設のリニューアルや学芸員の配置等を含め、今後いかにナウマン象化石骨の価値を高め活用し、地域振興へとつなげていくのか」についてであります。

北海道の象化石の中で、体の骨が発見されているのは忠類だけであり、そのため、今後「化石骨」を対象とした新しい分析手法が開発された場合、当時の食物の種類や食べ方など、新たな成果が得られることにより、化石骨の学術的価値は一層高まると推測されます。

約12万年前の化石である「ナウマン象」と「ヤベオオツノジカ」が発見されている発掘現場は道内でも珍しく、またナウマン象と偶蹄類の足跡化石が発見されているのは忠類だけであり、これらの化石が埋没していた地層とあわせて調査することにより、「骨と地層の両方を対象とした調査分析を行うことができ、学術的に高い結果が得られることになる」と、今回、再発掘調査にご協力をいただいた北海道博物館の学芸員よりご意見をいただいたところであります。

こうしたことから、本年度の調査結果を踏まえ、来年度も引き続き発掘調査を実施していくとともに、ナウマン象記念館の展示物についても、昨今の研究により、記述内容を見直す必要性が生じたことに加え、開館から31年が経過し、展示機器の更新等、リニューアルについても考えなければならぬ時期に来ていることから、今後、北海道博物館や足寄動物化石博物館など専門的なご意見をいただきながら、その確認作業を進めてまいりたいと考えております。

なお、専門的な学芸員の配置につきましては、忠類ナウマン象の調査・研究のみならず、幕別町蝦夷文化考古館や幕別町ふるさと館の収蔵資料の整理、調査などの課題も含め、総合的に検討してまいりたいと考えております。

以上で、藤谷議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 藤谷議員。

○4番（藤谷謹至） 再質問させていただきます。

忠類ナウマン象化石骨発見50周年記念事業ということで、チラシに「あさみどりひろがる丘に象ひとり」この「あさみどり」というのは、「浅い緑」ということで、あとほかに「朝の緑」を表現したという二つの意味にとられることができるというふうに出ていましたけれども、この50周年記念事業でございますけれども、大まかに言うと五つの柱によって記念事業が行われたと思っております。それに関して、さまざまなおところにご協力いただきまして、北海道博物館であるとか、あと円山動物園、いろんな協力のもとで、この事業が成功したというふうには私は思っております。結果的に私は大成功だというふうには思っております。

昭和44年といいますと、私が昭和34年生まれですから、ちょうど10歳のときでございます。当時、忠類村でしたけれども、3,000人の人口があつて、それに1万五、六千人にごった返したわけでございます。その当時というのは、私は小学生でしたから、そんなに記憶にないのでございますけれども、同年代であります鎌田主幹も忠類村出身で私と同じ年、同じ学年で現場にスクールバスで行ったという記憶がございます。

今回の特別展でございますけれども、大まかに分けまして「記念講演」、次に「特別展」、これは忠類ナウマン象の里帰りということで、初めて、47体全ての発掘された化石骨が忠類に里帰りしたと、

それが10月5日から11月4日。次に3番目、再発掘、これが10月29日、11月2日。4番目に、先ほど教育長の答弁の中にもございました子どもたちの「かぼちゃプロジェクト」。これからやろうであろう映像での記録を残すというところが多分残っているのかなと思いますけれども、そういう考え方でよろしいか、その点を確認したいと思います。

○議長（寺林俊幸） 教育部主幹。

○教育部主幹（鎌田 浩） お答えいたします。

現在、事業の流れといたしましては、今おっしゃったとおり「特別展発掘」「かぼちゃプロジェクト」については終了しております。記念映像につきましても、各講演から始まりまして、発掘調査につきましても、撮りだめをいたしまして、また編集についてはこれからの作業ということになっています。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 藤谷議員。

○4番（藤谷謹至） 今回、再発見ということで「くぼみ」が発見されたということで、新聞報道でこんなに取り上げられたことは、かつて、分からないですけれども、なかったぐらい取り上げられたと思います。特に、10月28日からの再発掘調査では、連日にわたって新聞報道をされました。私は、そのたびに切り取っておいたのですけれども、過去を調べてみますと、十勝毎日新聞社さんでは5月17日を皮切りに、およそナウマン象関連の記事は約28回、北海道新聞社さんでは1月29日「忠類ナウマン象発見50年で記念事業」というのを皮切りに、30回。これ、きょう朝出るときも、3日前から上中下と3回全道版にいろいろ紹介していただきました。本当にその注目度がいかに高いかということが証明された結果になるのかなと思っています。この中で、上中下、北海道新聞さんで取り上げていただいた中で、「限られた予算の中で」という文面が載っておりましたけれども、私、まさに限られた予算の中で、今回の発掘記念事業は大成功だったというふうに、先ほども言いましたけれども思っております。記念事業、11月4日に終わったばかりなので、1か月でこれを点検しろというのはちょっと無理な部分もございますけれども、このナウマン象の熱気が冷めないうちに一般質問をしようと思って、私はしたわけでございます。

次の、限られた日程で再発掘調査、新聞紙上で予想以上に順調に進んだとされた部分の質問でございますけれども、「来年度以降の調査について具体的な考えは」というところで答弁をお願いしたところ、この答弁の中でちょっと確認したかったのですけれども、足跡が「3歩目」あるいは「4歩目」が発見されて、さらに保存状態がよければ、具体的な動物名、肩から腰までの体長、年齢などが明らかにされると。足跡が同一個体と確認することができれば、道内初の事例となるため、「3歩目」「4歩目」を発見する調査を行うということは、発見できなければ行わないという考え方なのか、その辺の考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 教育部主幹。

○教育部主幹（鎌田 浩） お答えいたします。

今回、発見された足跡が連続して2個あったということであります。方向性が、北東方面の方向に、北東方面から来たのか、こっちから北東方面に行ったのか、それはまだ分からないのですけれども、そちらのほうを掘ることによって、要するに、ことしの1歩、2歩、3歩、4歩があるのではないかという、続いているという考えがありまして、そちらを掘ってみるということになります。それで、ことし掘った跡が、ここに書いてありますように、保存状態があまりよくなくて、象の足跡であるだろうというまだ推測のもとでしかないのですけれども、その地層の下にもまだくぼみがあるという状態もありますので、とにかく次の3歩目、4歩目も掘ってみないと、それが本当に象の歩いた足幅といますか、それを確定できれば象ではないかということになります。それと、今はくぼみのひづめを鑑定しておりまして、象の足のくぼみなのか、偶蹄類のくぼみなのかというところも、今調査しているところでありますけれども、とにかく次の3歩目、4歩目の土を削る調査を、来年行いたいという意味合いでございます。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 藤谷議員。

○4番（藤谷謹至） 確認されれば発掘するのか、確認されなくても、何ていうんですか、来年、再発掘は行う前提で言われているのかという確認だったのですけれども、分かりました、再発掘はするということで確認、4番目の質問の中で、再発掘はするという教育長の答弁がございましたから、一応確認させていただきましたが、答弁の中で、調査写真とあわせて足跡化石専門家に分析をお願いしているという答弁がございましたけれども、この分析はいつごろになるのか、その辺の日程といいますか、予定をお聞きしたいと思うのですけれども、いかがですか。

○議長（寺林俊幸） 教育部主幹。

○教育部主幹（鎌田 浩） お答えいたします。

今、一緒に写真を送って調査しているということは、くぼみについては石膏でとった跡とシリコンでとった跡、両方を送っていますけれども、ただ、鑑定には土を掘っている場所のところから見ていかないと、それが例えば大きな石が入っていた場合に、それがひづめの跡でできた化石なのか、石でできたひづみなのかというのが分からないということで、写真と先ほど記録ビデオにもありましたけれども、ビデオを見ながら今鑑定作業を進めているという状態であります。希望としては、今、何とか2月ごろまでという希望をこちらでは出しているのですけれども、何せ足跡化石を鑑定する方が、今のところベテランの鑑定の方が高齢者の方で1人ということで聞いていますので、ちょっとその方が今一生懸命やっているという。このくぼみだけの鑑定ではなく、ほかの鑑定もやっていますので、なかなか早くは出ない状態ですけれども、ちょっと保存状態が悪くて、しばらく時間がかかるというのも聞いております。何とか2月ぐらいまでには答えを出していただいて、よい結果なり、何なりの報告ができればなというふうにして希望は出しております。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 藤谷議員。

○4番（藤谷謹至） 分かりました。

この足跡化石というのは、2006年、平成18年2月6日に合併したわけなのですけれども、平成20年の40周年事業で確認されたものだと思っております。足跡化石はナウマン象化石の年代を測定する調査で、北海道初のナウマン象の足跡と判明されまして、当時の調査では、偶蹄類の足跡も確認されているというところで、私は調べたのですけれども、複数の足跡化石が見つければ、群れによる移動などナウマン象の暮らしを伺う手がかりになるというふうに言われております。

今までの発掘調査は、最初に行われた調査から40周年の調査まで期間がある程度あいてまして、40年から11年後に再発掘が行われたという経緯がございます。その間、教育長等代々かわられましたけれども、40年では偶蹄類の足跡、私はナウマン象の足跡だと思うのですけれども、それが発見されてから11年間何も再発掘しなかったというところに関して、どのような考えがあるかお尋ねしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 10年以上間隔があいたのではないかということですが、確かにそういうことでございますけれども、やはりこういった記念事業といいますか、それに関しては節目、節目というのが想定されて、ある一定の期間でということで10年を節目ごとに、それぞれ40周年、50周年という形で事業を展開してきたというふうに私は押さえております。

○議長（寺林俊幸） 藤谷議員。

○4番（藤谷謹至） 記念事業ごとに再発掘を行っている状態だというのは、今までだと思いますけれども、今回、このように大きく取り上げられて、今後の考え方ですね、今後の発掘調査のあり方について、どのような考えを持っているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 答弁の中でも申し上げましたが、今回のナウマン象の足跡だと思われる

くぼみというのが、またこれが貴重な発見であるというふうには認識をしております、3歩目、4歩目が見つかる可能性があるというようなことで、来年度においても、引き続き発掘調査を実施する予定でありますので、そこでの結果にもよるかもしれませんが、引き続きこういった事業自体が忠類の活性化につながっていくものと、私は思っておりますので、何らかの形で調査なりが続けていけたらいいかなというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 藤谷議員。

○4番（藤谷謹至） 1回確認なのですけども、私が調べたその40周年の化石の足跡というのは、これ足跡として認識してよろしいのでしょうか。ちょっと確認したいと思います。

○議長（寺林俊幸） 教育部主幹。

○教育部主幹（鎌田 浩） ナウマン象とは言っていませんけれども、象の足跡であるということと偶蹄類の足跡が見つまっているということでは、発表されております。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 藤谷議員。

○4番（藤谷謹至） ナウマン象の足跡ではないと、偶蹄類というところで考え方を押さえておいてよろしいのでしょうか。象の足跡、分かりました。しかし、ナウマン象かはちょっと分からない。分かりました。

今、再発掘調査の関係でございますけれども、今回は全ての50周年記念事業を含めまして316万円というぐらいの予算だと思います。そのうち、再発掘にかかっている経費というのはどの程度のものなのか、雑駁にですけれどもお尋ねしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 教育部主幹。

○教育部主幹（鎌田 浩） お答えいたします。

発掘調査にかかった費用ということですね。主に穴を掘る機械代が主ですけども、全体で53万円ぐらいということでございます。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 藤谷議員。

○4番（藤谷謹至） 地元の業者さんにもかなり協力されたと思いますけれども、かなりの低額で再発掘調査が行われている現状だというふうには認識しました。教育長の答弁の中で、これだけの発見がある場合、これからも続けていきたいという考えをお聞きしましたので、範囲によっても違うだろうし、発掘するところが道有林の中という、道有林の現場を修復するということもあるでしょうから、これは一概には言えないと思いますけれども、やはり継続的に発掘されていくことが大切なのだろうというふうに思います。

あと、今回の再発掘調査は6人と少人数であったというふうに聞きました。その中でも、忠類出身の岩谷維千歌さんとか、下音更中学校の理科の教諭であります岡久先生ですか、地元の方にも協力をお願いしたと。6人という調査団の少ない人数で、しかも短期間でこのような大きな成果を上げたということはすばらしいことだと思いますけれども、今後、再々発掘の調査の規模についてお考えがあればお尋ねしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 規模についても、まずは来年度、再々発掘をした上での結果を見ながら、その後の継続についてもこれから検討していかなくてははいけない。必ずしも続けてできるということではなくて、その辺は、やはり発見の希少性だとか学術的価値だとか、そういったことも踏まえながら判断してまいりたいというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 藤谷議員。

○4番（藤谷謹至） これは勝毎の新聞で、「掘れば出る」というところで私はピンときて一般質問をしたこともありますけれども、この中で、教育長は、やはり規模や財政面など課題があるけれども、継続できるように努めていきたいと。前向きなのか四角四面なのかちょっと分からない答弁だったの

ですけれども、また教育部長も答弁、新聞に載ってございました。この新聞紙上では、お二人とも調査していきたいという考えで私は見たのですけれども、この時点でも、その考え方でよろしかったでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 先ほども申し上げましたけれども、このナウマン象関連のものについては、これ忠類の宝でありますし、ひいては幕別町の宝であります。そういったことも含めて、気持ちとしてやっていきたいという気持ちはございますけれども、先ほども申し上げましたけれども、今後の結果によって、その規模ですとか、それ以降どうしていくのかというのは、判断しなければならないというふうには思っております。

○議長（寺林俊幸） 藤谷議員。

○4番（藤谷謹至） 長野県の北にある野尻湖というのが、ナウマン象やオオツノジカの化石骨の宝庫と言われてございます。信濃町でございますけれども、野尻湖ナウマンゾウ博物館、これは学芸員もいると思いますけれども、昭和59年に開設されて、1962年の第1次発掘調査から20回以上の発掘調査。これは、野尻湖というのは湖でございまして、水力発電が2年に1度、湖の水を抜くために湖底が低下すると、そこを利用して化石骨の発掘を行っている。2年に1度ですから、大体、20回以上行っているわけでございます。この発掘調査は、民間の学術団体であります野尻湖発掘調査団というところになっているわけで、毎回3月の水力発電の湖底が低くなる時にやっている、2年に1度ですね。

この発掘作業は専門家ではなくて、北海道から沖縄まで各地から集まった、子どもから大人まで今まで2万4,000人を超えているようでございますけれども、行っておりまして、博物館発行の資料によりますと、地元住民と信濃町役場の援助が中心でございまして、そのほかにはどこかの資金に頼ることなく、売り上げ収入ということで、博物館の売り上げ収入も含めてのことだと思いますけれども、あと参加者の参加費用ですね、あと書籍が主な財源になっている。いわゆる手弁当で行われているという形がとられております。発掘には、子ども、大人もみんな必ず一つの係や班に入っていて、仕事を分担して、いわゆるお客様をつくらない方式でこれを「野尻湖方式」というふうに呼んでいるようでございます。これは発掘場所の広さ等、その環境もありますから、独自なことだと思いますけれども、発掘においても、今回、地元の方々が手伝ったように、学芸員からレクチャー等を受けて行う体制も考えられないかなとは思っておりますけれども、そのような考え方についてどう思われるか、お考えを伺いたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 来年度の調査におきましても、北海道博物館なり、足寄の博物館のご協力をいただきながらやっていかないといけないというふうに思っておりまして、そういったことから、一緒にやっていく、携わっていただける、現在もボランティア的な形でやっていただいておりますけれども、そういったことも含めて、どうしても、先ほど来申し上げる、それ以降の調査ということに関しては、現段階でははっきりしたことは申し上げられないのですけれども、その辺は例えば、財源というのが一番ネックになるかと思っておりますので、例えば、クラウドファンディングの活用とかそういうことも含めて、また町長部局とも相談をさせていただきながら進めていきたいというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 藤谷議員。

○4番（藤谷謹至） 分かりました。

あと1点確認なのですけれども、去年は記念館オープン30周年記念事業、今年度はナウマン象化石骨発見50周年事業、来年はナウマン象化石発掘事業50周年だと記憶してののですけれども、来年度の化石の再発掘事業、何か冠をつけて行う考えはございませんか。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 来年度の事業なのですけれども、今、再々発掘については引き続き実施したい

なという方向で考えておりますけれども、ほかの事業に冠をつけてということは、今、検討中でございまして、議員がおっしゃられるように来年度は発掘 50 周年記念事業ということに、もしやるとすればそういう形になろうかと思っておりますので、そういったことも含めて、検討させていただきたいというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 藤谷議員。

○4 番（藤谷謹至） 分かりました。ぜひ、検討していただきたいと思います。

次に、3 番目の町内の小中学校での記念館利用実績と、ナウマン象化石骨の学術的価値をどのように授業に生かしているのかという質問に移りたいと思っておりますけれども、答弁の中では、なかなか今までは、利用がなかったと、今回の 50 周年記念事業で、改めて学校のこれからも利用を考えているという答弁だと思ったのですが、そのような考え方でよろしいでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 今までの利用がなかったということではなくて、私の答弁で申し上げたのが、本年度の利用について数字を申し上げたところでありまして、例年、数校やっばり学校の利用がありまして、今まで利用がなかったということではなくて、さらなる活用をということでございます。

○議長（寺林俊幸） 藤谷議員。

○4 番（藤谷謹至） この記念事業が終わっても、小学校で 116 人が社会科の授業で利用するということになっていると。そして、今までも利用はあったと、学校の利用で記念館を使っていると。これは、その利用はいいのですけれども、その説明に関しては、どのような形で行われているのかお尋ねしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 教育部長。

○教育部長（山端広和） 基本的には総合学習、総合的な学習の時間を活用して、館に出向きまして、館のそこに常駐する職員からの説明を受けて、その中で、授業の中で学んでいると。そして、館内を見学しているというのが内容でございます。

○議長（寺林俊幸） 藤谷議員。

○4 番（藤谷謹至） 分かりました。

その質問をしてから 4 番目のナウマン象記念館の展示物を含めたりリニューアル、学芸員の配置等を含めた関係に移らせていただきたいと思いますけれども、やはりこの学校利用でも、記念館をこれから利用するにしても、先ほど教育長が申された再発掘をこれから継続していくにしても、一番大切なのは、私、学芸員の配置かなというふうに思っております。答弁の中では、これから専門的な学芸員の配置につきましては、忠類ナウマン象の調査・研究のみならず、幕別町蝦夷文化考古館や幕別町ふるさと館の資料収集の整理、調査などを課題を含め、総合的に検討するという答弁でございますけれども、この学芸員に関しては、平成 26 年の予算特別委員会で先輩議員からも質問がございましたし、平成 29 年の予算特別委員会でも質問が出てございました。そのときの教育長は前教育長だと思いますけれども、そのときの答弁は、やはりその蝦夷文化考古館とふるさと館、ナウマン象記念館を含めたこの三つの部分で地域おこし協力隊で学芸員を持った方の登用も含んだ中で考えていきたいという答弁だったと思います。教育長の考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 学芸員の配置につきましては、以前に議員がおっしゃられますように、学芸員資格のある地域おこし協力隊員の配置を模索していたというところがございましたけれども、これがなかなか難しく、実現しなかった経過がありますけれども、蝦夷文化考古館、答弁の中でも申し上げましたけれども、蝦夷文化考古館あるいはふるさと館の改築等の課題もございます。やはりその学芸員を採用するということになれば、町の職員全体の配置計画とか、あるいは財政負担、そして本当にふさわしい人材がいるのかどうかというところがあるかと思っておりますので、そういったことも含めて、総合的に勘案しながら町部局とも協議をして進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 藤谷議員。

○4 番（藤谷謹至） 29 年度の答弁も同じ答弁でございましたし、なかなか進んでいない。学芸員を配置するぐらいのある程度の予算も必要だと。それも全部分かるわけでございますけれども、幕別町の三つの資料館を持つというのは、なかなかない町であるというふうに認識しておりますし、特にナウマン象記念館は世界的に学術性の高いものでありますし、今回これだけ、先ほどからも言っているように、注目を浴びているものでございます。子どもたちの授業等に生かすためにも、ナウマン象記念館の利用を増やす上でも、再発掘をして研究していく上でも、これは学芸員を配置するという考えは避けて通れないものだと思います。先ほど、町長のほうでも特色のあるまちづくりということで、先ほど答弁ありましたけれども、なかなかこのような化石というのは、全国、ナウマン象、結構かなりのものが発掘されていますけれども、北海道のあの地域で 1 頭分というのはやはりこれ珍しいし、地層も大変研究に値すると。今回の北海道博物館の学芸員も、さらにこの価値があるというふうに認めているわけでございます。これ、ぜひ町部局としっかり話し合っていて、学芸員の配置、これ検討していただきたいと思いますけれども、もう一度、教育長のお考えをお伺いします。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 私の答弁があまり前向きになったというような感じではなかったのかもしれないですけれども、私としては、前回、前々回、先ほどお話ありましたように、地域おこし協力隊員というお話の中での学芸員ということで、答弁を過去にはしていたかと思っておりますけれども、私はできましたら職員としてということで、正職員としてということで検討してまいりたいというふうに思っております。ナウマン象については、おっしゃられるように、これは幕別の強みになるのではないかなというようなことがございますので、そういったことも含めて検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 藤谷議員。

○4 番（藤谷謹至） 分かりました。

この後、ナウマン象記念館のリニューアルの関係だったのですが、答弁の中でリニューアルを考えていくということで答弁をいただきました。30 年たってまして、中の施設は当時としてはハイテクであつたろうと思われましても、ビデオテープと音声聞き取れなかったり、なかなか不具合が生じているというふうにお聞きするところもございます。人が多く入館されるところでございますし、さらに重要な施設を皆さんに知っていただくためにも、機器の更新等をしっかり調整していただきたいと思っております。それと、特徴あるドーム型の建物でございますけれども、一点、耐震性について、耐震診断、ちょうど 1,000 平米なくて、970 何ぼとかぎりぎりぐらいのあれなのですけれども、その辺の確認だけしたいと思っております。

○議長（寺林俊幸） 建設部長。

○建設部長（笹原敏文） 建物の耐震性につきましては、建設年度が 63 年ということですので、建築基準法上で言いますと、56 年を境目としてそれ以降のものについては、一定程度の耐震性を有しているだろうというふうに判断しておりますので、そうした点においては大丈夫ではないかなというふうに考えています。

○議長（寺林俊幸） 藤谷議員。

○4 番（藤谷謹至） 年代的にはそう思われるのですけれども、特徴のあるものでございますし、ドーム型というのが私はちょっと分からないのですけれども、確認していただきたいと思っております。

あと、きょう朝来るときに、スキー場の前、24 号を通って来たのですけれども、町道には、街灯には風見象ということで象がついてございます。風が強いときには象が動くのでありますけれども、スキー場前の 24 号が拡幅、水道埋設工事とか道路を工事してございまして、新しくなった部分、スキー場から総合支所に行くまでの間というのが街灯が新しくなっています。そこが残念ながら、風見象がない状態でございます。それはどのような考えで行ったのか、それ 24 号全部そういうふうに変えるのかそこをお聞きしたいと思っておりますし、あと、ナウマン象のモニュメント、レプリカ等なのですけれども

も、忠類には記念公園、あの施設に親子ナウマン象とか、今言いましたレプリカ、風見象とか、あと、マンホールの図柄にナウマン象をあしらったものとかあるのですけれども、全町的な取組としてナウマン象をもっと活用したらどうかというふうに思うのですけれども、その辺のことだけお聞きしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 忠類総合支所長。

○忠類総合支所長（川瀬吉治） ちょうど24号の拡幅には、地元からの要望がありまして、1メートルでも長くというような延長を延ばしていくというようなことに気がとられておりまして、なかなかそういうモニュメントまでは気持ちは回ってはいかなかったのですけれども、今回の記念講演で琵琶湖博物館の高橋館長が提言いただいたように、周辺施設にモニュメントをとというようなご提案もありましたので、予算管理の建設部と打ち合わせをしながらやっていきたいと思っております。

○議長（寺林俊幸） 藤谷議員。

○4番（藤谷謹至） スキー場の関係は分かりました。

その後、全体的に町全体として、ナウマン象をもっと活用するという点。それとキャラクターですよ、パオくん。キャラクターの図柄というのは、なかなか表にはできないのか分からないのですけれども、忠類在住の方がデザインしたものです。あれを何とか利用できないかなと思うのですけれども、その辺の考え方について質問したいと思います。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） ナウマン象にまつわるいろんなものが今できているわけでありましてけれども、それを全町的にというのは、やっぱり幕別町123年の歴史の中で、まだ合併して13年で、その前に長い歴史がそれぞれの地域にありましたので、それを全町的にナウマン象を売り出したいという気持ちは分かりますけれども、いろんな価値観を持った方がいらっしゃるの、全町的に統一するのはなかなか難しいであろうというふうに思います。ただ、今本当にこれだけ注目を浴びているナウマン象でありますので、そこを使わない手はないというふうに思いますので、しっかりとナウマン象を使ったPRということはやっていきたいなというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 以上で、藤谷謹至議員の質問を終わります。

これで一般質問を終結いたします。

この際、15時20分まで休憩いたします。

15：10 休憩

15：20 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

[付託省略]

○議長（寺林俊幸） お諮りいたします。

日程第3、議案第85号から日程第5、議案第87号までの3議件については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、日程第3、議案第85号から日程第5、議案第87号までの3議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長（寺林俊幸） 日程第3、議案第85号、幕別町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正

する条例を議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第 85 号、幕別町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の 31 ページ、議案説明資料の 43 ページをお開きください。

災害弔慰金の支給等に関する法律が改正され、災害援護資金の償還金の支払い猶予及び償還免除の対象範囲の拡大などが法定され、加えて、災害弔慰金等の支給に関する審議会設置の努力義務規定が加えられましたことから、幕別町災害弔慰金の支給等に関する条例を改正しようとするものであります。

議案説明資料の 43 ページをごらんください。

第 15 条第 3 項は、償還免除、一時償還などに関して、災害弔慰金の支給等に関する法律の規定に基づき事務を進めるため、同法の引用条文を規定しております。

このたびの改正で、同法第 13 条に償還金の支払い猶予の規定が加わるとともに、同法第 16 条に償還猶予や償還免除の判断に際して、借り受け人や保証人の資産状況に係る資料の閲覧や提供を求めることができる規定が加わったことから、引用の条文について改めるものであります。

第 16 条第 1 項は、改正法の努力義務規定に基づき、災害弔慰金と災害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項に規定する町長の附属機関として、支給審査委員会を置くと定めるものであります。

第 2 項は、委員会の委員は 4 人以内とし、同法施行令の規定により、内閣総理大臣が災害弔慰金の支給対象として定める災害ごとに、委員会の委員を町長が委嘱するとするものであります。

第 3 項は、委員の任期を委嘱の日から審査完了の日までとし、第 4 項で委任規定を定めております。

議案書の 31 ページをごらんください。

附則についてであります。第 1 項において、本条例は、公布の日から施行することとし、第 2 項において、条例施行に関する経過措置を定めております。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（質疑なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 4、議案第 86 号、幕別町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例及び日程第 5、議案第 87 号、幕別町都市公園等条例の一部を改正する条例の 2 議件を一括議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第 86 号、幕別町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例、議案第 87 号、幕別町都市公園等条例の一部を改正する条例について、一括して提案理由をご説明申し上げます。

議案書の 32 ページ、議案説明資料の 44 ページをお開きください。

はじめに、議案第 86 号、幕別町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

議案説明資料の 44 ページをごらんください。

国では、地価水準等を勘案し、道路占用料を算定しておりますが、本町においては、道路、都市公

園に係る占用料、使用料等の額を算定する際にこれを標準として定めております。

国は、平成 30 年の固定資産税評価額の評価替え等を踏まえ、本年 9 月に道路法施行令を改正し、令和 2 年 4 月 1 日を施行期日として、道路占用料の額を見直しましたことから、本町においても所要の改正を行おうとするものであります。

別表（第 2 条関係）は、占用料の額を定めたものであります。

44 ページから 45 ページ中段までは、道路法第 32 条第 1 項第 1 号に掲げる工作物関係で、電柱・電話柱などの占用料の改正であります。

次に、中段からは、法第 32 条第 1 項第 2 号に掲げる物件関係で、上下水道管やガス管など、46 ページから 47 ページにかけては、法第 32 条第 1 項第 3 号から第 6 号の鉄道・日よけ・地下室・露店などに関するものと、道路法施行令第 7 条第 1 号の看板・標識などに関するもの、48 ページ上段には、施行令第 7 条第 2 号の工作物と第 3 号の施設、中段から 50 ページまでは、第 4 号から第 13 号の看板・標識・建物などに関するものの占用料の改正であります。

議案書にお戻りいただき、36 ページをごらんください。

附則第 1 項は、本条例の施行期日を令和 2 年 4 月 1 日からとするものであります。

第 2 項は、経過措置として、施行日前の占用に係る占用料については、従前の例によるものとするものであります。

次に、議案第 87 号、幕別町都市公園等条例の一部を改正する条例についてであります。

議案書の 37 ページ、議案説明資料の 51 ページをお開きください。

本条例改正は、ただいまご説明いたしました幕別町道路占用料に関する条例で定めております占用料の額に準拠している都市公園等の使用料について、所要の改正を行うものであります。

議案説明資料の 51 ページをごらんください。

別表第 3（第 9 条関係）は、公園の使用料を定めておりますが、道路占用料の改正に合わせて、同額で改正するものであります。

議案書にお戻りいただき、38 ページをごらんください。

附則第 1 項は、本条例の施行期日を令和 2 年 4 月 1 日からとするものであります。

第 2 項は、経過措置として、施行日前の占用及び使用に係る使用料については、従前の例によるものとするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、一括して質疑を許します。

中橋議員。

○18 番（中橋友子） 一点、評価替えでどのくらい上がったのかということをお尋ねしたいのですけれども、この法の改正の理由が、ただいま説明いただきましたけれども、地価の水準、つまりこれ上がっているんで、地価水準が上がったからうちの町もかえるのだということだと思います。平成 30 年の固定資産評価替えというのがまず出されまして、現在の額というのはこれだと思うのですけれども、国の地価水準に基づいて、うちの町は一体幾ら標準が上がったのでしょうか。評価がかわったのかということです。ずっと見ていますと、値上げしたものがほとんどなのだけれども、中には値下げしたものもあるので、そういった基準というのがどういうものなのか伺いたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 土木課長。

○土木課長（小野晴正） 地価の上がった関係なのだけれども、まず占用料について、今回の国の改定につきましては、占用料の額は、一般的な土地利用における賃料相当額を徴収するという考えに基づいて、道路価格に使用料率を乗じて、さらに占用面積を乗じた額に必要な応じて修正率を乗ずるというような形で、占用料をはじきます。道路価格には、商業地目と平均地目がありまして、平均地目の場合は、宅地、畑、山林それぞれの固定資産税評価額を道路の沿道に存在する割合に従って加重平均することになっております。ただし、畑や山林に属する土地は、造成がなされていないことから、それぞれの価格に造成費を加算した上で加重平均することになっておりまして、幕別町もそうなので

すけれども、土地価格が高くない地方部に関しましては、土地価格が1平方メートル当たり数十円というような価格になるのですけれども、造成費が加算されることから、道路占用料の大部分は造成費の負担金という形になってございます。

今回は平成28年から平成30年度に供用した直轄国道の道路土工の調査値の中央値を造成費としておりますことから、本町の地価が、現在は下落しているような状況にはあるのですけれども、造成価格が上昇しておりますことから、結果として道路占用料が上昇しているというような形になってございます。

（「難しいですね」の声あり）

○土木課長（小野晴正） 本町の評価額という形で算定しているということではないということでございます。

以上です。

○議長（寺林俊幸） よろしいですか。

中橋議員。

○18番（中橋友子） 何となく分かりました。いわゆる商業地と農村部ですとか一般のところとかは価格が違っていて、造成されていないところも、造成費用を見込んで道路価格ですか、それを算定するということで、土地は下がっているのだけれども、その価格が上がったから、今回見直すのだということですね。そういった造成費用とかなんとかというのは、これずっと工事費用やなんかは、そのときの経済状況でいろいろ変わるのだと思うのですけれども、これ何年ぶりの改定なのでしょうか。改定のときのポイント、このときにはするぞというようなものがあるのでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 土木課長。

○土木課長（小野晴正） 基本的には土地の評価になりますので、造成費は含むのですけれども、固定資産の評価額の評価替えのときに占用料も変えているような状況ですので、3年に一度ということになってございます。幕別町は、所在地区分の5級地に該当しまして、その5級地の価格で今回は設定しているような状況でございます。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18番（中橋友子） 分かりました。ちなみに、その5級地というのは、高いのか安いのか、全体の基準から言ったらどのぐらいのところに当たるのですか。

○議長（寺林俊幸） 土木課長。

○土木課長（小野晴正） 1級から5級があるのですけれども、5級が一番最低になります。ですから、これより低い価格はないということでございます。

○議長（寺林俊幸） 建設部長。

○建設部長（笹原敏文） ちなみに、1級地は東京ですとか大都市ですとか、人口区分に応じて1級から5級までの5区分があります。参考までに、今回、電柱の価格で380円という単価がございますけれども、1級地の区分になりますと、これが1,700円定めてあるという状況になっております。そのような差があるというものです。

○議長（寺林俊幸） ほかにありませんか。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第86号、幕別町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 87 号、幕別町都市公園等条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

[休会]

○議長（寺林俊幸） お諮りいたします。

議事の都合により、明 12 月 14 日から 19 日までの 6 日間は休会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、明 12 月 14 日から 19 日までの 6 日間は、休会することに決定いたしました。

[散会]

○議長（寺林俊幸） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、議会再開は 12 月 20 日午後 2 時からであります。

15 : 38 散会

第 4 回幕別町議会定例会

議事日程

令和元年第 4 回幕別町議会定例会
(令和元年12月17日 10時00分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第 8 条、第11条）
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第 1 会議録署名議員の指名
7 岡本眞利子 8 荒 貴賀 9 酒井はやみ
（諸般の報告）
- 日程第 2 陳情第 7 号 幕別町行政区設置条例に関する陳情書の取下げ

会議録

令和元年第4回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 令和元年12月17日
- 2 招集の場所 幕別町役場3階議事堂
- 3 開会・開議 12月17日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (19名)
議 長 寺林俊幸
副議長 中橋友子
1 石川康弘 2 小田新紀 3 内山美穂子 4 藤谷謹至 5 小島智恵
6 若山和幸 7 岡本眞利子 8 荒 貴賀 9 酒井はやみ 10 野原恵子
11 田口廣之 12 谷口和弥 13 芳滝 仁 14 千葉幹雄 15 小川純文
16 藤原孟 17 東口隆弘
- 6 職務のため出席した議会事務局職員
局長 細澤正典 課長 半田 健 係長 遠藤寛士
- 7 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 8 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
7 岡本眞利子 8 荒 貴賀 9 酒井はやみ

議事の経過

(令和元年12月17日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○議長（寺林俊幸） これより、本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長（寺林俊幸） 本日の議事日程については、お手元に配布のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（寺林俊幸） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、7番岡本議員、8番荒議員、9番酒井議員を指名いたします。

[陳情取下げ]

○議長（寺林俊幸） 日程第2、陳情第7号、幕別町行政区設置条例に関する陳情書の取下げについてを議題といたします。

○議長（寺林俊幸） お諮りいたします。陳情第7号については、お手元に配布した取下申出書のとおり、陳情者から取り下げたいとの申し出がありました。これを許可することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。したがって陳情第7号の取下げは許可することに決定いたしました。

[休会]

○議長（寺林俊幸） お諮りいたします。

議事の都合により、明12月18日から19日までの2日間は休会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、明12月18日から19日までの2日間は、休会することに決定いたしました。

[散会]

○議長（寺林俊幸） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、議会再開は12月20日午後2時からであります。

10:03 散会

第4回幕別町議会定例会

議事日程

令和元年第4回幕別町議会定例会
(令和元年12月20日 14時00分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第8条、第11条）
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第1 会議録署名議員の指名
10 野原恵子 11 田口廣之 13 芳滝 仁
(諸般の報告)
- 日程第2 議案第97号 令和元年度幕別町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第3 議案第77号 幕別町債権管理条例
- 日程第4 議案第78号 幕別町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
- 日程第5 議案第79号 職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第80号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う一般職非常勤職員に係る関係条例の整備に関する条例
- 日程第7 議案第81号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う行政事務の委託等に係る関係条例の整備に関する条例
(日程第3～日程第7 総務文教常任委員会報告)
- 日程第8 発委第1号 議案第81号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う行政事務の委託等に係る関係条例の整備に関する条例」に対する附帯決議
- 日程第8の2 発議第10号 行政区のあり方調査検討特別委員会の設置について
- 日程第9 議案第88号 指定管理者の指定について
- 日程第10 陳情第5号 「日米共同訓練の規模縮小とオスプレイ参加の中止を求める意見書」の提出を求める陳情書
- 日程第11 陳情第6号 「日米共同訓練に参加する米軍輸送機オスプレイの補給拠点として陸上自衛隊帯広駐屯地を使用しないことを求める意見書」の採択及び関係諸機関への提出に関する陳情書
(日程第9～日程第11 総務文教常任委員会報告)
- 日程第11の2 発議第10号 日米共同訓練の規模縮小とオスプレイ参加の中止を求める意見書
- 日程第11の3 発議第11号 日米共同訓練に参加する米軍輸送機オスプレイの補給拠点として陸上自衛隊帯広駐屯地を使用しないことを求める意見書
- 日程第12 議員の派遣について
- 日程第13 常任委員会所管事務調査報告
(総務文教常任委員会、民生常任委員会、産業建設常任委員会)
- 日程第14 閉会中の継続調査の申し出
(総務文教常任委員会、民生常任委員会、産業建設常任委員会)

会議録

令和元年第4回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 令和元年12月20日
- 2 招集の場所 幕別町役場3階議事堂
- 3 開会・開議 12月20日 14時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (18名)
議 長 寺林俊幸
副議長 中橋友子
1 石川康弘 2 小田新紀 3 内山美穂子 4 藤谷謹至 5 小島智恵
6 若山和幸 7 岡本眞利子 8 荒 貴賀 9 酒井はやみ 10 野原恵子
11 田口廣之 13 芳滝 仁 14 千葉幹雄 15 小川純文 16 藤原 孟
- 6 欠席議員
12 谷口和弥
- 7 地方自治法第121条の規定による説明員
町 長 飯田晴義 副 町 長 伊藤博明
教 育 長 菅野勇次 農 業 委 員 会 会 長 谷内雅貴
代 表 監 査 委 員 八重柏新治 企 画 総 務 部 長 山岸伸雄
住 民 福 祉 部 長 合田利信 経 済 部 長 岡田直之
建 設 部 長 笹原敏文 会 計 管 理 者 萬谷 司
忠 類 総 合 支 所 長 川瀬吉治 札 内 支 所 長 原田雅則
教 育 部 長 山端広和 政 策 推 進 課 長 谷口英将
総 務 課 長 新居友敬 地 域 振 興 課 長 亀田貴仁
糠 内 出 張 所 長 天羽 徹
- 8 職務のため出席した議会事務局職員
局長 細澤正典 課長 半田 健 係長 遠藤寛士
- 9 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 10 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
10 野原恵子 11 田口廣之 13 芳滝 仁

議事の経過

(令和元年12月20日 14:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○議長（寺林俊幸） これより、本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長（寺林俊幸） 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（寺林俊幸） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、10 番野原議員、11 番田口議員、13 番芳滝議員を指名いたします。

[諸般の報告]

○議長（寺林俊幸） ここで、諸般の報告をいたします。

監査委員から、地方自治法第199条第9項の規定による「定期監査結果報告書」が議長宛てに提出されておりますので、お手元に配布いたしました。

また、総務文教常任委員会に付託いたしました議案及び陳情について、会議規則第77条及び第94条第1項の規定による審査結果報告書が、第3回定例会で決定した議員派遣の先進地視察調査に係る議員派遣結果報告書が議長宛てに提出されておりますので、お手元に配布いたしました。後ほどごらんいただきたいと思います。

次に、事務局から諸般の報告をいたさせます。

議会事務局長。

○議会事務局長（細澤正典） 12 番谷口議員から欠席する旨の届け出がありましたので、ご報告いたします。

○議長（寺林俊幸） これで、諸般の報告を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

14:01 休憩

14:06 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

[行政報告]

○議長（寺林俊幸） ここで、町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

飯田町長。

○町長（飯田晴義） お許しをいただきましたので、令和元年台風19号被害に係る被災市への職員派遣についてご報告させていただきます。

本年10月12日から13日にかけて、大型で強い勢力を保ったまま本州に上陸した台風19号は、関東地方をはじめ、甲信地方や東北地方など広範囲で記録的な大雨をもたらし、河川の氾濫や土砂崩れ等により、多くの人命が奪われ、また、家屋等の被害により、いまだ避難所生活を強いられている方がおられるなど、甚大な被害を及ぼしたところであり、心からお悔やみとお見舞いを申し上げるところであります。

本災害については、11月1日に激甚災害の指定がなされ、被災地においては、年の瀬を迎え、懸命

な復旧工事が行われているところでありますが、11月6日に全国町村会の北海道・東北ブロックの幹事県である青森県から、北海道を通じ、道内市町村に対し中長期間の被災地への職員派遣の要請があったところであります。

これを受け、本町といたしましては、災害発生後における生活再建等の支援を行うとともに、業務を通じた災害復旧・復興に関する職員研修の意味合いも含め、職員派遣の申し出をしていたところでありますが、このたび宮城県角田市への職員派遣が決定したところであります。

派遣の内容であります。来年1月8日から3月31日までの84日間において、事務職員を1か月交代で3名、技術職員を全期間1名派遣し、事務職員については、主に、ごみ処理や浸水家屋の復旧など生活再建に向けた国庫補助申請業務を、技術職員については、道路の災害復旧工事に関する設計積算、管理監督業務を担当する予定となっております。

なお、派遣に要する旅費等の経費につきましては、今回、補正予算として提案させていただいておりますが、派遣する職員の給与や旅費につきましては、派遣終了後、本町が負担した経費の相当額が角田市から負担金として支払われる予定となっております。

今後とも、角田市と連絡調整を図りながら、被災地の復旧・復興の一助となるよう努めてまいりたいと考えております。

以上、令和元年台風19号被害に係る被災市への職員派遣についてのご報告とさせていただきます。
○議長（寺林俊幸） これで、行政報告は終わりました。

[付託省略]

○議長（寺林俊幸） お諮りいたします。

日程第2、議案第97号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、日程第2、議案第97号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長（寺林俊幸） 日程第2、議案第97号、令和元年度幕別町一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第97号、令和元年度幕別町一般会計補正予算（第8号）について、ご説明申し上げます。

別冊でお配りしております議案書の1ページをごらんください。

今回の補正予算は、予算の総額に歳入歳出それぞれ72万3,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ158億5,452万1,000円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、2ページ、3ページに記載しております「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりであります。

はじめに、歳出からご説明申し上げます。

5ページをお開きください。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費72万3,000円の追加であります。

行政報告でも申し上げましたとおり、台風19号の被災市町村であります宮城県角田市への職員4名の派遣に伴い、所要の旅費を追加するものであります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

次に、歳入をご説明申し上げます。

4 ページをごらんください。

11 款 1 項 1 目地方交付税 72 万 3,000 円の追加であります。

普通交付税の追加であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

中橋議員。

○18 番（中橋友子） 関連質問になるので、もしお許しをいただければということをお願いしたいと思っています。

ただいまの補正予算、4 名の方の出張旅費ということでありましたけれども、町長の行政報告の中では、その 4 名の方の職員のいわゆる給料につきましては、角田市から後に負担金として支払われるということでありました。これは、激甚災害の地でありますから、国の予算によって激甚災害に対する費用が出されて、それが幕別町に給与として支払われるというふうに考えてよろしいのでしょうか。そうでなければ、被災を受けた地域のその人件費というのが、どこでもそうでしょうけれども、相当な負担になってくるのだと思うのです。災害を受けた上にその費用の負担が増えていくというのでは大変な状況だと思ひまして、あえて確認をさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 総務課長。

○総務課長（新居友敬） 今回の派遣については、地方自治法に基づいて行うような派遣になりまして、それでいくと私どもの人件費については、今の角田市のほうが最終的には負担するということになるのですが、角田市においては、それが特交措置という形になるということでございます。

（「分かりました」の声あり）

○議長（寺林俊幸） ほかにありませんか。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） ほかに質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

[委員長報告]

○議長（寺林俊幸） 日程第 3、議案第 77 号、幕別町債権管理条例を議題といたします。

総務文教常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長東口隆弘議員。

○17 番（東口隆弘） 議案第 77 号につきまして、朗読をもって報告をさせていただきます。

令和元年 12 月 20 日

幕別町議会議長寺林俊幸様

総務文教常任委員会委員長東口隆弘

総務文教常任委員会報告書

令和元年 11 月 29 日、本委員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第 77 条の規定により報告いたします。

記

1、委員会開催日

令和元年 12 月 6 日、13 日（2 日間）

2、審査事件

議案第 77 号、幕別町債権管理条例

3、審査の経過

審査に当たっては、条例の制定内容について質疑が行われ、慎重に審査した結果、全会一致で結論を見た。

4、審査の結果

原案を「可」とすべきものと決した。

以上でございます。

○議長（寺林俊幸） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

日程第 3、議案第 77 号、幕別町債権管理条例について討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第 77 号、幕別町債権管理条例についての委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 4、議案第 78 号、幕別町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例から日程第 7、議案第 81 号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う行政事務の委託等に係る関係条例の整備に関する条例までの 4 議件を一括議題といたします。

総務文教常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長東口隆弘議員。

○17 番（東口隆弘） 議案第 78 号につきまして、朗読をもって報告をさせていただきます。

令和元年 12 月 20 日

幕別町議会議長寺林俊幸様

総務文教常任委員会委員長東口隆弘

総務文教常任委員会報告書

令和元年 11 月 29 日、本委員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第 77 条の規定により報告いたします。

記

1、委員会開催日

令和元年 12 月 6 日、13 日、17 日（3 日間）

2、審査事件

議案第 78 号、幕別町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

3、審査の経過

審査に当たっては、条例の制定内容について質疑が行われ、慎重に審査した結果、全会一致で結論を見た。

4、審査の結果

原案を「可」とすべきものと決した。

議案第 79 号につきまして、朗読をもって報告をさせていただきます。

令和元年 12 月 20 日

幕別町議会議長寺林俊幸様

総務文教常任委員会委員長東口隆弘

総務文教常任委員会報告書

令和元年 11 月 29 日、本委員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第 77 条の規定により報告します。

記

1、委員会開催日

令和元年 12 月 6 日、13 日、17 日（3 日間）

2、審査事件

議案第 79 号、職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部を改正する条例

3、審査の経過

審査に当たっては、条例の改正内容について質疑が行われ、慎重に審査した結果、全会一致で結論を見た。

4、審査の結果

原案を「可」とすべきものと決した。

議案第 80 号につきましても、朗読をもって報告をさせていただきます。

令和元年 12 月 20 日

幕別町議会議長寺林俊幸様

総務文教常任委員会委員長東口隆弘

総務文教常任委員会報告書

令和元年 11 月 29 日、本委員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第 77 条の規定により報告します。

記

1、委員会開催日

令和元年 12 月 6 日、13 日、17 日（3 日間）

2、審査事件

議案第 80 号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う一般職非常勤職員に係る関係条例の整備に関する条例

3、審査の経過

審査に当たっては、条例の制定内容について質疑が行われ、慎重に審査した結果、全会一致で結論を見た。

4、審査の結果

原案を「可」とすべきものと決した。

議案第 81 号につきましても、朗読をもって報告をさせていただきます。

令和元年 12 月 20 日

幕別町議会議長寺林俊幸様

総務文教常任委員会委員長東口隆弘

総務文教常任委員会報告書

令和元年 11 月 29 日、本委員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第 77 条の規定により報告します。

記

1、委員会開催日

令和元年 12 月 6 日、13 日、17 日（3 日間）

2、審査事件

議案第 81 号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う行政事務の委託等に

係る関係条例の整備に関する条例

3、審査の経過

審査に当たっては、条例の制定内容について質疑が行われ、慎重に審査した結果、全会一致で結論を見た。

4、審査の結果

原案を「可」とすべきものと決し、附帯決議を付した。

以上でございます。

○議長（寺林俊幸） 報告が終わりましたので、一括して質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

日程第4、議案第78号、幕別町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第78号、幕別町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例についての委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第79号、職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第79号、職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部を改正する条例についての委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第80号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う一般職非常勤職員に係る関係条例の整備に関する条例について討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第80号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う一般職非常勤職員に係る関係条例の整備に関する条例についての委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第81号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う行政事務の委託等に係る関係条例の整備に関する条例について討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第81号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う行政事務の委託等に係る関係条例の整備に関する条例についての委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

[議案審議]

○議長(寺林俊幸) 日程第8、発委第1号、議案第81号、「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う行政事務の委託等に係る関係条例の整備に関する条例」に対する附帯決議を議題といたします。

提出者であります総務文教常任委員会委員長の説明を求めます。

委員長東口隆弘議員。

○17番(東口隆弘) 発委第1号につきまして、朗読をもって趣旨を説明させていただきます。

発委第1号

令和元年12月20日

幕別町議会議長寺林俊幸様

提出者、総務文教常任委員会委員長東口隆弘

議案第81号、「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う行政事務の委託等に係る関係条例の整備に関する条例」に対する附帯決議

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第3項の規定により提出をいたします。

議案第81号、「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う行政事務の委託等に係る関係条例の整備に関する条例」に対する附帯決議

議案第81号により一部改正される「幕別町行政区設置条例」は、昭和32年に制定され、本条例に基づく行政区(公区)制度は、地方自治の本質要素である住民自治を築くための役割を果たし、町行政の効率的な運営に寄与してきた。

しかしながら、変貌する社会情勢の中で、住民意識の多様化などにより地域に対する愛着心が薄れ、自治組織に加入しない世帯が増加していることや、高齢化に伴う役員のなり手不足などの課題が表面化し、これまで議会でも指摘しているところである。

今回の条例は、地方公務員法の改正により、特別職非常勤職員として位置付けられていた「公区長」が、任用の厳格化により該当しなくなることに伴うものであり、行政区制度が抱える課題解決に向けた視点はなく、町民の意見を聞き、時代に合った制度への見直しを求める町民からの要望に応えるものとはなっていない。

よって、「行政区制度」が抱える課題解決とともに、地域コミュニティによるまちづくりの今後の

方向性を示すため、町民や関係団体等の意見を十分に聴取し、「行政区制度」のあり方の検討が必要であり、下記の事項に留意し早期にかつ精力的に取り組まれるよう、強く求めるものである。

記

- 1、行政区制度のあり方の検討に向けたスケジュールを議会に早期に提示すること。
- 2、行政区制度のあり方の検討については、町民の理解が十分に得られる取組を講じること。
- 3、行政区制度のあり方の検討の取組状況について、適宜、議会に報告すること。

以上、決議する。

令和元年 12 月 20 日

北海道中川郡幕別町議会

以上でございます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

日程第 8、発委第 1 号、議案第 81 号、「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う行政事務の委託等に係る関係条例の整備に関する条例」に対する附帯決議について討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長（寺林俊幸） 田口議員。

○11 番（田口廣之） 特別委員会設置の動議を提出します。

（賛成の声あり）

[動議]

○議長（寺林俊幸） ただいま、田口廣之議員から特別委員会設置の動議が出されました。

この動議は、1 人以上の賛成者がありますので、成立いたします。

ここで、追加日程配布のため、暫時休憩いたします。

14：38 休憩

14：39 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

[日程追加・付託省略]

○議長（寺林俊幸） ただいま、お手元に配布いたしました追加日程のとおり、発議案が提出されました。

この際、これを日程に追加し、本会議で審議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、発議案を日程に追加し、本会議で審議いたすことに決定いたしました。

[議案審議]

○議長（寺林俊幸） 日程第8の2、発議第10号、行政区のあり方調査検討特別委員会の設置についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

田口廣之議員。

○11番（田口廣之） 行政区のあり方調査検討特別委員会の設置について、朗読をもって趣旨を説明させていただきます。

発議第10号

令和元年12月20日

幕別町議会議長寺林俊幸様

提出者、幕別町議会議員田口廣之

賛成者、幕別町議会議員小島智恵

行政区のあり方調査検討特別委員会の設置について

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。

（提案理由）

行政区のあり方調査検討特別委員会を設置する必要があるので、この案を提案する。

行政区のあり方調査検討特別委員会の設置に関する決議

次のとおり、行政区のあり方調査検討特別委員会を設置するものとする。

1、名称

行政区のあり方調査検討特別委員会

2、設置の根拠

地方自治法第109条及び委員会条例第5条

3、目的

行政区制度全般に関わる事項を調査検討し、地域コミュニティによるまちづくりの活性化と充実を図ることを目的とする。

4、委員の定数

18名（議長を除く議員の全員）

なお、地方自治法第98条第1項の規定による検閲、検査権を付与するものとする。

5、期間

委員会は、目的を達成するまで議会閉会中においても調査及び審査を行うことができるものとする。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

日程第8の2、発議第10号、行政区のあり方調査検討特別委員会の設置について討論を行います。
討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました

[委員長報告]

○議長（寺林俊幸） 日程第9、議案第88号、指定管理者の指定についてを議題といたします。

本件については、千葉幹雄議員に直接の利害関係がある事件であり、その議事に参与できないため、地方自治法第117条の規定によって、千葉幹雄議員の退場を求めます。

暫時休憩いたします。

14：45 休憩

(14：45 千葉議員退場)

14：45 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

それでは、議案第88号、指定管理者の指定について、総務文教常任委員会委員長の報告を求めます。
委員長東口隆弘議員。

○17番（東口隆弘） 議案第88号につきまして、朗読をもって報告をさせていただきます。

令和元年12月20日

幕別町議会議長寺林俊幸様

総務文教常任委員会委員長東口隆弘

総務文教常任委員会報告書

令和元年11月29日、本委員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

1、委員会開催日

令和元年12月6日、13日（2日間）

2、審査事件

議案第88号、指定管理者の指定について

3、審査の経過

審査に当たっては、事業計画、収支計画内容について質疑が行われ、慎重に審査した結果、全会一致で結論を見た。

4、審査の結果

原案を「可」とすべきものと決した。

以上でございます。

○議長（寺林俊幸） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第88号、指定管理者の指定についての委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

ここで、除斥議員入場のため、暫時休憩いたします。

14:48 休憩
(14:48 千葉議員入場)
14:48 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

[委員会報告]

○議長（寺林俊幸） 日程第10、陳情第5号、「日米共同訓練の規模縮小とオスプレイ参加の中止を求める意見書」の提出を求める陳情書及び日程第11、陳情第6号、「日米共同訓練に参加する米軍輸送機オスプレイの補給拠点として陸上自衛隊帯広駐屯地を使用しないことを求める意見書」の採択及び関係諸機関への提出に関する陳情書の2議件を一括議題といたします。

総務文教常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長東口隆弘議員。

○17番（東口隆弘） 陳情第5号につきまして、朗読をもって報告をさせていただきます。

令和元年12月20日

幕別町議会議長寺林俊幸様

総務文教常任委員会委員長東口隆弘

総務文教常任委員会報告書

令和元年11月29日、本委員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記

1、委員会開催日

令和元年12月6日、13日、17日（3日間）

2、審査事件

陳情第5号、「日米共同訓練の規模縮小とオスプレイ参加の中止を求める意見書」の提出を求める陳情書

3、陳情の趣旨

防衛省は、米軍普天間飛行場（沖縄県）の米海兵隊輸送機MV22オスプレイの訓練移転を、2020年1月から道内で行う日米共同訓練で計画していることを明らかにした。

オスプレイは墜落事故を繰り返し、ほかの米海兵隊運用機より重大事故率が高い輸送機である。

また、昼夜を問わず低空飛行を繰り返すオスプレイの騒音はすさまじく、酪農業への影響や環境破壊など、平穏な日常生活に多大な被害をもたらすことは必至である。

さらに、米海兵隊と自衛隊の約3,000人が参加する大がかりな日米共同訓練は、隣国ロシアを刺激しかねず、北方領土問題の解決を後退させるものである。

よって、国においては、国民の生命・財産及び安心・安全な生活を守るため、日米共同訓練の規模縮小とオスプレイの参加を中止することを強く要望する。

4、審査の経過

審査に当たっては、陳情の趣旨等について論議がなされ、起立採決で結論を見た。

5、審査の結果

「不採択」とすべきものと決した。

陳情第6号につきまして、朗読をもって報告をさせていただきます。

令和元年12月20日

幕別町議会議長寺林俊幸様

総務文教常任委員会委員長東口隆弘

総務文教常任委員会報告書

令和元年 11 月 29 日、本委員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第 94 条第 1 項の規定により報告します。

記

1、委員会開催日

令和元年 12 月 6 日、13 日、17 日（3 日間）

2、審査事件

陳情第 6 号、「日米共同訓練に参加する米軍輸送機オスプレイの補給拠点として陸上自衛隊帯広駐屯地を使用しないことを求める意見書」の採択及び関係諸機関への提出に関する陳情書

3、陳情の趣旨

日米共同訓練に参加する米軍輸送機「オスプレイ」の補給拠点として陸上自衛隊帯広駐屯地内の十勝飛行場の活用が検討されている。

保育園、幼稚園、小中高等学校などが集まる住宅密集地の中心に位置する帯広駐屯地が補給拠点となれば、十勝管外にある演習場から、オスプレイが頻繁に十勝管内を飛来することとなり、幕別町の上空を飛行することも予想される。

また、製造段階から墜落や不時着などの事故を頻繁に起こしており、たび重なる飛来と離着陸時の事故が懸念され、さらに、騒音被害や低周波音による振動により、お年寄りや妊婦、学生や子どもたちの心身、家畜の健康への影響も心配される。

よって、幕別町民の生命・財産・安全・平穏な生活及び家畜の健康を守るため、日米共同訓練に参加する米軍輸送機オスプレイの補給拠点として陸上自衛隊帯広駐屯地を使用しないことを求める。

4、審査の経過

審査に当たっては、陳情者を参考人として招致し、陳情の趣旨等について論議がなされ、起立採決で結論を見た。

5、審査の結果

「不採択」とすべきものと決した。

以上であります。

○議長（寺林俊幸） 報告が終わりましたので、2 議件について一括して質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

日程第 10、陳情第 5 号、「日米共同訓練の規模縮小とオスプレイ参加の中止を求める意見書」の提出を求める陳情書について討論を行います。

委員長の報告が不採択でありますので、最初に、原案に賛成の発言を許します。

野原議員。

○10 番（野原恵子） 陳情第 5 号、「日米共同訓練の規模縮小とオスプレイ参加の中止を求める意見書」の提出を求める陳情に共産党議員団を代表して賛成討論を行います。

オスプレイは 1986 年から開発が始まり、二つのプロペラを持つ輸送用のヘリコプターですが、開発途中から重大な事故が起きております。オスプレイの元主任分析官のレックス・リボロ氏は、琉球新報のインタビューで重要な問題として、ヘリコプターのエンジンが停止した場合、機体降下で生まれる空気の流れて回転翼を回し、揚力を得て緊急着陸するヘリコプターの能力であるオートローテーションの欠陥を指摘しています。

さらに、国防省は、これまで兵士が搭乗する軍用機に連邦航空局と同等の安全基準を要求してきましたが、オスプレイは初めてそこから逸脱していると指摘しています。

オスプレイのプロペラは普通のプロペラ機と比べて大きく、空中給油のホースが接触する可能性が高いと指摘されていましたが、2016 年、沖縄の名護市で空中給油訓練をしている際にプロペラがホースに接触し、墜落事故が起きています。陳情の資料にも示されていますように、エンジントラブルなどの重大事故も多数起きています。また、離着陸の際の騒音や粉じんの被害も甚大です。

オスプレイは、米軍特殊作戦部隊の輸送を主な任務としており、夜間・低空飛行訓練を行うことが想定されており、既に普天間飛行場では、日米で合意した運用ルールや騒音防止協定に違反した飛行訓練が多発し、社会問題となっています。

北海道には自衛隊基地、演習場が集中しており、その多くが米軍との共用となっています。沖縄県内の基地は米軍専用基地が大半を占めていますが、米軍が使用できる施設、区域という意味では、北海道が日本で最も多く抱えています。

平成 21 年度版の防衛白書では、「北海道の恵まれた訓練環境をより一層活用していくことが必要である」とされ、2015 年 4 月には「日米防衛協力のための指針」が合意され、米軍と自衛隊の一体化、訓練強化が一層進められています。

全国で相次ぐ在日米軍による事件、オスプレイを含む事故などの被害が絶えず、国民の命と生活が脅かされている現状を阻止するために、2018 年 7 月に全国知事会が日米地位協定の抜本的改定を求める意見書を日米両政府に提出し、幕別町でも本年 6 月に議会から国に提出しています。日本の主権と国民の人権を守ることを意思決定した議会として、また、道民の生命・財産及び安全な生活を守るため、陳情第 5 号、日米共同訓練の規模縮小とオスプレイ参加の中止を求める陳情に対し、賛成といたします。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 次に、原案に反対者の発言を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

お諮りいたします。

陳情第 5 号、「日米共同訓練の規模縮小とオスプレイ参加の中止を求める意見書」の提出を求める陳情書についての委員長の報告は、不採択であります。

したがって、会議規則第 81 条第 1 項の規定により、原案について採決を行います。

採決は、電子表決システムにより行います。

陳情第 5 号、「日米共同訓練の規模縮小とオスプレイ参加の中止を求める意見書」の提出を求める陳情書について、原案のとおり採択することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

なお、会議規則第 82 条第 2 項の規定により、表決確定の宣告がなされた場合において、賛成のボタンまたは反対のボタンのいずれも押していない方は、反対のボタンを押したものとみなします。

押し忘れはありませんか。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） なしと認め、確定します。

投票総数 17 人、賛成 9 人、反対 8 人。

したがって、本件は原案のとおり採択することに決定いたしました。

○議長（寺林俊幸） 次に、日程第 11、陳情第 6 号について討論を行います。

委員長の報告が不採択でありますので、最初に、原案に賛成者の発言を許します。

野原恵子議員。

○10 番（野原恵子） 陳情第 6 号、「日米共同訓練に参加する米軍輸送機オスプレイの補給拠点として陸上自衛隊帯広駐屯地を使用しないことを求める意見書」の採択及び関係諸機関への提出に関する陳情に共産党議員団を代表して賛成討論を行います。

オスプレイの機能欠陥については、陳情第 5 号と同じですので、説明を省略いたします。

防衛省は、米海兵隊のオスプレイが参加する共同訓練ノーザンヴァイパーを来年 1 月 22 日から 2 月 8 日まで帯広駐屯地、北海道大演習場、矢臼別演習場、航空自衛隊千歳基地で訓練を実施すると発表しました。

昨年予定されていた共同訓練は、オスプレイ 6 機が参加し、補給拠点を陸上自衛隊帯広駐屯地となっていました。胆振東部地震のため中止となりました。

新聞報道によれば、1 月からの共同訓練は約 4,100 人が参加し、陸上自衛隊と米海兵隊の共同訓練では過去最大の規模となっております。オスプレイの補給拠点は千歳基地となり、帯広駐屯地はヘリコプターの機体整備などで使用され、米兵約 100 人が滞在するとされております。

オスプレイが道内の自衛隊基地を拠点に訓練するのは、初めてのことです。十勝、帯広での日米共同訓練は、1988 年、1992 年、1996 年、2000 年に然別演習場を使用して積雪寒冷地訓練として 4 回実施されています。広大な演習場があり、訓練適地とされている道内で訓練の恒常化が懸念されます。

来年 1 月からの日米共同訓練では、千歳基地がオスプレイの補給拠点として報道されておりますが、帯広駐屯地の十勝飛行場の周辺には、住宅地、学校、保育所、病院、公共的施設が接近しています。矢臼別演習場の行き帰りに幕別の上空を飛来する可能性もあります。

また、帯広駐屯地に緊急着陸することがないのか、今後使用することもあり得るのではないか、不安は払拭されていません。住民の生命・財産、安全な生活を守るため、陳情第 6 号、日米共同訓練に参加する米軍輸送機オスプレイの補給拠点として陸上自衛隊帯広駐屯地を使用しないことを求める陳情に対し、賛成といたします。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 次に、原案に反対の発言を許します。

ほかに討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） これで、討論を終わります。

お諮りいたします。

陳情第 6 号、「日米共同訓練に参加する米軍輸送機オスプレイの補給拠点として陸上自衛隊帯広駐屯地を使用しないことを求める意見書」の採択及び関係諸機関への提出に関する陳情書についての委員長報告は、不採択であります。

したがって、会議規則第 81 条第 1 項の規定により、原案について採決を行います。

採決は、電子表決システムにより行います。

陳情第 6 号、「日米共同訓練に参加する米軍輸送機オスプレイの補給拠点として陸上自衛隊帯広駐屯地を使用しないことを求める意見書」の採択及び関係諸機関への提出に関する陳情書について、原案のとおり採択することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

なお、会議規則第 82 条第 2 項の規定により、表決確定の宣告がなされた場合において、賛成のボタンまたは反対のボタンのいずれも押していない方は、反対のボタンを押したものとみなします。

押し忘れはありませんか。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） なしと認め、確定いたします。

投票総数 17 人、賛成 9 人、反対 8 人。

したがって、本件は原案のとおり採択することに決定いたしました。

ここで、追加日程配布のため、暫時休憩いたします。

15：11 休憩

15：13 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

[日程追加・付託省略]

○議長（寺林俊幸） ただいま、お手元に配布いたしました追加日程のとおり、意見書案が提出されま

した。

この際、これを日程に追加し、本会議で審議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案を日程に追加し、本会議で審議することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長（寺林俊幸） 日程第 11 の 2、発議第 11 号、日米共同訓練の規模縮小とオスプレイ参加の中止を求める意見書及び日程第 11 の 3、発議第 12 号、日米共同訓練に参加する米軍輸送機オスプレイの補給拠点として陸上自衛隊帯広駐屯地を使用しないことを求める意見書の 2 議件を一括議題といたします。

お諮りいたします。

本意見書案については、さきに採択となりました陳情と同じ内容でありますので、提出者の説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、提出者の説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

発議第 11 号、日米共同訓練の規模縮小とオスプレイ参加の中止を求める意見書は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議ありの声あり)

○議長（寺林俊幸） 異議がありますので、電子表決システムにより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

なお、会議規則第 82 条第 2 項の規定により、表決確定の宣告がなされた場合において、賛成のボタンまたは反対のボタンのいずれも押していない方は、反対のボタンを押したものとみなします。

押し忘れはありませんか。

(なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） なしと認め、確定いたします。

投票総数 17 人、賛成 9 人、反対 8 人。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

発議第 12 号、日米共同訓練に参加する米軍輸送機オスプレイの補給拠点として陸上自衛隊帯広駐屯地を使用しないことを求める意見書は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

[議員の派遣]

○議長（寺林俊幸） 日程第 12、議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

お手元に配布しましたとおり、来る 1 月 16 日、芽室町議会及び幕別町役場会議室で開催する幕別町議会議員会研修に全議員を派遣いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、議員の派遣につきましては、お手元に配布しましたとおり、派遣することに決定いたしました。

なお、派遣内容に変更が生じたときは、議長に一任願います。

[委員会報告]

○議長（寺林俊幸） 日程第 13、常任委員会所管事務調査報告を議題といたします。

総務文教常任委員会委員長、民生常任委員会委員長、産業建設常任委員会委員長から、会議規則第 77 条の規定によって、所管事務調査報告書が議長宛てに提出され、お手元に配布済みであります。

なお、本件は説明を省略いたしますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

[閉会中の継続調査の申し出]

○議長（寺林俊幸） 日程第 14、閉会中の継続調査の申し出を議題といたします。

総務文教常任委員会委員長、民生常任委員会委員長及び産業建設常任委員会委員長から、所管事務調査に係る事件につき、会議規則第 75 条の規定によって、お手元に配布した申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

[閉議・閉会宣告]

○議長（寺林俊幸） これで、本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって、令和元年第 4 回幕別町議会定例会を閉会いたします。

15：20 閉会